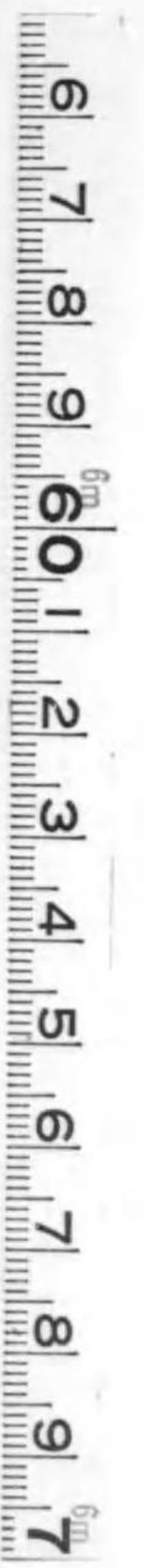


321

121



始



53498

321  
127

洋平太馬奈巴  
會覽博大國萬

(設開月二) 貳第 (年四正火)



港梁國米  
社聞新界世新  
行發

321-121

巴奈馬 太平洋 萬國大博覽會 第貳

大正 8.4.25 内交

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, Ltd.

415-429 SANSOME ST.,

P. O. Box 2210 B. Station, SAN FRANCISCO, CAL.

資本金 四千八百萬圓 拂込済 參千萬圓  
 積立金 壹千七百八拾五萬圓 (大正元年九月間)

本店 預金

定期 六ヶ月以上三ヶ年  
 利率 年五百分  
 通知 無期 預り  
 利率 三分六厘五毛

以上圓五十二

支店 預金

定期 六ヶ月—三ヶ年  
 利率 年一三百分  
 保護 無利息引自由  
 金五圓以上取張

以上圓五廿期定

- 預金者の 御便利御利益を計り常桑港支店に於て横濱本店預金證書を發行仕候間直  
 接當支店へ御申込相成度候
- 本邦送金 御出帆前日迄に御申込相成度候  
 は金五圓以上無手数料にて最近便船により本邦へ送金手續取計可申候間
- 預金送金 御申込書は必ず明瞭に御為めの相成、金券と封にて御送附有之度候  
 當店宛御送金は桑港市拂の銀行手形額又は郵便爲替にて御送附願度候
- 證書類は 總て御申送書に御記入の場所へ宛て書留郵便にて送附仕候、其不着等に  
 就て御照會の節は御送金月日、申込の要項其他御記入相成度候

横濱正金銀行

桑港支店

電話一三九六

121-121

巴奈馬 太平洋 萬國大博覽會 第貳

大正 8. 4. 25 内交

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, Ltd.

415-429 SANSOME ST.,

P. O. Box 2210 B. Station, SAN FRANCISCO, CAL.

資本金 四千八百萬圓 拂込済 參千萬圓  
 積立金 壹千七百八拾五萬圓 (大正元年九月調)

本店 預金

定期	六ヶ月以上三ヶ年
利息	年五分
通知	無期限預り
利息	三分六厘五毛
上以圓五十二	

支店 預金

定期	六ヶ月—三ヶ年—
利息	年三分
保護	無利息引出自由
金	五兩以上取扱
上以兩五廿期定	

- 預金者の 御便利御利益を計り當桑港支店に於て横濱本店預金證書を發行仕候間直 接當支店へ御申込相成度候
- 本邦送金 是金五圓以上無手数料にて最近便船により本邦へ送金手續取計可申候間 毎出帆前日迄に御申込相成度候
- 預金送金 御申込書は必ず明瞭に御認ため相成、金券と同時にて御送附有之度候 當店宛御送金は桑港市拂の銀行手形類又は郵便爲替にて御送附願度候
- 證書類は 總て御申送書に御記入の場所へ宛て書留郵便にて送附仕候、其不着等に 就て御照會の節は御送金月日、申込の要項其他御記入相成度候

横濱正金銀行

桑港支店

電話一三九六

# 洋服商成功の秘訣虎の巻の發表

一年は十二月ある、日本の如く春夏秋冬はなくとも夏と冬とは體にある、故に各洋服店には年中休みなしに多忙であるべき様に天は與へてある、柄が夏冬兩向とは云ひながら冬の寒さに薄地の夏服を着して居るのは見ても宜しくない、オバーコートがなくとも金有ても不景氣に見える、夏の暑さに冬服は衛生上甚だ宜しくないとの考が御客様の頭にあるのは洋服商に取り好チャンスでありませぬか我々日本人の體格には白人製仕入洋服ではフキットがしない上に何うも着心地が宜しくない、白人洋服店に注文するとしても第一言葉が不自由である、裏地なども上等の品を付けて呉れぬから困るとは御客様方の告白である、注文取諸君の大に乗すべき好チャンスである、日本人洋服店はこの様に種々の特點を有するにも拘はらず他の商業の如く發達せぬのは何故であるか、其の重なる原因を察するに

「第一」日本洋服店は値段が高く、第二 仕事が約束の日に出来ないから白人洋服店に注文するか又は仕入服で間に合せ様との考が御客様の頭にあるらしい、日本人洋服店にとりて悪い考であるけれども事實であるから各自改良するより外に仕方がない第一の値段を安くする方法は原料の買入に注意するのが最も近道である、澤山の品物を現金で買入る時は同じ品物を二割安の値段で買求める事が出来る、洋服一着の原料金十五弗とすれば其の二割は金三弗である、同じ利益を得て今迄の値段より三弗も安くして仕事を好くしたらば御客様も大に満足して新しきカスタマーとして友達を連れて来る事請合である當店より送る見本に就て品質と値段に注意する事

第二の仕事が約束の日に出来ないのは御客様に悪い感じを與へる、二度目三度目に來ても出來て居らぬ時は御安様は立腹する計りでなく其の次には自分のカントマーでない事と思はなければならぬ日本人洋服店が約束の日に出来ないのは無理でない、仕事の忙しき時に高い給金の職人を頼んで置く譯には行かず、多忙な時は各洋服店共同様に多忙で職人不足である仕事に遅れる注文が重なる御客様には氣の毒でならぬので皆様に氣が氣でない事と察する、此の時にヒノエ組男女洋服部へ送りさへすれば自分で作るよりも早く出來て御客様にも満足と與へる事が出来るヒノエ組男女洋服部は婦人洋服五十着、男子洋服五十着を一週間内に出来る様の設備が完全して居る事を忘れてはなりません注文の多い時にはヒノエ組へ送り一日も早く出來る様にし御客様に満足と與へる事

桑港ブツシユ街四六一(グラント街ヨリ二軒目の二階)  
電話サター二一八三七

ヒノエ組

## 第二卷發行に就て

昨年巴奈馬太平洋萬國大博覽會第壹卷を發刊するや幸ひにして日米兩國朝野の人士より多大の同情と讚辭とを以て迎へられたるは本社の甚だ光榮とする處也茲に於てか本社は今年其第貳卷を發行し江湖諸彦の知遇に酬いんとす夫れ巴奈馬太平洋萬國博覽會は空前の大規模也又其祝賀の記念たる巴奈馬運河の開通と太平洋發見四百年祭とは過去半世紀に互り傳來的友交を保持し來れる日米兩國の深甚なる特殊の意義を有す先年日本政府が歐洲列強に先んじて此博覽會に參同の意を表し更に昨年議會の協賛を経て之に對する國庫の支出百二十萬圓を計上せるもの洵に偶然に非ず唯不幸にして昨年は加州立法院に於ける所謂土地問題の爲め兩國の國交少しく疎隔せられたるが如き觀あり従つて政府の參同は依然たるも日本民間の出品に至つては一時或は盛況を疑はしむるものありき雖然大博覽會と土地問題とは素より混同すべからず幸ひ其後日本に於ては大隈伯の如き言論界の有力なる發言者大に參同出品を説き濫澤中野氏等の如き實業界の有力家亦略ぼ説を同じうす加ふるに在留同胞亦熱心に日本政府及民間の參同出品を希望し慰問使添田、江原諸氏亦歸朝して大に參同出

品の必要を説くに當り米國よりは勸誘委員派遣せられんとし上下の人心次第に緩和せられ當初の誠意と熱心とを以て参加せんとするに至らんとするは日米兩國の爲め眞に悦ぶ可しと爲す斯の如き時機に際し本社が爰に巴奈馬太平洋萬國大博覽會第二卷を發行するを得たるは誠に欣喜とする處也

千九百十三年四月二十五日

米國 桑 港

新 世 界 新 聞 社

本報は米國の新聞社として、米國の新聞界に於ては、最も發達したる新聞社である。故に、米國の新聞界に於ては、本報の地位は、最も重要な地位を占めてゐる。本報は、米國の新聞界に於ては、最も發達したる新聞社である。故に、米國の新聞界に於ては、本報の地位は、最も重要な地位を占めてゐる。本報は、米國の新聞界に於ては、最も發達したる新聞社である。故に、米國の新聞界に於ては、本報の地位は、最も重要な地位を占めてゐる。

巴奈馬太平洋萬國大博覽會 第二目次

第二卷發刊の趣旨

口繪 其一 博覽會會場雜觀

大博覽會敷地に於ける工事の一部 工事中の機械館  
 輸成れる機械館 最大の建築物機械館 竣工後の博覽會會場想圖 東洋門上の彫刻 四季館前の彫刻の一部 四季館 祭禮館 東洋門發動機館 日月殿の入口

口繪 其二 日本諸名士の肖像

伯壽 山本權兵衛 男爵 齋藤 實 子爵 財部 彪  
 山本 達雄 男爵 牧野 伸顯 子爵 珍田 捨己  
 高橋 是清 男爵 原 敬 元 田 肇  
 奥田 義人 子爵 清浦 奎吾 子爵 花房 義實  
 松平 正直 伯爵 大隈 重信 男爵 淺澤 榮一  
 中野 武繁 伯爵 大木 遠吉 伯爵 寺島 誠一郎  
 宗 儀 政 男爵 近藤 廉平 伯爵 淺野 總一郎  
 中橋 德五郎 江原 素六 法學博士 添田 壽一  
 法學博士 高橋 作衛 末廣 重雄 山口 熊野  
 根津 嘉一郎 井上角五郎

口繪 其三 日本諸名士の筆蹟

牧野男 内田子 珍田子 淺澤男 江原 尾崎 犬養 閣 守屋  
 中橋 添田 山澤 高橋 浮田 末廣 中野 林 博太郎 山口  
 森山 加納(英文國務卿)ライオン子爵内田康哉

口繪 其四 米國諸名士の肖像(附運河工事中之景)

大統領 クラウソン 國務卿 プライアン (英文欄)  
 進歩黨總理 ルンベルト 加州知事 ショーン  
 フ博覽會社長ミア 博覽會各部員 桑港市長ロル  
 開門 巴奈馬運河の最難工事クレーナ切割

第一編 博覽會

第一章 大博覽會と日本……………一

日本政府の参同承諾…委員派遣と敷地選定…参同費豫算決定…土地問題と大博覽會…在留同胞と大博覽會…沙部日本人實業俱樂部の關係…桑港在留民大會決議…日本勸誘委員の派遣

第二章 大博覽會と列國……………七

参同を承諾せる諸國…敷地を選定せる諸國…歐洲列強の意圖

第三章 大博覽會と各州……………八

参同を承諾せる諸州…敷地を選定せる諸州…参同費を決定せる諸州

第四章 大博覽會の規模……………一〇

博覽會會社の資本…州政府及桑港市の補助…諸外國及其他の参同費…興行者の投資…敷地の廣袤…敷地の一般計畫…會場内の建築…工事の進行…諸種大會の開催…列強陸海軍の参加…會場内の諸設備…閉會及閉會

第五章 會場内の營業及興業……………一五

營業及興行區域…許可の方針…特許出願手續…特許出願書式…許可されたる營業…許可されたる興行

第六章 大博覽會の役員……………一八

大博覽會の役員……………一八

第七章 大博覽會の規則

博覽會社の重役... 實務執行幹部... 州政府及桑港市の監督官
總則及管理... 分類及部門... 陳列及管理... 出品の分類... 入場... 陳列及開閉... 出品と制限... 出品の出願... 荷造及營業... 出品と注意... 陳列と注意... 出品と關稅... 保護及保險... 廣告の制限... 秩序と制理... 倉庫の設備... 掃蕩及攝影... 供給と出願... 場内の營業... 出品の目錄... 警務及衛生... 審査の方法

第八章 大博覽會の歴史

開設の首唱... 畜業團體の決議... 開設の發表... 補助金の請願... 準備委員の選定... 博覽會の改名... 資金の募集... 補助と増資... サンタイゴ市との競争... ニュウオレフランスとの競争... 桑港市の勝利... 大統領の宣言... 會場敷地の選定... 起工式

第九章 巴奈馬運河博覽會

開設の由來... 計畫と位置... 役員の名望及實力... 會場一般設計... 敷地の廣袤... 外國及州政府の參與... 特殊の目的... 開會及閉會並に現在役員

第十章 博覽會の起源

古代の博覽會... 中世の博覽會... 近世前朝の博覽會... 最初の萬國博覽會

第貳編 運河

第一章 中南米運河開鑿史

初めて運河の必要を認む... 當初の開鑿計畫... 米

第二章 巴奈馬運河開鑿工事

佛蘭國民の調査... 第一巴奈馬運河會社... 同會社の破産... 第二巴奈馬運河會社... 米國のニカラガ運河計畫... 地峽運河委員會の調査... 愈々巴奈馬運河に決す

第三章 運河と米國の外交

運河外交研究の必要... 米國當初の對運河政策... グレイトン・パルマー條約... 米國運河政策の一變... ハー・バウンスフオート條約... 運河地帯管轄權の獲得

第四章 運河の國際的地位

局外中立の原則... 國際的運河の性質... 國際的運河の要素

第五章 巴奈馬運河の性質

公共的性質と其制限... 條約上の性質... 國際間的關係

第六章 巴奈馬運河の管理

米國の運河地帯管轄權... 開鑿工事の分掌... 運河地帯の行政... 運河地帯の財政... 運河地帯の衛生... 鐵道及通信機關

第七章 巴奈馬運河の防備

防備を可とする議論... 防備を可とする議論... 防備の内容

第八章 巴奈馬運河通航料問題

通航料に關する根本的觀念... 條約上の制限... 蘇士運河の先例... 通航料免除可否論... 本問題の歸趣... 通航料金額の問題... 鐵道會社所有船除外問題

第九章 巴奈馬運河と海運業

運河の最大利用者... 巴奈馬運河の吸引力... 運河と米國の運輸業... 運河と日本の海運業

第十章 巴奈馬運河と移民問題

太平洋岸の輿論... 移民研究大會の決議... 加州政府移民調査委員

第參編 資料

第一章 加州議會の排日法案

第四十回加州議會... 提出されたる排日法案

第二章 土地法案の通過

下院の土地法案... 上院の土地法案... 聯邦政府の干渉... 知事の態度宣明... 大統領の警告... 知事の返電... 國務卿の加州出張... 知事の意見書... 國務卿と兩院協議會... ウエツパ案... 大統領の再警告... 借地權の許容... 土地案上院を通過す... 二種の反對意見... 土地案下院を通過す... 國務卿告別辭

第三章 土地法の裁可及實施

國務卿の訓電... 加州州會閉會... 知事の決心... 知事の土地法裁可... 土地法の實施

第四章 土地法に對する抗議

日本よりの抗議... 米國內の抗議... 中華留學界

第五章 土地法に對する意見

ケイトル氏の意見... ショルダン博士の意見... ズメルト氏の意見

第六章 他州の新土地法

華盛頓州の土地法改正... アリゾナ州の土地法改正... アイダホ州の土地法改正

第七章 土地法と日米外交

日本政府第一抗議... 米國政府の第一回答... 日本政府第二抗議... 大統領及大使の會見... 山本首相の聲明... 東部親日輿論の冷却... 歸化權に關する論議... 英國の日本人歸化論... 日本政府の追加抗議... 米國政府の第二回答... 試訴提起説... アウトロー社

第八章 在留同胞と土地問題

土地案に對する運動... 臨時代表者會... 第二回時局特別委員會... 陳情委員の派遣... 第二回時局特別委員會... 中央團體設立案... 桑港日本人會設立... 土地會社の組織

第九章 日米關係雜事

桑港總領事の交迭... テリンハム移民法案... 日本内閣の交迭... 米國大統領承認... 在米同胞顧問使... 加拿大移民制限の宣言... 日米仲裁條約改訂... 新駐日米大使の赴任... 墨國の排米運動... 墨國米大使交渉... 安達駐墨公使の赴任... 墨國答禮使問題... 移民總監の交迭... ハー・バウンスフオート事件... 米國の對墨政策宣明

第十 章 運河開通と各國海運業……………二三四  
 桑港商業會議所外國貿易部の調査報告

第四編 内外名士の意見

第一 章 日米問題と時論……………二六  
 加州問題と學問事件 外務大臣 男爵 牧野 伸顯  
 昨年の日米問題 法學博士 高橋 作衛  
 日米問題解決法 法學博士 添田 善一  
 日米問題解決法 法學博士 末廣 重雄  
 ルーズベットの所論を駁す 法學博士 浮田 和良  
 第二 章 巴奈馬運河と時論……………一五七  
 巴奈馬運河開通に就て 通信大臣 元田 肇  
 巴奈馬運河の價值如何 理學博士 横山又次郎  
 第三 章 日米名士の寄書……………一六三  
 伯爵大隈重信……子爵内田康哉……子爵金子堅太郎……  
 ……子爵大浦兼武……男爵淺澤榮一……男爵阪谷芳郎……  
 ……横濱市長長川義太郎……東商會頭中野武藏……横商  
 ……會頭大谷嘉兵衛……日本郵船會社社長長月近藤康平……  
 ……東洋汽船會社社長淺野總一郎……大阪商船會社社長  
 ……中橋徳五郎  
 第四 章 内外名士よりの來書……………一八〇  
 米國國務卿武雷安……子爵清浦奎吾……遣米慰問使前  
 ……代議士山口熊野……米國名士の謝狀(大統領ワイルソ  
 ……ン、國務卿アライアン、下院議長クラーク、米國々會館  
 ……會館、加州知事ジョンソン、桑港市長、桑港商業會議

第五編 條約及法規

第一 章 日米通商航海條約……………一八九  
 本文……議定書……修正……亞米利加合衆國労働者の  
 ……制限及取締に關する宣言……日米通商航海條約中及議  
 ……定書中の修正並該條約の解釋に關する往復文  
 第二 章 加州外國人土地所有禁  
 止法……………一九四  
 第一條……第二條……第三條……第四條……第五條……  
 ……第六條……第七條……第八條……  
 第三 章 巴奈馬運河法……………一九六  
 第一條……第二條……第三條……第四條……第五條……  
 ……第六條……第七條……第八條……第九條……第十條……  
 ……第十一條……第十二條……第十三條……第十四條……  
 ……第十五條……  
 第四 章 合衆國歸化法……………二〇三  
 歸化の手續……歸化を許さざる外國人……外國に在る  
 ……歸化人……日本人と歸化權  
 第五 章 米國稅關に於ける旅具  
 の檢査……………二〇四  
 概則……乗客の區別……着衣類……乗券及貨類……物  
 ……品の記載……異議及再檢査……旅具に對する關稅の支  
 ……拂……稅關官吏に對する禁……家財  
 第六 章 合衆國純良食料品法……………二〇七

所、大博會社、大博會社社長ムリア、桑港市長、加州  
 州々立大學、桑港市圖書館)

第七 章 狩獵及漁業規則……………二一〇  
 獵札料……禁制地區……禁制時刻……禁制鳥獸……捕  
 ……獲の制限……罰則……魚介類の捕獲禁止則  
 第八 章 徵兵に關する諸規程……………二二一  
 徵兵に關する規則……在外兵役者に關する規則  
 第九 章 在外臣民登錄規則……………二三三  
 新上陸者に關する規則……歸國又は轉任に關する規則  
 ……届出と諸證明との關係……届出手續  
 第十 章 諸願書届出書式……………二三三  
 出生届……死亡届……婚姻届……離婚届……旅行券……  
 ……紛失届……徵集願書……徵兵願書に付在留證明願……  
 ……營業證明願……農業證明願……身分證明願……旅行  
 ……券下附願……迎娶(子)證明願……諸願書届出に關する  
 ……注意一般

第五編 附 録

本書第一卷批評一斑……………三三  
 日本内地の新聞(大阪朝日、大阪毎日、國民、東京日日、時事、東京朝  
 ……日、高朝、讀賣、日本)  
 日本内地の雜誌(太陽、新日本、日本及日本人、現代、東京經濟雜誌)  
 ……各國各地の新聞(シャトル、晚香坡、サクラメント、アンバー其他の諸  
 ……新聞)

英文 欄

第壹 巴奈馬太平洋萬國博覽會

- 一、日本の參團
  - 二、博覽會の組織
  - 三、博覽會の工事
  - 四、博覽會と美術
  - 五、博覽會と彫刻
  - 六、博覽會と裝飾
  - 七、博覽會と繪畫
  - 八、博覽會と園藝
  - 九、博覽會と興行
  - 十、出品參考資料
- 附録 巴奈馬加州博覽會

第貳 來翰及寄書

- 一、國務卿武雷安
- 二、大博會社長ムリア
- 三、桑港駐在領事沼野安太郎
- 四、大藏大臣 男爵 高橋是清
- 五、鐵道院副總裁 平井晴二郎
- 六、勸業銀行總裁 志村源太郎
- 七、衆議院議員 早川鐵治

第參 日米問題と時論



目次

外務大臣 男爵 牧野伸顯  
 第四 桑港博覽會に對する日本人の意見  
 (一)大隈伯 (二)大浦子 (三)金子子 (四)淺澤男 (五)阪谷男 (六)荒川義太郎 (七)中野武登兵 (八)大谷嘉兵衛兵 (九)近藤男 (十)淺野維一郎氏 (十一)坂田重次郎

第一章 緒言  
 第二章 南洋の開發  
 第三章 南洋の地勢  
 第四章 南洋の物産  
 第五章 南洋の交通  
 第六章 南洋の政治  
 第七章 南洋の経済  
 第八章 南洋の文化  
 第九章 南洋の教育  
 第十章 南洋の衛生  
 第十一章 南洋の労働  
 第十二章 南洋の国防  
 第十三章 南洋の外交  
 第十四章 南洋の将来

著者 日米問題編輯部

一 南洋の開發  
 二 南洋の地勢  
 三 南洋の物産  
 四 南洋の交通  
 五 南洋の政治  
 六 南洋の経済  
 七 南洋の文化  
 八 南洋の教育  
 九 南洋の衛生  
 十 南洋の労働  
 十一 南洋の国防  
 十二 南洋の外交  
 十三 南洋の将来

祝  
 尾奈島太平洋  
 博覽會紀念號  
 牧野伸顯

東南北二陸道東  
 西海水  
 大正元年八月  
 於田於乙

壯觀  
 為新世界畫坊  
 化宅群  
 子壽内田原氏

巴奈馬太平洋大博覽會の記念號發行を祝す

日青 漢澤 宗一



祝 巴奈馬太平洋萬國博覽會紀念號發行

柔佛新報社代印

萬春之伴 業

中屋共勉

祝巴奈馬太平洋萬國博覽會紀念號發行

尾善リ権

敬祝 巴奈馬太平洋大博覽會紀念號發行

大善齋

祝 巴奈馬太平洋大博覽會紀念號發行

向直彦

祝巴奈馬太平洋萬國大博覽會紀念號發行

和氣 芳 壽

巴奈馬太平洋博覽會の記念號發行を祝す

信田初氏

巴奈馬太平洋博覽會の記念號發行を祝す

謹頌 柔佛新報社代印 紀念號發行

大正三年三月廿七日

PACIFIC TRADING CO., Inc.

GENERAL IMPORTERS & EXPORTERS

441-443 CLAY STREET

SAN FRANCISCO

CALIFORNIA

輸出  
入商

太平洋貿易株式會社

食料品雜貨

桑港クレー街四百四十一 四百四十二番

電話 ドグラス 一七〇  
電信略號 "PACTRAD" San Francisco

御取引其他萬端の事書面にて御照  
會被下候は、叮嚀に回答可致候

巴拿馬太平洋博覽會  
紀念號發行ノ祝ス  
甲寅三月 中野武營

東西文物  
一賞書

現存  
石亭

公明  
正大  
癸丑四月  
石亭

其の物上より、茶葉、  
酒類、菓子、油類、  
香料、紙類、  
文具、書籍、  
玩具、  
その他、  
新世界貿易株式會社  
石亭

古本居、一部  
正寄、  
飲、  
此、  
七、  
臨、  
加納、

昔、  
新、  
謝、  
大正、  
海、

凡例

- 一、本書編纂の方針は大體に於て第壹卷と之を同じくしたり
- 二、本書原稿は印刷の都合に依り大部分大正二年十月三十一日に切りしを以て博覽會の事業進行、巴奈馬運河の工事進捗、日米外交係争中の土地問題其他時事に關するものにして其後の記事を詳細に録する能はざりしは遺憾とする處也但し印刷の間に合ふ範圍に於て出來得る限り之が補填に努めたり
- 三、本書は巴奈馬太平洋萬國博覽會の真相を叙すると共に之に關係ある日米兩國諸名士の意見、巴奈馬運河に關する一切の説明をも加へたり
- 四、土地問題に關する記事は一般の資料に供せんが爲め法規をも掲げて讀者の便覽に供へたり
- 五、本書に掲載せる統計は總て各方面の信賴すべきものより採り成るべく最近の數字を網羅せん事に努めたり
- 六、本書に引用し又は譯出して掲載せる記事の中には一般讀者の便ならしめん爲め務めて之を日本の習俗に適へるやう轉化せるせものあり
- 七、又時として標註旁引等を加除採擇せるものあり

# THE DRAGON Co.

323 GRANT AVENUE, SAN FRANCISCO, CALIFORNIA ☐☐ PHONE, KEARNY 2154

DIRECT IMPORTERS  
WHOLESALE AND  
RETAIL DEALERS

IN

Japanese  
Art  
Curios  
and  
Dry  
Goods



日本美術雜貨  
直輸入卸小賣

ドラゴン商會

本 店 桑港グラント街三二二三  
 (電話)カーネー街二二五四  
 第一支店 桑港グラント街二二九九  
 (電話)ドグラス二四七二  
 第二支店 麥領ユニヴァンチー街  
 二一三〇(電話)八〇七〇  
 仕入部 京都市寺町通錦小路北  
 へ入

☐☐ I BRANCH ☐☐

139 GRANT AVENUE,  
S.F., CALIFORNIA  
PHONE, DOUGLAS 2472

☐☐ II BRANCH ☐☐

2130 UNIVERSITY AVE.,  
BERKELEY, CALIF.  
PHONE, BERKELEY 8070

一、本書の第壹卷に對する内外諸名士及新聞雜誌の批評は第貳卷の編集に當り裨益する處頗る多し茲に記して謝意を表す

二、本書の編集に關し本邦及米國の顯官貴紳並に一般在留同胞諸彦より寄せられたる同情殊に巴奈馬太平洋萬國大博覽會社が材料の蒐集其他に關し多大の助力と聲援とを與へられたるは感謝措く能はざる處也

三、千九百十四年三月三十一日

米 國 桑 港

新世界新聞社編輯局

最新式自動設備  
迅速にして安價  
電話カーネー「三三三六」を御呼下さい  
遠近多少に係らず運送致します  
桑港サクラメント街八九一  
(スタクトン街の角)



共同運送店

當病院今同特に日本人病室を新設し通譯者として高尾商會主  
松尾鶴松氏を聘し患者諸彦の便宜に供す

GERMAN HOSPITAL,  
14th and Noe Sts., S. F.

獨逸病院

自午前九時 病院出張  
至同十二時 御便利を計り何れの名醫へも通譯可仕候  
午後は患者諸君の御便利を計り何れの名醫へも通譯可仕候  
桑港ワシントン街八百九十八

高尾鶴松

電話チャイナ 八七二

日本病院

（入院隨意）

桑港バイン街壹八壹壹

1811 Pine St., San Francisco

醫學士 中林正巳

診察 午後一時より同四時迄  
同 七時より八時迄

電話 病院フエスト七〇七三  
住宅同 壹壹〇二

スタクトン市分院

須市サウス・エルドロード街三〇五

診察 自午前十時 當分滞在  
至午後二時

ドクトルメヂチネ 黒澤格三郎

Count G. Yamamoto, Premier.

總理大臣 伯爵 山本權兵衛氏



Baron M. Saito, Minister for Navy.

海軍大臣 男爵 齋藤實氏及其の畫



Mr. H. Takarabe,  
Vice-Minister for Navy.



義在 我 正 泉 水

海軍次官 財部 彪氏

CABLE ADDRESS "KISEN-SHOKAI"



ORIENTAL ARTS and DRY GOODS

157-159 Geary St., Bet. Grant Ave. & Stockton St.,  
San Francisco, California.

Phones. Douglas 4628

日本美術雜貨

桑港ゲリー街一五七、一五九

紀泉商會

〔電話〕 四六二八

支店 桑港カーネー街一五二

直輸入卸小賣

●刺繍キモノ類、マンドリンコート類、  
●男女絹ハンカチーフ類、リネン類、  
●パタンバッグ類、手拭地、テーブルクロス類、  
●其他ドライグーズ一切

TRADE MARK.  
Watch How We Grow

精 廉 誠 迅  
品 價 實 速

直輸入卸賣專業

日本グロイズ商會

桑港サンソム街百參拾貳番

本店 株式會社 竹村商會  
横濱市山下町六十番

支店 日本グロイズ商會  
組育市ブロードウエー  
六百貳拾壹番

132 SANSOME ST., NIPPON DRY. GOODS CO., Inc SAN FARNISICO.

●當店は日本に於ける刺繍及びドロノウォーク製  
●造輸出の率先者なり  
●當店は日本に大小廿一ヶ所の直轄製造所を有す  
●當店はその製造品の優等なると價格の低廉なるを  
●以て特色とす  
●當店は五名の繪師圖案家をして新案を研究し常  
●に他に先鞭を着けしむるを主眼とす

青其及氏雄達木山 臣大務商農  
Mr. T. Yamamoto, Minister for  
Agriculture and Commerce.



培子根必  
澤子昇  
在極



氏顧仲野牧 爵男 臣大務外  
Baron N. Makino, Minister for Foreign Affairs.



氏已捨田珍 爵子 使大米駐  
Viscount S. Chiinda, Ambassador to U. S. A.



氏敬原臣大務内  
Mr. T. Hara, Minister for Home Affairs.



氏清是橋高爵男臣大藏大  
Baron K. Takahashi, Minister for Finance.



氏人義田典臣大法司  
Mr. Y. Okuda, Minister for Justice.



氏巖田元臣大信通  
Mr. Motoda, Minister for Communications.

BANCH STORE  
Phone Douglas 5504 102 SOUTH PARK, S. F.

**CHIYODA Co.**

S. Nakaachi, Prop.  
MEN'S & LADIES' SUITS & FURNISHING GOODS  
1539 LAGUNA ST.,  
PHONE WEST 5207 SAN FRANCISCO, CAL.

最新流行  
男女洋服並ニ附屬品一式  
和洋吳服太物雜貨小間物一切

千代田商店

店主 中阿地助太郎

電話 ウエスト 五二〇七

桑港サウスパーク百〇二番

出張所

電話 ドグラス 五五〇四

桑港ラグナ街一五三九

(ゲリー街とポスト街の間)



輸出入業者  
和洋食料品  
洗濯所用品  
及機械業

桑港ポスト街一七〇五

卸小賣 共同消費株式會社

(電話ウエスト五二四四)

樞密院顧問官 子爵 清浦奎吾氏及其書



Viscount K. Kiyoura,  
Privy Councillor.

新設の冊控は已に  
馬と洋美國大博  
後會とを感内官  
志に於て好個之材料  
也斯博後會世界  
交通史上新紀元ヲ  
ニ成早  
三月一日清浦奎吾  
新世界新刊中

日本赤十字社々長 子爵 花房義實氏及其書



Viscount Y. Hanabusa,  
Pres. Japan Red Cross Society.

世系時學  
為新在界新學  
義實

樞密院顧問官 男爵 松平正直氏及其書



Baron M. Matsudaira, Privy Councillor.

充實  
而  
光輝

松平

**DUPONT Co., Inc.**

DEALERS IN

**Groceries & Provisions**

Tei. Kearny 5486. 544. Grant Ave., San Francisco.

和洋食料品、並に酒類一切

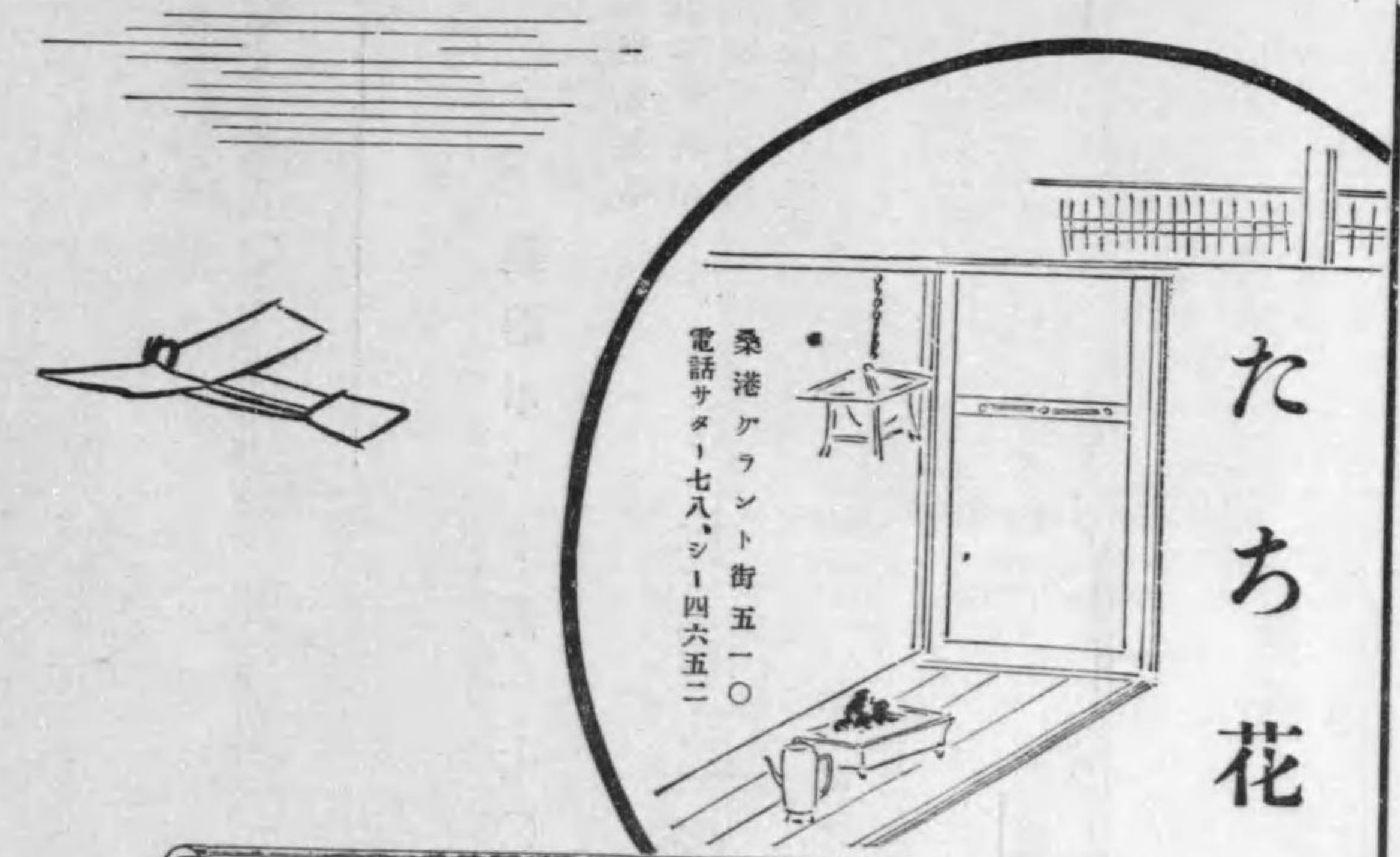
デュポント商會

桑港グラントアベニュー一五四  
電話カーネー五四八六

**桑港下街料理店**

たち花

桑港グラント街五一〇  
電話サター七八、シー四六五二



桑港グラント街五二四  
電話シー一六四〇



**胃病薬の大王 胃強丸**

森藥舖

桑港ポスト街一六六四  
電話ウエスト二四八四

MORI CO

1664 POST ST., SF.

●●●●●●●●  
M.N. M.N. M.N. M.N. M.N.

特別調劑

中トース、ザイモオママ	慢性胃弱	定價	壹
フエルトン、キヤツプス	滋強壯劑	同	壹
チヤイユ、キヤツプス	胃強劑及	同	小廿五仙
チキアル、キヤツプス	消化劑	同	大五十仙
テライ、インジャクシ	痲病消渴	外用	大壹
テライ、ジャボニカ	同	洗藥	壹
テライ、ジャボニカ	同	内藥	壹
テライ、ジャボニカ	同	服藥	壹

中村博愛藥舖  
藥劑師 中村政司  
桑港グリ街一六〇一  
電話ウエスト五三三六  
住宅 ビュキヤナン街千五百三十三番  
電話ウエスト八七七六

伯 爵 大 限 重 信 氏



東 京 商 業 會 議 所 會 頭 中 野 武 營 氏



男 爵 益 澤 榮 一 氏

日本美術太物專業

リネンハウス

直輸入商

小松崎商會 經營

桑港グラントアベニュー六一五

電話 ドグラス 一八九〇



各種金銀時計  
并に附屬品販賣

△時計修繕保險附▽

桑港ブキャナン街一六二七

電話ウエスト二八九三

三阪時計店

1627 Buchanan St., S. F., Cal.

各種寶石人指輪仕替、ピン類直し

指輪細工并に彫刻一切

御好に依り種々細工の御注文に可應候

### ビス 鐵道人夫募集

場所 加州内

労働 ギヤング、セクション及ラウンドハウス

給料 鐵道會社より直接支拂

労働期 年中休みなく繼續す

希望者へは申込み有次第働地迄のフリーパスを附與す

エスビー鐵道日本人工事局

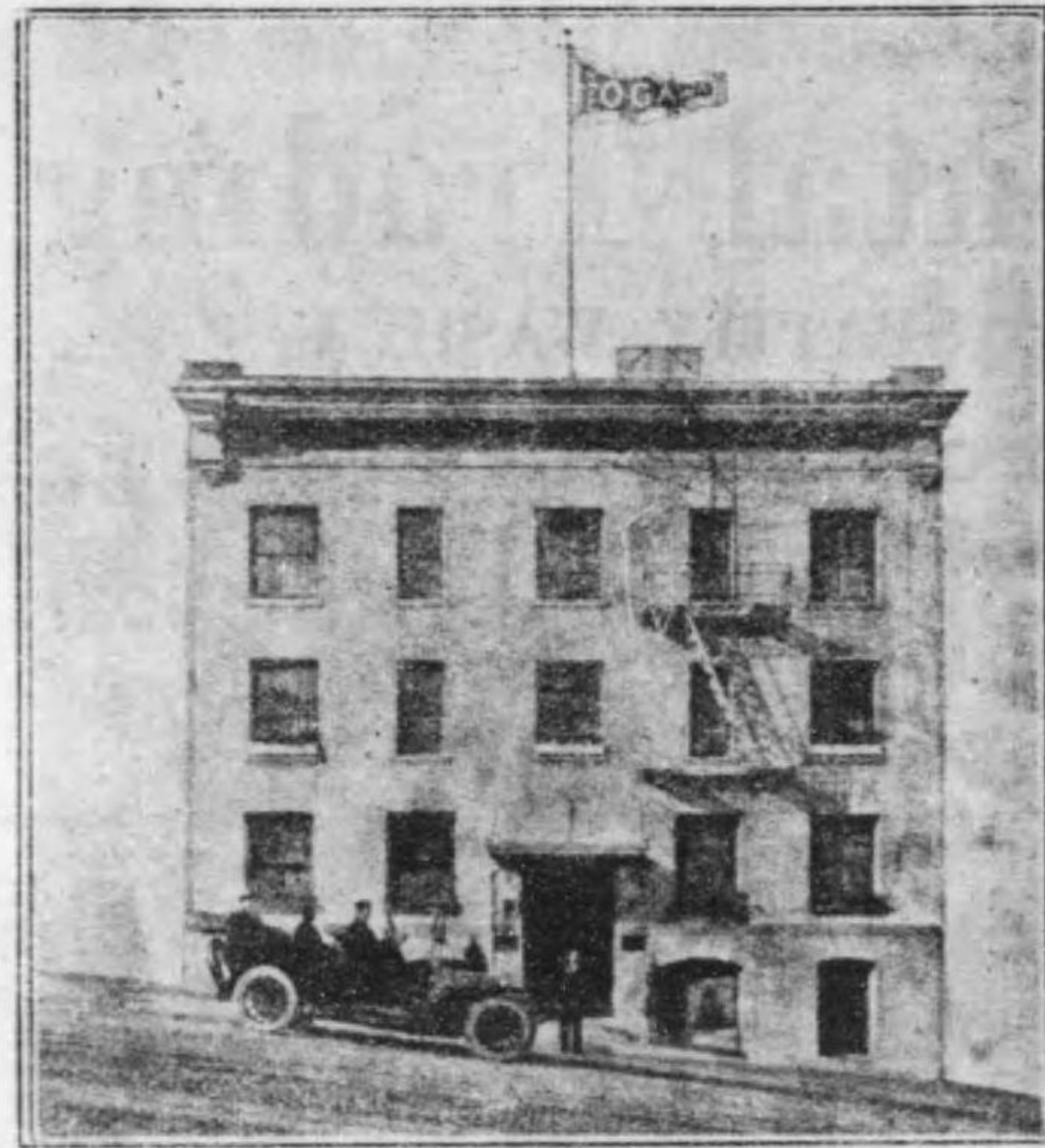
三保松野事務所

桑港サター街一八一三番

電話ウエスト四七七八

Tel. West 4778 1813 Sutter St., San Francisco, Cal.

小  
HOTEL OGAWA



612 CALIFORNIA STREET,  
SAN FRANCISCO. CALIFORNIA

日本及び富國各地より御出業の御方様は前以、  
御一報被成下候はば波止場或は停車場迄御出迎  
可申上候  
當ホテルは帝國總領事館並に各會社銀行等へ二  
丁乃至三丁の近距離内に御座候  
弊館の特色は純日本式にて外國人の御客様は一  
切御斷り申居候故に御氣兼ねなく御安氣に御留泊  
遊ばされ度候御食事は純日本料理にておなじみ  
の元小川亭と申し十數年來當地に於て御用命を  
承り居り如何なる御料理にても御好みに從ひ御  
調進可申上候  
食堂は各別室に相成居候間たとへ御俗衣がけに  
ても御氣がれなく御ゆるりとおしたくも整ひ又  
御食事中御用談など遊ばさるには至極都合宜敷  
事と奉存候

米國桑港

カリフォルニア州ニ十街六二二

小川ホテル

並に御料理

電話 カイ子一八一六

標  
之  
神  
也  
大正二年四月  
伯耆大木遠吉



伯爵大木遠吉氏

Count Y. Ohki, Ex-Sanator.

貴族院議員伯爵寺島誠一郎氏  
Count Terashima, Senator.



經世濟民  
之良圖  
大正二年四月  
嶺漢生



東京府知事 宗儀政氏及其書

Governor Mmekata of Tokio.

**THE OMIYA Co.**  
102 SOUTH PARKST., SAN FRANCISCO, CAL.



御注文に依り何品に依らず船中迄御届致します

米國桑港サウスパーク街百〇二番  
日本行汽船  
ハトハ近く

**近江屋商店**

店主 森野庄吉  
電話 ドグラス五五〇四

和洋小間物化粧品及び雜貨書籍蓄音器及レコード和洋酒諸  
罐詰果物菓子いりまめ類并に餅まんじゅう  
のぞきめがね 製造 特約販賣 小うり 大勉強  
寫眞は世界中の有名なるものを集め其種類一萬以上を越す  
各國るはがき桑港名所桑港の全景美人あぶら  
る桑港大震災記念大額繪桑港灣入口及寫眞帖  
各國景色美術寫眞大額繪等數百種其他何でも  
あります

二十世紀の専門藥 **船丹** 特約大販賣  
海上必携 卸小賣

日本行みやげ物各種并に船中入用品

米國桑港サウスパーク街百〇二番

Cable Address  
"OTCO"

C. T. TAKAHASHI  
PRESIDENT

Code in Use  
A B C. 5th EDITION  
Private Code  
Bentleys Phrase

**The Oriental Trading Co.**

SEATTLE, WASH., U. S. A.

IMPORTERS & EXPORTERS

Jobbers of Oriental & American Goods  
General Agency

目品業營

日米食料品及び雜貨  
小麥・小麥粉・落花生・肥料・鹽魚  
海老蟹罐詰・油脂一切・木材類・マ  
ニラ煙草・製茶

直輸入 北米合衆國ワシントン州シヤトル市  
東洋貿易會社

社長 高橋徹夫

支店

代理店 出張所

北米合衆國	ワシントン州	ポートランド市
同	オレゴン州	ポートランド市
同	モンタナ州	ホワイトフィッシュ市
同	同	ハーパー市
同	ワシントン州	タコマ市
同	リベリングストン	市
同	バンクーバー	市
同	英領加奈太	市
同	日本神戶市	元町通二丁目



氏平廉藤近 爵男 長社社會船郵本日  
Baron Kondo, Pres. N. Y. K.



氏耶五徳橋中 長社社會船南阪大  
Mr. Nakahashi, Pres. O. S. K.



氏耶一總野淺 長社社會船汽洋東  
Mr. Asano, Pres. T. K. K.

勉

誠

西 洋 裝 菊 判、 背 皮 天 金、 特 製 美 本 良 紙 千 頁 餘 插 畫 百 五 十 餘 種

大 西 洋 料 理 書 卷

佛英 式を基とし 獨伊西各國料 理の粹を抜き學理と 應用とを兼ねたる四千餘 種の料理法を收む流暢平易なる 振かな附きの文章にて丁寧親切なる 説明は此道の初歩の人より奥義を極めし 人も必ず一本を座右に備ふべき良書なり

定價 參弗五拾仙  
送料 卅五仙

書籍雜誌、賣藥  
各種美術品、各種  
るはがき類、あぶ  
ら繪、寫眞帖  
文房具類 一切

書 林  
日 本 商 會

541 Grant Ave., San Francisco, Cal.

強

實



氏衛作橋高士博學法  
Dr. S. Takahashi.



氏一壽田添士博學法  
Dr. J. Soeda.



氏雄重廣末士博學法  
Dr. S. Soehiro



氏野熊口山士議代前  
Mr. Y. Yamaguchi, Ex-Congressman.



Senator Ehara (center) and Ex-congressman Hattori (upper left)

(中央列前) 氏六素原江の問慰胞同國米

國民黨 遺米顧問佐藤常雄氏

四十餘年前の江原素六氏

DAUGLAS 5463  
TEL. HOME C 3536



BRANCH STORE  
NIPPON BAZAAR,  
963 WASHINGTON ST.,  
OAKLAND, CAL.  
2404-6 Mission St.,  
253 Post St.,  
3242 22ND ST.,  
SAN FRANCISCO, CAL.

# T. Iwata & Co.,

JAPANESE ART CURIOS AND DRY GOODS.  
MANUFACTURES,  
IMPORTERS AND WHOLESALEERS.  
528 Grant Ave., SAN FRANCISCO, CAL.

- 第一 日本バザール  
王府ワシントン街九六三番
- 第二 日本バザール  
桑港ミツシヨン街二四〇四一六番
- 第三 日本バザール  
桑港二十二街三三四二番
- 第四 日本バザール  
桑港ポスト街二五三一二五七番

## 合名 岩田商會 小賣部

支店 横濱市辨天通三丁目六十一番地

## 卸賣部

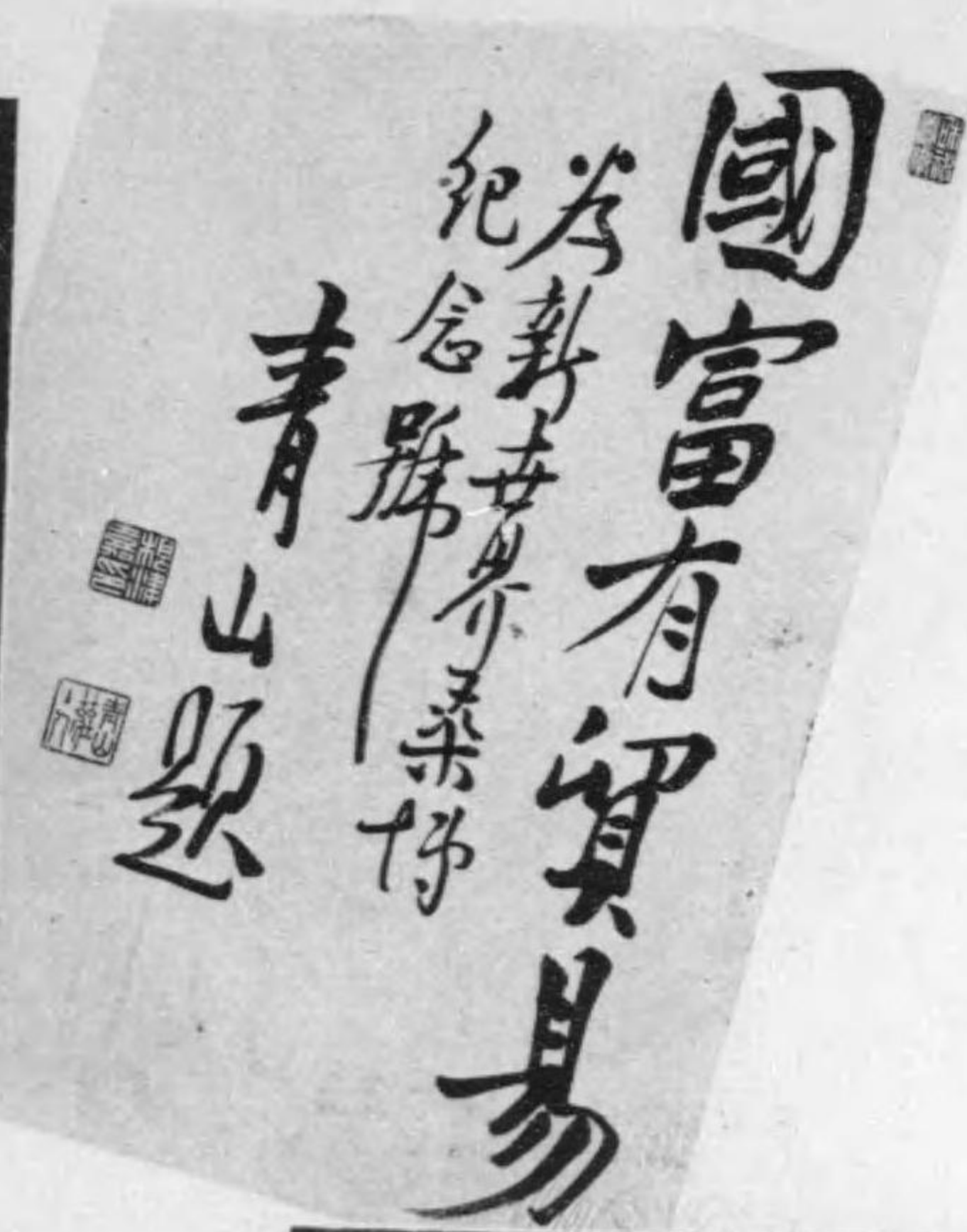
支店 横濱市辨天通三丁目六十一番地

## 日本美術雜貨直輸入

衆議院議員 根津嘉一郎氏及其書



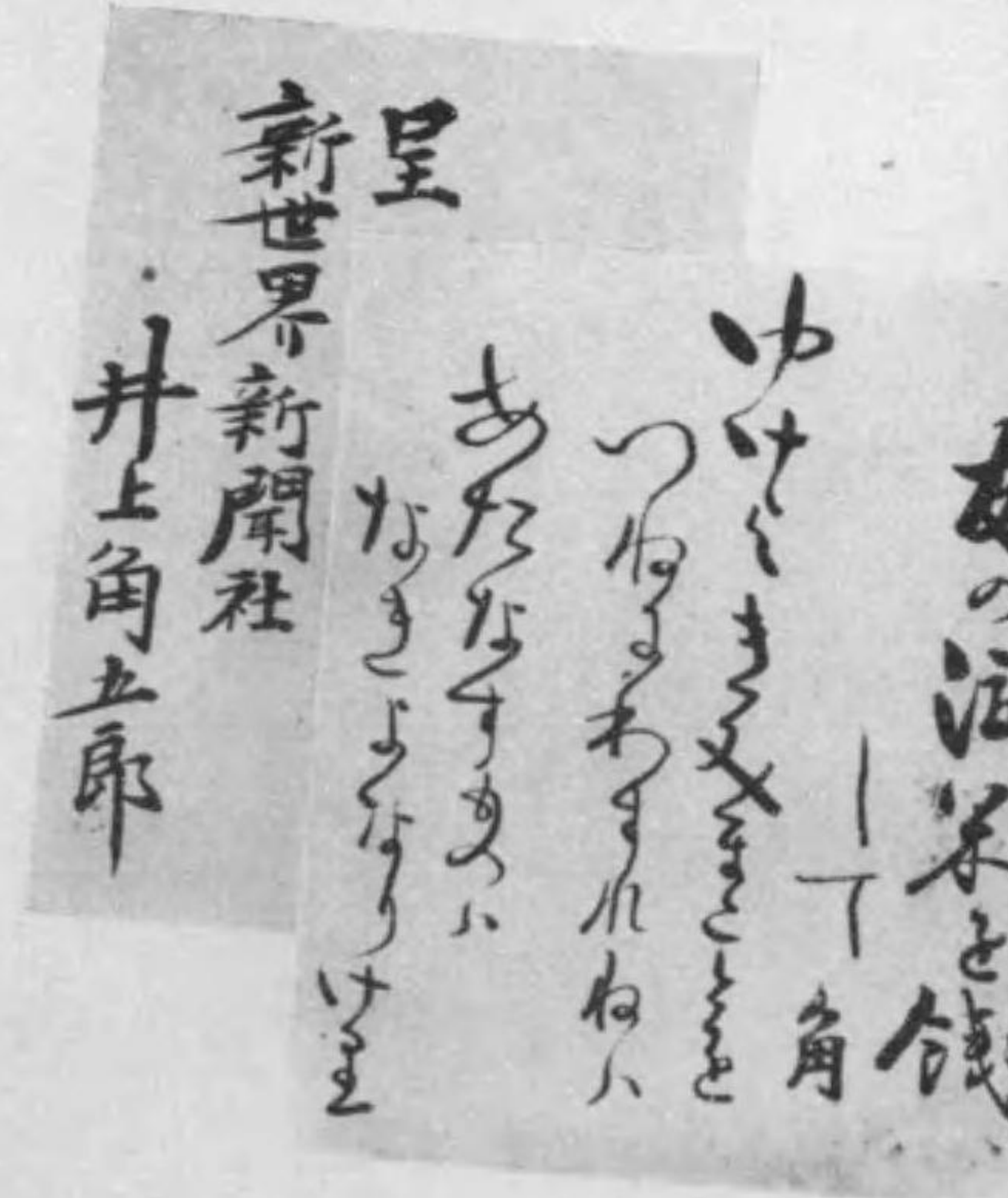
Mr. K. Netsu, M. P.



衆議院議員 井上角五郎氏及其書



Mr. K. Inouye, M. P.





PHONE HOME 8, 2847 FILLMORE 2127

**K. TANAKA CO.**

IMPORTER OF  
JAPANESE SAKE AND RICE

1581 GEARY ST., SAN FRANCISCO, CAL.

精米所新設

清酒大王  
四季正宗

田中商店

烏井台名會社釀造  
四季正宗  
米國一手販賣

**Tada Tailoring Co.**

QUINCY  
Bet. Grant Ave. & Kearny Sts.  
SAN FRANCISCO CALIFORNIA.

**多田洋服店**

桑港バイン街とクインシー角  
(グラント街とカーネー街の間)

紳士并に御婦人向洋服裁縫  
親切、丁寧にして且つ迅速



1121 Polk St., San Francisco, Cal. Tel. Franklin 6494

店主 鬼頭金治郎  
鬼頭男女  
洋服店

**△弊店の特色** △弊店は終始信用を重んじ常に服地を精撰し最新なる柄柄に注意して決して流行に遅れざらん事を期す△店主は斯業に廿有餘年の経験を有するが故に「フィット」の保證は勿論着心地の好い事は永年世の定評を辱ふしつゝあり論より證據**試に一着を召せ!!!**

桑港ホーク街一〇二一  
電話フランクリン六四九四

**(御婦人用品部)**

婦人洋服、帽子、ウエスト、スカート、ブローチ、手鞆、貴金屬、一切

**(裁縫ミシンの部)**

ホワイトミシン、シンガミシン  
新古何れも現金若くは月拂にて賣升

桑港グリー街千五百四十番



日本人向  
特別製

**日の出靴商會**

**(男子之部)**

洋服、帽子、靴、カラ、シャツ、下衣  
裝飾品、賣藥、何んでも揃へて有升

其他子供衆用品一切

地方は店員が出張致しますから御用命被下度

PHONE HOME 5, 2947. FILLMORE 2197.

**K. TANAKA CO.**  
IMPORTER OF  
JAPANESE SAKE AND RICE  
1531 GEARY ST., SAN FRANCISCO, CAL.



精米所新設

清酒 白米、味噌、醤油  
雜詰、雜貨、卸賣  
米國加州桑港市  
ゲリー街壹千五百參拾壹

田中商店  
電話(アエムモア)二七九

攝津灘御影  
鳥井合名會社釀造

四季正宗  
米國一手販賣

清酒 大王  
四季正宗

**Tada Tailoring Co.**  
QUINCY  
Bet. Grant Ave. & Kearny Sts.  
SAN FRANCISCO CALIFORNIA.

紳士并に御婦人向洋服裁縫  
親切、丁寧にして且つ迅速

多田洋服店

桑港バイン街とクインシー角  
(グラント街とカーネー街の間)

△弊店の特色 △弊店は終始信用を重んじ常に服地を精撰し最新なる縞柄に注意して決して流行に遅れざらん事を期す△店主は斯業に廿有餘年の經驗を有するが故に「フィット」の保證は勿論着心地の好い事は永年世の定評を辱ふしつゝあり論より證據 **試に一着を召せ!!!**

鬼頭男  
洋服店

1121 Turk St., San Francisco, Cal. Tel. Franklin 6194

店主 鬼頭金治郎

(御婦人用品部)

婦人洋服、帽子、ウエスト、スカート、ブローチ、手籠、貴金屬、一切

洋服特別注文の節は貳日間に仕立候

(裁縫ミシンの部)

ホワイトミシン、シンガミシン

新古何れも現金若くは月拂にて賣升

桑港ゲリー街千五百四十番

日本人向 特別製

日の出靴商會

(男子之部)

洋服、帽子、靴、カラ、シャツ、下衣  
裝飾品、賣藥、何んでも揃へて有升  
其他子供衆用品一切

地方は店員が出張致しますから御用命被下度

# 巴奈馬太平洋萬國大博覽會 第貳

米國 香港 新世界新聞社發行

## 第壹編 博覽會

### 第一章 大博覽會と日本

#### 日米政府の參同承諾

世界交通史上に一新紀元を畫すべき巴奈馬運河の開通を祝し、併せて太平洋發見四百年を記念せんが爲め、千九百十五年桑港市に於て開設せらるゝ巴奈馬太平洋萬國博覽會は、他の如何なる國よりも日本に取りて先づ特殊の意義を有す。夫れ萬國博覽會は單に各國民人文の進歩、産業の隆興、貿易の發達を競ふの機關たるのみならず、近年に至りては寧ろ國際の交友に資せんとするの意義甚だ深きを加ふるに至れり。茲に於てか米國と貿易上最も密接なる關係を有し、且つ過去半世紀の間所謂傳來的の交友を保持し來れる日本は、之を經濟上より觀るも亦政治上より觀るも、巴奈馬太平洋萬國博覽會に對しては當然先づ第一に參同せざる可らず。果せる哉、千九

第一章 大博覽會と日本

百十二年二月二日米國政府より參加の勸誘を受くるや、同年五月一日附を以て時の外務大臣子爵内田康哉氏は左の如き通告文を米國大使に送り其參同を承諾したり。

小官は去る三月四日附の貴國に對し茲に御返事申上ぐるの光榮を有し候當時貴國と共に御達達被下候本年二月二日を以て布告せられる貴國大統領の宣言書に依り來る一千九百十五年巴奈馬運河の完成及開通を記念する爲桑港市に於て開設せらるべき巴奈馬太平洋博覽會に對し合衆國政府及市民を代表して世界各國に參同を求むる趣承知仕候。閣下が右の參同勸誘書を小官に達達せらるゝに當り若し我帝國政府が參同を承諾する事に決するに於ては貴國大統領は大に之を悦ばるゝならんとの旨意を充分御説明被下候次第亦承知仕候。彼の宏大なる巴奈馬運河の開鑿事業は疑ひも無く國際商業貿易の上に重大にして且つ恩惠的影響を及ぼすものと存候而して此結果に關しては地勢上日本が特に影響を蒙る事多しと思考致候又右の點を離れて之を觀るも大西洋及太平洋を連結する此新らしき國際の大道を建設する事は世界各國をして一層密接且つ親厚なる交際及交渉を爲さしむる利便を供するものと確信致候。日米兩國の間に不易に維持せられたる親善なる友情及善なる好誼の關係と又我等兩國を幸福に連結すべき同情及共同一致の鍵鎖を一層強からしめんとする我政府の希望とは日本をして悦んで彼の偉大なる運河事業の完成を祝す

M. Furuya Co.

日米雜貨及食料品

古屋商店

輸出 入 卸 小 賣

東京 丸の内區 本町二丁目 古屋商店 支店  
 神戶 中區 本町二丁目 古屋商店 支店  
 大阪 中區 本町二丁目 古屋商店 支店  
 京都 中區 本町二丁目 古屋商店 支店  
 名古屋 中區 本町二丁目 古屋商店 支店  
 横濱 中區 本町二丁目 古屋商店 支店  
 東京 丸の内區 本町二丁目 古屋商店 支店  
 神戶 中區 本町二丁目 古屋商店 支店  
 大阪 中區 本町二丁目 古屋商店 支店  
 京都 中區 本町二丁目 古屋商店 支店  
 名古屋 中區 本町二丁目 古屋商店 支店  
 横濱 中區 本町二丁目 古屋商店 支店

# 巴奈馬太平洋萬國大博覽會 第貳

米國 新世象新聞社發行

## 第壹編 博覽會

### 第一章 大博覽會と日本

#### 日米政府の参同承諾

世界交通史上に一新紀元を畫すべき巴奈馬運河の開通を祝し、併せて太平洋發見四百年を記念せんが爲め、千九百十五年桑港市に於て開設せらるる、巴奈馬太平洋萬國博覽會は、他の如何なる國よりも日本に取りて先づ特殊の意義を有す。夫れ萬國博覽會は單に各國民人文の進歩、産業の隆興、貿易の發達を競ふの機關たるのみならず、近年に至りては寧ろ國際の友交に資せんとするの意義甚だ深きを加ふるに至れり。茲に於てか米國と貿易上最も密接なる關係を有し、且つ過去半世紀の間所謂傳來的友交を保持し來れる日本は、之を經濟上より觀るも亦政治上より觀るも、巴奈馬太平洋萬國博覽會に對しては當然先づ第一に参同せざる可らず。果せる哉、千九

第一章 大博覽會と日本

百十二年二月二日米國政府より參加の勸誘を受くるや、同年五月一日附を以て時の外務大臣子爵内田康哉氏は左の如き通告文を米國大使に送り其参同を承諾したり。

拜復  
小官は去る三月四日附の貴國に對し茲に御返事申上ぐるの光榮を有し候當時貴國と共に御達達被下候本年二月二日を以て布告せられる貴國大統領の宣言書に依り來る一千九百十五年巴奈馬運河の完成及開通を記念する爲桑港市に於て開設せらるべき巴奈馬太平洋博覽會に對し合衆國政府及市民を代表して世界各國に参同を求むる趣承知仕候  
閣下が右の参同勸誘書を小官に達達せらるるに當り若し我帝國政府が参同を承諾する事に決するに於ては貴國大統領は之を悦ばるやならんとの旨意を充分御説明被下候次第承知仕候  
彼の宏大なる巴奈馬運河の開鑿事業は疑ひも無く國際商業貿易の上に重大にして且つ恩惠的影響を及ぼすものと存候而して此結果に關しては地勢上日本が特に影響を蒙る事多しと思考致候又右の點を離れて之を觀るも大西洋及太平洋を連結する此新らしき國際の大道を建設する事は世界各國をして一層密接且つ親厚なる交際及交渉を爲さしむる利便を供するものと確信致候  
日米兩國の間に不易に維持せられたる親善なる友情及善なる好誼の關係と又我帝國を幸福に連結すべき同情及共同一致の鍵鎖を一層強からしめんとする我政府の希望とは日本をして悦んで彼の偉大なる運河事業の完成を祝す

M. Furuya Co.  
216 SECOND AVE. SO.  
SEATTLE, WASH.

日米雜貨及食料品  
輸出入卸小賣

シアトル市南第貳街二百十六番

M  
古屋商店

電話 エリオット街八三三 郵箱 一八五六

- |                                      |                                    |
|--------------------------------------|------------------------------------|
| 北米ワシントン州タコマ市シー街一三五五<br>古屋商店タコマ支店     | 北米ワシントン州シアトル市第二街一三〇四<br>古屋商店シアトル支店 |
| 北米オレゴン州ポートランド市第一街四一五<br>古屋商店ポートランド支店 | 日本横濱市元濱町壹丁目五番地<br>古屋商店横濱支店         |
| 加奈太晚香坡市西ヘスラング街四六<br>古屋商店晚香坡支店        | 日本神戸市加納町四丁目十五番地<br>古屋商店神戸支店        |

商品目録 書籍目録及雜誌  
定價表新刊案内は御申越次  
第御送附可申上候

第一章 大博覽會と日本

事に参加せしむる事自然にして是又適當なる事と存候  
右の次第に依り我帝國政府は悦んで巴奈馬太平洋萬國博覽會に参同せられ度  
しとの貴國大統領の勸誘を容れ且つ完全なる参加を保証す可く必要なる總て  
の方法手段は博覽會の開設せらるる前に於て帝國議會の協賛に從ひ講究せら  
る可きことを爰に閣下に通知するは小官の快く同意せる義務に有之候  
小官は此機會に於て閣下に敬意を表し候 敬具  
千九百十二年五月一日

東京外務省に於て

外務大臣 子爵 内田康哉 署名

東京 米國大使館

大使 チャーレス・メーザ・ブライアン閣下

是れ實に世界の列強に率先したるもの也。日本の参同せる  
以前に於て参同承諾の通告を爲せしはグアテマラ(二月十八  
日)、ボリビヤ(二月二十二日)、サンサルベードル(三月四日)  
ドミニヤン共和国(同上)、ホンデユラス(三月十六日)、墨西  
哥(三月二十一日)、巴奈馬(同上)、秘露(四月十九日)、コス  
タリカ(同上)、ハイチ(四月二十五日)等ありと雖、之等は皆  
米州の諸小國に過ぎず。世界の一等國にて参同したるは日本  
を以て嚆矢と爲す。

委員派遣と敷地選定

千九百十二年五月一日を以て巴奈馬太平洋萬國博覽會に参  
同を承諾したる日本政府は、同年六月二十日に至り調査委員  
三名を任命したり。即ち曩に日英博覽會及聖路易博覽會等の  
事務官たりし山脇春樹氏(委員長)、農商務省参事官片山義勝  
氏、京都工業學校教授武田五一氏は也。爰に於て之等三名の

中山脇、片山兩氏は諸般の準備を調べ、七月六日横濱を出帆  
し同月二十二日汽船春洋丸にて桑港に到着したり。是より先  
き合衆國政府、桑港市及大博覽會々社にては、日本政府が他  
の列強に率先して参同したる上に、今又第一着に調査委員を  
派遣せられたる厚意を深く感銘し居たる爲め、前記二氏の着  
するや異例の大歓迎を爲したり。是れ本書第一卷に詳記せる  
處也。斯て山脇、片山兩氏は次便を以て到着せる武田氏と共に  
大博覽會會社に就て必要なる諸般の調査を爲し、且つ種々  
なる交渉を遂げ、次で敷地の選定を爲せり。  
山脇氏一行の調査委員が選定せる日本の敷地は、大博覽會  
會場敷地内の諸外國政府建設地域内に在りて、其位置は金  
門灣内の海上より陸に向へば、博覽會諸陳列館の建築せらる  
べき中心會場なるハーバー、ビニエの右端に當り、合衆國の陸  
軍省より特に一部使用を許可せられたるブレシデオ兵營内な  
り。即ちロムバード街より兵營の門を入れば、直ちに右手の  
柵に沿うたる地區にして、正面に桑港灣の勝景を望み、背後  
には松柏の鬱蒼たる高丘を負ふ。愈々博覽會開催の曉には、  
右には平和殿、正面には美術館在りて、左方には諸外國館、  
其前面には米國各州及加州各郡の建築館連る可し。敷地の全  
面積は我要求せる通り約五千坪、十八萬平方呎なり。此處に  
趣味ある純日本庭園を築造し、政府館として鳳凰殿の如き物  
建築せられれば、眞に觀客の注目を惹くに足らん。右敷地の  
位置選定理由として、山脇氏の語れる處左の如し。  
一、敷地の一部が小高き丘に據れる爲め、築山を要する日本庭園の造營に便利に  
して且適合せる事。會場内は一般に平坦にして他に之に優りたる位置無き事

加ふるに背面高丘鬱蒼たるブレシデオ兵營の森林は、庭園の造營如何に依り  
ては之を遠く背景と爲し、彼の岡山後樂園の如く、自然の風景を利用して大  
に庭園の風致を添へ得る事。  
二、永久保存の目的もて庭園を造營する場合、敷地の位置が會場内の他の部分の  
如く民有地ならんには博覽會閉鎖後買上其他に不便生ぜんも、幸ひ合衆國陸  
軍省御用地なる兵營なれば其筋の許可さへ得れば實行容易なる事。加ふるに  
兵營内とは云ひ乍ら民有地たる普通市民住宅區域とは僅かに垣一重を隔てた  
る計りなれば、博覽會閉鎖後永久保存公園として一般に公開せらるる場合に  
も市民の遊覽に便ならむ。  
三、博覽會の中心に接近し、右には平和殿の建築あり、前には美術館の建築あり  
其他周圍には諸外國の政府館建築せらるべく、且つ遠く眼下に金門灣の風光  
を賞し得べきを以て、其位置彼の營業興業物の雑踏卑俗なる區域を遠去かり  
高尙閑雅にして眞に東洋美術園の美を賞せむとするもの希望に適合せり。  
越えて九月十八日盛大なる敷地定式を舉行したる事は之亦  
第壹卷に詳記せる處也。

参同費豫算決定

千九百十三年三月、日本政府は大正二年度豫算案を議會に  
提出するに當り、臨時費中に計上せる百二十萬圓(三年間に支  
出)は桑博参同費に充當するものなる事を説明し、且つ熱心に  
其協賛を求めたり。議會は直ちに之を通過したるが、是れ千  
九百四年聖路易市に於て開設せられたるルイジアナ購買記念  
萬國博覽會参同費よりも、四十萬圓を増加せるものなり

土地問題と大博覽會

日本政府は既に列強に率先して参同し、敷地を選定し、且  
つ其豫算さへ決定せり。爰に於てか速かに官制を發表し、當

第一章 大博覽會と日本

局役員を任命し、遅くとも千九百十三年秋冬の交までには庭  
園の造營の如き着手せざる可らざる也。然るに不幸にして加  
州議會に土地問題發生し、爲めに桑港博覽會参同に出品可否  
の論朝野に起り、本書の原稿を切る迄には官制の發表さへ  
見ざりき。雖然、此點に就ては世人の感ひ無からんため少し  
く實情を詳記するの必要あるべし。即ち日本政府は既に公式  
に一度び参同の承諾を米國政府に與へたり。又敷地の選定も  
終りたり。されば政府が改めて公式に右参同撤回の通告を米  
國政府に發せざる限り、日本政府は依然参同するものなる事  
明か也。尤も好意を以てするとせざるは其規模に差異はあ  
らん。乍併、大博覽會は單に政府の参同のみを以て満足する  
ものに非ず。同所に政府の勸誘に依り民間の出品を希望する  
ものも。茲に於て加州議會の土地問題は政府の参同に變化無  
しとするも、民間の出品に大影響を及ぼすに至れり。即ち日  
本全國商業會議所は大會を開き一致して出品を根絶すべき意  
嚮を洩らしたり。又政治家學者等にして政府の参同撤回を主  
張せる者尠からず。尤も當時大博覽會會社が土地案の防止に  
盡力せるの功は國民皆感謝せざるは無かりしも、暴戾なる排  
日案に對し舉國憤慨せるの際なれば、右の如き議論の起る亦  
已むを得ざる也。依つて主務大臣たる山本農相は、六月中旬  
「廣く國民の意嚮に問うて後決定す」べき旨發表せり。さりな  
がら當時は既に土地問題は日米兩國の外交問題に移りたる際  
なれば、桑博参否の言論は何れも多少外交的懸引を含むもの  
と解釋せられたり。其後土地問題に關しては兩國政府に於て  
幾度びか外交文書往復の結果、假令解決は容易ならざるも是

れ實際已むを得ざるに出づ。早晚然るべき方法を以て解決せらるべしとの一縷の光明認めらるゝに至り、又一つには時日の経過に伴ひ國民敵愾心の冷却せるにも因るが、桑博參同撤回出品拒絶は一部の過激論者を除く外多く唱へられざるに至れり。従つて政府の官制發表の如き近き將來に於てあるべく一般に豫期せらる。唯其時機は一に外交局面の展開に伴ふ外務當局者の決心に待つものゝ如し。

在留同胞と大博覽會

千九百十年四月、巴奈馬太平洋萬國博覽會々社が其資金を募集するに當り、桑港在留同胞(主として)は其株金五萬弗を引受けたり。爾來獨り桑港のみならず、加州一般在留同胞は漸次大博覽會が日本に取りて特殊の意義ある事を知り、又山脇氏一行委員の來桑に依り列國に率先參同したる日本政府の意圖が、「日本通商貿易の發達を圖るも亦其目的の一なり」と雖他に重要な外交上の意義、即ち一般に日米兩國の親善を謀ると共に、在留民の品位を高め其福利を増進せんとするにある事を了解し、常に熱誠を以て參同に移めたり。されば加州々々土地問題の喧傳せらるゝと共に、日米に於て參同撤回出品拒絶の論起れる際、在米日本人會及之が聯絡各團體を代表せる時局特別委員會は、飽く迄參同を主張せる決議を爲し日本政府及民間實業界の有力家に之を通告して賛同を求めたり。又越えて十月に至り桑港在留同胞は在留民大會を開き大博參同を決議し之を母國に通告したり。而して在留同胞參同の具體的計畫としては、先づ協贊會を組織して參同出品の便

宜を謀らんとするにあり。尤も其詳細に互りては未だ何等の決定を見ざるも、左に掲ぐる協贊會に關する事項に就き粗ぼ其内容を察知するに足らむ。

協贊會ニ關スル事項

- 第一條 米國在留日本人ヲ以テ組織シ其ノ本據ハ之ヲ桑港ニ置ク
- 第二條 米國法律ニ於テ法人(營利ヲ目的トセザル)トスル事困難ナラザルニ於テハ可成之ヲ法人トスル事
- 第三條 定款、豫算、主要ナル役員ノ選任、退任、事業ノ計畫、設計、最終ニ於ケル財産ノ處分ニ就テハ日本政府ノ認可ヲ受ケ其他日本政府ノ命令ニ從フ事
- 第四條 其ノ目的タル事業ノ概目ヲ左ノ如クスル事
  - (イ) 會場内ニ於ケル特權ヲ協贊會ニ於テ取得シ置キ其ノ一部ヲ他人ニ轉貸シ(日本人ニ限リ轉貸スル事)又ハ此ノ特權ノ全部又ハ一部ノ買買的事業ヲ爲ス事
  - (ロ) 日本出品ニ關スル取引上ノ周旋又ハ調査等ノ引受ヲ爲シ以テ日本貿易ノ發展ニ資スル事(但シ此ノ點ニ於テハ日本内地ニ於ケル博覽會協會ト相提携スル事ヲ要ス)
  - (ハ) 大博覽會ニ於ケル或ル種類ノ祭典、式典等ノ場合又ハ日本内地ノ開館式等必要アリト認メタル場合ニ於テハ協贊會ニ於テ相當ノ施設ヲ爲シ以テ米國ニ對シテ好意ヲ表彰スル事(但シ此點ニ於テモ亦日本内地ニ於ケル博覽會協會ト相提携スル事ヲ要ス)
  - (ニ) 内地ヨリ來ル觀覽人ニ米國ノ真相ヲ了解セシメ且ツ米國ニ於ケル日本人ノ經濟上社會上ノ狀態ヲ知ラシメ以テ日米親善ノ一助トナスガ爲メ特ニ左ノ如キ事業ヲ遂行ス
    - (a) 米國(布哇ヲ含ム)日本人ノ經濟上並ニ社會上ノ狀況ヲ知ラシムルニ足ル調査書類ノ編纂配布(桑港案内其他主要ナル日本人居住地案内記録ノ記事ヲ併セ記載スル事トス)
    - (b) 内地觀覽人ノ通稱、案内等ノ引受ヲ爲シ桑港及ビ市外各地ノ觀察ニ充分ノ便宜ヲ計ル事殊ニ多數觀覽人アル場合ニハ時宜ニ應ジ定期又

沙都日本人實業俱樂部の陳情書

北米合衆國西北部の沿岸に位する一加州に於ける外國人土地所有禁止法案は表面一般外國人を標榜するも著しく加州在留同胞の利益を阻害し明かに排日的行動に出でたるは今や掩ふべからず爲に母國上下の輿論未曾有の沸騰を見るに到りたるは要するに海外移民保護策の缺點を補ふべき時機到來せしものといふも不可なるべし茲に於てか外務當局は之が解決の爲め既に二回の抗議を提出せられ近き第三回の抗議を爲し最善の方法を以て之が解決を期せらるゝに傳へらる吾人在米同胞は假令加州在住者に非ずと雖も母國上下の一般の同情を深く感謝し外務省當局に信頼して一日も之が解決の速からん事を希望に堪へず

然るに加州土地問題は延いて曩きに列國に先んじて賛同を公表し之が費用をすら巴に議會の協賛を経たる來る千九百十五年桑港に開かるべき巴奈馬太平洋萬國大博覽會に對する日本政府の賛同を取消さしめ之を異議すべき民間實業家も亦出品を拒絶すべしと傳へらるゝは吾人在米同胞の甚しく遺憾とする處なり加州の排日的土地法案報復の爲に或は桑港を経由する輸入貨物をボイコットすべしと唱へられ或は又此大博覽會同取消説の起る原より排日的行動に對する憤慨の餘滓なりとは云へ斯くの如き報復的行動を實行するに於ては西北部沿岸に於ける一州の爲に更に一層米人全體の感情を害し大國民たる日本及日本人の感情を失墜するに至るべしと信ず

苟かに思ふに巴奈馬大博覽會は地を桑港に選定せられたれど一加州の事業に非ず東西兩洋を接近せしむべき前古未曾有の大事業なる巴奈馬運河の開通を記念する事業にして日本政府が逸早く賛同せられたるは最も其當を得たるもの且それ日米間に於ける商業貿易の現狀に徴し日本實業家が之に異議して參加の効果を明確ならしむるは國家の體面上且日米貿易の將來に關し執るべき唯一の方策なりと信ず土地問題に對する不滿より延いて大博出品拒絶運動の起れる如き一面に於て之を諒とせざるに非ざれども萬國博覽會の如きは米人の感情を緩和すべき好機會たるは論なかるべし

日本は米國に於ける從來幾多の博覽會に於けるが如く巴奈馬大博覽會に對しても十分價値ある出品をなさざるべからず土地問題の報復手段として大博參同拒絶の如きは今日の場合決して執るべき方策に非ずと信するなり幸にして

ハ臨時ニ「エキスカージョン」ノ方法ヲ採リ以テ主タル農業地方等ヲ觀察セシムルノ便ヲ計ル事

- (c) 各地日本人會ト充分ノ聯絡ヲ保チ桑港在留日本人ハ勿論各地ヨリ來ル可キ日本人ナシテ米人ノ感情ヲ害スルガ如キ行動ナカラシメ又日本ヨリ博覽會ノ爲メニ渡來シタル職工等ノ逃亡ニ付キ相互ニ相戒シメ以テ苦情ヲ後日ニ遺ス事ナキ様相當ノ方法ヲ講ズル事
- (d) 賣店ハ成ルベク之ヲ避ケタシト雖モ事情止ムテ得ザル場合ニ至ラバ協贊會之ヲ監督ニ就キ充分ノ責任ヲ負フ事(尤モ賣買行爲ハ各商店主ノ責任ヲ以テス)而シテ賣店ノ開設ハ出品人ニ非ザレバ之ヲ許可セズ又賣品ハ出品ノ「アプロバート」ニ限ル事
- (e) 在留日本人ノ出品(日本ニ生産シタル)ノ取調陳列等ハ日本政府ノ方針ニ準據シ協贊會ニ於テ之ヲ取扱フ事(尙其出品ハ政府ノ許可ヲ要スル事)

第五條 公益的目的ニ出ヅト雖モ最後ノ計算ニ於テ元資本ト元利トガ出資者ニ償却セラル可キ程度ニ於テ經營上相當ノ料金を徴收スル事(幸ニシテ元資金及ビ金利償却ノ程度以上ノ收入ヲ得タル時ハ其ノ殘餘金ハ之ヲ公益的事業ニ寄附スル事)

第六條 興行的事業ハ原則トシテハ協贊會自ラ之ヲ爲ササル事トシ之ヲ別ノ經營者ニ行ハシムル方針ヲ採ル事(尤モ藝妓手踊リ、日本村、アイヌ人、臺灣生番ノ見世物ト云フガ如キ事ハ始めヨリ之ヲ試ミザル方針ヲ取ラシムル事)

第七條 日本旅館等ニ就テモ充分ノ監督ヲ施シ以テ内地ヨリ來ル觀覽人等ニ惡感情ヲ抱カシムル如キ事ナキ様自制的方法ヲ採ラシムル事

附記(日本政府ハ此ノ協贊會成立ノ上ハ他ノ者ニ一切ノ特權ヲ附與スル事ナカレバシ此ノ點ニ就テハ既ニ博覽會協會ト交渉済トナレリ)

又土地問題のため母國に於て桑博參同撤回出品拒絶論起るや、シャトルの在留日本人實業俱樂部にては參同申請の決議を爲し、八月故國商業會議所に宛て、左の如き陳情書を送れり。

第一章 大博覽會と日本

加州在留同胞慰問の爲め差遣せられたる諸名士其他今次の問題研究の爲め差遣せられたる幾多名士に米國及米國人が依然日本に對して深厚なる友誼を持...

越えて十月十四日桑港在留氏は在留民大會を開き左の如き決議を爲し、之を母國に電送せり。

桑港大博覽會問題に關する 在留民大會決議書

桑港在留の我同胞は明後年當地に於て開かるべき巴奈馬太平洋萬國大博覽會に對する日本の態度に就て千九百十三年十月十四日桑港ポスト街リホームド...

桑港在留民大會は千九百十五年桑港に開かるべき巴奈馬太平洋萬國大博覽會に關し、在留同胞の利害、日米通商...

ムスタウン博覽會の總裁たりシタッカー氏を適任なりとして推薦シ大統領ウキルソン氏之を委員長に任命し、別に華盛頓のスパージョン氏及び大博覽會社より出品部製造工業課長グリン氏も同行委員として任命され十月七日日本に向ふ事となりたるが其後無期延期となれり。

去りながら此の儘にては何分にも内地實業家に出品を勧誘し難し故に桑港博覽會に於て是非とも日本の参同出品を望むらば我に出品し得る筋道を開き...

此くて七月下旬に入りて末廣博士は桑港に上陸し添田博士に右の傳言を傳へたるが添田博士は熟考篤議の上更に博覽會々社側とも交渉を試みたる末中野氏に向け左の提案を電照せり

御申越の條件は博覽會々社側に於て略ぼ之を容るゝの色あり仍此際日本實業家及び政府に於ても断然参同出品の態度を宣明せられたし但し夫れには種々の事情ありて之を急ぎ難しとすれば加州日本人だけの意向としても参同の旨を發表したき希望あり貴意如何

右に對しては中野氏より山本農相、牧野外相と交渉を重ねたる結果、外交關係上尙暫らく待てしとの返電ありたり。次で勸誘委員出發の無期延期となれるに就ても亦裏面に事情あり、當時日本内地の實情を以てしては到底勸誘委員來るも之

第二章 大博覽會と列國

上の關係、日本政府の威信等日米將來の平和を思ひ故國官民に大博覽會を取消す事なく盛んに出品せられん事を切望す

理由

我政府は曩に米國大統領の大博覽會勸誘に應じて第一に之を承諾し特に使節を送りて數地を選定し僉幾多の警官をなしたるが爲米國官民は喜んで備兵を附するの大歡迎をなせり今日に至りて之を取消すと言ふが如きは堂々たる大國の威信に關す、國民中或は加州の土地法を以て大博覽會取消の理由とする者あるも土地法は土地法なり大博覽會は土地法の非理不法は最後まで之を争ふべし、而て大博覽會の契約は之を履行せざる可からず、抑此大博覽會が我日本の生産工業貿易に資する所多きは論を俟たず、之を利用して我日本の制度文物を米國民に了解せしめ精神の融解を期し共に將來の融和を計るに尤も善き好機會に非ずや然るに若し徒らに土地法の不法を怒り其無理を咎めて直ちに其参同を取消すと言ふが如きは餘りに感情に走りて將來の大事を顧念せざるの譏を免れず、若し假りに参同を取消したりとせんか、來るべき結果は奈何、大博覽會は勿論今日以後我在留同胞は一層侮辱と迫害を蒙るの恐あるのみならず昔反阻礙するに至り、終には憂ふべき内事を出来せしむるの憂なしとせず、故に我在留同胞は茲に大會を開きて如上の決議をなし適かに此意を故國官民に訴へんと欲する也

日本勸誘委員の派遣

大博覽會が土地問題の爲めに影響を蒙り、日本内地に於て参同撤回出品拒絶を唱ふる者一時甚だ多きを加へたるは事實也。爰に於て大博覽會社には聯邦政府に事情を具申しして日本を主とし、其他の東洋諸國に勸誘委員を送る事を要請せり。其結果國務卿武雷安氏はバーデニア州出身にして先年ジェー

を満足せしめ能はざるを以て、此旨米國政府に通じて延期せしめ、其間に時日經過し土地問題の解決も亦緒に就くを待つて出發せしめんとしたるなりと云ふ。尙勸誘委員は其後に至り同年末を以て日本に赴くやに華府電報は傳へたり。

第二章 大博覽會と列國

参同を承諾せる諸國

千九百十二年二月二日、時の合衆國大統領タフト氏が、千九百十五年を期し巴奈馬運河の開通と太平洋發見四百年を記念とすべき萬國博覽會を桑港に開始することを宣言し、併せて締盟各國に對し之に参同勸誘の招待狀を發してより、同年二月十八日グワテマラ共和國の承認を筆頭とし、今日迄に參國を諾したる國尠からず、今左に千九百十三年九月迄に公式に参同承認の通知を合衆國政府に爲したる諸國を掲ぐれば左の如し。(アルハベット順に依る)

- 墨西哥 墨其西哥
ニカラガ
巴奈馬
秘魯
葡萄牙
サルベドール
瑞典
西班牙
グワテマラ
ウルグー
亞爾然丁共和國
ホンヂユラス
丁株

第三章 大博覽會と各州

和蘭 智利  
日本 ブラジル  
リベリヤ

敷地を選定せる諸國

右に掲げたる參同を承諾したる諸國の中、更に委員を送り其敷地を選定したる諸國を掲ぐれば左の如し。(アルハベツト順に依る)

ホリヒヤ	一九一三年 六月十二日
支那	一九一二年 十月二十四日
ドミニカン共和國	一九一三年 五月二十六日
佛國	同 上 九月五日
グアテマラ	同 上 七月十四日
ホンチユラス	同 上 同 上
和蘭	一九一二年 十二月十一日
日本	同 上 九月十八日
秘露	一九一三年 七月十一日
葡萄牙	一九一二年 十一月二十六日
瑞典	同 上 十一月十二日
亞爾然丁共和國	一九一三年 六月二十三日
丁抹	同 上 三月十五日
アラジル	同 上 七月一日

而して以上の中其參同費を決定せるは  
日本 六十萬弗  
瑞典 拾六萬弗

歐洲列強の意嚮

前に掲げられたる表に依つて觀れば、世界の列強の中參同を承諾したるは僅かに日本と佛國とあるのみ。他の英、獨、露、澳、伊の諸國は未だ何等の通告を爲さず。而して今之等諸國に就て大博覽會に對する意嚮を察するに、英國は先づ先年來係争中なる巴奈馬運河通航料の問題に關し甚しく感情を害し居るもの、如し。昨年(一九一三年)八月非公式に國費多端の故を以て參同拒絶の意を洩らしたるより察すれば、今後通航料問題の圓滿に解決するか、然らざれば何等か外交局面に激變を見ざる限り參同せざるやも知る可らず。次に獨逸は又關稅の問題にて甚しく其感情を害し之亦昨年八月英國と相前後して非公式に參同拒絶の意嚮を洩らしたり。其後事務總長スキツフ氏獨逸に赴き、朝野に奔走せる結果多少感情の融和を見たるが如しと雖、正式に參同を承諾せしめずには尙相當の時間を要する事なるべし。露國は往年猶太人の旅券問題に關して米國との國交全く阻隔せられたれば、昨年夏公式に參同拒絶を聲明せるは寧ろ當然也。最後に澳、伊二國は未だ何等の意嚮を洩らさざるも、三國同盟の關係上或は獨逸の去就を慮り居るやも知る可らず。今日迄單に考慮中の故を以て參同を決せざるは、或は這般の消息を傳ふるものとも觀察し得可し。

第三章 大博覽會と各州

參同を承諾せる諸州

千九百十三年九月迄に參同を承諾せる合衆國諸州を擧ぐれ

ば左の如し。(アルハベツト順)

アリゾナ州	ニューメキシコ州
コロラド州	紐育州
布哇	ノース、ダコタ州
アイダホ州	オハヨウ州
イリノイス州	オクラホマ州
インディアナ州	オレゴン州
アイオワ州	ペンシルヴァニア州
カンサス州	比律賓諸島
ケンタツキイ州	サウス、カロリナ州
ルイジアナ州	サウス、ダコタ州
メリランド州	テキサス州
マサチセツト州	ユタ州
ミネソタ州	ワシントン州
ミヅリイ州	ワエスト、ヴァチニア州
モンタナ州	ワイオミング州
ネブラスカ州	ゴートリコ
ネバダ州	ウイスコンシン州
ニューシエルシイ州	

即ち以上は三十二州三領土也。

敷地を選定せる諸州

參同を承諾せる諸州の中、千九百十三年九月迄に敷地の選定を終へたる諸州は左の如し。(アルハベツト順)

アリゾナ州	一九一二年 六月六日
布哇	同 五月八日
アイダホ州	同 三月二十六日
イリノイス州	同 六月二十四日

第三章 大博覽會と各州

更に前記諸州の中參同費を決定せる諸州並に其金額を掲ぐれば左の如し。(アルハベツト順)

布哇	一〇〇,〇〇〇弗
アイダホ州	一〇〇,〇〇〇弗
イリノイス州	三〇〇,〇〇〇弗
インディアナ州	九〇,〇〇〇弗
カンサス州	四〇,〇〇〇弗
マサチセツト州	二五〇,〇〇〇弗



第四章 大博覽會の規模

ミヅリイ州	一〇〇,〇〇〇弗
ネバダ州	一〇〇,〇〇〇弗
ニュウナエルシイ州	二〇〇,〇〇〇弗
紐育州	七〇〇,〇〇〇弗
ノース、ダコタ州	三五〇,〇〇〇弗
オレゴン州	一七五,〇〇〇弗
ペンシルヴァニア州	三〇〇,〇〇〇弗
比律賓諸島	二五〇,〇〇〇弗
ユタ州	五〇,〇〇〇弗
フシントン州	一七五,〇〇〇弗
ウエスト、ヴァージニア州	七五,〇〇〇弗
ウキスコンシン州	七五,〇〇〇弗

即ち以上決定せるものを合すれば總額參百拾壹萬五千弗に達す。  
 附記、加州五十八郡の中既に參同を決し州政府の許可に従ひ市民に參同費として税金を課したるもの四十四郡に及び、其全額は六百萬弗に達すべし。

第四章 大博覽會の規模

博覽會會社の資本

巴奈馬太平洋博覽會會社の資本は當初壹千貳百五十萬弗なりき。而して此は皆桑港市及加州民の應募に掛り、千九百年四月初めて桑港マーチャントエキスチエーデに大會を開き資金の募集を爲したる時は、僅かに二時間にして四百萬弗の應募者ありたり。其後開設地をニュウオルレアンス市と競争するに當り、更に資金五百萬弗を増加せる爲め現在の資本總額壹千七百五十萬弗に達す。

額壹千七百五十萬弗也。

州政府及桑港市の補助

從來米國に開設せられたる萬國博覽會會社は、何れも合衆國政府より相當の補助金を受けたり。雖然、巴奈馬太平洋萬國博覽會會社は、ニュウオルレアンス市と開設地を競争する際、前に桑港選出代議士カーン氏より請願し置きたる五百萬弗の國庫補助を撤回したる爲め、合衆國政府よりは毫も補助金を受けず。其の代りに加州政府及桑港市は千九百年州民の投票に依り、州及市の憲法を改正し、大博覽會會社の爲めに各金五百萬弗宛の州債及市債を募集して之を補助する事を決せる爲め、大博覽會會社が博覽會の爲め消費する金額は合計貳千七百五十萬弗に達する譯也。

諸外國及其他の參同費

今回の大博覽會に消費さるゝ金額は博覽會會社が消費する貳千七百五十萬弗の外に、之に參同する諸外國、合衆國各州及加州各郡の參同費を考慮せざる可らず。即ち加州政府は茲に各郡の參同費として合計參百萬弗を越えざる範圍に於て州民に税金を賦課し得る事を許可し、而して加州五十八郡の中既に四十四郡は此税金を賦課せる爲め、此總額又大なるものあるべし。合衆國各州の中既に三十二州及三領土は參加を承諾し、此中參同費を決定せるもの十六州二領土あるが、其額は紐育州の七十萬弗を筆頭とし最も少なるものと雖もハヨウ州の參五萬五千弗にて、總額實に參百拾壹萬五千弗に達し居れ

ば、之に他の諸州全部の參同費を合すれば尠くとも六七百萬弗に達すべし。是れ加州各郡の參同費に併せ優に合衆國內のみにて壹千萬弗の參同費を支出するもの也。而して各國の參同費に至つては未だ俄かに之を豫測し難しと雖、往年聖路易博の例に見るも、總額約壹千萬弗に達すべきこと必ずしも失當なる見積なりと云ふ可らず。

興行者の投資

最後に博覽會に消費さるゝ金額に就ては、會場内の興行即ちコンセンションに投せらるゝ資金も加算せざる可らず。此金額の豫測は頗る困難なりと雖、先年聖路易博覽會場に於て第一の呼び物となりしチロリアンアルプスの如き興行は、純益壹千餘萬弗を得たる程ありて規模頗る雄大資金も亦從て巨大なるものありしと云へば、此方面に投せらるゝ金額亦數百萬弗に達するや必せり。斯く算し來れば、今回の大博覽會の開設のために消費さるゝ金額は、合計優に五千萬弗以上に達す。豈驚駭に堪へんや。若し夫れ開設後世界萬國より來觀する旅客に依りて消費さるゝ金額に至つては、到底豫測の限りに非ずと謂ふ可し。

敷地の廣袤

大博覽會の開設地は、桑港市の北部海岸なるハーバービュ一を主とし、之より特に陸軍省より使用を許可せられたるブレシデオ兵營の一部を経て、漸次西方に向ひリンコルン。パークを経て遙かに金門公園に及ぶものなり。此總額地積實に六

百三十五英町にして、東西の距離約二哩半、南北幅員半哩、海岸線二哩に達す。以て其會場敷地の如何に廣大なるかを察す可し。

敷地の一般計畫

大博覽會の敷地に於ける一般計畫を大別すれば(イ)シビツク、センター(ロ)テレグラフ、ヒル(ハ)ハーバー、ピエー及ブレシデオ(ニ)リンコルン、パーク(ホ)金門公園の五種に分たる可し。此内其中心と見るべきはハーバー、ピエー及ブレシデオにしてリンコルンパーク及金門公園之に次げり。而して他の二ヶ所即ちテレグラフ、ヒル及シビツク、センターは、共に右の中心會場を離るゝ事遠く、從て直接博覽會の會場とは交渉尠し。今各方面の設計に就き記述せむ。

(イ)シビツク・センターは、其文字の示す如く市の中心に設けらる可し。市の大通りなるマーケット街とパンネス街との交叉點に地をとし、此處に會衆數萬を容るゝに足るべき大紀念會館を建築せんとす。大博覽會開會中は諸種の萬國及内國會議開會せらるべきに、之に應ずる必要と且將來に於ても此種大會館の必要ある爲め、永久的計畫を以て市の中心に大會館を建築せんとするものなり。

(ロ)テレグラフ、ヒルは、市内グランド街を北に突き當りたる處に在りて海拔二百八十呎の丘なるが、此處には最強度の無線電信と天候觀測所とを建設する計畫なり。而して觀測所に於ては常に天候を觀測して之を市民及び船舶業者に報じ無線電信局にては絶えず出入船舶の報道を爲すと同時に、遙

かに巴奈馬運河を通過する諸船舶と通信を交換すべし。  
 (ハ)リンコン・パークは、ハーバー、ビュールよりグレンデ  
 オート、メーンソンの所謂「ゴールドデン、ゲート」を経て、  
 金門公園に到る中間に在る高丘なるが、此最高所には高さ八  
 百五十呎の大高塔及米國の西部を代表すべき大彫像及其開門  
 たる桑港を代表すべき大彫像、並に米國の東都を代表すべき  
 大彫像及其開門たる紐育市を代表すべき大彫像等を建立すべ  
 し。

(ニ)金門公園は夫自身今日の儘にして既に訪客の足を牽く  
 に足る。然れども大博覽會々社にては更に之れに幾多の修飾  
 を施し、真に落機山以西の最大都市たる桑港市の大公園たり  
 てふ名を辱かしめざらんやうすべし。從て此處の設計は他と  
 異り大博覽會閉鎖後も愛に存在せしむる爲め、皆半永久的基  
 礎の下に計畫を立てらる可し、即ち先年開設せられたるミド  
 ウキンター博覽會の記念遺物たる現在の日本庭園を擴張し、  
 一層大規模の物たらしむると同時に、新に支那庭園を設け、  
 石燈籠と茶亭と龍頭鶴首船と共に相對して真に東洋蓬萊國の  
 傑を現出せんとするが如き其一例也。又此處には有名なる海  
 濱館クリップ、ハウスの下方より、太平洋の連波の磯を洗ふ  
 邊に沿ふて幾多の娛樂機關設けらるべし。

(ホ)最後に來るものは即ち博覽會の中心會場たるハーバー  
 ビュール及グレンデオ也。此地は桑港市の北端に位し、金門灣  
 に臨み、東は渺しく距りてテレグラフ丘に對し、西はリンコ  
 ルン公園の高丘を隔て、遙かに金門公園に連る。北は桑港灣  
 を距てアルカッ島及天使島より遠く有名なるマウント、タマ

ルバイを望むべく、南は市の住宅區域に接す、一部使用を許  
 可せられたる合衆國陸軍省御用地、グレンデオ兵營地よりフ  
 オート、メーンソンのゴールドデンゲートに到る間の丘陵を除き  
 ては、土地概ね平坦にして大博覽會の中心會場敷地としては  
 建築に利にして、又開設後海陸の交通にも便なり。而して此  
 地に對する設計は先づ土地の高低を去りて建築物の基礎を  
 定むると共に、更に海岸の淺瀬を埋立て、敷地を海中に突出  
 し、大船を繋留すべき波止場、小船を寄すべき渡船場等を設  
 く可し。斯て愈々大博覽會開場の後此海に面せる正面より上  
 陸し、大博覽會陳列館の中央を指して進むものと假定せば、  
 觀客は第一に壯大なる中央塔屹立し、巍然とし遙かにリンコ  
 ルン、パーク高丘上の大彫像と相對せるを見ん。是即ち「グレ  
 ート、セントラル、タワー」なり。

是より先づ左に折れ各陳列館を見物すれば、左側に通運館  
 右側に製造館を見るべく、次に前進すれば左側に採鑛冶金館  
 右側に工業館を見るべし。更に前進すれば突當りて正面の機  
 械を見るべく、之より右に曲りて進めば機械館に隣接して祭  
 禮館あり。祭禮館より少しく距りて用達所あり。又祭禮館及用  
 達所に相對し、右方製造及工業二館の背面に當り自動車館あ  
 り。更に左方機械館、祭禮館及用達所の背面四十五英町の地  
 積は、賣店其他一般場内に於ける娛樂的營業、興行物に充て  
 らるものにして、此前面即ち海濱に近き粗ぼ同様の地は、  
 未だ特に指定せざれば倉庫其他の目的に使用せらる可し。

之にて左方を見物は終りたれば再び中央の塔に歸り右方の  
 見物を爲すべし。先づ中央塔より右に折れて進めば右側に大

なる二館に分てる農業館を見るべく、左方には文藝館及教育  
 館を見るべし。文藝館及教育館の中央背面には左方の自動車  
 館と相對して園藝館あり。次に前進すれば農業館及教育館と  
 相對し、東方に面せる美術館を見る可し。此美術館に面して立  
 てば右方海濱に沿うて半哩餘に亘り二列に相並んで建築せら  
 れたる加州各郡及合衆國各州の出品館を見る可し。而して此  
 出品館の先端に接して二十英町の練兵場及三十英町の飛行場  
 あり。練兵場の先端は家畜館にして之より海濱を辿りて前進  
 すれば則ちゴールデン、ゲート也。

再び美術館に歸り之に面して立てば、左方東西に萬國館及  
 都市館の相對して建築せられ居るを見ん。萬國館及都市館の  
 南即ち背面には平和殿あり、此處には殿の名に因める特種の  
 陳列物あると共に、博覽會開期中適當なる時機に於て萬國學  
 者の平和會議開催せらる可し。平和殿の右方より美術館の背  
 面を越え、加州各郡及合衆國各州政府の建築に至るまで、弦  
 月形の地積三十七英町には參同諸外國の建築館及庭園等千種  
 萬態の意匠を凝らして併立すべし。而して此等外國建築物の  
 背面即ち西方に當り、弦月の右端を遠く離れて直角に正面を  
 爲せる廣大なる地積の中に建築せらるべき諸館は、則ち合衆  
 國の政府館也。日本政府派遣委員の選定せる位置は、右平和殿の右に隣接  
 せる約五千坪の地積也。爰に永久的日本庭園及政府館等建  
 設せらるべし。

以上の諸設計の外に、爰に特記し置かざる可らざるは紀念  
 大道路なり。此は主として陸上より入りて博覽會を見物せん  
 とする者の便に備へ同時にハーバー、ビュールの中心會場とリ  
 ンコン、パーク金門公園との連絡を計らんとする者なるが

博覽會當事者は之を以て單に一時的のものと爲さず、大博覽  
 會開設の記念として永久に存在せしめ、金門灣頭の勝景と相  
 待つて將來桑港に於ける名勝の一と成さん計畫なり。而して  
 此大道路建設は彼の市俄古に於けるコロムビア萬國博覽會に  
 技師長たりしバーナム氏が、千九百四年桑港市の爲めに建言  
 したる考案に基づくものにして、世界に有名なる伊太利フロ  
 レンスの大道路「ミケロアンデスロ・ポリ・ブアート」に倣へた  
 るものなりと云ふ。地點は大博覽會會場敷地の東端より發し  
 チェスナット街又はコムバード街に沿ふて、「ハーバー、ビュ  
 ール、グレンデオ、フォート、メーンソ」より迂廻してリンコン  
 ン、パークを経て金門公園に到るものにして、此長さ約三哩  
 に達すべし。道路の兩側には並木を植ゑ博覽會期中は此道路  
 の兩側は勿論、之を通じて會場に入るべき各通路に皆綠門又  
 は凱旋門を設く可し。猶經費の許す範圍に於て高架鐵道をも  
 架設すべしと云ふ。若し博覽會開會の曉、會場の東端より此  
 大ドライブに入りて前進せんか、左には家屋櫛比せる桑港市  
 街の大半を望み得べく、古にはハーバー、ビュールの大博覽會  
 場中心を初めとし、グレンデオ兵營よりフォート、メーンソ  
 ンを経て金門灣の風光を一眸の裡に納め得可し。又進んでリン  
 コン、パークに到り、其高丘に建設せられたる大彫像の下  
 に立ち俯してゴールデン、ゲートを見、仰て遙かにアルカッ島  
 天使島よりメンドシノ郡の翠陵を隔て、有名はるタマルバイ  
 山を隔まば如何。若夫、更に進んで金門公園に到り、其西北  
 端に出て萬波際限無き太平洋上に暮る、夕日を眺むるの景は  
 如何に雄大なるべき。斯て記念大道路は永久に桑港の誇りた

る可し。

會場内の建築

博覽會場内に建築せらるべきものは大中央殿及高塔を中心とし、左右に美術、教育、經濟、文藝、製造工業、機械、通運、農業、家畜、園藝、探鑛、冶金等の陳列館十二個を初めとし、加州五十餘郡の陳列館、四十餘州の米國各州政府館合衆國聯邦政府並參同諸外國の建築館等にして其の建築地積は、前記十二個陳列館合計三百七十三萬一千五百平方英尺、園藝部五十英町、鐵道其他十二英町、練兵及飛行場五十英町、合衆國政府館十英町、各州政府館四十英町、諸外國政府館三十七英町也。之を市俄古のコロムビヤ萬國博覽會に比すれば約二倍、聖路易のルイジアナ購買記念萬國博覽會に比するも亦規模更に雄大なるを見る。而して此等の各建築は何れも當代建築術の極秘を盡したるものにして、其優麗と壯大とに至つては筆紙の能く盡す處に非ず。若夫、更に場内各所に建立せらるべき日星塔、貴寶塔、東洋塔、凱旋門等に至つては之を裝飾するに當代第一流の彫刻家の手に成る幾多の塑像を以てし、其美術的價值は永く後世に傳ふるに足るものあり。されば巴奈馬太平洋萬國博覽會は、其建築と出品と共に實に現代世界に於ける總ての開明を代表するものと謂ひ得べし。從つて其事業は巴奈馬運河の開鑿と共に世界史上重大なる位置を占むると同時に、又將來に對して永く人文發展の標徴を示すものなり。故に該博覽會の開鑿後縱令世界に一大危難生じ人類の事業掃蕩し盡さるゝ事ありと假定するも、此博覽會を

開設し又之に參同したる諸外國人民の相據り相集りて形成せる文化の一大記録は、應て再び人類開明の復興せらるゝに當り、必要缺く可らざる標準たらすばあらず。

工事の進行

大博覽會の工事は日に月に進みつゝ、あれば、昨を以て今日を叙すべからざるも、本書の編纂せる時に於ける概略を記さむ。出品館の中、教育、文藝、製作工業、鑛物及冶金、通運農業、機械館等は既に工事に着手し、就中教育機械の兩館の如き外廓全く成れり。各出品館は千九百十四年七月迄に全部完成を期する豫定也。其外場内の設備に必要な水壓、氣壓鐵管敷設工事等も進行中。當時一般敷地の開平のみに從事する労働者毎日三百、更に請負業者及他の工事方面に於ける被雇者を合算する時は三千に達す。千九百十四年の夏頃に至らば少くとも日々六千人の被雇者會場内に勞務するに至るべし。既に會場内に到着せる木材は合計約百萬呎に達し、海岸の埋立工事に要せる砂礫二萬五千噸を越えたり。參同諸外國の敷地、各州の敷地及興行區域も土地の開平並に水管其他の敷設を了へたり。千九百十四年一月には全工事の約半を竣工すべしとは博覽會社當局者の意嚮也。

諸種大會の開催

從來各地の萬國博覽會には、之を機會とし諸種の萬國及内國大會開催せらるゝを常とす。巴奈馬太平洋萬國博覽會の開會中にも亦諸種の大會開催せらるゝや必せり。依つて大博覽會

社にては之に關する事務取扱の爲め一局を設け「ビュロー・オブ・コンベンション・アンド・ソサイエティス」と名付けたり。此局に左の四課を置く。  
(イ) 特種協會の主催にかゝる萬國及内國大會  
(ロ) 學術大會  
(ハ) 其他の大會  
(ニ) 旅館、鐵道及運輸並に太平洋岸に於ける名勝案内  
故に諸種大會開催希望者は大博覽會社内右の局に就き照會すれば必要なる諸般の報告を受くべし。而して之等大會は學術文藝體育及其他萬般の種類を網羅すべく、博覽會が物質的に現代の開明を代表すると並に、精神的方面に於て世界文化の發達を示すに足るものたるべし。

列國陸海軍の參加

前大統領タフト氏は千九百十二年二月世界各國に對し巴奈馬太平洋萬國博覽會に參同を勸誘せる際、同時に陸海軍の參加をも勸誘したり。されば大博覽會開會中世界各國の陸海軍は各其代表的陸兵及軍艦を派遣すべし。而して世界陸軍の大觀兵式は、大博覽會會場内に於ける練兵場に於て行はるべく、世界海軍の大觀艦式は、初め各國軍艦を大西洋岸のハンプトンロード軍港に集合せしめ、此處にて先づ大統領觀艦式を行ひ夫より徐々太平洋に向つて航行し、巴奈馬運河を通過し、終に金門灣に入りて再び大觀艦式を行ふ筈也。壯觀思ひ見る可し。

大博覽會の會場内には、用水は勿論、燈火、消防、暖房、庖厨及機械の運轉作業等場内の諸般の營業、執務及出品に關し、電氣、瓦斯、蒸汽及壓搾空氣等の供給は最も必要なる設備たり。故に之等の設備に關しては充分なる注意を拂ひ、萬違算無きを期すべきや必せり。又旅館の如きも一般市民が切に設備を待つことなれば、會場内にも地區を限りて數千人を容るるに足るものを設く可しと傳へらる。

開會及閉會

巴奈馬太平洋萬國博覽會は、千九百十五年二月二十日に開會し、同年十二月四日に閉會するものとす。此間の開會日數貳百八十九日也。

第五章 會場内の營業及興行

營業及興行區域

大博覽會の會場にて營業及興行區域に充てられたるは最東端、即ちバンネス街に接觸せる地域にして、北は海に面し、南は住宅區域に連る。總面積百英町あり。此中央に縦貫せる大通りを設け、左右に幾多の小路を備へ以て觀覽の便に供す。東方即ちバンネス街よりの入口には、巴奈馬運河工事中の一偉觀たるガツン關門に擬せる門を造營し、以て博覽會開設の意義を表明す。此區域に於ける工事は大に進行し、既に許可

第五章 會場内の營業及興行

せられたる興行の中大規模の物は建築に着手せるもあり。大博覽會開會中は常に全入場者の過半は此區域に吸収せらるるものなること既往博覽會の證明する處也。

特許許可の方針

會場内の營業及興行の特許は如何なるものに對しても許可せらるべきものに非ず。大博覽會社にては先づ大體の方針として、營業に關しては公衆の利便を主とし、興行に關しては娯樂と同時に教訓的なるべきを主とせり。風紀を紊るが如き恐れあるものは何種類の營業及興行を問はず絶対に許可せられざるべし。殊に外國人の出願に對しては博覽會當事者は直接之を受付け又は決定する事無かるべし。即ち先づ當該國責任者の判定と推薦とを待つて後許否を決すべし。蓋し各國皆風俗習慣を異にするを以て、之等特殊の色彩を帯べる營業的興行に對しては斯くするを以て過失を防止し得べければ也。

特許出願手續

巴奈馬太平洋萬國博覽會場内に於ける一船營業及興行は、同會社の一般規則第十九號に、

博覽會會場ニ於ケル營業又ハ興行ノ如キ入場料ヲ徵スベキ私營ノ展覽店、餘興、賣店及其他博覽會ノ目的及威嚴ヲ損傷セザルモノニ對シテハ、各件ニ對シ當該役員ノ決定シタル條件及約束ノ下ニテ之ヲ許可ス

とあるに依り、此規定に違反せざるものは出願の後當局役員の考慮を待つて許可せらる可し。而して之等場内の營業及興行は、之を出願者の側より見る時は、多くは一般商業の如く

依つて以て利益を收めんとする目的に出づ。尤も中には利益よりは寧ろ多少の損失を豫期するも廣告を主とするものも無きに非ず。又一般に會場内の營業及興行は之を博覽會々社の側より見る時は、公衆の利便及娯樂に供すると共に、其特許料金は會社收入の重要な一部を占むべきものなり。従つて之が特許に關する事務は會社の場内營業及興行並入場に關する部門の主任之を扱ひ、何人も會社と直接に交渉し且つ其許可を得べしと雖、會社の方針として外國人の出願に對しては其地駐在領事館又は事務局の推薦を待つて後許可すべし。是其營業及興行物に對する良否の判断を誤らざんが爲めに於て又現に巴奈馬太平洋萬國博覽會々社附の當局役員が言明せる處也。故に母國人たるに在留者たるを問はず、苟も日本人にして右の特許を得んとするものは、豫め領事館又は事務局に出頭して計畫及内容の詳細を稟述し、其推薦を得べき同意を求めざる可らず。猶之に就ては第一章の協賛會に關する事項を参照すべし。

特許出願書式

巴奈馬太平洋萬國博覽會々社の場内營業及興行等に關する出願書は既に定められたり。依つて出願せんとするものは同會社より右の出願書を請受け、其書式に従つて記入し、千九百十四年十月一日迄に何時たりとも願ひ出づ可し。但し前にも述べたる如く博覽會會社は之を許可するに先立ち、其營業及興行に關し日本事務局又は領事館の判定及び推薦を仰ぐべきを以て、實際計畫者は豫め事務局又は領事館の判定を請ひ

出願者 住所 姓名

許可されたる營業

既に許可せられたる營業には、小は落花生、アイスクリーム及びパブコークの販賣より、大なるは料理店及旅館の經營等あり。此中最も大なるは所謂「場内旅館」にして、其建築豫算七十五萬弗也。總室數壹千八百を備ふ。博覽會開設中開會せらるべき諸種大會出席者は、概ね皆本館に宿泊すべし。此外諸種の營業に就ては一々枚舉に遑あらずと雖、今日迄に出願せる興行物と合せて六千餘件に及ぶと云へば、以て其盛況を察するに足るべし。

許可されたる興行

既に許可せられたる興行の中、重なるものを舉ぐれば左の如し。  
(イ) グランド、キャニオン サンタフヤ鐵道會社の經營に掛り建築費三十五萬弗の豫算。  
(ロ) 巴奈馬運河 建築費二十二萬五千弗の豫算、二十分毎に二千人を載せて各開門を通過せしむ。  
(ハ) 獨逸ニユレムバードの市場 中世紀に於ける歐洲に於て

第五章 會場内の營業及興行

其推薦を受くべき認諾を受くるを要す。博覽會々社の定めたる出願書式左の如し。而して出願書用紙は必ず博覽會々社の印刷せるものたらざる可らず。

私權今般千九百十五年巴奈馬運河ノ開通ヲ祝スベキ巴奈馬太平洋萬國博覽會ニ於ケル場内營業及興行ニ就キ博覽會會社ノ當局委員ニ對シテ左ノ通り御願申上候

一、營業及興行物ノ名稱 何

二、營業物興行物ノ説明 (此處ニ詳細ナル説明ヲ爲スベシ)

三、營業及興行ニ要スル營業人、興行人及其使用人ノ數 幾何

四、營業及興行物ノ建築及設備ニ投スベキ見積資金 幾何

五、營業及興行ニ要スル土地ノ廣サ 幾何

六、營業及興行ノ場所 何々

七、許可セラレタル後自費ヲ以テ建設スベキ物 何々

八、地代ニ對シテ拂ハントスル金額 幾何

九、右ノ代リニ支拂ハントスル料金 幾何

十、別ニ總收入ニ對シテ支拂フ可キ部割 幾何

十一、許可セラレタル後右ノ營業又ハ興行ヲ爲スコト及ビ之ニ對スル忠實ヲ保證スル保證金(此保證金ハ博覽會開會ノ曉ニ於テ出願者ノ勘定ニ入ルベキモノ) 幾何

十二、營業及興行ニ關スル此特許ハ博覽會會場敷地ニ於ル如何ナル權利又ハ加州巴奈馬太平洋萬國博覽會會社ニ依リテ所有サレ或ハ製造サレタル動力、水、瓦斯、電氣及其他如何ナル物質ヲモ共ニ購買スベキ權利ヲ伴フモノニ非ザルコトヲ約諾ス

十三、此出願ハ如何ナル場合ニ於テモ博覽會會社ヲ拘束スルモノニ非ズ

十四、敷地及建築ノ設計未ダ充分成ラザルヲ以テ、場内營業及興行ノ事務ヲ取扱フ部門ニ於テハ運斷ヲ要スル條件ヲ除キ、當局委員ガ出願ノ調査ヲ開始スル時即チ千九百十二年十月一日後迄許可ヲ與ヘ又ハ契約ヲ結ブコト無カルベシ

第五章 大博覽會の役員

最も興味ある場所、建築費二十五萬五千弗。  
 (ニ)氷の宮殿 建築費十五萬弗、此殿中に於て萬國スケート  
 ング競技大會開催せらるべし。  
 (ホ)玩器の世界 兒女をして狂喜せしむ。  
 (ヘ)潜航艇 乗客をして海底旅行を爲さしむ、建築費二十二  
 萬五千弗。  
 (ト)創造 天地創造の曉の光景。  
 (チ)空中觀測 博覽會を鳥瞰的に見物せしむ。  
 (リ)金鐘の發見 未來の昔を偲ばしむ。  
 (ヌ)戰艦の進化 加州の戰爭を實現せしむ。  
 (ル)ゲツチスバーグの實戰  
 以上は其重なるものなるが、此外コーナーアイランド又は  
 ルナパークの如きを始めとし、世界各國の趣味と娛樂とを代  
 表せる各種の興行は、今後に於て更に許可せらるべし。

第六章 大博覽會の役員

株式會社の重役

大博覽會の役員は之を株式會社として會社組織に必要な  
 役員と、専ら實務の執行に當る役員と之が監督の任に當る役  
 員と三種に區別せざる可らず。而して第一の役員には殆んど  
 桑港に於ける第一流の資本家を網羅し、第二の役員には米國  
 に於ける博覽會の最善なる智識を蒐む。第三の役員に至つて  
 は大博覽會に多大なる物質的補助を與へたる關係上、之が監  
 督の任に當るものにして、州政府及桑港の吏員也。今左に株

- 株式會社としての役員を掲げむ。
- |       |                  |
|-------|------------------|
| 社長    | チャーレス、ジイ、ムーア     |
| 副社長   | ウヰリアム、エチ、クロツカー   |
| 第一    | アー、ビー、ヘール        |
| 第二    | アイ、ダブリエウ、ヘルマン    |
| 第三    | エム、エチ、デ、ヤンク      |
| 第四    | レオン、スロツス         |
| 第五    | シエムス、ロルフ         |
| 第六    | エ、ダブリエウ、フォスター    |
| 會計    | ルドルフ、サエ、トウシツク    |
| 書記    | フラン、ボロツク         |
| 會計監査役 | エム、サエ、フランテステイン   |
| 取締役   | ジョン、エ、ブリン        |
| 同     | フランク、エル、ブラウン     |
| 同     | ビー、チイ、グレイ        |
| 同     | ウヰリアム、エチ、クロツカー   |
| 同     | アンドリュ、エム、デビス(死亡) |
| 同     | チャーレス、デ、ヤンク      |
| 同     | エム、エチ、デ、ヤンク      |
| 同     | アルフレッド、アイ、エスバーグ  |
| 同     | アー、エ、クロツグ        |
| 同     | チャーレス、エス、フヒイ     |
| 同     | ヘンリー、エフ、フォートマン   |
| 同     | エ、ダブリエウ、フォスター    |
| 同     | アー、ビー、ヘール        |
| 同     | アイ、ダブリエウ、ヘルマン    |
| 同     | エス、フレッド、ホギエウ     |
| 同     | シイ、ダブリエウ、ホーニツク   |

- |   |                |
|---|----------------|
| 同 | ホー、ム、キング       |
| 同 | カーチス、エチ、リンゼイ   |
| 同 | ビー、エチ、マカーシイ    |
| 同 | シエムス、マクナブ      |
| 同 | チャーレス、ジイ、ムーア   |
| 同 | ソレウェル、マロレイ     |
| 同 | チャーレス、エス、スタントン |
| 同 | シエムス、ロルフ       |
| 同 | エ、ダブリエウ、スコット   |
| 同 | ヘンリー、チイ、スコット   |
| 同 | レオン、スロツス       |
| 同 | ルドルフ、サエ、トウシツク  |

實務執行幹部

次に實務の執行に當る役員を擧ぐれば左の如し。

- 會 頭 シイ・ジイ・ムーア  
 事務總長 フレデリック・ジエ・ブイ・スキッフ博士  
 出品部長 アシヤ・カーター・ペーカー(豫備海軍大佐)  
 工 事 部 長 ハリス・デ・エチ・コニツク  
 起 業 部 長 サヨウザ・ハツフ・ペリイ  
 營業及入場部長 フランク・バート
- 各部は又た數個の課に分たる。例へば出品部が、美術、教  
 育、經濟、文藝、製造及雜工業、機械、運輸、農業、牧畜、  
 園藝、礦物及冶鐵の十一課に分れ居るが如し。而して之等の  
 各課には皆課長を置く。今左に出品部に於ける各課の課長を  
 掲げむ。
- 出品部 美術課長 ジョン・イ・デ・ツスク  
 第六章 大博覽會の役員

- |     |                              |
|-----|------------------------------|
| 出品部 | 教育課長 シエムス・エ、バー               |
| 同   | 經濟課長 アルビン・イ、ボー               |
| 同   | 文藝課長 セオドル・ハーテイ               |
| 同   | 製造工業課長 チャーレス・エチ・グリーン         |
| 同   | 機械課長 エ・エム・ハレット               |
| 同   | 同副課長 サヨウザ・ダツフ・オース            |
| 同   | 同副課長 アシヤ・カーター・ペーカー(出品部長兼任)   |
| 同   | 同副課長 トーマス・サイ・ストゥルミス          |
| 同   | 同副課長 ダニエル・オ・リブレ              |
| 同   | 同副課長 サヨウザ・エ・テニソン             |
| 同   | 同副課長 鐵石及冶金課長 チャーレス・バンバー・ネベルド |

州政府及桑港市の監督官

加州政府及桑港市は大博覽會に對し各金五百萬弗の補助を  
 爲せり。従つて加州は左の博覽會委員四名を任命し之を監督  
 せしむ。

- マツト・アイ・サリバン(桑港)  
 チエスター・エチ・ラウエル(フレズノ)  
 マイナル・スチムソン(ロサンゼルス)  
 ロバート・レイ・ローシヤス(サン・タ・バーバラ)
- 桑港市は市長以下市參事會員とを監督す。現市長及市參事  
 會員左の如し。
- |       |                |
|-------|----------------|
| 市長    | シエムス、ロルフ       |
| 市參事會員 | エー、チイ、ボケルサンク   |
| 同     | バイロン、モロザイ      |
| 同     | サエ、エカツト、ヘイデン   |
| 同     | ヘンリー、ペイヨツト     |
| 同     | ウヰリアム、エチ、マカーシイ |

第七章 大博覽會の規則

- 同 トーラス、ジエニゲス
- 同 フレゾド、エル、ヒルマー
- 同 エドワード、エル、ノウラン
- 同 グラド、イ、カグライル
- 同 オスカ、ホツクス
- 同 ラルフ、マクラーラン
- 同 ガニエル、チ、マルフヒイ
- 同 チヤールス、エ、マルドツク
- 同 ゴヨウザ、イ、ギヤラガ
- 同 アドルフ、コシユランド
- 同 ホール、パンクロフト
- 同 アンドリユウ、サエ、ギヤラガ
- 同 エ、エチ、ギヤンニン

合衆國政府は先年の聖路易博覽會の如く金銭上の補助の請求を受けざりしを以て、従つて補助を爲さざると同時に又監督官を置かず。

第七章 大博覽會の規則

巴奈馬太平洋萬國大博覽會一般規則

巴奈馬太平洋萬國大博覽會々社ノ取締役會ハ、内國及外國ノ參加者ニ便センガ爲メ、左ノ一般規則ヲ發表ス

第一條 總則及管理

第一項 千九百十一年二月十五日通過シタル國會ノ決議ニ依リテ權能ヲ賦與セラレ、千九百十二年二月二日批准シタル合衆國大統領ノ宣言ニ基ヅキ、總テノ國家及人民ハ此博覽會ニ來リテ參加シ、共ニ巴奈馬運河ノ開通ヲ祝セン事ヲ勸

誘ス

- 第二項 博覽會ノ會場ハサンフランシスコノ港ニ設ケラレ、其地積ハ、千九百十一年一月十八日ノ國會ノ決議ニ依リ博覽會ノ使用ヲ許容サレタル合衆國政府ノ軍用地ヲ包容セル地域ヲ合シ、六百二十五英町ニ達ス、而シテ此敷地ハ金門灣ニ沿ヒテ前面一萬五千英呎ヲ有ス。
- 一般ノ計畫ハ、以上ノ敷地ニ加フルニ、更ニ金門公園及リソールン公園ニ特殊ノ博覽會建築物ヲ建築シ、又市ノ中央ニ大會館ヲ建築スルコトヲ包含ス。
- 第三項 博覽會ノ總テノ管理局、實務課及部門ハ當會社社長ノ權能ノ下ニ置カル。
- 當會社ノ實施委員及會計監査役ハ社長ノ管理局ヲ構成ス
- 社長ノ實務課ハ左ノ役員ニ依リテ成立ス
- 内外國參同事務總長
- 出品部長
- 起業部長
- 工事部長
- 賣店及庶務部長

以上ノ役員ノ下ニ出品、建設及維持ノ監督ノ爲メ附屬部門設ケラレ、各部門ハ個々其主任ヲ有ス可シ。

此他ノ實務ニ關スル役員ハ、取締役會ノ承諾ニ從ヒ隨時社長ヨリ任命セララル可シ

第二條 分類及部門

第一項 出品ノ秩序及組織の陳列並審査委員ノ審査ニ便ナラシメン爲メ、分類ハ各部門ニ分タレ、各部門ハ又屬、科等

ノトス

第四條 出品ノ分類

第一項 出品ニ關スル一般分類ハ此規則ノ一部タリ。

第二項 博覽會ハ、外國及米國各州並領土ノ代表者又ハ事務長官ニ書面ヲ以テ之ヲ通知シ、又別ニ三十日間之ヲ公告スル事ニ依リ、博覽會開會以前何時タリトモ出品ノ分類ヲ改正又ハ修正スルノ權利ヲ保留ス。

第五條 入場

第一項 入場料ハ一人五拾仙トス。但シ五歳以上十二歳迄ハ二拾五仙ニシテ五歳以下ノ小兒ハ大人ニ伴ハレテ入場スル場合ハ無料タル可シ

第二項 出品者ガ其出品ヲ注意センガ爲メ、自由ニ會場ニ出入シ得ル權利ニ對シテハ、最モ廣義ニ之ヲ解釋スト雖、之等ノ特典ニ對シテ又適宜相當ノ制限ヲ加フルコトアル可シ

第六條 陳列及開閉

第一項 出品ニ對シテ割賦シタル地積ニ對シテハ一切費用ヲ徵スル事無シ。

第二項 外國政府又ハ合衆國ノ州、領土及地方各州府等ノ建築物ニ對シテ割賦シタル地積ニ對シテハ一切費用ヲ徵スル事無シ。

第七條 出品ト制限

第一項 出品者ノ資格アル者ハ物品、實象又ハ材料等ヲ出品

ニ分タルノ法ヲ採用ス。此分類ノ下博覽會ハ建設セラレ陳列ハ完全シ、審査ノ法行ハル。

如上ノ目的ニ添ハンガ爲メ、左ノ如ク出品部門ヲ定ム。

- 部門 A 美術
- 部門 B 教育
- 部門 C 經濟
- 部門 D 文藝
- 部門 E 製造及雜工業
- 部門 F 機械
- 部門 G 通運
- 部門 H 農業
- 部門 I 家畜
- 部門 K 園藝
- 部門 L 採鑛及冶金
- 部門 M 太平洋地域ニ於ケル發見及海事上ノ發達

第二項 出品場所ハ、以上ノ分類ニ適合シ、各部門ト同様ナル名目ヲ附シ、充分ナル面積ニ相當ナル設備ヲ爲シ、此分類ト規則ニ從ヒ博覽會ニ於テ採用セララルベキ出品物ノ陳列ニ對シ意匠ヲ施シテ建設セララル可シ。

第三條 陳列及管理

第一項 四ケノ實務課ノ部長及其下ニ屬セル諸部門ノ主任ハ各部ノ事務作業ヲ更ニ詳細ニ且ツ専門的ニ統轄センガ爲メ他ニ特別ノ規約ヲ制定ス可シ。

第二項 出品部長ハ社長ノ代理タル事務總長ヨリ賦與セラレタル權能ニ從ヒ出品ノ陳列及支配ニ關スル全權ヲ有スルモ

第七章 大博覽會の規則

第七章 大博覽會の規則

シタル會社、社團又ハ個人タル可シ、但シ之等出品ノ生産ニ關シ緊要ナル補助ヲ爲シ、若クハ共同シタル者ハ相當ノ待遇ヲ與ヘラル可シ。

第二項 當博覽會ハ現代ヲ表明セントスル博覽會ナレバ、千九百五十年前ニ製造セラレタル商業貿易品ハ審査セラレザルト同時ニ、又歴史上ノ物品ハ一切賞牌ヲ授與セラレザル可シ。

第三項 出品者ガ其出品ヲ生産シタル國ノ國民ニ非ザル場合ハ、出品者ハ其出品ノ國籍ヲ決定セザル可ラズ。

第四項 博覽會ニ參同セル諸外國ハ、合衆國々務長官又ハ其他ノ官憲ヲ通ジテ巴奈馬太平洋萬國博覽會々社社長ニ信認セラレタル、公ノ代表者ニ依リテ確認セララル可シ。

第五項 博覽會ニ對シ政府ガ公ノ代表者ヲ任命シタル諸國ノ出品者ニ對スル地積ノ割賦ハ、右代表者ヲ通ジ又ハ代表者ニ依リテ爲サル可シ。

第六項 合衆國ニ於ケル州、領土及地方ノ官吏又ハ代表者ニ對スル合衆國ニ於ケル商議ハ、能フ限り之ヲ遂グル事ヲ豫期スト雖、猶博覽會ハ其役員ヲシテ直接ニ會社、社團又ハ個人ト交渉ス可キ權利ヲ保留ス、特ニ藝術及商業ニ關スル事項ニ於テ然リ。

第八條 出品ノ出願

第一項 建築物及戶外出品ニ對スル位置ノ申出ハ、凡テ千九百十四年六月一日若クハ其以前ニ於テ爲ス可シ。

第二項 戶外ノ園藝及農業ニ關スル生長ヲ要ス可キ出品ハ、總テ博覽會開會以前、博覽會開會中ノ適當ナル季節ニ於テ

其發育ヲ保證スルニ必要ナル時期ニ於テ排列セラレザル可ラズ。殊ニ或ル特種ノ樹木ハ、此規則ニ合スルヤウ、千九百十二年八月一日迄ニ植付及排列ヲ開始セザル可ラズ。

第三項 博覽會各館内出品ノ場所ニ對スル出願ハ、左ニ掲グル時日若クハ其以前ニ爲サザル可ラズ。

A、運轉シテ展覽セシメントスル機械及機械類ノ出品ハ千九百十四年八月十五日限リ。

B、運轉シテ展覽セシメザル機械及機械類ノ出品ハ千九百十四年十月一日限リ。

C、此處ニ明白ニ指示セラレザル美術品、天産物及製造品同上。

D、會社、社團及個人ノ特別ナル場内ニ於ケル營業並興行同上。

第四項 場所ニ對スル總テノ出願ハ、博覽會々社ノ供給スル一定ノ書式ニ書キ入レ、博覽會々社長ニ宛テ、願ヒ出ヅ可シ。

第五項 出品ノ場所ニ對スル各出願ハ、一英尺ニ對スル一英寸ノ四分ノ一ノ尺度ヲ以テ、平面、前面及一般概略ヲ示スヤウ描キタル圖面ト共ニ願ヒ出ヅ可シ。此種ノ陳列方法及計畫ハ、出品ヲ爲サントスル其部門ノ主任及出品部長ノ承認ヲ要スルト同時ニ、又建築物ノ内部ノ配合ニ對シテ一般建築意匠ト相適合セザル可ラズ。

第六項 場所ニ對スル許可ハ讓渡ス事ヲ得ズ、又出品者ハ其願書ニ記載セザル出品ヲ陳列スル事ヲ得ズ。

第七項 出品セントスル者ノ數、性質及人物並場所ニ對スル

出願ニ關シテハ何人ニモ何等ノ報告ヲ與ヘザル可シ、但シ各特殊ノ時機ニ於テ豫メ社長ヨリ許可ノ書付ヲ得タル場合ハ此限リニ非ズ。

第八項 博覽會ニ於テハ出品者、州或ハ外國委員等ノ如何ナル團體ヲモ正式ニ承認セザル可シ。從ツテ此種社團或ハ團體ノ役員又ハ代表者ヨリ博覽會ノ事務運用或ハ出品者ノ利益ニ關シ、如何ナル質問ヲ受ケ又ハ交渉ヲ受クル事アリトモ、博覽會ハ之ニ應ジ若クハ之ト商議スル事無カル可シ。

第九條 荷造及發送

第一項 博覽會ニ關スル總テノ通信ハ合衆國桑港巴奈馬太平洋萬國博覽會々社長宛ニ爲ス可シ。

第二項 出品荷物ハ博覽會々社長宛ニ爲ス可シ。

第三項 發送及積荷ニ貼附ス可キ札ハ博覽會々社ヨリ供給セラル可シ。此札ノ空百ハ左ニ掲グル報告ヲ傳ヘン爲札ニ指定セラレタル通り書入ル可シ。

A、出品ノ陳列セララルベキ部門

B、出品荷物ノ交付セラレタル州、領土又ハ郡

C、出品者ノ姓名、宛名及荷物數

第四項 出品セントスル物質ヲ箱類ニ納メントスルニハ、之ヲ封鎖スルニ當リ釘又ハ鋼繩ヲ擇ビ用ユ可シ。荷物ノ宛名ハ必ズニケ所以上ニ記ス可シ、各荷物ハ其中ニ包マレタル物品又ハ材料ノ目錄ヲ添フ可シ。又出品者ハ博覽會々社ノ規則ニ從ヒ、其最良ト認ムル方法ニ依リテ、總テノ出品ノ荷物ヲ開キ、之ヲ集メ、之ヲ陳列シ、之ヲ維持シ、又之ヲ再ビ荷造スル事ヲ許可セラレ且ツ其權能ヲ賦與セララル。

第七章 大博覽會の規則

第五項 異リタル建築物ニ交付セントスル物ハ、之ヲ同一ノ箱、籠又ハ樽ニ入レズシテ、必ズ各異リタル荷物ト爲ス可シ。

第六項 個人ニ屬スル物品、例ヘバ出品物、建築材料、賣店其他場内營業又ハ興行物ノ材料及之等ニ對スル供給物等ノ運送ニ關スル運賃、發送代及總テノ税金又ハ代金等ハ、必ズ積荷ノ場所ニ於テ支拂ヒ、博覽會ニ送達セラレタル物品ハ全ク金銭ヲ課セラル、事無キヤウス可シ。

第十條 出品ト注意

第一項 出品物ガ博覽會々社ニ到着シタル後、適當ナル期間ニ於テ之ヲ支配スベキ權能ヲ與ヘラレタル者ガ居ラザル場合ニハ、此出品物ハ倉庫ニ納メラルベシ、而シテ其費用ハ關係者ノ負擔タル可シ。

第二項 基礎又ハ土臺ヲ要スルガ如キ重キ物品ノ陳列ハ、工事部長ニ交渉シテ特別ナル準備ヲ爲シ、建築物ノ工事が許スト同時ニ着手ス可シ。

第三項 如何ナル出品モ博覽會ノ閉鎖スル迄ハ、全部又ハ一部ト雖之ヲ移轉スル事ヲ得ズ。

第四項 博覽會ノ閉鎖後ハ、出品者ハ直チニ其出品及建設ヲ移轉シ、千九百十六年三月十五日迄ニ之ヲ完成ス可シ。千九百十六年四月一日迄ニ移轉セラレザル出品又ハ物質ハ、出品者ガ之ヲ放棄シタルモノト認メ、出品者ノ費用ニ依リテ之ヲ移轉スルカ、又ハ博覽會ニ於テ適當ト思考シタル同様ノ手段ニ依リ處分ス可シ。

第十一條 陳列ト注意

第七章 大博覽會の規則

- 第一項 出品ノ陳列ニ要スル總テノ玻璃箱、箆筒、帳簿、帳簿、棚、其他ハ出品者ノ用費ヲ以テ備フ可シ、又總テノ帳簿、器具、滑車、調車、金線其他壓迫空氣ノ接續、用水及下水管ノ接續等ハ使用申出人之ヲ支拂フベシ
- 第二項 陳列ト共ニ凝ラサレタル總テノ裝飾及意匠ハ出品部長ノ定メタル規則ニ適ヒ、且ツ其部門ノ主任ノ承認ヲ經可キモノトス。
- 第三項 出品者ハ他ノ出品者ノ光線ヲ遮リ、不便ヲ醸シ又ハ展覽ニ不利益ヲ與フルガ如キ出品ノ陳列ヲ爲ス可ラズ。
- 第四項 博覽會館ノ床板ヲ切斷シ又ハ移動シ、或ハ會館ノ基礎ヲ害ス可ラズ。又建築物構造ノ如何ナル部分ト雖、出品部長ノ推薦ト工事部長ノ承認アルニ非ズンバ、陳列ノ目的ニ向ツテ使用ス可ラズ。
- 第五項 昇降壇、劃壁、欄干、箱、箆筒、帳簿及特種ノ記念標又ハ形體等ノ高サヲ制定ス可キ細則ハ、出品部長ノ承認ヲ經テ各部門ノ主任ヨリ發布セラル。
- 第六項 展覽場所ノ取扱ニ對スル意匠ハ、別ニ定メラレタル制限ニ牴觸ス可ラズ。帳簿、遮蔽物、劃壁又床等ヲ蔽フニ使用スル物質ハ、各部門ノ主任ノ推薦ニ依リ、出品部長ノ承認ヲ經ザル可ラズ。同時ニ、又工事部長ノ凝ラセル全般ノ意匠及色彩ト調和ス可キモノトス。
- 第七項 博覽會ノ一般規則ニ牴觸セザル範圍ニ於テ、別ニ設ケラル可キ細則ハ、出品部長ノ認諾ニ從ヒ、各部門ノ主任ニ依リテ作製セラル可シ。

第十二條 出品ト關稅

- 第一項 博覽會ニ展覽ノ目的ヲ以テ輸入セラル可キ物品ハ、國會ノ決議ニ從ヒ合衆國大藏大臣ノ定ム可キ規定ニ依リ、合衆國政府ガ賦課ス可キ稅率及關稅ノ稅金ヲ課セララ事無クシテ輸入スルコトヲ得。
- 第二項 博覽會ニ展覽ノ目的ヲ以テ輸入セラレ、實際博覽會會場又ハ會館ニ展覽セラレ居ル物品又ハ財產ハ、博覽會ノ閉會後送達スルヤウ博覽會ノ開會中ニ於テ賣リ捌クモ差支無シ、但シ此場合ニハ合衆國ノ大藏大臣ガ制定スベキ國稅ノ擔保及輸入稅ノ徵集ニ關スル規則ニ從フ可キモノトス。合衆國內ニ於テ賣リ捌カレ又ハ消費ノ爲メニ取リ去ラレタル物品ハ、輸入當時ニ於テ施行セラレ居ル國稅法ニ依リ、稅金ヲ課セララル可シ。又合衆國ノ法律ニ依リテ定メラレタル總テノ所關ハ、上記ノ如キ物品及法律ニ違反セル賣リ捌キ又ハ取リ去リノ罪ヲ犯セル者ニ對シテ履行セララル可シ。
- 第三項 斯ル條項ハ、合衆國保稅倉庫トシテ指定セララル可キ博覽會會場ニ直接ニ擔保トシテ外國出品ノ運搬ヲ許可スル時、合衆國政府ニ依リテ定メララル可シ。

第十三條 保護及保險

- 第一項 博覽會ハ必要ナル總テノ消火用器具及機械ト共ニ、完全ニ組織セラレ且ツ充分ニ整備シタル消防部ヲ設ク可シ。博覽會ハ出品及出品者ノ財產ニ對シテハ能フ限りノ保護設備ヲ爲シ置クガ故ニ、喪失、火事、過失、暴行又ハ竊盜等ノ事情ニ依リ展覽ノ物品ガ傷害ヲ蒙ル場合ニハ、損害ノ理由ノ何タルト價額ノ幾何ナルト問ハズ、一切其責ニ任ゼス。
- 第二項 有害又ハ危險ノ性質ヲ帶ビ、或ハ博覽會ノ物品又ハ

第十五條 秩序ト整理

- 第一項 出品者ハ出品物及其周圍ヲ清潔ニ保ツ可シ。
- 第二項 總テノ出品ハ毎日陳列館ガ公衆ニ向ツテ開放セララルル秒クトモ三十分以前ニ於テ秩序整齊完備シ置ク可シ。會館ガ公衆ニ向ツテ開放セラレ居ル間ハ、掃除又ハ之ニ類スル勞働ハ一切嚴禁セララル。如何ナル方面ノ出品者ト雖、蓋シ此規則ニ注意ヲ怠ル時ハ、其部門ノ主任ハ出品部長ノ承認ヲ得テ規則ヲ履行スベク臨機應變ノ處置ヲ爲ス可シ。

第十六條 倉庫ノ設備

- 第一項 籃、樽又ハ荷物箱等ハ、其包客物ヲ取リ去リテ空ニ成リタル後ハ、出品物ノ陳列セラレベキ部門ノ主任ノ推薦ニ依リ出品部長ノ認諾ヲ經タル場合ヲ除キ、一切陳列場所ニ殘シ置ク可ラズ。
- 第二項 博覽會々社ハ籃、樽及荷物箱等ニ對シ倉庫ノ設備ヲ爲ス可シ、但シ該倉庫ノ保管料ハ一般社會ニ於ケル倉庫ニ依リテ定メラレタル料金ノ標準ニ相當スルモノタル可シ。
- 第三項 空虛ナル籃、樽又ハ荷物箱等ヲ倉庫ニ運搬スベキ便宜ハ、相當ノ料金ヲ徵シテ博覽會之ヲ備フ可シ。

第十七條 描寫及攝影

- 第一項 展覽中ノ物品又ハ實象ハ、出品部長ノ承認ヲ經タル後出品者ノ許可無クシテハ、如何ナル方法ニ於テモ一切之ヲ描寫シ、寫生シ又ハ複寫スル事ヲ得ズ。

第十八條 供給ト出願

- 第一項 出品者ニシテ電氣、蒸氣、壓搾空氣、機軸運轉動力、瓦斯又ハ水等ノ供給ヲ仰ガントスル者ハ出品物ノ陳列セラ

第七章 大博覽會の規則

- 儀禮、或ハ公衆ノ怡樂又ハ安全ト相合ハザルガ如キ物品ハ出品部長ノ推薦ニ依リ事務總長ノ認諾ヲ得テ、會場ニ入ル事ヲ拒絶シ、又ハ如何ナル建築物又ハ會場ノ如何ナル部分ヨリモ移轉セシメラル可シ。
- 第三項 如何ナル方法又ハ方面ニ於テモ危險ニシテ嫌厭ス可キ物品、並ニ其含有成分ガ隱匿セラレ居ル特許藥、家傳藥及學理ニ基ツカズシテ經驗ニ依リ調製セラレタル藥品等ハ一切博覽會ニ入ル事ヲ許サズ。出品部長ハ事務總長ノ承認ヲ經テ、有害危險ニシテ公衆ノ安寧又ハ博覽會ノ利益ト相合セザル物ト認メタル物品ニ對シ、之ガ移轉ヲ命ズベキ權能ヲ有ス。
- 第四項 博覽會ハ出品ニ對シ保險ヲ附セザル可シ。但シ出品者ガ利益アル條件ヲ以テ責任アル會社ニ、各自ノ物品、家畜、建設、器具及家具類ヲ保險セシムル事ヲ妨グズ。

第十四條 廣告ノ制限

- 第一項 招牌、印刷物、引札其他ノ方法手段ニ依ル廣告ハ、工事部長ノ推薦ニ依リ社長ノ承認ヲ經タル場合ヲ除キ、博覽會會場ニ於テ許可セラレザル可シ。又上記ノ除外サレタル場合ト雖、廣告ノ範圍ハ制限セラレタル程度ニノミ止マ

第二項 出品者ノ商業用名刺及簡單ナル説明配布物ハ、唯其ノ出品展覽場内ニ於テノミ便宜上配布セラレ得可シ、但シ右ノ特典ハ其制限ヲ越エ若クハ障礙アリト認メタル場合ニハ、其部門ノ主任ハ出品部長ノ承認ヲ得テ、何時タリトモ之ヲ制限セシメ又ハ中止セシム可キ權能ヲ保留ス。



第七章 大博覽會の規則

ル可キ部門ノ主任ニ申出ツ可シ。此申出ハ工事部長ノ定メタル書式ヲ用キ、部門ノ主任ノ承認ヲ得タル後ニ提供セラ

第十九條 場内ノ營業

第二項 博覽會々場内ニ於ケル營業又ハ興行ノ如キ入場料ヲ徵スベキ私營ノ展覽、飲食店、餘興、賣店及其他博覽會ノ目的及威嚴ヲ損傷セザル物ニ對シテハ、各件ニ對シ當局役員ノ決定シタル條件及約束ノ下ニ之ヲ許可ス。

第二十條 出品ノ目錄

第一項 總テノ出品ニ關スル公ノ目錄ハ英文ヲ以テ博覽會之ヲ發行スベシ。

外國政府及合衆國ノ州及領土ハ、部門ノ主任ニ依リテ推薦セラレ事務總長ノ承認ヲ得タル時、各自別ニ輯修シタル目錄ヲ發行スル事ヲ得。

第二十一條 警務及衛生

第一項 博覽會ハ財産ノ保護及平和ト秩序ノ維持ノ爲メニ、有力ナル警務部ヲ組織シ、用意シ且ツ之ヲ支持スベシ。

第二項 博覽會ハ掃除人及塵芥運搬夫ノ一團ヲ備フ可シ。掃除人及塵芥運搬夫ハ博覽會ノ大道、進路、小逕其他會館内ニ於ケル通路ヲ掃除シ、塵芥ヲ運搬シ常ニ之ヲ清潔ニ保持ス。但シ掃除人及塵芥運搬夫ハ出品展覽場所及外國、内國又ハ個人ノ建築内ノ補助通路等ノ掃除或ハ塵芥運搬ハ爲サザル可シ。

第三項 出品者ハ博覽會ガ公衆ニ開放セラレ居ル時間ニ、自

己ノ出品ヲ保護シ又ハ注意スル爲メ、自身撰擇セル番人又ハ掃除人ヲ雇備スル事ヲ得、而シテ之等番人ハ博覽會ノ雇備人ニ關スル規則ニ從フベキモノトス。但シ如何ナル出品者ト雖、出品部長ノ承認ヲ經タル其部門主任者ノ認諾證無クシテハ此種類ノ用ヲ辨ズベキ者ヲ雇備スル事ヲ得ズ。

第四項 各國、各代理、各團體、各會社又ハ各個人ト雖、單ナル出品者ト成リタル場合ニハ、博覽會ノ統轄及執務ノ爲メニ制定サレタル總テノ規則ニ從フ事ヲ約束セザル可ラズ

第二十二條 審査ノ方法

第一項 審査方法ハ競争的也。出品ノ成績ハ、審査委員ノ決定ニ依リ、牌賞及賞狀ノ授與ニ因リテ表彰セララル可シ。而シテ賞牌及賞狀ハ之ヲ左ノ五種ニ分ツ、

優賞牌、金牌、銀牌、銅牌、褒狀

第二項 如何ナル出品モ、今後制定セララルベキ資格アル權能者ガ動機及理由ニ關シ査閱ヲ終リタル後事務總長ノ承認ヲ經ルニ非ズンバ、審査ニ對スル競争ヨリ除外スル事能ハザル可シ。

第三項 如何ナル出品又ハ出品ノ集合モ、出品ノ分類法ニ從ヒ博覽會ニ於テ規定シタル陳列館内ニ於ケル適當ナル部門ニ陳列セラレザル場合ニハ、審査ノ檢閲ヲ受クル事無カル可シ。審査委員會又ハ審査委員ハ各出品ニ對シテ博覽會ガ特ニ指定シタル場所ニ陳列セラレ居ラザル出品ヲ審査ス可ラズ。但シ出品ノ長サ、幅又ハ危險性等ノ爲メニ分類法ニ依リテ規定セラレタル陳列場所ニ適合セズシテ、出品部長承認ノ上各部門ノ主任ノ規定又ハ命令ニ依リ、陳列會館ノ

編者曰、右の規則は其後に至り多少修正せられたる個所あれど本書の編纂當時には未だ取捨役會の承認を経ざりしを以て右の儘記載せり。

第八章 大博覽會の歴史

開設の首唱

巴奈馬運河の開鑿粗ぼ決すると共に、一面世界大勢の推移に伴ひ、太平洋の優越權なる問題漸く識者の間に唱導せらるゝに至りたり。太平洋の優越權！是を仔細に考察すれば、寧ろ極めて漠然たる語也。雖然、此一語は時人の耳に恰も天來の福音の如く響けり。爰に於て、太平洋を前に控へ、東洋貿易の關門を扼せる桑港市の市民は、此好機を利用し、市の繁榮を致すべき何等かの計畫を爲さん事を苦慮したり。而して、今日、桑港市が来る千九百十五年を期し、巴奈馬運河の完成及開通と太平洋發見四百年祭とを記念すべき「巴奈馬太平洋萬國博覽會」を開設するに至りたる動機は、實に當時に胚胎せり。即ち、千九百四年一月十二日附を以て、桑港市の有力なる商業家にして、當時「桑港商業家團體」の一員たりし、アール、ペイ、ヘール氏は、恰も當時該團體に於て桑港繁榮策の問題と成り居りしを好機とし、左の如き書翰を寄せて大博覽會開設の最も適當なる策なる事を勸告せり。拜啓 近頃桑港市を裝飾し且つ發展せしむる事に關し數多の意見發表せられ候而して之等市の發展策は皆我商業家團體に於て充分研究熟慮すべき問題と存候併し乍ら此頃偶然小生の思ひ附きたる案は今迄勸告せられたる諸案よりも更

第八章 大博覽會の歴史

社長 チャーレス、シイ、ムーア  
支配人 ラドルフ、ジユ、タウシツグ

外側ニ陳列セラレザル物ハ此限りニ非ズ、斯ル場合ニハ、審査委員ハ事務總長ノ要請ニ依リ、上記ノ如キ出品ノ審査ヲ爲ス。

第四項 萬國審査委員會ハ各出品分類ノ一部屬ニ對シテ配定セラレタル鑑識家ノ數ニ基ヅキテ構成セララル。而シテ各出品ノ分類ノ一部屬ニ對シテ配定セララル可キ鑑識家ノ數ハ、其部屬ニ於ケル出品ノ數ト必要ニ應ジテ定メラル可シ。又萬國審査委員ノ數ハ出品ノ數ニ對スル割合ヲ以テ定メラル可シ。但シ委員ノ約六割ハ合衆國ノ國民之ヲ占ム可キモノトス。

第五項 各部屬ニ於ケル審査委員長ハ其部屬ノ審査委員ノ互選ニ依リ定ム。而シテ部屬ノ審査委員長ハ其位置ノ權能ニ依リ、部門ノ審査委員ト成リ、部門ノ審査委員長ハ更ニ又高級ノ審査委員ト成ル。

第六項 高級審査委員會ノ名譽會長ニハ博覽會ノ會長之ニ當ル可シ。高級審査委員長ニハ内外國參同事務總長之ニ當ル可シ。博覽會ノ會長ハ三名ノ高級審査委員長ヲ選定ス可シ。而シテ第一高級審査委員長ハ歐羅巴ヲ代表シ、第二高級審査委員長ハ中南米ヲ代表シ、第三高級審査委員長ハ東洋ヲ代表スルモノトス。

第七項 審査ノ方法ヲ統轄シ、又外國ノ代表審査委員ヲ許容スベキ範圍ヲ決定スベキ細則ハ、今後ニ於テ別ニ制定セララル可シ。

に重大なるものと思考致候  
申す迄も無く桑港市が將來大なる商業の繁榮を致すべき事に就ては幾多の理由有之候巴奈馬運河は恐らく開鑿せらる可く候東洋貿易は年と共に發達致居候又貿易業者は其業務の繁榮に比し海運業の振はざるを常に遺憾と致居候而已ならず輒近合衆國の領土擴張は世界をして桑港市を環視せしむるに至り候。

事情既に右の如くに候然らば今や桑港市は來る千九百十三年に於て萬國大博覽會を開設す可き時機に到達致したるものと愚考仕候貴見如何に御座候哉是極めて前途遠遠の計畫に候さりながら將來に對する建設は徒らに過去を悔ゆるに優れりと存候 (中略)

註曰、ヘール氏は次に聖路易市が資金五百萬弗を以て市及び中央政府より各五百萬弗宛の補助を仰ぎルイアナ購買記念萬國大博覽會を開設するに至りたる事述べ桑港の實力彼の市と幾何も懸絶なき理由を叙し更に桑港に於ける大博覽會資金の調達方法及び敷地其他計畫の一般を詳細に説明しあれど煩を厭うて爰には之を略す事とせり。

而して若し愈々大博覽會を開設するにせば其時機は太平洋に於ける貿易に對し桑港市の開設を記念とするか又は巴奈馬運河の開通を祝するか或は太平洋發見記念祭とするか孰れにしても三者の中其一を撰ぶべく年度は千九百十三年を宜しと思考致候嘗てホレス、グレイイイは「青年よ、西せよ」と申候併し若し桑港より西に西に進む時は遂に東に進む事と相成候實に桑港は東の初めにして又西の終に候我等は今や東洋及び其他太平洋に臨める諸方の貿易に對し

發達を謀らんとしつゝある合衆國及び總ての歐洲諸國との間に起るべき商業貿易上の革命の中心に居る者に御座候 (中略)

註曰、次にヘール氏は桑港市新市廳の事に関して種々述ぶる處ありたるが之亦今日に於て深く知るを要せざる事なれば省略せり唯其時局の問題を云々せる間に寧ろ桑港市の美と實力とを示す爲め「太平洋博覽會」を開設すべしと言へる語ある事を特に指摘す。

依つて小生は此大博覽會開設の計畫を前記の如く未成案の儘諸君に於て慎重熟慮せらるゝやう御勸め申上候若し幸ひ此計畫にして來る可き春季晚餐會の一問題と爲すべき價値あらば更に此計畫を進む可き適當なる方法を講せられん事切望の至りに候。敬具

千九百零四年一月十二日 アール、ビー、ヘール  
桑港商業家團體御中

由是觀之、ヘール氏は初め千九百十三年に於て、太平洋貿易に對する桑港の開港、又は巴奈馬運河の開通、或は太平洋發見の記念として萬國大博覽會を開設すべしと創唱したる事を知る可し。今日、千九百十五年を期し、巴奈馬運河の開通と太平洋發見とを記念として、萬國大博覽會を開設するに至りたるは、則ち其創意の大部分を實現したるものと謂ふ可し。桑港の市民は須らく此卓識なる商業家に感謝する處ありて可也。而して此博覽會を首唱したるアール、ビー、ヘール氏は、「ヘール兄弟商會」と稱し、桑港市の大通りなるマーケット街に大なるデパートメント、ストアを有し、桑港市に於ける最も有力なる實業家の一人也。先年太平洋沿岸に於ける商業會

議所の代表者が、日本商業會議所の招待に依り觀光團を組織し日本觀光に赴きたる時、其一員に加はり、現に巴奈馬太平洋萬國大博覽會々社の重役也。

商業團體の決議

右のヘール氏の書翰は、商業家團體に於て非常なる興味を以て迎へられたり。斯て該團體は、之を春季晚餐會の席上に於て會員一同に謀ると共に、直ちに書面を市内に於ける重なる各種實業團體に發し、其意嚮を問ひたり。此結果同年四月二十六日、桑港市に於ける重なる實業團體の會頭會合し、各各其團體に於ける重役の意嚮を述べ、終りに満場一致を以て左の如き決議を爲せり。

- 一、爰に會合したる者は巴奈馬運河の開通を祝する爲め桑港市が太平洋博覽會を開設すべき事を決議す。
- 二、右の爲め爰に會合したる桑港實業家團體即ち、桑港商業會議所、桑港商業者團體、桑港貿易業者團體、桑港商業家諮詢社、加州製造及生産者業團體、加州々立貿易商業發展局の各長は、博覽會開設準備會の委員たる可し。
- 三、博覽會開設準備會の會長は準備會の委員と商議すべき委員を選定すべし。

而して此決議を爲すに當りては、ヘール氏の盡力亦大に與つて力あり。即ち同氏は、當日右の會合に出席し、博覽會開設に對し(一)巴奈馬運河の開通記念として開設する事(二)他の都市が之を唱導する前に當り桑港市が先づ開設するの意志ある事を表明し置くの必要ある事(三)委員を選定して博覽會開設に必要な諸種の材料蒐集に努むる事等を勸告せり。右に掲げたる決議は、則ち此勸告の趣旨に基づけるもの也。

開設の發表

斯て千九百四年の春、桑港市の實業家は近き將來に於て巴奈馬運河の開通を祝すべき大博覽會を開設する事を決議したるが、其後千九百六年に至るまで二年間、大博覽會に對する準備は遅々として毫も進行せざりき、是當時は恰も聖路易市に於けるルイジアナ購買萬國大博覽會(千九百四年)及びポートランド市に於けるリュウキス及クラーク博覽會(千九百五年)の爲め人心を奪はれ居たるが爲め也。但し桑港の商業家は、此二博覽會には團體を作りて共に參觀し、後年我市に於て開設せらるべき博覽會の参考と成るべき幾多資料を蒐集したり。爰に於てか桑港市が大博覽會を開設する事を、先づ正式に合衆國政府及び一般社會に發表し置くの要ありと爲し、桑港市の實業家は其市選出代議士ジュリアス、カーン氏に、國會へ議案として提出せん事を依頼せり。依つてカーン氏は千九百六年一月六日、桑港市の爲めに大博覽會開設に關する議案を提出したるが、是實に桑港市が他の孰れの都市にも先んじて、正式に合衆國政府及び人民に對し、巴奈馬運河開通記念萬國大博覽會を開設する事を發表したるもの也。

是より、往年會合して博覽會開設の決議を爲したる市内の實業團體は、着々歩を進めて其準備を爲さんとしつゝある時に當り、不幸、桑港市は近古未曾有の大地震及び次で起れる大火災(千九百六年四月十八日)に襲はるゝに至りぬ。震災及び火災の損害は合計五億萬弗に上れり。是實に當時の桑港市に取りては大打撃なりき。従つて大博覽會開設に對する準

備の如きは、目睫の間に迫り來れる急務に追はれ、一時全く中止するの已む無きに至れり。雖然、實力に富める桑港市は彼の大災禍に毫も屈せず、翌月より直ちに再建の準備に掛りぬ。斯て數年の後には最近の文明を代表せる模範的に莊麗なる桑港市を建設すべき希望輝き、大博覽會開設の準備は茲に再び復活するに至りぬ。即ち千九百零六年(震災の年)の十二月十日、桑港市各實業家團體の首唱にて、重なる實業家發起となり、資本金五百萬弗を以て初めて「太平洋博覽會株式會社」を創立し、加州政廳に其公認許可を出願せり。乍併、前に代議士カーン氏が國會に提出したる議案は、同年度の議會に於ては未だ何等の決定を見るに至らざりき。是當時は恰もシアトル市に於けるアラスカ、ユーコン、パンフキック博覽會及びジエームスタウン博覽會等の議案、國會に於て問題と成り居たれば也。

補助金の請願

千九百零七年の一月に至り、桑港市及び加州政廳より先づ各壹百萬弗宛の補助を博覽會社に仰ぐの議提唱せらるゝに至れり。爰に於て、博覽會々社の幹部は桑港市選出加州議會上院議員エディ、ウルフ氏に、其議案を提出せん事を依頼せり。依つてウルフ氏は隔年毎に開會せらるべき州議會の、恰も開會中なるを好機とし、同月十四日上院に桑港市の太平洋博覽會株式會社」に對し、壹百萬弗を州政府より補助すべき議案を提出せり。而して此議案は、桑港市も亦同様の方法に依り同様の金額を同一の會社に補助すべき事を條件としたる

ものにして、一ヶ年五十萬弗宛州の金庫より二ヶ年間取除き置き、併せて、壹百萬弗を太平洋博覽會株式會社に補給せんとするもの也。初め此議案の提出せらるゝや、反對の聲四方に起りたるが、結局上院を通過し下院に廻附せられ、下院も亦討議の後辛らくも之を通過し、遂に知事の署名を得るに至れり。博覽會々社は之に依りて大なる助力を得、爾來桑港市の再建と相待つて着々其準備を進捗したるが、之を述ぶるに先づ、序を以て國庫補助の請願に就き記す可し。即ち、加州及び桑港市の補助の決定せる翌年、千九百零九年の十二月六日に於て、桑港市選出合衆國々會下院議員カーン氏は、太平洋博覽會々社の依頼を受けて、該會社の爲めに合衆國政府は國庫より金五百萬弗の補助を與ふ可しとの議案を提出した。此議案は直ちに國會下院の工業美術博覽會委員に附托せられたるが、同年度に於ては委員會に於てすら何等の決定を見る能はざりき。是當時は恰も、ルイジアナ州のニューオルレアン市を始め、其他の都市に於ても同様巴奈馬運河開通記念博覽會開設の企あり、自然競争の位置に立てるが爲めに、此事實は後段に於て更に詳説する處ある可し。

準備委員の選定

千九百零八年に於ては、博覽會々社に關し特に記すべき事項無し。翌千九百零九年に至り、博覽會々社は十一月二十六日總會を開き、博覽會開設準備委員一百名を、桑港商業家の中より指命すべき選出委員五名を、選定したり。(後に此準備委員は、二百名に増加せられたり) 依つて五名の準備委員選出委

員は、書面を桑港市各實業團體の各會員に送り、其目的を述べて同年十二月七日を期し一大會合を催すべき事を通告せり。斯て愈々大會合開催せらるゝや順序として先づ桑港市は巴奈馬運河の開通を祝すべき萬國大博覽會を開設するや否やを一同に諮りたるに、滿場異議無くして開設する事に決せり。爰に於て五名の準備委員選定委員は、直ちに二百名の準備委員を選定せんとせしが、多數なる爲め人選に困難を感じ、同月十四日漸く選定したり。尤も此委員は其後幾度びか變更せられ、全部確定する迄には兩三ヶ月の時日を要したり。

越えて二十九日に至り、二百名の準備委員は未だ全く備はらざりしが、多數は既に確定せしを以て、兎に角第一回の準備委員會を開きたり。準備委員會は、更に此委員會の首腦たる可き特別委員三十名を選定するの必要ありと爲し、其特別委員の選定委員として、エフ、ダブリユ、ドーマン、レオン、スロツス、ダブリユ、ヂエ、ダツトンの三氏を推薦せり。依つて三氏は翌千九百十年一月六日、三十名の特別準備委員を選定し、之を準備委員會の互選投票に依りて決したるに、皆選定委員の選定せる通り當選を承諾する事と成れり。其人名左の如し。

- ジョン、パーネソン、ダブリユ、ビー、ホーン、エム、ジエ、ブランテステイン、フラング、エル、ブラウン、ジョン、エ、アトソン、ビー、チ、クレー、ウヰリアム、エチ、クロツカー、ジュ、エチ、クロツグリス、アンドリュ、エム、デビス、チャールズ、デナンク、エム、エチ、デナンク、アルフレッド、アイ、ユスバーグ、チャールズ、エス、フヒイ、ヘンリー、エフ、フォートマン、エ、ダブリユ、フォースター、アル、ビー、ヘル、アイ、ダブリユ、ヘルマン、エス、フレッド、ホグユウ、シ、ダブリユ、ホーニ

博覽會の改名

從來博覽會々社は、創立當時の名に依り「太平洋博覽會々社」と稱し來れり。雖然、千九百十年に至り、事業の進捗と規模の擴大と且は巴奈馬運河の開通に併せて太平洋發見を記念すべき博覽會なる意義より考察し、名稱を改むる必要を感じ、次第に名稱を改稱すべしとの説起るに至れり。此時に當り、恰も同年三月十五日に於て七十五名の財務委員選定せられたり。而して此七十五名の財務委員は皆前に選ばれたる二百名の準備委員の中より選ばれたるものにして、其中には前に掲げたる三十名の特別準備委員は悉く含まれ居れり。依つて同月二十二日、衆議に諮つて愈々博覽會々社の名稱を變更する事とし、「太平洋博覽會々社」を「巴奈馬太平洋萬國博覽會々社」と改稱せり。爰に於て再び從來の株式會社を變更し新なる名稱の下に改めて加州政廳の公認を經る必要を生じたるを以て、二十四日巴奈馬太平洋萬國博覽會々社の公認を出願せり。此時の役員左の如し。

- 社長、ホーミー、エス、キング。
  - 支那人、アル、ヂエ、トウツグ。
  - 會計、エ、ダブリユ、フォースター。
- 而して現社長チャールズ、シ、ムーア氏は出版及び起業委員會の委員長に選ばれたり。又前の太平洋博覽會は千九百十

三年に於て開設する筈なりしが、博覽會々社の名稱及び組織の變更と共に開設期も之を改め、千九百十五年を以て巴奈馬太平洋萬國大博覽會を開設する事を、改めて正式に發表せり。

資金の募集

斯て愈々千九百十五年を期し、桑港に巴奈馬太平洋萬國大博覽會を開設する事に決定するや、先づ之を世界に向つて廣告するの要ありと爲し、千九百十五年巴奈馬太平洋萬國大博覽會なる文字を刻める徽章二萬五千個を製作し、之を一個拾仙宛に賣り捌きたり。爲めに大博覽會々社は徽章賣上收益一千三百弗を得たり。爰に於て大博覽會々社は、大博覽會章の意匠を懸賞にて募集し、最も優秀なる物に五拾弗を與へたり。次に大博覽會々社は、株式を賣り出して資金を募集せんとし、千九百十年四月二十八日を以て、桑港マーチャント、エキスチエーション社内に、市民の大會合を催したり。當時の財務委員長にして現社長たるチャールズ、ムーア氏起つて大博覽會開設の今日に至る迄の經過を述べ、更に大博覽會々社の現狀を説き、資金調達を明かにして、市民の株式募集に應ぜられん事を希望せり。斯て愈々株式申込の開始せらるるや、應募者は恰も洪水を決せるが如く申込所に押し寄せ、劈頭各二萬五千弗宛の申込四十口あり、次で或は一萬弗或は五千弗等の申込者踵を接して續出し、僅々二時間を出でざる間に、驚く可し、實に四百八萬九千九百の巨額に達せり。而して在留日本人が五萬弗の株式を引受く可しとの申込みを爲し、大に桑港市民の喝采を博したるも亦此時なりしなり。

補助と増資

大博覽會々社資金の募集意外の好況を以て成るや、會社重役は更に加州政廳及び桑港より、各金五百萬弗宛の補助を獲んとし、之が運動委員を選定して、其運動に着手したり。爰に困難なるは、大博覽會々社にして若し加州政廳より五百萬弗の補助を獲んとせば州民に對し右の特別税を課せざる可らず。又若し桑港市より同様の補助を獲んとせば、桑港市が右の目的の爲めに五百萬弗の市債を募集し得るやう、其市憲を改正する事を許可せられざる可らず。依つて運動委員は東奔西走して極力運動したる結果、千九百十年九月八日臨時州會に此二案を通過したり。越えて十一月八日の州選舉及び同月十五日の特別選舉に際し、右の二案を普く州民の投票に附して其意嚮を探りたるに、前者は二案共反對一に對し賛成三の割合を以て多數賛成の意を表し、後者は二案共反對一に對し賛成實に二十の割合を以て大多數賛成したり。爰に於て大博覽會々社は州政廳及桑港市より、各五百萬弗宛併せて壹千萬弗の補助を受くる事と成りたり。之に會社の資本金五百萬弗を加算する時は、其額壹千五百萬弗に達す。雖然、之より先桑港市とニューウォルレアンス市との大博覽會開設の競争漸く激烈と成り、各々同年開會中の第六十議會に對し強烈なる運動を試みたりしが、結局國會は大統領タフト氏の意嚮を受けて、其決定を次期の國會まで延期する事とし、猶條件として巴奈馬運河の開通を祝する爲め萬國大博覽會を開設せんとするに、其桑港市たる又ニューウォルレアンス市たることを

(一)加州サンディエゴ市 (二)ルイジアナ州ニューウォルレアンス市 (三)テキサス州ガルベストン市 (四)マサチューセッツ州ボストン市 (五)首府ワシントン市(以上)

問はず、國會の協賛を得る前に尠くとも大博覽會々社の資本金七百五十萬弗を醜集し得る方法を講せざる可らざる事を聲明せり。故に巴奈馬太平洋萬國大博覽會々社は、同年十二月を以て召集せらる可き第六十一議會に對し右の準備を整へざる可らず。而も當時の資本金は五百萬弗なりしを以て國會の要求に應ずるには猶二百五十萬弗の不足を感せり。依つて同年六月十六日、巴奈馬太平洋萬國博覽會々社は、桑港マーチャント、エキスチエーション社内に重役會議を開き、資金二百五十萬弗増加の件を議し、即刻之を可決して國會に通告せり。爰に於て國會に對する運動の準備全く成ると共に、ニューウォルレアンス市との競争は愈々激烈なるに至れり。

サンディエゴ市の競争

桑港市が初め巴奈馬運河の開通を祝する爲め萬國大博覽會を開設すべしとの議を唱へたるは、第二章に於て説ける如く、實に千九百四年に在り。次で正式に大博覽會開設の意志ある事を、合衆國政府及び市民に向つて宣言したるは、千九百六年の一月なり。されば巴奈馬運河開通の記念として大博覽會開設の議を唱へたるは、桑港市を以て第一とせざる可らず。然るに其後運河開鑿の事業進行すると共に、千九百九年十二月加州選出代議士カーン氏が、桑港大博覽會の爲めに合衆國政府は其國庫より五百萬弗の補助を與ふ可しとの議案を提出する頃に及んで、同一の目的即ち巴奈馬運河の開通を祝する爲めに大博覽會を開設せんとする都市、各地に蜂起するに至れり。今試に之等都市を列舉すれば左の如し。

以上五ヶの都市と桑港と合する時は、實に六都市の多きに達す。併し乍ら、桑港市は太平洋に面して東洋貿易の關門を扼し居る位置と、巴奈馬運河開鑿の意義及開通後世界の商業貿易に及ぼすべき影響と桑港市との關係等より考察し、該運河の開通を祝すべき大博覽會を開設すべき地は桑港市を措て他に適當なる都市無しと確信し、飽くまで其所信を貫徹せん事に努めたり。爰に於て第一の障礙はサンディエゴ市也。等しく加州に在りて共に同一博覽會の開設を争ふは、徒らに内に鶉蚌の争ひを爲して外に漁夫の利を占めらるゝ恐れあり。故に先づサンディエゴ市を説いて桑港に大博覽會開設の議を譲らしめ、共に其歩調を一にして加州の利益及び發展を圖らんとし、桑港及サンディエゴ兩市の中間に居るローサンデルス市商業會議所發起と成り、千九百十年五月六日南加州の景勝地サンタバーバラに三市の重なる實業家會合し、互に其意見を交換せり。此結果遂に左の條件にて桑港及サンディエゴ兩市の間に妥協成立せり。

- 一、巴奈馬太平洋萬國大博覽會は桑港に於て開設しサンディエゴ市は内國博覽會として巴奈馬カリフォルニア博覽會を開設する事。
- 二、桑港及サンディエゴ市は互に其博覽會の開設に對し隔意無く充分協力する事。
- 三、巴奈馬太平洋萬國大博覽會が廣く世界の各國に對し其參同を勧誘するに反し巴奈馬カリフォルニア博覽會は主として中米及南米の諸國並合衆國內西南部諸州に參同を勧誘する事。

ニウオルレアンス市との競争

桑港とサンデイゴとの妥協成るや、之に對して最も強烈なる競争を爲し來りたるはニウオルレアンス市なり。而して桑港とニウオルレアンス市の競争漸く激甚を加ふるに伴ひ、前に一度び大博覽會開設を唱へたる他のガルベストン、ポストン、ワシントン等の諸市は、到底其班に列して競争するに堪ふ可らずと爲し、遂に相前後して大博覽會開設の事を断念せり。是一つにはガルベストン、ポストン及ワシントン等の諸市は、其位置及實力より考察し、飽くまで巴奈馬運河の開通を祝すべき萬國大博覽會を開設すべしと主張し得る理由に於て缺くる處多ければ也。斯て巴奈馬運河開通記念萬國大博覽會の開設は、専ら桑港市とニウオルレアンス市との競争と成れり。

桑港市が他に率先して、千九百四年、大博覽會問題の議を唱へ、次で千九百六年之を正式に發表し、越えて千九百九年十二月六日代議士カーン氏を通じて大博覽會々社の爲めに國庫より五百萬弗の補助を仰がんとするの議案を國會に提出したる次第は既に之を説けり。而してニウオルレアンス市は千九百九年十二月十日、即ちカーン氏の國庫補助案提出に遅るゝ八日の後、ルイジアナ州選出代議士アルバート、エルトビナル氏を通じて、千九百十五年巴奈馬運河開通記念萬國大博覽會を開設せんとする意志ある事を聲明し、合衆國政府の國庫より之に對し壹百萬弗の補助を與ふ可しとの議案を提出せり。該案は即日カーン氏の提案と同じく、興業美術博覽會

委員に附托せられたり。是實にニウオルレアンス市が桑港市に對して正式に宣戰の布告を爲せるものなり。

爰に於てか兩市は國會に對して猛烈なる運動を開始し、其競争の第一幕は千九百十年の五月より六月に掛けて、恰も開會中なりし合衆國第六十議會の議場に演ぜられたり。然れども當時は時機尙早きと、又兩市に於ける大博覽會々社の資金共に未だ諸外國の參同を勧誘して萬國大博覽會を開設するに不充分なりとの理由に因り、大博覽會々社は國會の協賛を経るに先立ち尠くとも資金七百五十萬弗を調達し得べき方法を講ずべしとの條件を附して、第六十議會の閉會と共に議案の決定は次期の議會まで延期せられたり。

國會の決定は一時延期せられたるも、兩市の競争は愈烈しく成り來れり。斯て桑港ニウオルレアンス兩市混戰の中に第六十一議會は千九百十年十二月五日を以て召集せられたり。爰に特筆し置く可きは、前議會の終りに於て、代議士カーン氏は、千九百九年十二月六日に提出せし、桑港大博覽會の爲めに國庫より五百萬弗の補助を與ふ可しと云ふ議案を撤回し、單に大統領の名を以て諸外國の參同を勧誘せん事を要求せる議案と爲せる事也。是巴奈馬太平洋萬國博覽會々社は當初の資金五百萬弗を其後増資して七百五十萬弗と爲し、更に加州政廳及び桑港市より各金五百萬弗宛の補助を受ける事と成りたるを以て、此上國庫の補助を仰ぐの必要無ければ也。斯る間に本案は特別委員十五名に附托さるゝ事と成りたり。雖然、不幸にして此特別委員は委員長ローデンバーグ氏を初め、ミソライ、ケンタツキイ、メリイランド、アラバマ

等の如く、地勢上ニウオルレアンスに偏せる諸州の選出代表者多かりき。從て特別委員會に於ける、桑港ニウオルレアンス兩市運動委員の陳情は、十二月三十日より翌千九百十一年一月二十日まで繼續せられ夫より十日間委員會の討議ありたるが、結局九に對する六の少數にて桑港の敗戦と成りたり。

桑港市の勝利と排日問題

委員會の決定後十日を経て、一月三十一日愈々下院本會議の議に上る事と成りぬ。先づ特別委員長より委員會の經過及び決定に關し詳細報告ありたり。依つて議場は之より討議に入らんとせしが、議長キャノン氏の注意に因り先づ桑港及びニウオルレアンス兩市の代表委員より一應陳述を聴く事とせり。兩市の主張は煩を避くる爲め爰には之を省略すべし。兩市の陳述終るや、二三質問ありて愈々投票開始せられたるが、爰に特記して忘る可らざるは、投票に入るに先だちマサチセッツ州選出代議士デレット氏の桑港の代表者に向ひ、

「加州は東洋人排斥の盛んなる地方なりと聽く、然れども大博覽會を開設するに當り、外國人特に日本人に對する待遇を過たざらん事を茲に誓約し得べきか」

との間に對し、桑港選出議員カーン氏は桑港側の出席者一同を代表し

加州州會に提出中なる排日的議案は既に年々消滅すべきものにして、決して加州の輿論を代表したるものにあらず、之が州會を通過する如きは決してあるべからず、又時々起る暴動は浮浪漢のなす惡戯にして、近來大に減少し

つゝあり、又加州人は今や日本人を優待せんとしつゝあり、東洋よりも多額の實業家來訪し、當方よりも之を返訪す加州人は今後とも日米親交熱心に希望するものなり。

と答へたる事也。斯て愈々ロール、コールに入り結局百五十九に對する百八十八即ち二十九の多數を以て桑港の勝利に歸せり。依つて議長キャノン氏嚴かに之を宣言す。試に代議士カーン氏が最後に提出せる議案の原文を譯出すれば左の如し

北米合衆國六十一議會 第三會期

千九百十年十二月一日(月曜)華盛頓市に於て開會

合同決議文(元老院及代議院)

千九百十五年加州桑港ニ於て開會セラレバキ巴奈馬太平洋萬國大博覽會ニ諸外國ノ參加ヲ勸誘スル權限ヲ大統領ニ賦與ス  
巴奈馬運河ノ竣工及開通ヲ祝シ且太平洋洋發見四百年記念ヲ祝スル爲メ千九百十五年一月一日ヲ期シ加州桑港市及其市外ニ博覽會ヲ開設スル目的ニニ數地ノ選定ヲ了シ且加州ノ法律ニ準據シテ成立スル巴奈馬太平洋萬國博覽會々社ガ千五百萬弗以上ノ資金ヲ蒐集シ得タルコトヲ十分ニ認メタル上合衆國大統領ハ宣言書其他適當ト思惟スル方法ニ依テ諸外國及其國民ニ對シ該博覽會ニ參加ヲ勸誘スル權限アルコトヲ茲ニ議院ニ集合シタル合衆國ノ元老院及代議院ニ於テ決議ス

代議院議長 シエー、ジー、キャンノン  
元老院議長代理 ガブルユー、エツチ、フライ

千九百十一年二月十五日ガブルユー、エツチ、フライ批准

此時當時の桑港總領事代理たりし永井松三氏は代議士カーン氏及博覽會の首唱者ヘール氏に打電し、桑港市の勝利を祝すると共に、在留日本人が大博覽會に向つて賛同の意を表せる事を述べ、併せて加州に於ける日本人排斥問題に對し辯明する處ありたる誠意を謝せり。

大統領の宣言

既に下院に於て勝利を博したり。上院の通過は素より疑ふの餘地無し。即ち上院の委員會は下院を通過したる翌月二月九日之を可決し、十一日本會議の議場に報告せり。上院本會議は一人の反對すら無く直ちに満場一致を以て同日之を通過せり。越えて十五日カーン氏の提出せる議案は、下院議長キヤノン氏及上院議長代理フライ氏の署名を経て、大統領タフト氏の批准を受く可く白聖館に上申せられたり。依つてタフト氏は原案提出者カーン代議士を初め、桑港市の代表者中重なる人士數名に圍繞せられたる、記念の爲め特に調製せられたる黄金のペンを採りて、合衆國大統領ウキリアム、エチ、タフト之を批准す」と署せられたり。而して大統領タフト氏は越えて翌年即ち千九百十二年二月二日、左の如き宣言書を布告して、千九百十五年桑港市に於て世界史上に一新紀元を劃せる巴奈馬運河の開通を記念する爲め萬國大博覽會を開設し、普く諸外國に向つて其參同を勧誘すべき事を發明せり。

亞米利加合衆國大統領の宣言書  
巴奈馬運河の竣工及開通ヲ祝スル爲メ千九百十五年チ期シテ加州桑港市ニ博覽會ヲ開設スル目的ニテ敷地ノ選定チ了シ且加州ノ法律ニ準據シテ成立スル巴奈馬太平洋萬國博覽會社ガ千五百萬弗以上ノ資金ヲ蒐集シ得タルコト十分ニ認メタル上合衆國大統領ハ該博覽會ニ諸外國ノ參加ヲ求ムル權限チ有ストノ千九百十一年二月十五日ニ批准セラレタル議會ノ合同決議ノ要件ニ從ヒ合衆國大統領ナルウキリアム、ハワード、タフトハ右合同決議ニ依テ歐亞セラレタル權限ニ據テ茲ニ千九百十五年チ期シテ加州桑港市ニ前記萬國博覽會ヲ開設スルコトヲ宣言ス予ハ又合衆國政府及人民ノ名ニ於テ世界ノ各國

ガ巴奈馬太平洋萬國博覽會ニ派遣スベキ代表者ヲ任命シ且各自國ノ富源工業及文化ノ進歩ヲ最モ善ク表彰スル物品ヲ出陳シテ世界ニ重要ナル關係ヲ有スル事件ノ紀念ニ參加セラレンコトヲ勸告ス  
右證據ノ爲メ予ハ自ら署名シ且國璽ヲ鈐ス  
基督降誕紀元千九百十二年合衆國獨立百三十六年  
二月二日華盛頓市ニ於テ

(國璽)  
ウキリアム、エッチ、タフト 署名  
副署 國務卿 フランダー、ジョー、ノックス 署名

會場敷地の選定

大博覽會開設決定後に於ける第一の事業は、桑港市の如何なる場所に大博覽會を開設すべきかを選定するにあり。爰に於てか大博覽會會場敷地の競争起る。而して此敷地の選定を爲す者は、三十名より成る大博覽會々社の取締役會なれども、此取締役會に對して、豫め諸般の調査を爲し最良の判斷に依り最も適當なりと認むる場所を推薦する者は、取締役會に依りて互選せられたる十一名の實施委員(此内に必ず社長を含む)也。是巴奈馬太平洋萬國博覽會々社の定款に規定せる處なり。故に前記十一名の實施委員は先づ各方面に於ける場所の調査に着手せり。乍併、之より以前、既に大博覽會の桑港に決するや、各方面の有志及團體は自ら其敷地を物色選定し、大博覽會の會場は當然此地域ならざる可らずと各々主張して其候補地數實に十指を屈するに足る程の多きに至れり。今試に之を列舉すれば左の如し。

- 1. 金門公園
- 2. ハーバー、ビユー

- ハ、波止場附近
- 二、マルセド湖畔
- ホ、マンフオラン
- ヘ、ペー、ビユー
- ト、オー克蘭ド海岸
- チ、ゴート島
- リ、サンセット地方
- 又、スプリングバレー

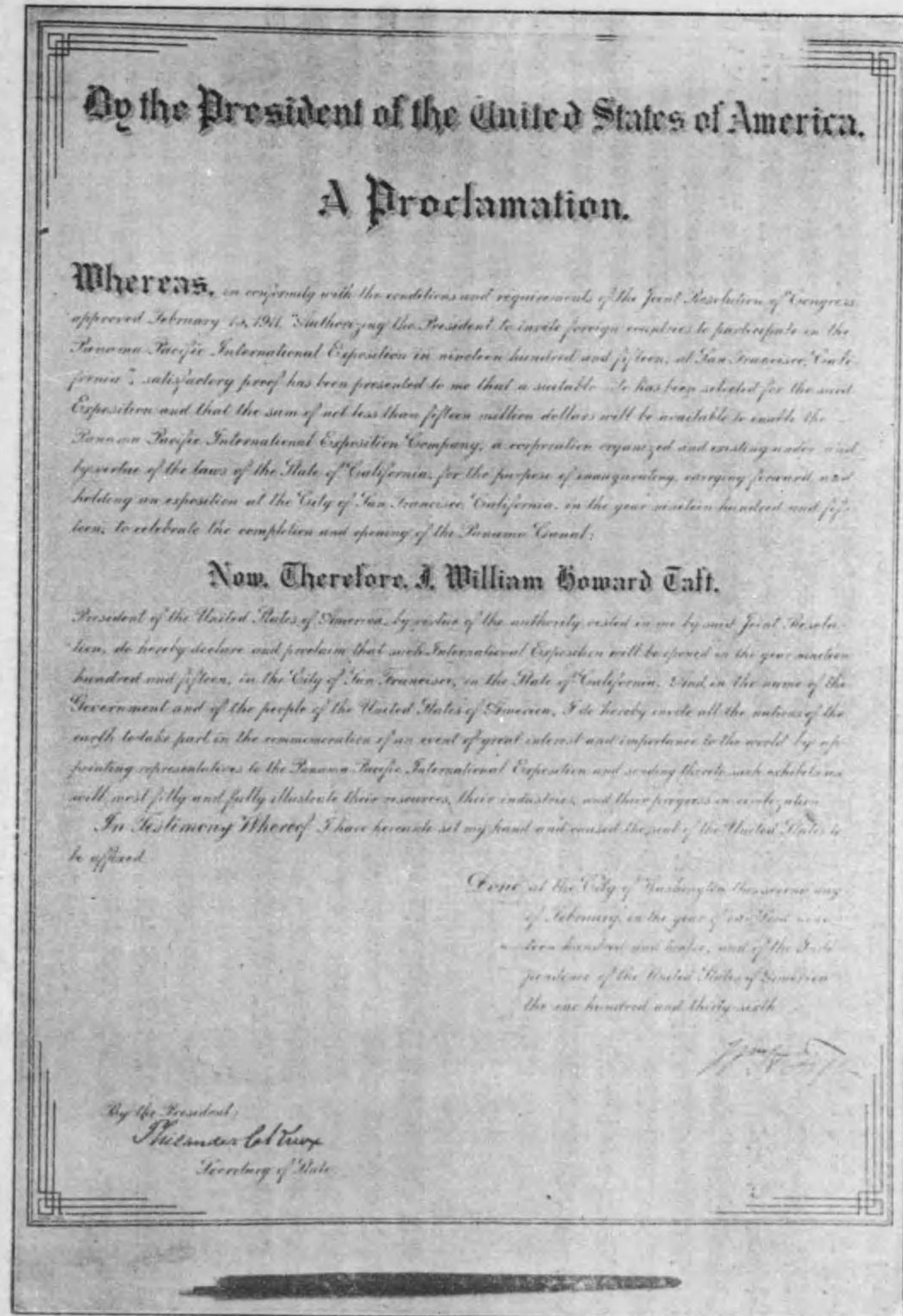
而して之等各候補地の有志及團體は、皆其地方に大博覽會を開設せしめんが爲め、或は其地方居住市民大會を開催し、或は材料を蒐集して博覽會開設に適せる事を述べ、又或は大博覽會々社に請願書を送りて其地方に便せんと務むる等、頗る激烈なる運動を開始したり。同時に又博覽會々社の實施委員は各地方の意見を徹し研究資料を蒐集すると共に、建築工事の専門家に依頼して其建築經費及工事の難易等を研究せしめたり。

斯る間に各候補地の競争は猶盛んに繼續せられたりしが、其運動の益々激烈なるに従ひ公正なる輿論の聲も漸く高まり來り、一般市民は金門公園とハーバー、ビユーの二候補地を以て大博覽會の敷地として最も適當なりと認むるに至れり。蓋しスプリング、バレーは地域邊鄙也。ゴート島は海兵團の所在地にして桑港灣内に孤立せる一小島のみ。サンセット地方は平凡にして些の奇無し。オー克蘭ド海岸は同市々民の繁榮策に出づるもの、埠頭及ペー、ビユーは工事の經費に多額を要し、マンフオランは水に乏しき競馬場に過ぎず。此間に介在してマルセド湖畔の稍々有望なるありと雖、之亦桑港

市の中心を去る餘りに遠し斯て大勢愈々金門公園とハーバー、ビユーとの二ヶ所に決するや、兩者の間に更に激烈なる運動開始せられたり。兩派の競争は博覽會々社の重役間にあり、されば七月十七日定期取締役會は此問題を決する爲め午前十一時に開會し夜に及びて討論し且協議を重ねたるも、其結果は遂に何等の決定を見るに至らざりき。越えて七月二十五日に至り、博覽會々社は臨時取締役會を開會したるが、此結果金門公園派とハーバー、ビユー派とは妥協し、中心をハーバー、ビユーとして其よりプレシデオ兵營及びリソルン公園を経て、遠く金門公園に及ぶものとし、兩派を包含せる六百餘英町に亘る一大地域を以て巴奈馬太平洋萬國博覽會々場敷地と決定するに至れり。

起工式

敷地既に決定し、其後内部の準備も漸く整ひたるを以て、大博覽會々社は愈々千九百十一年十月十四日を期し、大統領タフト氏の臨場を仰ぎ、金門公園内の大競技場スタヂアムに於て、大博覽會の起工式を舉行する事に決したり。爰に於て大博覽會々社は必要なる式場及祭典委員を選び、遺憾無く諸般の準備を調へたり。斯て同月十三日午後五時四十分大統領タフト氏は、市民の熱誠なる歡迎と共に桑港市に着せり。翌十四日は則ち式日也。大統領タフト氏は午前十時、プレシデオ兵營及桑港灣内の太平洋艦隊より打出す二十一發の禮砲と共に旅館を出發し、マーケット街及パンネスアベニューの行列



A Proclamation by the President of the United States.  
 番言宣の領統大國米るす關に設開會覽博太巴

を終へ、更に金門公園内音楽堂前に於て觀兵式を行ひ夫より式場スタジアムに到る。時正に正午也。之より前スタジアムは朝來押し寄せたる群衆を以て充たされ、其數實に拾萬と注せらる。式場は中央に壇を設け其前面を合衆國々旗及加州々旗を以て飾り、壇の上は綠葉を以て兩方より高く半月形に取り廻し、之に配するに合衆國々旗と桑港市の旗とを以てせり。式は大博覽會々社長チャールズ、レイ、ムーア氏司會の下に、左の順序に依りて行はれたり。

- 一、奏 樂 カサ、音楽隊
- 二、歌 唱 大平洋歌唱會
- 三、歌 曲 リ、アシ、ノルヂカ夫人
- 四、開會の辭 大博覽會々社長ムーア氏
- 五、祝辭演說 桑港市長マカーソン氏
- 六、同 加州知事ジョンソン氏
- 七、同 大統領タフト氏

右の通りに順次執行し終るや、大統領タフト氏はムーア、ジョンソン、マカーソン其他の諸氏に擁せられて壇を下り、豫て大博覽會々社に依りて造られたる銀の鍬を取りて大地に第一鍬を入れ、其土を當日の式典委員長チャールズ、デ、ヤング氏の捧げたる玻璃の器に納めたり。次でタフト氏は側侍せる數名の水兵に援けられつゝ、紐を採つて徐ろに大博覽會旗を高く天に掲揚す。此時前回の丘山よりは陸軍の祝砲及桑港灣よりは海軍の祝砲各二十一發を初めとし、在留日本人の寄贈せる煙火並に在留支那人の寄附せる爆竹鳴り響き、且つ左右よりは歌姫、ノルヂカ夫人の音頭の下に太平洋歌唱會員又數ヶの音楽隊より「スター、スバングルド、パンナー」の歌唱

第九章 巴奈馬加州博覽會

起り十萬の群衆は或は之に和し又或は拍手歡聲を放つて熱狂したるを以て、轟々の響と朗々の聲とは相交はりて爲めに天地も一時は震撼せん計りなりき。殊に斯る狂喜の間に丘上特別席の中央より放たれたる數十羽の白鳩が、點々として中空を飛翔せる様は美絶真に筆紙も亦之を形容する能はざるものありき。斯て全く式を終へたるは午後一時三十分なりき。

### 第九章 巴奈馬加州博覽會

#### 開設の由來

巴奈馬太平洋萬國大博覽會と共に、千九百十五年、加州サンデイゴ市に於て「巴奈馬加州博覽會」開設せらる。サンデイゴ市は桑港を南に距ること六百哩の地に在る港にして、墨西哥の國境に近く加州最南端に於ける都會なり。初めサンデイゴ市に於ては、巴奈馬運河の開通を祝する爲め、此處に萬國大博覽會を開設せんとして桑港と之を争ひたりしが、萬國博覽會の開設に對しては他にニューオルレアンス市を初めボストン、ワシントン、ガルベストン等諸市の競争者出でたる爲め、共に加州に在りながら徒らに鵲の争ひを爲して、他市に漁夫の利を占めらるは策の得たるものに非ずと爲し、其後羅府商業會議所の主催に依りて開催せられたるサンタバーバラの調停會議に於て、サンデイゴは萬國大博覽會を桑港に譲り、其代りに小規模の内國的博覽會を別に開設する事となりたり。巴奈馬加州博覽會は即ち是れ也。而して此博覽會は主として米國の西南諸州、墨西哥及中南米に於ける諸外國を勸

誘して參同を求むる筈にて、其性質より云へば寧ろ羅甸亞米利加博覽會或は凡米博覽會とも稱すべきものなりとす。

特色と天恵

巴奈馬加州博覽會は前述の次第に依つて、既に從來萬國に開設せられたる如何なる博覽會とも、自ら其趣を異にせるを知る可し。此故に博覽會の當事者は飽くまで此特色を發揮する事に務め、諸般の施設皆此方針に依る事に決せり。即ち若し一語にして此博覽會の特色を表明すれば、新機軸なる語は最も能く巴奈馬加州博覽會の特色を説明せるものと謂つ可し。従つて其趣向は總ての方面に於て人の意表に出で、且つ人の眼を惹くものたる可し。例へば從來博覽會を觀覽したる事ある者は熟知せるならむ、多數の觀覽者は寧ろ其副産物たる種々なる場内の娛樂的營業物に集り、肝要なる出品館をば素通りす。是畢竟出品其物及博覽會全體の趣向が趣味に乏しく、人の眼を悦ばしめ且つ心を樂ましむべき要素に缺くる處あるが爲めなり。爰に於て巴奈馬加州博覽會は務めて之を趣味あるものたらしめん事を期すると同時に、又博覽會なるもの、目的たる科學的に且教育的たるべきことも閉却せざらん事に苦心しつゝあり。次に此博覽會に對する天恵とも云ふべきは、四時氣候の好良なる事と、勞力に裕かなる事なり。而してサンディゴ市は僅々人口五萬に過ぎざる小都市なれども既に博覽會々社の資金募集額は三百萬弗以上に達せり。

計畫と位置

巴奈馬加州博覽會の工事は目下數百人の土工、左官其他の職工に依り日夜進行しつゝあり。斯く工事の進行を急ぐ理由は、千九百十五年の一月以前に總ての施設を完成せしめんが爲めなり。而して其建築及設計は既に記したるが如く、總ての方面に於て此の博覽會の特性を發揮せんとするものなり。即ち羅甸亞米利加博覽會たる可きなり。例へば其建築の如き皆西班牙殖民地的或はミツション風と稱すべきものにして、米國西南部諸州及墨國並南米諸國を代表すべき博覽會としては、眞に其實を表明するものなりとす。故に人若し開設の曉に於て、此博覽會の中央大門側に立ち眼を場内に放てば、一瞬の下に所謂「凡米主義」の實現を望み得べく、其建築と大道と湖沼と孰れか皆羅甸亞米利加的色彩ならざるは無きを見ん。而して此一大バンアメリカのパノラマは、實に一千四百英町に餘る自然の大公園の中に適當に造營せらるべく、前面の洋々たる太平洋に面せると後者の翠丘青岳に據れると、風光の絶佳亦他に多く其類を見ざる可し、況や商業方面に於ては米國諸港中巴奈馬運河を距る最も近く、該運河開通の曉に於ては依つて以て貿易の發達都市の繁榮を致すべきもの甚だ大なるものあるをや。

役員の名望及資力

巴奈馬加州博覽會々社社長はダビッド、チャールズ、コリヤ氏なり。氏は米國に於て知名の士なり。又取締役會の會長はユリッセス、エス、グラント氏にして、氏は第十八代合衆國大統領グラント將軍の令息なり。而して取締役は合計二

十一名にして、此内十六名はサンディゴ市に於ける知名の銀行家にして、其所有財産を合すれば優に六千萬弗に達す。事務總長は取締役の一人にして、且つ銀行家として又商業家として名を知られたる、ジョセフ、ダブリユウ、セフトン氏なり。財政部は現在に於て二百五十萬弗以上の財産を有し、愈々博覽會の開會せらるゝ迄には尠くとも一千萬弗の金を取扱ふ可し。

會場一般設計

工事部長アーレン氏の考案に成り、博覽會社長の承認を経たる設計は主要下の如し。博覽會の正門はカプリロ溪の西側に沿へるラウレル街とパーク街とに設けらる可し。而して博覽會の中心會場は此カプリロ溪の東側に設けらるべきを以て、此溪には幾多の橋梁を架し又は道を造りて會場に通ず可し。又ラウレル街の正門より橋梁の東端に到る間の會場内は總て裝飾的市場及び遊戯場に充つ。中央貴賓館即ち巴奈馬館への通路は之等建築物及遊戯場を経て設けらる可し。其他建築物の配置は、先づ貴賓館を中心とし之より南に直角を爲して萬國館を設け、更に此南方に當り大なる古代西班牙及米國混合式の人類館を設く可し。又此人類館の西に向へる方には參同諸外國及諸州の建築物たる可し。而して博覽會々社の建設すべき各種出品陳列館は、中央區梁線に沿ひ建築せらるべく、此處には加州を代表せる美術館、農業館、園藝館、文藝館、機械館等と並び合衆國政府館及鑛山館等光彩を放つ可し。之等陳列館の北に當り、美麗なる壁骨家屋と共に大なる植物

敷地の廣袤

現在確定せる巴奈馬加州博覽會の中心敷地は二百四十英町なれど、此外に戶外出品場、庭園、街道及參同諸州及諸國の建築地積約四百英町あり。故に全部を總括する時は六百餘英町に達す可し。博覽會々社の建築すべき出品陳列館の建築地積は百四十英町にして、參同諸外國諸州及諸郡建築物の建坪數百英町、庭園、公園及街道三十餘英町あり。模倣巴奈馬地峽は長さ八百英尺に及び、又露天の賣店及興行物等粗ば同様の地積を占む可し。會場敷地は概して土地高けれども頂上平坦にして大洋、港灣及市街を瞰下し得可し。若夫後方の山に據らんか全會場は恰も數哩に互れる市街の中心に盛り上げられたるが如くにして、四通八達せる電車及び街路の百川の海に入るが如く博覽會場に潮注するを見得可し。而して博覽會の建築技師グットフウ氏は殊にスバニツシユ、アメリカン式



の建築趣味に富み、且つ意匠に裕かなれば、斯る廣大なる敷地に四邊の風物を適宜配合して、特種の趣向を凝らさんとする巴奈馬加州博覽會の建築物の構造按排に就ては、工事部長の考案と相待つて萬算無かるべし。

### 外國及州政府の參同

羅甸亞米利加國に於ける殆んど總ての諸國政府は、既に此博覽會に參同すべき事を承認せり。故に之等諸國政府の官吏は近くサンデイゴ市を訪うて、正式に各國政府館建設位置及地積を選定すべし。又米國西南部に於ける諸州も此博覽會に參同すべき筈にして、アリゾナ州の如き早くも之に參加して敷地を選定し、州費二十五萬弗を支出する事に決せり。加州政府は既に五十萬弗を支出する事に決したるが、此は政府館の建築費とが州民の風俗及生活状態を示すべき戸外の展覽費とに使用せらる可し。加州の南部七郡は目下人を派して各郡出品館建設地區の選定中なるが、之等諸郡の投する費用は合計概算三十萬弗に達すべし。而して之等參同に關する勸誘其他一切の事務は主として總務委員ジョン、エー、フォックス氏取扱ひつゝあり。

### 特殊の目的

巴奈馬加州博覽會の目的は、同博覽會々長コリヤー氏の言へる如く、米州の民の進歩を拘束し居る經濟問題の解決は、狭小なる土地を充分に開拓するに在り」と云ふ事を一般に知悉せしめんが爲也。故に此博覽會は主として小農組織の普及

發達の爲めに開設せらるゝものなり。而して其内容は各種農業の部門に分ち、觀覽者をして都會に於ける普通大建築の坪數にも等しき狭小なる農園を耕作する事に依り、充分安樂に生活し得べきことを了解せしめんとす。又此主旨に基づき人類學及古物學上の展覽を示し、小農組織は古代より發達し來りたる事を自然に説明せしむ。古代の民は皆小農に依れり。パタゴニア、秘露、中央亞米利加、墨西哥及北亞米利加の住民は皆て大農組織を夢みたる事無く、今日土地を所有する者は一人の大地主にして、實際之を耕す者は其傭人なると全く異れり。加州と南部佛蘭西と伊太利と埃太利とは其氣候及農業に關する状態粗ば同一なり。然るに南部佛蘭西及伊太利に於ては該サンデイゴ郡に等しき狭小なる土地に人口二百萬を生活せしむ。果して然らば加州の將來は尙充分開拓の餘地あるに非ずや。而して巴奈馬加州博覽會開設の由來する、彼の世界の大事業たる巴奈馬運河にして一朝開通せられんか、外國移民は大舉して太平洋沿岸諸州に蟬集すべし。茲に於てか加州は益々小農法の必要に迫らる。是巴奈馬運河の開通記念として開設せられたる巴奈馬加州博覽會が、特に小農法の展示を主たる目的としたる所以なり、從つて此博覽會の爲めに小農の如何に有利にして且つ生活に安樂なるかを一般觀覽者に知らしめ、依つて以て將來加州否未州の富源開發に幾分たりとも貢獻する處あらば則ち開設者の目的は達せるものなりとは、該博覽會當事者の力説する處也。

### 開會及閉會並現在實務役員

巴奈馬加州博覽會は千九百十五年一月を以て開會せられ、同年十二月三十日閉館すべし。是れ開設地サンデイゴ市の氣候四季良好にして、一年間何時にても觀覽者を満足せしむべきを以てなり。序に現在實務に當れる各部門の役員を示せば左の如し。

- 社長 アイ、シイ、コリヤー氏
- 博覽會社の行政事務に關する紹介又は交渉は凡て社長宛にするものとす。
- 事務部長 ジョセフ、ダブリュー、セフトン氏
- 財政に關する凡ての事は事務部長に紹介すべし。
- 起業及廣告部長 ウィンフレッド、ホガブーム氏
- 出品及場内營業に關する事務を取扱ふ。
- 工事部長 フランク、ヒイ、アーレン氏
- 建築、及敷地購買に關する事務を取扱ふ。
- 庶務部長 ビイ、エチ、ブライランド氏
- 一般通信事務を取扱ふ。

## 第十章 博覽會の起源

### 古代の博覽會

古史を按ずるに耶蘇紀元前五世紀の中頃、彼の希臘征伐を以て有名なる波斯王ダーキス大王が、其即位第三年に於て國內の珍寶佳什を蒐めて數ヶ月に亘る展覽會を催ふしたるは、博覽會なるもの嚆矢と稱することを得べし。其後古代に在ては宗教上の祝祭に際し商賈が物品を販賣する爲めに今日の市場の如きものを開きたる例甚多く、年を逐ふて漸次現今の博覽會に類似せるものを生じ其規模も亦稍々見るべきも

のあるに至れり。就中史跡に存するものは、紀元後六百二十一年にフランク王ダゴバートの開きしもの、同八百十年頃エクスラシャベル及トロイに開かれたるもの、及八百八十六年にアルフレッド大王が英國に於て開きたるもの等を始めとし、第十世紀時代に於ては北歐羅巴及今日の和蘭獨逸等の地方に屢々開催せられり。

### 中世の博覽會

眞に博覽會らしき博覽會の開かれたるは紀元千二百六十八年伊國ヴェニス市に於て開催せられたるものを嚆矢とす。伊太利は實に博覽會の搖籃の地にして、次で佛國より英米獨等の諸國に傳播し遂に文明國間一般に流行するに至りしなり。ヴェニスに次でライプツヒ(獨逸)に開かれたるものは一年の間に三度開催せられ、開期中二萬五千人乃至三萬人の諸國商人群を成して入込み來れり。又露西亞にニズニノヴゴロツトに開かれたるものは二ヶ月の開期中に數百萬弗の賣上高を計上したり。其他埃及のタンタ市に於ても開設せられ、降て千六百八十九年には和蘭のライデン市に開かれたり。

### 近世期の博覽會

第十八世紀の中葉には倫敦美術協會の主催にて同市に絨氈、陶器、農産物等の博覽會開設せられたり。次で開かれたる千七百九十八年の巴里博覽會は博覽會史上に一新紀元を開くものにして、物品販賣を直接の目的とせずして之を公衆に觀覽せしめ、間接に販路を擴張し産業の發達を奨励する趣旨

を以て開催せられたるもの、濫觴也。次で千八百一年の巴里博覽會に於ては、當時第一執政官たりし那翁親ら受賞者を招待して饗宴に張り、大に美術家發明家等の名譽を表彰したり。翌千八百二年の第三回巴里博覽會には初めて輕氣球の飛揚せらるゝあり。引續き第四第五回の博覽會續々として開催せられ、斯の如くにして佛國は近世博覽會の鼻祖と稱せらるるに至れり。千八百二十年代には米國に於て初めて博覽會の催しありて、費府及紐育等の各地に開催せられ、又千八百二十九年愛蘭ダブリン府に開かれたる博覽會は外國出品の嚆矢なり。其他十九世紀の前半を通じて英獨埃瑞蘭白露伊西葡等歐洲各國の間に頻々として開催せられ、就中千八百四十五年英國に於て開かれたるものは特に一般の感興を惹きたり。

最初の萬國博覽會

以上叙述したるものは其組織所謂内國博覽會たるに過ぎざりしが、千八百五十一年の倫敦大博覽會は萬國博覽會の最初のものにして博覽會史上に一新時期を劃するものなり。今其景況を略叙すれば、會場には市内大一の公園なるハイドパークを以て之に充て、其區域二十英丁に亙り建築費に約二十萬磅を投じ、各國も亦之に參加し、五ヶ月十五日間の開期中に入場せる者六百萬人以上に上り、出品人約一萬四千人、入場料の總收入四十二萬三千餘磅に達したり。

爾來各國競て萬國博覽會を開催し、千八百五十三年には紐育及びダブリン府に開かれしが共に稍々失敗に終り翌年には濠洲メルボルン獨逸ミューニッヒ等に開かれ、其翌千八百五

十五年の巴里博覽會及千八百六十二年の倫敦博覽會は可成りに大規模のものにして五六百萬人の入場者ありたり。次でダブリン羅馬等にも開設せられ、千八百六十七年に開かれたる巴里博覽會は那翁三世の主催に係り、此時初めて會場内に各國の庭園を築造したり。次に千八百七十三年の維也納萬國博覽會は、生憎虎疫流行の爲め途中挫折の姿なりしが尙七百萬人餘の入場者あり。千八百七十六年米國費府に開かれたる獨立百年記念の大博覽會は入場者約千萬人に垂んとし、今日迄米國に於て開催せられたる三大博覽會の最初のものなり。千八百九十三年の市俄古博覽會及千九百四年の聖路易博覽會と共に之を米國の三大博覽會とし今回の巴奈馬太平洋博覽會は第四回の大博覽會なり。



は其著書に於て、テアンテベク（墨西哥）ニカラガ、巴奈馬及ダリエン（コロンビヤ）の四ヶ所中其一に運河を開鑿して東西兩洋の交通を開くべしとの意見を發表し、翌千五百五十一年に西班牙の歴史家ゴマラは一書を國王フキリツブ二世に上りて運河開鑿の急要を痛論せしが其容るゝ所とならずして巴み、西班牙政府は寧ろ反對に地峽の交通を阻止する政策を執りし爲め、爾後二世の長きに亙りてウキリヤム、バタイソンがダリエン開鑿計畫を立て、失敗（千六百九十八年）したる外何等同様の計畫を爲す者なかりき。

當初の開鑿諸計畫

西班牙政府は亞米利加發見の保護者にして最初に運河開鑿の計畫に着手したるものも亦同一政府なり。即ち千七百七十一年に至り西國は從來の方針を一變して運河工事の調査をなすことに決し、先づテアンテベク線を實測して其不可能なるを認め、千七百七十九年にニカラガ線の調査に着手せしが歐洲に於ける政界混亂の爲め其業を中止するの已むなきに立至りたり。次で千八百八年に有名なる博物學者アレキサンダー・フォン・フンボルトは開鑿に適する地峽の各線を調査し、千八百廿三年中米共和國獨立を宣言して運河問題は一層重要視せらるゝに至り、千八百廿五年に英米兩國は各々開鑿の特權賦與を中米共和國に請求し、共和國は米國の援助を得て自ら開鑿事業に當らんとせしが遂に何等の結果なくして終り、越えて千八百三十年には和蘭の一會社にニカラガ運河開鑿の特權を賦與したるも白耳義獨立等政治上の變革に影響せられ

第二編 運河

第一章 中米運河開鑿史

初めて運河の必要を認む

其昔マルコ・ポーロは東洋紀行を著はして、極東の諸邦（殊に日本）を新發見の寶庫として世界に紹介し、尠からず時人の耳目を聳動して其冒險心を挑發したり。コロンブスが破天荒の壯圖を實行するに至りたる其動機は全く此書に在りしもの如し、彼の熱心は西班牙女王イサベラを動かし其義侠に依りて船をバロス港（西班牙東岸）に醸し、西航して遂に西印度諸島を發見したるは實に千四百九十二年十月十二日の事なり。其後彼は數回の遠征を試みしが未だ當初の目的地たる東洋の土を踏むこと能はずして止みたり。爾來星霜を閱するごと四百有餘年、茲に巴奈馬運河の開通に依りて、大西洋の水は初めて迂路を取らずして太平洋に通ずるに至りしものにして、歴史上地理上斯かる重要な關係を有する中米一帯の地方が初めて歐洲人の眼に觸れしは千四百九十九年の事なれども、當時は其地が南北米大陸を連結する狹隘なる地峽なりやさへ明かならざりしを以て、勿論運河開鑿の考案等の浮び出づべき筈なかりしなり。運河開鑿の事が初めて泰西人の腦中に描かれたるは、千五百十三年バルボアが地峽を横斷して太平洋を發見し之を南海と呼稱したるの時に始まりしものと謂ふべし。次で千五百五十年に至り葡萄牙の航海者ガルヴァオ

て事業は中止せられ、其後ニカラガ巴奈馬兩線に對し米佛白等の諸國民にも特權を與へたりしが殆んど見るべき事業に着手したる者なかりき。

米佛兩國國民の調査

千八百四十八年加州の金鑛發見せられて地峽の交通は著しく頻繁となり隨て交通機關の開發を急要とするものあり。於是最も密接なる利害關係を有する米國人は、千八百四十九年に巴奈馬鐵道の線路を實測し、翌千八百五十年にはニカラガ運河の線路を測量したり。然るに千八百六十六年米國海軍將官ダグキスが議會に於ける質問に對して答辯したる所は頗る消極的の意見にして、目下の状態に於て地峽開鑿の手段は殆んど之なしと謂ふに在りき。然れども千八百七十年より千八百七十五年迄の間に米國政府は屢々海軍士官を派して地峽の各地を調査せしめたる結果、巴奈馬ニカラガの二線が開鑿に最も有望なりとの事に歸着したり。次で千八百七十六年米國の調査委員はニカラガ線を最善とするの意見を答申したり。此時の調査に成れるニカラガ巴奈馬兩線の比較研究に依れば巴奈馬線はサンブラス線を除くの外地峽中最狭の部分にして其距離僅々三十五哩、標高も亦海拔三百呎を最高とし、ニカラガ線よりも高けれども他の豫定線たるサンブラス線、カレドニヤ灣線、ドリエン線、アトラト河線等よりも低く、此通路のみは海水面の運河を開鑿し得る見込あり。次にニカラガ線は其距離百五十六哩に互れども其三分の一以上は十分の水深あるニカラガ湖を利用するに足り、一方サヌアン河を以

て大西洋に連り、他方太平洋方面の高地は最高百六十呎に過ぎず。唯湖水面は海面上百五呎の高さを有し通航に便宜なる海面式の運河は之を開鑿するに由なく乃ち閘門式に依る外なけれども、掘鑿の容易なるだけ工費は存外少額にて竣功する豫想なりしを以て、調査委員は此線を最良なるものとして報告したり。如此米國人が熱心に地峽開鑿の調査を爲すに至りしは、一は加州の金鑛發見等に依りて東西交通の必要を生じたと、一は蘇西運河が千八百六十九年佛人の手に依て竣功したるとに刺戟せられたるものなり。

第一巴奈馬運河會社

右米國の運河調査委員がニカラガ線を採用するに決したる年即ち千八百七十六年に佛國に於ては初めて運河協會(佛語にて Société Civile Internationale du Canal Inter-océanique)なるもの組織せられ、海軍大尉ウキスを統率者とする一行は巴奈馬線の實地踏査に向ひ、千八百七十八年協會の名を以てコロンビヤ政府より九十九年の期限にて運河開鑿の特權を獲得したり。是れ即ち普通にウキス特許權 (W. S. Concession) と稱せらるゝのにして實に運河開鑿の具體的事業に着手したる嚆矢なり。

運河會社 (Compagnie Universelle du Canal Inter-océanique de Panama) なるもの佛國法律の下に創設せられ、千萬法を以てウキス特許權を買収したりしが、會社は未だ完全に成立するに至らず、千八百八十年十二月に至り一株五百法の株式六百萬株を有する大會社(總資本額三十億法)となりて成立し、引續き二年間は實測其他の諸準備に費し、遂に左の計畫案を決定したり、運河の通路は即コロン港に起りガツン湖を經オビスボよりクレブラの高地を掘鑿してリオグランの水路を通じ遂にバナマに至る此延長四十七哩にして、海面式に依りて閘門を設けず、水深廿九呎半、底幅七十二呎、掘鑿すべき地積は一億五千七百萬立方碼、工費總額六億五千八百萬法(千八百八十年の算定)にして八年間に竣功せしむる豫定なりき。而して此計畫を實行するに當ては、曩に獨占權を得て敷設せられたる巴奈馬鐵道の線路と殆んど同一の線路を採る必要ありしを以て、該鐵道會社と合同するか又は妥協するの要ありたり。

會社の破産

前記運河會社の開鑿工事は千八百八十一年來實施せられしが、不幸にして會社は破産の運命に陥りたり。而して其原因は凡そ左の三點に歸するもの、如し。

- 一 事實上殆んど不可能なる海面式を採用したること
- 二 惡疫流行の爲め工事の進行を妨げられたること
- 三 運河地帯の管轄權を有せざりし爲め種々の不便を蒙りたること

豫定の計畫にて海面式の運河を開鑿し難きことは工事開始後間もなく發見せられたる所にして、殊にクレブラ高地の掘鑿

とチャグレス河の急湍を御することゝは、全工事中至難の事業たりしなり。其他第二第三の原因も會社の事業が失敗に終りたる所以のものにして、後年米國の開鑿計畫に重要な教訓を與へたるものと謂ふべし。

今會社破産の經過を略述すれば、前記諸種の原因に因て豫定計畫に大違算を生じ、且工事の進捗に伴ひて資金は益々窮乏し、一般世人も亦漸く會社の前途に對して危懼の念を抱くに至りしを以て、會社の當局者は窮除苦肉の策を回らし、盛に黃白を散じて或は有力なる新聞紙を買収し、或は議會を動かす爲め代議士に賄賂し、以て會社の信用を維持し機を見て資本の増加を斷行せんとしたりしが、社會は何時までも盲目ならずして此等種々の畫策も悉く水泡に歸し、千八百八十九年に至り財政困難の結果此上工事を進行すること能はざる悲境に陥り、同年二月セイヌの裁判所に於て破産の宣告を受け會社は解散を命せられたり。此時迄會社が支出したる費用は十二億法に上り、現存の資産は七億法に過ぎずして、工事は尙一小部分を竣はりたるのみなりき。

會社が解散するや直ちに清算人選任せられ、此の清算人は會社の資産を保管し開掘權を保持して第二の會社を起す準備をなす事となれり。於是諸國の技術者より成る調査委員を設け千八百九十年此委員の調査したる結果、閘門式を採用し八年計畫にて九億法の資金を以て全部完成すべき計畫案を立て、尙從來の工事の現存資産の價額を四億五千萬法と見積りたり。此時開鑿の特權は既に期限を失はんとせしを以て、清算人はコロンビヤ政府に請願して其期間の延長を得たること二

同、最後の期限は千九百十年十月三十日と定められたり。

第二巴奈馬運河會社

第二の巴奈馬運河會社は千八百九十四年十月舊會社の清算人に依りて組織せられたり。此際舊會社及清算人は社債株券等を賣却して十二億七千餘萬法の資金を得、既成の事業としては七千二百萬立方碼を掘鑿し、地峽に現在する機械代等は總計一億五千萬法の價格を有せる外、九千三百餘萬法を投じて巴奈馬鐵道會社の株式の殆んど全部を買収し置きたり。新會社は佛法の下に組織せられ尙コロンビヤ政府の承認を経たるものにして、舊會社の關係者多く之に加はり、純然たる私立會社なれども佛國議會は之に半官的の性質を賦與したり。又千八百八十八年の法律に依りて機械器具は總て佛國製の物を使用すべく原料品も亦佛國產の物を買入るべき義務あり。資本は一株百法の株式六十五萬株中五萬株はコロンビヤ政府に屬するものとし、舊會社の權利は總て之を繼承したり。而して此新會社は成立後徐ろに工事を進め千八百九十五年の中頃には二千人の工夫を役し其後三千人以上に増加したることもあり、千八百九十九年の末迄には五百萬立方碼を掘鑿し得たり。尙運河は開門式にして水門を備へ十年間に全部竣功せしむべき豫定なりき。

米國のニカラガ運河計畫

米大陸に最も密接なる關係を有する中米地峽の運河が歐洲人に依りて企畫せられ支配せらるゝことは米國人の甚不快と

する所にして、米國は千八百七十六年頃より既にニカラガ運河開鑿の計畫を立て、千八百八十四年には米國とニカラガ政府との間にフリーリオンハイゼン・サララ條約を協議し、運河は米國の手にて開鑿し竣工後は兩國政府の管理に屬するものとすの趣旨なりしが、米國上院に於て制規の賛成を得ざりしを以て遂に此條約は成立せずして已みたり。於是千八百八十六年紐育にニカラガ運河協會なるもの成立し、ニカラガ、コスタリカ兩國政府より開鑿權を獲得し實地踏査に着手したり。次で千八百八十九年ニカラガ運河會社組織せられ、前記の特權を讓受けて工事を開始したりしが、千八百九十三年に至り財界紊亂の影響を受けて會社は破産し工事は中止せられたり。千八百九十五年議會は技師より成る調査委員會を任命し運河會社の計畫を調査せしめたるに、委員等は會社の計畫の粗笨なりし諸點を指摘し、次で千八百九十七年に改任せられたる調査員も前計畫に根本的の改正を加へんとして報告書の作成未だ完了せざる間に、議會は巴奈馬線に注目し、千八百九十九年地峽運河委員會なるもの組織せられて廣く線路の比較研究をなすこととなり、同時に曩に一小部分の工事を竣りたるニカラガ運河會社の財産も殆んど荒廢に歸し、加ふるに開鑿の特權はニカラガ政府に依りて没收せられたり。

地峽運河委員會の調査

十九世紀の中葉に至るまで米國は中米地峽の開鑿につき他の海國と同一態度を取りて別に特殊の方略を講せざりしが、加州が其有に歸して太平洋岸の領土として著しき發展をなす

に至り、初めて地峽の開鑿に熱心なる注意を拂ふこととなり、千八百四十八年及千八百八十四年の兩度に運河の開鑿に關してニカラガ政府に交渉する處ありしが、其協議は議會の容るる處とならざりき。次で千八百九十八年米西戰爭起りて益々運河の必要を認め、戰爭の結果太平洋上の領土として從來の布哇の外遙かに非律賓群島を領有するに至りて、中米の運河を米國が支配することは是非其必要なることと信せらるゝに至れり。即ち此運河に依りて米國は單に國庫の收入を計るのみならず、寧ろ政治上其領土を保護し其勢力を統一し鞏固にする爲め及太平洋岸に於ける諸州の産業を開發する爲め、約言すれば國家膨脹の手段として自ら運河を經營するの必要を感じたりしなり。是れ即ち千八百九十九年に議會が地峽運河委員會を設けて政府の手に依りて通路の調査を進行するに至りし所以なり。

此委員會は巴奈馬線及ニカラガ線の中孰れか一方に決するを可なりとし、若し巴奈馬線を採用するものとすれば、水深三十五呎底幅百五十呎、開門を二重式とし、佛國の工事計畫に従ひて工費總額一億五千六百餘萬弗と見積り、他の新計畫に依れば一億四千三百餘萬弗にて竣成せしむべき計算を立てたり。次にニカラガ線を取るとすれば、運河の兩端なるグレートタウン、グロートの兩港を築港し、其間の全長百八十七哩に亘り、數多の開門を設け、十年間に竣功するものとして工費總額二億餘萬弗を要する計算なり。右の調査報告書は千九百年の末に議會に提出せらるゝ、委員會の意見として左の比較研究論を發表したり。

巴奈馬線はニカラガ線よりも開鑿の延長、開門の數及開鑿費等皆少く、通過時間もニカラガ線の三十三時間を要するに對し僅かに十二時間を要するのみなり。然れども桑港を起點としてニカラガ線に比し、紐育迄三百七十七哩、ニューオルレアンス迄五百七十九哩、リヴァーブル迄三百八十六哩、丈け距離延長するを以て、結局航海日數に於てはニカラガ線の方通過時間の長きを補ひて餘りあり。加之巴奈馬線に對しては佛國の巴奈馬運河會社に開鑿の特權ありて、米國が之に加はるものとすれば唯一部に參加するの外なき有様なるに反し、ニカラガ線なれば其全權を掌握し得る利益あり、隨て假令勞力と費用とは嵩みてもニカラガ線を採用したる方米國の利益なるべし云々。

愈々巴奈馬線に決す

如此米國がニカラガ線を採用せんとするの意向あるや、佛國の新巴奈馬運河會社は其コロンビヤ政府より得たる特權を如何にもして米國に賣却し、以て其經營困難の苦境より脱却せんと欲し、千九百一年春コロンビヤ政府より其特權を處分し得る承諾を得、更めて米國に向て交渉する處ありしが賣買價格につき容易に折合ふこと能はず、種々意見を交換したる末遂に千九百二年一月に至り會社は大に讓歩して總額四千萬弗にて賣却すべき旨申出でたり。於是米國の地峽運河委員會は同月追加報告としてニカラガ線を廢し巴奈馬線に決定すべきことを提議したり。之と殆んど同時に米國下院に於ては一億八千萬弗の豫にてニカラガ線を開鑿せんとするヘツパー

第二章 巴奈馬運河開鑿工事

ン案なるもの通過せしが、上院は運河委員會の追加報告に依り下院の決議を修正して左記の權限を大統領に賦與せんとするスプーナー案なるもの通過し、千九百二年六月之を成法としたり。即ち此法律に依て大統領は巴奈馬鐵道會社の株式六萬八千八百六十九株(全部七萬株の中)を包含する巴奈馬運河會社の總資産を四千萬弗以内にて買収し、且コロンビヤ政府より運河地帯六哩以内の永久管轄權を取得すべく、若し不成功に終りし時はニカラガ、コスタリカ兩國政府に交渉して運河開鑿に必要な土地を取得しニカラガ線を開鑿すべしとの權限を與へられたり。

於是米國は公然コロンビヤ政府に對して交渉を開始し、其不成功に終るや巴奈馬共和國の獨立を援け、其報償として運河地帯幅員十哩の永久管轄權を獲得したり。而して又他方に於ては佛國巴奈馬運河會社の買収を了し、ウオレーヌを技師長として着々工事を開始することとなりたり。尙其外交關係の詳細は後章に於て之を説明すべし。

第二章 巴奈馬運河開鑿工事

古來未曾有の大工事

世界の二大海洋を連絡すること夫れ自身既に偉大なる意義を有する巴奈馬運河の開鑿工事は、實に振古未曾有の世界的大工事にして、之れが爲めに投する工費は巨億に上り、之れに使役する勞働者の數は數萬に達し、且最近文明界の智識を悉くし機械力を應用して其竣工を急ぎたるものなり。古代に

於て亞細亞大陸に覇を稱へたる支那人の祖先が、或は溶々たる長江の流と白河とを連繋する大運河を開き、或は山に據り谷を渡りて輿衛九千里の長城を築きたるが如き、其規模の壯大なる確かに近世の文明國人に對して氣を吐くに足るものあれども、今は纔かに其殘骸を留むるに過ぎるの觀あり。然るに此巴奈馬運河に至ては、最高三百呎のクレブラ山を掘鑿し、ガツン湖の高水面を海面上八十五呎の高さに保ち、太平洋航海の艦船巨船をして自由に之を航通せしめんとするものにして、其計畫の雄大なると共に其効果の永久にして且重要な洵に古來未曾有の大工事と稱すべきなり。

四十餘年前に竣工したる蘇士運河は此巴奈馬運河に比肩すべき世界の大事工として人の認むる所なり。然れども蘇士運河の開鑿に要したる費用が巴奈馬運河の夫れに比して三分の一にも達せざることを知らば、二者同日の談にあらざるを認めざるべからず、今試みに現今著名なる大運河の開鑿費を比較すれば大要左の如し。

蘇士運河 改修費共	一、二〇、〇〇〇、〇〇〇
マンチエスター運河(英國)	七五、〇〇〇、〇〇〇
キール運河(獨逸)	四〇、〇〇〇、〇〇〇
工費合計	二三五、〇〇〇、〇〇〇

即ち蘇士運河の工費は竣工後施行したる改修費を合併して約一億二千萬弗にして、他の二大運河の工費を合算したる總額は二億三千五百萬弗なり。然るに巴奈馬運河の工費は四億乃至五億萬弗と稱せらるゝを以て、前記三大運河の工費の合算額が一巴奈馬運河の工費の約半額に相當する計算なり。以

て此巴奈馬運河が古來未曾有の大工事たることを知るに足るべく、蘇士運河の如く營利的私立會社の事業としては餘りに大なる工事なりしなり。是れ佛國の巴奈馬運河會社が幾度か工を起して失敗したる所以にして、又米國が國家事業として之を竣成せしめたる所以なり。要するに新進氣鋭にして財力豊富なる米國にして初めて企て得る所のものなりと謂ふべし。

工事に關する研究

運河が海面式を取るべきか將た高き水面を有する閘門式を取るべきかは第一に決定すべき重大なる問題なり。而して米國政府は千九百五年七月地峽運河委員會を改造すると同時に、十二人の技師(内五人は歐洲政府にて任命)より成る顧問會は千九百六年一月調査報告書を作成して之を提出し、其多數意見(十三人中八人)としては航海の安全を保證し得る唯一の計畫たる海面式を採用するを可決し、其竣工期間は十二年乃至十三年、工費豫算は二億五千萬弗以内としたり。次に少數意見としては海面上平均八十五呎の高さを有する閘門式運河を開鑿するを可とし、之に依て海面式よりも約一億萬弗の費用を減し、竣工期間も短く、航過にも便利にして且運河の耐久力永く、擴張工事等の必要發生したる場合には殊に容易に工事を行ふことを得る利益ありとせり。

ウオレーヌに次で地峽運河委員會の技師長となりしステヂンズも亦前述少數意見たる閘門式に賛し、閘門式は常に海面式よりも通航に安全且迅速なるのみならず、チャグレス河其

第二章 巴奈馬運河開鑿工事

他の海流汎濫の害を受くること少なく、改築工事等にも容易にして加ふるに工費は少額に竣工期間は短少なる利益ありと説明せり。

右二種の意見を有する調査報告書が正式に地峽運河委員會の議に附せらるゝや、千九百六年二月委員會は僅かに一名の反對者ありしのみにて、顧問會の少數意見即ち閘門式を採用することに決議し、同年六月議會の容るゝ所となれり。

於是米國政府は閘門式に依る運河工事の入札を一般に募集し、千九百七年一月入札書審査の結果一も満足なるものを得ざりしを以て、大統領ルーズヴェルトは政府の技師の直接監理の下に政府事業として施工するの得策なるを認め、地峽運河委員會を改造し、ステヂンズに次でゲーサル中佐(後大佐)委員長兼技師となり着々工事を進行することとなれり。

工事設計の概要

運河の開鑿地は中米南端の新國なる巴奈馬共和國の中央部に位し、カリベヤン海中リモン灣即ちコロン港附近よりガツン湖に通じ、チャグレス河を横ざりてオピスボよりクレブラ高地を經、ペドロミゲル及ミラフロレスの諸隘路を通じて巴奈馬港附近に於て太平洋に連絡するものにして、海岸より海岸までの距離四十哩半、之にリモン灣に於ける海底の淺濶約四哩半及巴奈馬方面に於ける淺濶約五哩を加算し其總延長約五十哩に及ぶ。

今運河工事の大體を説明すれば、最初大西洋方面のリモン灣よりガツン湖に至るまでは海水面の運河を開鑿し、此所に

三個の閘門と一大堰堤とを築き、閘門の開閉に依りて通過船を自由に上下し得る装置とし、湖水面は海面上平均約八十五呎の高さを有せしめ、クレブラ高地を掘鑿してペドロミゲルまで高水面の延長三十一哩半に達し、次でペドロミゲルよりミラフロレス湖の水準を海面上平均五十五呎に保ち、其兩端に二重の閘門を築き、ミラフロレスより巴奈馬灣に至るまでは海水面の運河を掘鑿するものとす。而して前記ガツンの大堰堤は其延長七千二百呎、底部の幅員最廣二千呎、頂部の廣さは悉く百呎、高さ海面上百十五呎とす。閘門は複式（即ち二重）にして幅百十呎閘内の延長千呎とし、最も大規模なるガツン閘門の總延長は一哩の十分の六に及ぶ。又運河の幅員は處々同一ならずして、最も狹隘なるクレブラ高地に於ては底部に於て三百呎、最も廣き運河兩端の海岸方面に於ては千呎以上に達し、平均約六百五十呎の底幅を有するものとす。最後に水深は最淺部に於て四十一呎とす。

工費は開鑿權の買收費其他衛生設備費等一切を包含して總額約三億七千五百萬弗以内の見込にして、世界海運業の發達を豫想して漸次規模を擴張したる爲め、當初の計畫よりも大に其費額を増加したり。其費目の細別は左の如し。

運河開鑿工事費總計 三七五、〇〇〇、〇〇〇

内 譯

佛國巴奈馬運河會社の資産特權(巴奈馬鐵道會社の權利を含む)買收費	四〇、〇〇〇、〇〇〇
巴奈馬共和國の運河地帯管轄權讓與に對する代償	一〇、〇〇〇、〇〇〇
衛生費	七、五〇〇、〇〇〇
其他	二〇、〇〇〇、〇〇〇



巴 奈 馬 運 河 開 鑿 工 事

要塞築造費

一四、〇〇〇、〇〇〇

開鑿浚渫費其他

二八三、五〇〇、〇〇〇

右は概略の計算にして佛國巴奈馬運河會社に支拂ひたる金額及巴奈馬共和國に支拂ひたる賠償金の外は正確なるものにあらず。最近に於て米國が此運河を開く爲めに支出すべき金額は、總計四億弗以上五億弗に達せんと稱せられつゝあり。實際米國は最初工費を過少に計算したる失ありしなり。然れども今暫らく前記の諸費目に就て説明を加ふれば、衛生費中には病院建設費は勿論、黃熱病マラリア病等惡疫の流行甚しき不健康地を健康地たらしむるに要する各種の費用を包含するものにして、工事を進捗せしむるに最も重要な費目なり。又開鑿浚渫費其他とせるは、河道の開鑿及浚渫費、閘門及堰堤築造費、防波堤築造其他港費、機械器具購入費（此中に佛國會社の機械類購入費百二十萬弗を含む）巴奈馬鐵道改築費、個人救済費等の諸費を包含するものとす。尙右要塞築造費中には兵營建築費等をも包含するものにして、其詳細は後章に於て説明すべし。

工事施行の實況

全運河の開鑿工事を便宜上左の三大區に分割して施行したりしなり。

第一區 大西洋方面

本區域はガツン閘門より大西洋迄の諸工事を包含し就中ガツンの閘門堰堤の築造は最も重要なものなり。主任者陸軍中佐シバート。

第二區 中央部方面

ガツン閘門よりペドロミゲル閘門に至る間の工事にして、延長三區中最も

第二章 巴奈馬運河開鑿工事

長くナヤグレンス河の工事及クレブラ高地の掘鑿を以て最も重要なものとす。主任者陸軍中佐グラード。

第三區 太平洋方面

ヘドロミゲルより太平洋迄の諸工事にして、ヘドロミゲル及ミラフロレンスの開門及堰堤築造工事は最も重要なものなり。主任 技師ウキリヤムソ。

右各區の工事は各々左の三部門に分別して工事を進めたり。  
(一)掘鑿及浚渫工事、(二)コンクリート工事及堰堤築造工事(三)開門築造工事は是れなり。

尙運河兩端の工事としては通過船の陸續たるを見込みて碇繋場を擴大し、防破堤(太平洋側三哩太西洋側二哩)を造り、給水所給炭所を設け、宏大なる船渠及倉庫を建築する等、各般の設備に達漏なきを期しつゝあり。其他從來の巴奈馬鐵道改築工事及電信電話線の架設工事等も既に大略完成の期にあり。

工事進捗の程度は千九百二十二年末に於ける状態大要左の如し。同年十二月三十一日)

佛國會社の掘鑿せる分	七八、一四六、九六〇
右の中現運河に利用の分	二九、九〇八、〇〇〇
米國の掘鑿せる分	一一三、五二二、〇〇七
同浚渫せる分	五九、八五三、五三二
既成開鑿分合計	二〇三、三八三、五三九
將來開鑿すべき分	一四、八一二、〇三四
全開鑿地積計	二四八、一〇三、五七三

右開鑿工事の外、前述要塞築造、鐵道改築、巴奈馬コロン兩市の水道工下水工事等も既に竣工し、本年中に全部竣工

すべし。而して斯かる難工事が斯の如く迅速に進捗したる所以のものは、一に米國官民の熱心なる努力の結果と謂はざるべからざる也。

工事に關する便宜と障碍

巴奈馬運河の工事が工費竣工期其他諸種の點に於てニカラガ線に勝ることは前章既に説明したる所なり。而して此工事施行に就て看過すべからざる便宜を與へたるものは、即ち巴奈馬鐵道に依る運輸の便と兩端港たる巴奈馬コロン二港が天然の良碇繋地たることなり。詳言すれば地峽横斷の機關として既に千八百五十四年に建造せられたる巴奈馬鐵道は、恰も今回の運河の通路と相接しつゝあるを以て、開鑿工事に關する諸般の運搬に至大の便宜を與へたること茲に説明を要せざる所なり。又兩端港が物品の揚卸に至便なりしことも多く言ふの必要なるべし。

米國の開鑿工事に對する障碍に就ては凡そ五種のもの多數ふることを得べし。先づ此工事を米國のものとするに當て二大困難に遭遇したることは前に之を詳述したり。第一は即ち佛國運河會社の特權買収にして、其實地調査と賣買價格の協定とにつき容易ならざる面倒を見たる事は前の記述に依りて明白なるべし。第二は運河地帯の管轄權を獲得することにして、米國が此運河の主人として自國の利益を保障するに最も肝要なる事柄なり。而して此點につきコロンビヤ政府との交渉は不調に歸したりしが、巴奈馬共和國の獨立に依て十分に其目的を達することを待たり。其他の障碍は直接工事に關係

するものにして、第三は先づ瘴癘の地たる運河地帯に完全なる衛生的設備を施して之を健康地に化することなり。此點は實に佛國運河會社失敗の主たる原因を成したるものにして、米國は前車の覆轍に鑑み費用と努力とを惜まらずして熱心之に當り以て能く當初の目的を達することを待たり。第四は勞働者を得るの困難にして、米國は白人勞働者の外多數の亞米利加印度人及幾分の東洋人等を使役して差支なく工事を進捗せしめつゝあり。第五は即ち工事其れ自身の困難なり。而も米國は最新の機械力と智識とを應用して能く此難工事を竣功せしめたり。殊に開鑿工事が豫定以上に進行したるが如きは、米國が如何に此運河に重きを置いて奮勵努力したるかを窺知するに足れり。

第三章 運河と米國の外交

運河外交史研究の必要

中米地峽を横斷する運河が兩太平洋を連絡する公けの航路として、蘇士運河と同じく世界の各海國に依て同等に利用せられ、國際法上の所謂中立規則に支配せらるべきことは、理論上當然の結果と謂はざるべからず。而して巴奈馬運河の開鑿者たる米國自身も、當初開鑿計畫が未だ確立せざりし時代に在ては、斯の如き公平無私の見地に立て行動したりしことは歴史の明示する所なり。然るに一は傳來の政策と一は國防上の理由とに依り、米國の對運河政策は全然一變せらるゝこととなれり。傳來の政策とは即ち千八百二十三年以來のモンロ

第三章 運河と米國の外交

主義にして米國が南北米大陸の覇者たる地位を維持する爲めに、此運河を其獨占的勢力の下に置く必要を認めたりしなり。國防上の理由とは即ち海軍の連絡關係を敏速ならしむることにして、是れ實は米國が政府事業として巨億の費用を投じ百難を排して巴奈馬運河の開鑿を實行するに至りし主因なり。於是乎、米國は宛然運河の支配者となり、其上に絶對的の優越權を占得し、運河本來の中立の性質は爲めに大に制限せらるゝに至れり。斯の如き米國の對運河政策の變遷は研究の主題として當に興味ある問題たるのみならず、運河の性質を闡明するに當て第一に講究を要する問題なり。是れ吾人が先づ茲に米國の運河外交史を研究せんと欲する所以にして、運河の性質地位の如何なるものなるかは、此沿革の説明に依て自ら其大要を了解することを得べきなり。

米國當初の對運河政策

米國が初めて中米運河開鑿の事に注目するに至りしは千八百廿三年中初共和國獨立以後の事にして、國務卿クレイ氏は華盛頓駐在の中米公使キャンニヤスの交渉に應じて共同開鑿の計畫を立てしが、遂に何等の實行を見るに至らずして終り次で千八百廿六年有名なる巴奈馬會議の開催せらるゝあり。米國も亦招待に應じて委員を派遣するに當り、クレイが委員に與へたる訓示の要領は運河をして何國の支配にも屬せしむべからずとの事にして、蓋世界の何人が開鑿の衝に當るも運河の中立と平等との原則さへ保持せらるれば満足する意なりしなり。其後米國が主としてニカラガ線開鑿の計畫を起すに

常りても常に運河の自由通過と平等の利用とを主義としたることは歴史の證明する所なり。就中千八百四十六年米國とニユー・グラナダ(後のコロンビア)との間に締結せられたる條約は、當時に於ける米國の態度を最も明確に表示したるものにして、此條約に於て米國は運河の中立を保障し、加之世界各國に對して自由平等の航路たるべきことを公約したり。以て此時代に於て米國が運河に對して優越權を獲得するの意思なかりしことを窺知するに足らん。

クレイトン・バルワー條約

クレイトン・バルワー條約 (Clayton-Bulwer Treaty) は、ポーンズフオート條約と俱に米國の運河外交史上最も顯著なる成文にして、千八百三十年四月十九日米國國務卿クレイトンと駐米英國大使サー・ヘンリー・バルワーとの間に談判を開始し、同年七月四日に至り批准交換を了したるものなり。本條約の大目的は中米地方の權利殊に運河の開鑿に關して兩國間の意思を疎通せんとするに在りて、其内容を説明する以前に先づ此條約の締結を必要とするに至りし由來を明かにすべし。

英國は既に十七世紀の頃より中米地方に羽翼を張らんとする野心ありて着々勢力の扶植に努め、千八百三十年に至てはニカラガの東岸なるモスキート沿岸一帶の地方を占領し、次で千八百四十一年にはサヌアン河の河口に近くニカラガ運河の東端ともなるベキサヌアン・デル・ノルト港(即ち現今のグレートタウン港)を占領し、千八百四十八年には完くニカラガ

の軍隊を擊破して米國のニカラガ運河開鑿計畫に一大打撃を與へたり。於是米國は晏然として傍觀する能はずして運河中立の主張を唱導すると同時に、調査委員を中米に派遣して英國の態度を審査せしめたり。然るに委員は其使命の權限を越えてニカラガ政府に交渉し、米國がニカラガの領土保全を保障する代りに、ニカラガ政府は米國の運河開鑿に關する絶對的特權と其防備を承認することしたりしが、當時の大統領テーロルの容るゝ所とならずして止みたり。然れども英國の中米に於ける軍事的活動は米國の運河計畫を脅威するに甚しきを以て、駐英米國大使ローレンスは英國に對して中米にある英軍の撤兵を要求せしが、英相バルマーの拒絶する所となりしのみならず、英軍は尙進んで中米沿岸の一島をも占領するに至り、米國人の對英反感は益々甚しく、兩國間の風雲稍々急なるものありき。於是米國國務卿クレイトンは英國大使バルワーに諮りて事局を穩便に解決せんとし、バルワーも亦本國政府の特別訓令を待たずしてクレイトンの交渉に應じ、折衝數ヶ月に互りて締結せられたるもの即ち茲に所謂クレイトン・バルワー條約なり。

本條約は英米共に運河の絶對的管理權及中米に於ける領土權を獲得せざること、及運河の安全と中立とを保證することの二點を骨子とするものにして、米國の運河に對する自由手腕は大に制限せられたるものと謂ふべし。殊に況んや英國は此條約の効力をホンデユラス及其附屬地に及ばざるものとすることを宣言したるに於てをや。

米國運河政策の一變

前述クレイトン・バルワー條約は獨り米國に取りて不満足なりしのみならず、英國自身も中米一部の領土權を主張して條約の例外を求め、爲めに兩國間に解釋を異にする點をも生じ、互に締約の當時よりして條約に對し誠意を有せざるが如き觀あり。然れども明約の嚴存する以上全く之を無視すること能はざるを以て、米國は特に此條約の存在を不便とし、或は之を廢棄せんとし或は事實上其効力を喪はしめんとして種種の外交手段を講じたりしが常に其目的を達するに由なく、締約後半世紀の間米國は中米地方殊に運河地帯に對して其自由手腕を振ふの餘地なかりき。

米國をして運河の絶對的管理權を獲得せしめんとする前述中米派遣員の計畫は、未だ當時の政府を動かすに至らずして止みしが、其後米國政府の當局自身も對運河政策の變更を必要とし、英國に對して條約の例外を承認せしめんとせしが、寧ろ直接運河地帯の主權國に交渉するの捷徑なるを思ひ、千八百七十年前後に於てコロンビア及中米共和國との間に有利なる條約を締結する運びに至りしが、是亦對手國議會の容るる所とならずして止みたり。既にして千八百七十八年コロンビア政府は佛人に對して巴奈馬運河開鑿の特權を賦與したりしを以て、米國はニカラガ線を開鑿して之に對抗せんとしたり。而して千八百八十一年國務卿ブレインは中米運河を米國の支配の下に置くの必要を痛論し、次で國務卿となれるフーリンハイゼンはクレイトン・バルワー條約の陳腐に屬した

ることを宣言し、之に對して英國大使グラングキートル卿は條約の有効を論じ、互に一歩も譲らざらんとするの觀を呈したり。而して國務卿は一方ニカラガ政府に交渉して、千八百八十四年フーリンハイゼン・ザララ條約 (Frelinghuysen-Zalala Treaty) を締結し、米國の費用を以て運河を開鑿し兩國共同に所有管理すべきことを約して、其實米國の絶對的管轄に歸せしめんとしたりしが、翌年米國上院に於て三分の二以上の制規の賛成者を得ざりし爲め此條約も自然消滅に歸したり。其後米國人は個人としてニカラガ、コスタリカ兩國政府より運河開鑿の特許權を得て着々事業を開始せしが、政府の運河政策は事實上大なる發展を認むること能はざりき。

然るに千八百九十八年に至り西班牙との間に戰爭開始せられ、當時桑港に碇泊中の戰艦オレゴン號は、遠くマゼラン海峡を經由し一萬二千哩の長程を迂航して玖馬の戦地に馳せ参することとなり、中米運河開鑿及之が絶對的管理權獲得の必要は切實に米國朝野の感知する所となりしのみならず、戰爭の結果遙かに非律賓群島をも領有するに至りて、米國の巨腕は布哇を経て遠く東洋の天地に伸び、益々以て自己の支配の下にある運河を開鑿するの必要に迫られ、千八百九十九年地峡運河委員會を組織して開鑿事業の詳細を調査せしむると同時に、一方に於ては英國に談判して條約の改訂を遂行するに全力を傾注するに至れり。

ヘー・ポーンズフオート條約

千八百九十八年大統領マッキンレーが議會に下したる教書



の一節に曰く、『今や運河の開鑿は米國に取りて頗る緊急の事業たるに至れり而して此事業を成就する爲め吾人は中立の一般原則を侵害せざる程度に於てクレイトン・バルワー條約を改訂せざるべからず』と。米國は實に此方針に依て萬國と折衝し、遂に千九百一十一年十一月十八日を以て、米國國務卿ジョン・ヘーと駐米英國大使ボーンズフォート卿との間に締結せられたるもの即ちヘー・ボーンズフォート條約(Hay-Pauncefote Treaty)なり。

先是國務卿ヘーとボーンズフォート卿との間には、千九百一十一年の初に於て新條約を訂約し、大統領マッキンレーは同年二月之を上院の議に附したり。此條約の要項は、(一)米國政府の手にて運河を開鑿すること、(二)運河の中立原則は蘇士運河の例に従ふこと、(三)運河の中立を保證する爲め他の各國を參加せしむることの三點にして、同年十二月上院は左記三ヶ條の修正を加へて本條約を批准したり。

- 一、蘇士運河の中立規則は米國の自衛の爲め及公安維持の爲め必要な場合に之を適用せざること
- 二、本條約に依てクレイトン・バルワー條約を廢棄したることを明言すること
- 三、他國の保護を必要とする條項(中立規則につき)を削除すること

然るに此修正は英國の拒絶する所となりて、千九百一十一年三月條約は自然に消滅し、國務卿ヘーは更に英國大使に對して新條約締結の協議を進め、同年十一月調印を了り、大統領ルーズヴェルトは直ちに之を上院の議事に附し、十二月に入り批准を得て成立したるもの即ち現行のヘー・ボーンズフォート

ト條約にして、之を或は第二ヘー・ボーンズフォート條約と云ふ。此新條約はクレイトン・バルワー條約を廢棄して米國の運河に對する管轄權を承認したるのみならず、要塞築造、戰時封鎖等の特權をも暗黙に之を許與したるものにして、英國が斯くまでも米國の主張を容るゝに至りしは、一は其主張が頗る鞏固なるものありしに因り、一は運河通過料につき平等なる取扱を得んことの交換的に讓歩したるものにして、其他アラスカ疆界問題に關し、英國の讓歩を促がす事情ありしとの説もあり。要するに英國が運河通過料均等の原則と交換的に米國の築業權等を認めたることは最も明白なる事實にして、今日に至り米國が當時の事情を無視して通過料につき自國船にのみ特典を與へんとするが如きは、明かに條約違反の行動と謂はざるべからざるなり。

運河の中立、其防備及右通過料に關しては獨立の一章を設けて後に説明すべく、其際右等の問題に關する條約の明文を詳説すべきを以て、茲には大體の説明に止め置くべし。

運河地帯管轄權の獲得

千九百一十二年六月米國議會を通過したるスプリーナー案に於て大統領はコロンビア政府に交渉して運河地帯幅員六哩以内の永久管轄權を取得すべく、若し不成功に終りし場合にはニカラガ、コスタリカ兩國政府より運河開鑿に必要な土地を取得してニカラガ線を開鑿すべしとの權限を賦與せられたり。於是米國政府は一方に於て佛國巴奈馬運河會社買收の交渉を進むると同時に、他方に於てはコロンビア政府に對して運河

地帯管轄權獲得の談判を開始し、千九百一十三年一月に至りヘー・ヘルラン條約(Hay-Herran Treaty)なるものを締結したり。條約の内容は、(一)コロンビア政府は曩に佛國の會社に許可したる特權を米國に移轉する事を承諾し且百年間運河の通航權と運河の兩岸五哩以内の地の租借權を許與し及運河の兩端港たるコロン、巴奈馬の二港を貸與すること而して此期間の満了後改約延長し得ること、(二)米國政府は此等特權許與の代償として金貨にて一千萬弗を支拂ひ尙條約批准後九年目より十年廿五萬弗を支拂ふこと、(三)運河地帯は兩國政府保護の下に中立地たるべきこと等なり。

次でコロンビヤ上院は右の條約に就て討議の末、(一)運河地帯を兩國共同の保護の下に置くは自國主權の拋棄にして憲法違反なること、(二)條約面の報償は餘りに少額なること、(三)佛國巴奈馬運河會社はコロンビヤに對して何等の辨償を爲すこととなくして其特權を米國に讓與するは不當なること等の理由に據て其批准を拒みたり。於是コロンビヤ國務卿は再び米國に交渉して、賠償金額の増加と地帯に於ける主權承認とを條件として新約條を締結せんとせしが、此度は却て米國政府の拒絶する所となれり。

先是巴奈馬地方は屢々騷亂の衝となり、英佛米の三國は陸戰隊を上陸せしめて巴奈馬鐵道沿線を保護したることありしが、千九百一十三年十一月に至り同地方の人民はコロンビヤ上院が運河條約の批准を拒絶したるに憤焉たらずして、驟然起て反旗を翻へしたり。於是米國大統領ルーズヴェルトは千八百四十六年の條約(米國とニューグラナダとの間)に規定せら

れたる地峽の自由通過維持の權利に據て、軍艦ナシユヅキー

ル號とマールブルヘッド號とをコロン及アカブルコの兩港に派遣し、コロンビヤ軍隊が反徒討伐の爲めに上陸せんとするを妨害し、一方に於ては巴奈馬鐵道の管理者としてコロンビヤ軍の輸送を拒絶し、コロンビヤをして何等爲すこと能はざらしめ、進んで巴奈馬共和國の獨立を承認し、當時巴奈馬の爲めに華盛頓に使せる佛人技師ブエノー・ヴアリアを巴奈馬共和國公使として承認し、十一月十八日を以てヘー・ブエノー・ヴアリア條約(Hay-Bunau-Varilla Treaty)を締結し、翌千九百一十四年二月上院の批准を経て完全の條約となしたり。

此條約に依て米國は積年の目的たる運河地帯の管轄權を完全に獲得したるものにして、其詳細は後章に説明すべし。而して巴奈馬共和國の獨立後コロンビヤ政府は前の勢に似ず特使を米國に派して、運河地帯に關し寛大なる條約を締結する代りに巴奈馬の獨立を否認せられ度しとの提議をなせしが、時既に遅く米國は其交渉を峻拒し宛然巴奈馬共和國の保護者たる地位に立ちて自由の手腕を此地方に振ひつゝあり。

米國は右の如くにして運河地帯(幅員十哩)の管轄權を獲得すると同時に、佛國の巴奈馬運河會社の買收を終了し、多年幾多の波瀾を惹起して失敗挫折を重ねたる運河開鑿の大事業も、結局米國の手に依り政府事業として破竹の勢を以て進行するに至れり。

### 第四章 運河の國際的地位

#### 局外中立の原則

本書は國際法の教科書にあらざるを以て、茲に詳細なる理論を説述するの必要なければども、前陳ヘー・ボーンスフオート條約及ヘー・ブヌノー・グアリア條約等に於て局外中立 (Semi-trialization) なる文字ありて、此局外中立の何物たるかを知ることは運河の性質を闡明するに當て最も肝要なることなるを以て、今茲に其概念を説明すべし。

國際法の局外中立に關する規則は近世に至て初めて發達したるものにして、而も今日に於ては國際法上最も重要な部門となるに至れり。ホルランド博士の定義に曰く、「局外中立とは協約に依り國家個人若くは物品をして戰爭に對し中立の性質を有せしむることなり」と。故に戰爭に關係なき第三國が宣言を發して局外中立國となり、又外交官、衛生部員、病院、病院船等を不可侵のものとするは局外中立の主要なるものなれども、其他平時に於ても或一國が強國の間に介在して所謂緩衝國の地位に立つ場合に、各國互に協約して此國を局外中立とし其地域の不可侵を公約することあり。是れ即ち國際法上永世局外中立國と稱せらるゝものにして、白耳義、瑞西兩國の如き其實例なり。而して此永世局外中立國に類して各國に取り利害關係の重大なる一定の土地若くは水路を完く戰爭行為の外に置きて之を局外中立地とすることあり。蘇士運河の如き即ち其適例なり。千八百八十一年智利アルヂェン

チン兩國はマゼラン海峡の中立を協約したれども、未だ世界各國の承認を経ざるを以て此海峡が國際法上中立の性質を取得したるものと認むることを得ず。然るに蘇士運河の中立に就ては千八百八十八年君士坦丁堡の同運河列國會議に於て、列強悉く參加して世界の公道として此運河の中立を協約したるを以て、國際法上完全なる中立の性質を享有するに至れり。

#### 國際的運河の性質

運河は即ち人工の水路なり。而して廣く運河と稱するときには灌溉用、動力用、排水用等水利の爲めに設けられたるものも之を包含す。然れども斯の如き種類のものを除き専ら水運の便宜の爲めに開鑿せらるゝもの、中、小舟の通過に供するものと大なる船舶の通航に供するものとの區別あり。而して此船舶の通航に供せらるゝもの、中にも、其性質一國內の水運に限らるゝものと、一般に世界各國船舶の通路たるものと二種あり。吾人が茲に國際的運河と稱するは此最後の種類に屬するものにして、蘇士運河及巴奈馬運河の如き即ち是れなり。

國際的運河は世界公共の水路たるべきものなり。故に本來は海洋の一部として世界の人に依て最も自由に且最も普遍的に使用せらるべきものとす。然れども今日世界に寸土尺地も無主の地あることなきを以て、國際的運河も亦一國領土内に開鑿せられたるものならざるべからず。加之其開鑿者は一會社若くは一國政府なるを普通とするを以て、渺茫たる無主のすべきものにあらざれども、今説明の便宜上斯く分ちたるものなり。

### 國際的運河の要素

運河が國際的の性質を享受するに就ては、國際的條約を外にして三個の要素を具備せざるべからず。三要素とは(一)地理上の關係、(二)沿革上の理由、(三)各國の有する利害關係是れなり。但實際上此等の要素は互に相關聯し絶對に分別して觀察

海洋の如く全然公共的なること能はざるものあり。是れ國際的運河が世界の公路たる性質を保有しつゝ、一方に於て多少の制限を受くる所以なり。約言すれば世界の公路として國際的運河の領土權は當然制限せられ、各國に對して自由平等且中立の性質を保持するを原則とし、各國は羅馬以來の格言たる『他人の物を害せざる範圍に於て自己の物を使用すべし』(Sic utere tuo ut alienum non laedas)との原則に支配せらるるものとす。而して此原則に對する制限は自由平等且中立の大旨を破壊せざる限度に於て之を承認すべく、相當なる通過料の徴收の如きは平等賦課の原則を維持する限り之を至當とすれども、或は一國の船舶だけに通過料を免除し、或は或一國が運河に軍事的防備を施すが如きは、自由平等中立の本旨に違反するものにして國際的運河の性質を侵害するものと謂はざるべからず。尙茲に一言を附加すべきは、運河の開鑿者が私法人たると政府たると將た其土地が開鑿者又は開鑿者の屬する國の領土たると第三國の領土たるとの如きは、法律上國際的運河の性質に何等の影響を及ぼさるることなし。殊に國際條約に依て運河の性質を定めたる場合(蘇士運河の如き)に於て此事は最も明瞭なりとす。

- 一、地理上の關係 國際的運河は世界各國に對して海上交通の衝路たることを要す。例へば丁抹半島の南に在りて北海とバレンツク海とを連絡する獨逸のキール運河の如き、大西洋と北海とを連絡する英國のキャレドニヤ運河の如き、又は地中海とピステル灣とを連絡する佛國のラングドック運河の如き、孰れも海洋連絡の通路として或は軍事上或は海運上頗る重要なものなれども、此等は皆主として一國內の通路航にして未だ世界の公路となすに足らざるものなり。然るに蘇士運河の如きは地中海と印度洋とを連絡し歐亞兩大陸交通の衝に當るものなるを以て、國際的運河として自由平等中立の規則に従ふべきものとす。
- 二、沿革上の理由 歴史的に世界の各國が認めて公共の通路とし其自由通過を要求するものたるべし。例へば蘇士運河の如き開鑿計畫の當初より自由平等中立の沿革を有するものにして、巴奈馬運河も亦沿革的に云へば同様なるものとす。
- 三、國際間的利害關係 前述第一の要素即ち世界交通の衝路たる運河は同時に世界各國に對して利害關係を有するものと謂はざるべからず。然れども各國の有する利害關係は勢同一なる能はずして、一國に重く一國に輕きことあり。例へば今日世界の海國として蘇士運河に對して利害關係を有せざるものなれども、英國は埃及印度其他の關係上之に對して最も重大なる利害關係を有するものなり。如此各海國の利害關係に厚薄あるも各國は國際的運河に對して多少の利害關係を有することを要す。是れ國際間的利害關係を一要素として擧げたる所以なり。

巴奈馬運河が國際的運河として蘇士運河と同一なる規則の下に支配せらるべきものなりや否やは、此等の要素に就て檢覈すれば自ら明白なるべし。其詳細は後章に於て之を説明せん。

### 第五章 巴奈馬運河の性質

#### 公共的性質と其制限

幅員幾かに四五十哩に過ぎざる巴奈馬の地峽が南北米大陸を連結する爲め、太平洋と大西洋との海上交通は是に遮断せられ、昔時バルボアが東より來りて太平洋を發見し、マゼランが世界周航を企て、南米を迂回したりし當時よりして、此地峽開鑿の必要は世人の普ねく認むる所となり、爾來四百年の星霜を閲して茲に漸く海運史上一新時期を劃すべき大運河の竣成を見んとするに至りしものなることは既に屢々之を論じたり。隨て巴奈馬運河が國內的の運河にあらずして世界交通の衝路にある國際的運河なることは深く之を論究するの必要なるべし。而して國際的運河が公共の水路として局外中立の性質を享受すべきことも前章に於て詳論したる所なり。然るに事實は理論の如く單純ならずして、巴奈馬運河は公共の水路たると同時に、一方に於て各國の此運河に對して有する利害關係は自ら同一ならざるものあり。即ち米國は此運河に對して最も密接なる關係を有するものにして、之が爲めに運河の公共的性質は著しく制限せられ、局外中立の規則は此處に行はれざることなれり。其詳細は序を逐ふて左に之を闡明すべし。

#### 條約上の性質

巴奈馬運河に關する外交史は既に之を説述したり。今茲に

は條約上の主義の變遷を解剖して運河の中立原則が如何に制限せられつゝあるかを明かにせんと欲す。其初め米國とニュウグラナダ(後のコロンビヤ)との間に締結せられたる條約を首めとし、クレイトン・バルワー條約及ニカラガ政府との條約等に於て、米國は常に中米に開鑿せらるべき運河の中立と自由通路とを保證したり就中最も重要なクレイトン・バルワー條約に規定せられたる中立原則が如何なるものなるかを摘記すれば左の如し。

- 一、兩締盟國(英米)は中米の何れの地に於ても運河に對する絶對的管轄權を獲得し若くは支持せざること
  - 二、兩締盟國は運河を支配すべき要素を築造せず又中米に於て領土權を獲得せざること(此領土權につき英國が例外を求めたることは前述の如し)
  - 三、兩國交戦の場合に於て双方の公船(軍艦運送船等)は運河内に於て停止軍捕封鎖等を免かれ自由通過を許さるゝこと
  - 四、開鑿事業に使役せらるゝ者及此目的に供せらるゝ物品は不正なる差押沒收破壊等より保護せらるべきこと
  - 五、兩締盟國は運河の安全と中立とを保證し且諸外國をして此保證に参加せしむる方法を取ること
  - 六、本條約の保護は運河と鐵道との別なく汎く之を一般の交通機關に及ぼすこと特に目下企畫中のテアンテハック線又は巴奈馬鐵道に及ぼすこと
- 要之、本條約は英米共に中米に於ける領土的野心を抑制して中米交通機關(運河又は鐵道)の絶對的管轄權を獲得せざるものとし、其中立と安全とを保障したるものにして、殊に諸外國を此保障に参加せしむべきものとしたるは、此處に世界公共の中立的運河を開設すべき意思なりしこと明白なり。然るに此條約は締結の當時よりして兩國の間に意思互に疏

通せざるものありしのみならず、幾くもなくして米國は自國の爲めに自國の手にて運河を開鑿するの必要を認め、此條約の存在を不便なりとして之を改訂せんと企て、或は運河地帯の主權國たるコロンビヤ又はニカラガ等に交渉して地帯の管轄權を獲得せんと努めしが、毎に失敗に終りたることは前に詳述せる所なり。次で千九百一年のヘー・ブユノー・ヴアラヤ條約に於て、米國の對運河野心は漸く茲に遂げられ、運河中立の原則が著しく制限せらるゝに至りし事情も略々之を説述したり。而もヘー・ブユノー・ヴアラヤ條約は表面上運河中立の原則を保持する如く装ひ、唯戰時に於て米國に或不定なる管轄權を許したるのみ。而して其中立規則はクレイトン・バルワー條約の一般原則に従ふべきものとし、尙種々の詳密なる規定を設けたり。今其要領を左に列挙すべし。

- 一、運河は此規則を遵奉する各國の商船及軍艦に對して全然平等に開放せらるべし
  - 二、運河は封鎖すべからず又運河内に於て交戦權の行使其他の敵對行為あるべからず然れども米國は不法の秩序紊亂に對し必要なる程度に於て軍隊警察權を維持する自由を有す
  - 三、交戦國軍艦の運河通過に就ては國際法上の廿四時間規則に従ふ(廿四時間以上は滞留せず廿四時間以内に敵艦互に續航せざること)
  - 四、交戦者は原則として運河に於て軍隊兵器彈藥軍需品等の揚卸をなすことを得ず
  - 五、運河の開鑿維持に必要な工事品は完全に交戦者の攻撃を免かるべし
  - 六、運河地帯の主權の變動又は主權國の國際關係の變動は本條約の中立規則に影響せざるものとす
- 右諸條項中第二項後段に於て或不定なる特權を米國に許與

したる外、一見局外中立の規則を完全に施行しつゝあるが如き觀あれども、之を前のクレイトン・バルワー條約及蘇士運河規則等に比較すれば、左の諸點に於て頗る重要な差異あることを認知し得べし。

- 一、本條約はクレイトン・バルワー條約にあるが如き運河中立の保證に關する明文を缺く
  - 二、本條約は戰時に於て米國に不定なる管轄權を許與したること(第二項後段)
  - 三、本條約は蘇士運河の規則にあるが如き戰時も平時と同じく運河の自由通過を必要とする明文を缺きたること(第一項)
  - 四、本條約はクレイトン・バルワー條約に特記したるが如き運河地帯に於ける要塞築造禁止の明文を缺きたること
- 由是觀之、此條約を以て直ちに米國が運河中立の原則を破壊し、運河を絶對に支配すべき要塞を築造し又は戰時其敵國に對して自由に之を封鎖し得るものと解釋するは、法理上穩當ならざるものあれども、事實に於て米國は要塞を築造して平時と戰時とに別なく絶對に運河を支配し、敵國に對しては之を封鎖せんとしつゝあるものにして、條約は此等の點に於て何等の拘束力なきものと謂はざるべからず、現に米國の要塞築造計畫に關しては英國も之を默認し、ヘー・ブユノー・ヴアラヤ條約に於ては明かに米國の防備權を認めたり。於是米國はクレイトン・バルワー條約改訂の必要を感じてより約半世紀の歲月を閲して初めて其目的を達したるものにして、爲めに巴奈馬運河は蘇士運河に比して著しく中立の性質を失ひ、僅かに世界の公路たる性質の一半を保存しつゝ、主として米國の爲めの運河なるが如き状態を呈するに至れり。

國際間の關係

巴奈馬運河の國際關係を明かにするに當ては便宜の爲め蘇士運河と對照して其性質を説明すべし。

一、地理的關係 巴奈馬蘇士兩運河共に二大海岸を連絡して世界交通の衝路に當ることは互に相類似し、其間に大なる軒輊あるを見ず。然れども蘇士運河の一般文明諸國に對する利害關係は巴奈馬運河のそれよりも一層密接にして肝要なるものあり。何となれば歐亞間の海上交通は必ず蘇士運河に依らざるべからざる形勢なるに係らず、必然的に巴奈馬運河を通過せざるべからざることなければなり。唯巴奈馬運河の必然的航路たるべきものは歐亞の諸國と米大陸兩岸との交通なり。即ち歐洲より米國西岸、東亞より米國東岸に至る航路は、此運河の開通に依て一大革命を生ずるものなること争ふべからず。然れども獨り米國は其東西兩岸を連絡する航路として巴奈馬運河に對し列國に抽んで、優越なる利害關係を有するものなり。要之米國を除き世界の各海國の巴奈馬運河に對する地理上の利害關係は、蘇士運河の開通の如く著大なるものなきことを斷言せざるを得ざるなり。

二、運河地帯の管轄 表面上は土耳其の屬國にして其實英國の保護の下にある埃及の領土内に開鑿せられたるものは即ち蘇士運河なり。此運河地帯は現今も尙埃及の領土たることを失はず。然るに巴奈馬運河の地帯は巴奈馬共和國の領土なれども、此共和國は運河地帯を米國の管轄に移すが爲

めに創建せられたる如きものにして、米國は幅員十哩の地帯に對し永久的管轄權を取得したり。此點に於ても米國の運河に對する關係は殆んど獨占的の勢あるものと謂ふべし。

三、開鑿者の性質 運河の開鑿者は蘇士巴奈馬共に其他の主權國及其國民以外の第三者なり。然れども蘇士運河の開鑿者はレセツプを社長とせる佛國の一私立會社にして、今は英國政府が埃及王より譲受けて其株式の大部分を有すれども、尙私立會社の經營に屬すること依然たり。然るに巴奈馬運河の開鑿者は米國政府自身にして、蘇士運河の私營に對し謂はゞ官營の運河なり。此點に於て米國は實に運河の所有者なり。

四、政治上並軍事上の價值 此點は最も重要なものにして英國は蘇士運河に對して最も重大なる關係を有するものなれども、米國の巴奈馬運河に對する利害關係は尙一層緊切なるものあり。即ち英國は事實上蘇士運河の存立する埃及を保護國とし、波斯に勢力範圍を設定し、次で印度、緬甸、濠洲等に廣大無邊なる領土を有し、其他海峽殖民地、香港、ボルネオ、ニューギニア等にもユニオン・ジャックを翻へし、此等殖民地と母國との交通の衝路たる蘇士運河に對する利害關係は他の諸國に比して一層重大なるものあること勿論なれども、佛獨露蘭葡等の諸國も亦亞細亞及太平洋方面に領土若くは保護地を有するを以て、蘇士運河の政治上並軍事上の價值は英國のみ之を獨占すること能はざるものあり。又歐亞の間に領土上の關係なき地の諸國と雖も、

航海貿易上必然の交通路として此運河に多大の利害關係を有するを以て、政治的に一國の獨占に歸せしむる能はざるものあり。是れ蘇士運河が國際的運河として局外中立を標榜する模範的の運河たる所以なり。

巴奈馬運河も亦世界の海國にして之と利害關係を有せざるものなれども、蘇士運河に對する如く文明各國を擧げて政治上にも軍略上にも緊切なる關係を有することなし。

反之獨り米國は非常に密接なる關係を有しつゝあり。即ち巴奈馬運河の開通は米國東西兩岸の海上交通を著しく近接し殊に戰時に於ては東西相呼應すること容易なるを以て従前に比し其海軍力を二倍に活用し得る利益あり。隨て本國の防備を鞏固ならしむるのみならず、一は拉丁亞米利加諸國の領土に對して其勢力を増大し、一は拉丁亞米利加諸國に對する覇者の權力を一層伸張することを得べし。是れ即ち米國が巨億の費用を投じ國家事業として此運河を開鑿せる所以にして、或は之を軍事的運河と稱し或は之を米國沿岸の延長と看做す者あるが如き、其言は甚だ奇矯なるに似たれども亦怪しむに足らざるなり。

歐洲各國の巴奈馬運河に對する利害關係は米國の如く切實ならざること前述せる處の如くなれども、獨り日本は歐洲及米大陸東岸との交通に於て此運河を利用すべき場合多く、特に軍事上に於て米國海軍力の活動を二倍ならしむることは日本の軍備計畫に影響する處頗る大なるものあり。是れ吾人の特に注意を要する所なり。

五、運河中立の保證 國際的運河の局外中立は汎く世界の各

第五章 巴奈馬運河の性質

國に關係することなるを以て、列國間の國際會議に於て之を決するを可とす。蘇士運河の中立は即ち此方法に依て決定せられたるものにして、千八百八十八年十月英佛獨埃伊露西蘭土の九國代表者君士坦丁堡府に會合して所謂蘇士運河協約なるものを締結し、平時と戰時とに別なく各國の商船及軍艦に對して自由に開放せらるべきことを決議したり。此決議に對して英國は當時埃及の形勢不穩なるものありしを以て、獨り自由行動を取り得る權利を留保せしが、千九百四年四月の英佛協約に依り英國も亦此決議を遵奉すべきことを約したり。於是蘇士運河の中立の性質は列國間に於て完全に承認せられたるものと謂ふべし。

然るに巴奈馬運河の中立に就ては常に列國間の協約なきのみならず、英米間のクレイトン・バルソー條約に於て其安全と中立とを保障し且他の諸國をして此保障に参加せしむる方法を取ること約したるに係らず、現行のヘー・ポーン・スフオート條約に於ては前述の如く此保障の明文を缺きたり。故にヘー・ポーン・スフオート條約の締結者なる英米間、及ヘー・ブエノー・ヴァリヤ條約の當事者なる米國巴奈馬間に於て、運河の中立を約したるのみにして、他の諸國は直接條約の當局者にあらず。尤も運河中立の原則は條約國以外の諸國も之を承認すること勿論なるを以て、此中立規則にして完全なれば事實に於て列國會議の結果に依る蘇士運河の中立と異ならざれども、既に説明したるが如く巴奈馬運河の中立は大に制限せられたるものなるを以て、運河中立の保障は蘇士運河に比して不十分なるものと謂はざるべ

からざるなり。  
要之、蘇士運河は其規則にあるが如く各國の船舶に對して中立航路として(Comme passages neutres)開放せられつゝあるものなれども、巴奈馬運河は大に中立の性質を制限せられ、開鑿者たる米國が獨り其關鍵を握りつゝあるが如き觀あるものなり。

### 第六章 巴奈馬運河の管理

#### 米國の運河地帯管轄權

米國が巴奈馬運河地帯幅員十哩の管轄權を獲得するに至りし經過に就ては既に之を詳述したり。茲には即ち米國の有する管轄權が如何なるものなるかを攻究すべし。而して千九百三年米巴間に締結せられたるヘー・ブエノー・グアリア條約は此管轄權を規定したるものにして、左に其内容の要點を列擧すべし。

- 一、米國は巴奈馬共和國の獨立を保障す
- 二、巴奈馬共和國は運河の中心より双方に五哩即ち幅員十哩の地域に對し米國が永久に之を使用し占領し及管轄するを許す
- 三、巴奈馬共和國は前項運河地帯内に於て米國が主權者としての總ての權力を行使するを許す
- 四、巴奈馬共和国の二港は特に前二項中に包含されざるものとす但二港も米國の定むる衛生規則に従ふべく又巴奈馬共和國が此二港に於ける秩序を維持する能はざる場合に米國が代て秩序を維持する權限あるものとす
- 五、巴奈馬共和国二港は之を自由港として關稅噸稅稅泊稅水先案内料檢疫料等は總て之を徵收せざるものとす但巴奈馬共和國内に消費せらるべき物

品に課する輸入税及運河を通過せざる船舶に對する税金手数料等は例外たるべきものとす

六、米國は前項特權取得の代價として條約批准交換の際金貨にて一千萬弗を巴奈馬共和國に支拂ひ尙批准後九年目より年々二十五萬弗宛を同共和國に支拂ふものとす

既に説明したるが如く巴奈馬共和國の獨立は全く米國の力に依て成されたるものにして、米國は其報酬として運河地帯の管轄權を獲得し、尙其租借料として第六項に擧げたる支拂義務を負担したるものとす。故に明文にも表はれたるが如く米國は此地帯に對する領土權を取得したるも同様にして、同條約中に於て地帯内に要塞築造の權利あることを規定したるが如きは謂はば附隨的の規定たるに過ぎざるなり。

佛國巴奈馬運河會社失敗の因は運河地帯の管轄を有せざりしことなりしが、米國は一は此前例に鑑み一は運河支配の野心を遂ぐるが爲め、此の如く完全なる地帯管轄權を獲得したり。左に米國が此權能を利用して如何に開鑿の大工事を進め如何に地帯の開發に努めつゝあるかを略述すべし。

#### 開鑿工事の分掌

最初設置せられたる運河開鑿委員は七名にしてウオーカー委員長となり、主として工事の設計等に就き研究したりしが實際の工事は遅々たりしものなりしに依り、千九百五年、時の大統領ルーゾヴェルトは委員の組織を變更し、各自責任を有する分擔制を採用するとし、(一)行政部、(二)工事部、(三)會計部の三大部に分ちて各部に部長を任命せり。又技術顧問會を設け、内外人の有名なる技術者十二人に顧問を囑托したり。

千人總計三萬五千人計りにして白人の種類は米人を始めとし伊太利等の南歐人及露西亞人等とす。

#### 運河地帯の行政

巴奈馬運河地帯の行政權は千九百四年四月廿四日の法律に依て米國大統領の權限に歸し、大統領は同年五月行政規則を發布して司法權を併有する行政官吏を任命したり。又地帯内の諸法規は米國憲法に牴觸せざる限り從來の儘行はるゝこととしたりしが、其後米國政府は幾多の法令を發布して地帯内の秩序を維持し人民の幸福を増進することに努め、民刑税法等に關する諸法規の發布は勿論、使用主責任法の如きも之を實施することゝしたり。現に行政部の首長たる者は前記委員の一人なる内務部長サッチャーにして、警察、教育、消防、司法、通信、内外債、關稅、不動産の管理等各種の事務を掌り、其成績頗る見るべきものあり。例へば教育機關の如き、地帯内最近の小學校數は白人學校十、有色人學校十五にして就學兒童は數千人に上り、尙一二高等學校の設備もあり。

運河地帯の總面積は四百七十四平方哩にして、中私有地七十餘平方哩を除き餘は悉く米國政府の所有に歸するものなり。然れども當局者の意見に依れば地帯は運河の外價値なき土地にして、其大部分は軍用地として使用せらるべく、假りに此上租借地を擴張することありとすれば、徒らに行政費及衛生費を増加するのみにして何等の利益あるを見ずとの事なり。

工事の委員長にはウオーカーに次でウオレーヌ、シヨンツ、ステグンスの諸氏を経て、千九百七年四月現任のゲーサル大佐委員長兼技師長として就任し、委員は皆地帯に住居して事務に執掌すべきことと定めたり。同年又組織を改革して七部に分ち各部は部長を置きしが、翌千九百八年には地區分轄の制度を始め、千九百九年に至りて明かに開鑿地區を(一)太平洋區、(二)大西洋區、(三)中央區の三大區に分ちて各區各別に主任者を設けて工事を督勵せしむることゝしたり。昨千九百十一年現在の組織に依れば、委員長兼技師長ゲーサル大佐の下に、副委員長、太平洋、大西洋、中央各區の部長、會計部長、内務部長、衛生部長等の諸員を置き、就中衛生部長ゴルガス大佐が當初より其任に在りて恐るべき熱帯病の豫防撲滅に關し偉勳を奏したるが如き特に録すべきものと謂ふべし。工事に使用する労働者に就て一言すれば、炎熱瘴癘の土地柄白人の生活に不適當なるものあるを以て、假令如何に衛生設備を整ふるも工事に十分なる白人労働者を得ることは當局者も初めより之を不可能事とし、仍て止むなくジャマカ島等の西印度土人を使用することゝしたり。然るに西印度人は其數に於て十分ならざるのみならず其能力も頗る劣等なるを以て、千九百五年國務卿タフトは支那苦力の移入を唱導し、翌年初めて支那人を招致したり此際米國に於ては支那人の地帯移入が例の排斥法に牴觸せずやとの議論ありしが、政府當局者は運河地帯を以て全然米國の領土と認めざるを以て支那人排斥法に違反せずとの解釋を下したり。而して現に開鑿工事に従事しつゝある労働者は白人約一萬人有色人種納二萬五

運河地帯の財政

千九百四年六月米國陸軍省は運河地帯の主管者として米國の關稅法を地帯に實施することを公布し、米國よりの輸入税は總て無税としつゝ外國特に巴奈馬共和國より地帯への輸入品に對しては課税することとせり。於是巴奈馬人は大に不平を起し事實上運河地帯との商業關係を破壊したり。依て米國も已むなく法律を改正して巴奈馬領と地帯との間の關稅を撤廢したり。要之運河開通前に於ける地帯内の政府収入は關稅及地代等を主とするものにして、此等一般財政の事は前述委員中内務部長の所管に屬し、工事に關する貨金の支拂、物品の購買等の事務は會計部長の掌る所なり。開鑿費等の事は前に記述したるを以て茲に之を略す。

通貨に就て略述すれば、巴奈馬共和國獨立以前の通貨はコロンビア共和國の紙幣にして、唯貿易上の取引及巴奈馬鐵道等に於て米國貨幣の流通せるを見たるのみ、而して巴奈馬の獨立後も普通労働者の賃金支拂等にはコロンビア紙幣を使用したりしが、其價格の變動甚しく爲めに労働者の不便不利尠なからざるを以て、千九百四年六月米國陸軍省は巴奈馬公使と協議して新に巴奈馬の貨幣を鑄造することとし、巴奈馬は乃ち米國の一弗金貨と同一價值ある金貨バルボアを造り、外に補助貨として或制限額以内の銀貨をも發行したり。此等の貨幣と交換自由なるを以て巴奈馬の貨幣制度は茲に確立することを得たり。尙運河地帯労働者の賃金支拂法は白人と有色人とにより區別ありて、白人は金貨にて有色人は銀貨にて支拂を受くべきものと定めらる。

運河地帯の衛生

マラリヤ、黄熱病等熱帯地方に特有の流行病は中米地帯の開鑿 夫大工事の竣成に最大の障礙を與へたるものにして、是れ實に佛國巴奈馬運河會社失敗の一大原因なり。千九百四年運河開鑿委員となると同時に衛生部の局に當りたるゴルガス大佐の報告書中に曰く、「吾人の前に開鑿の衝に當りし者の實驗に徴するに、黄熱病とマラリヤ病とを根治して吾人の部隊を保護するにあらざれば、到底此工事を成就するに由なからんとす」と。於是米國政府は最先の事業として衛生事業の完備に其全力を竭し、當局たるゴルガス大佐亦銳意其衝に當り、今日に於ては流行病の爲め工事に支障を生ずる如きこと全然之れなき有様となるに至れり。

マラリヤ病の原因は久しき間醫家の研究問題なりしが千九百年に至り印度(亞細亞の)駐在の軍醫ローナルド・コックス氏初めて其病源を探索して、アノフェレスと稱する蚊の一種が人體に病菌を媒介するものなることを發見し、此蚊屬を撲滅することが即ち唯一の豫防法なることを知るに至れり。而して此蚊屬は汚穢なる潜水のみならず清水清池にも發生するものなるを以て、先づ濕潤なる地方に簇生する雜草矮樹の類を除き、排水を完全にし、或は石油を撒布し、或は寢室は勿論便所の如きに至るまで蚊帳を使用する等は缺くべからざる豫防法なり。其他尙豫防薬として殺菌の効ある規尼涅丸を服用することも甚だ必要なり。次に黄熱病はステゴミヤと稱す

鐵道及通信機關

千八百五十四年に開通したる巴奈馬鐵道は運河の開鑿に至大の便宜を與へたるものなることは既に之を一言したり。此鐵道は株式組織の經營なりしが最初佛國巴奈馬運河會社にて其總株數七萬株中六萬八千八百餘株を買收し、次で千九百四年米國政府が右佛國會社の運河開鑿權を讓受けたる際此鐵道株をも包含して共に買收したるものにして、今は即ち米國政府所有の鐵道なり。此鐵道は其建設年代の古きだけ舊式にして且狹隘なるを免かれざるを以て、十分に之を利用するには是非共改築工事を施さるべからず。仍て米國は運河開鑿事業を開始するや直ちに其改築に着手し、次で全線の複線工事も始め、今や將に其業を竣らんとしつゝあり。現今此鐵道工事に使用せらるゝ労働者の數は約六千人に上れり。

米國は又此鐵道線路に沿ふて永久的の電信及電話線をも架設しつゝあり。

第七章 巴奈馬運河の防備

防備を否とする議論

米國が巴奈馬運河を支配すべき要塞を築造しつゝあることは運河中立の性質を害するものなる既に説明したる所なり。故に此運河を利用せんとする一般諸國民が米國の要塞築造を喜ばざることは推測するに難からず。然るに米國人中にも亦公平なる意見を抱持する者ありて、運河の防備に反對せる者

る蚊の一種が媒介するものなることも發見せられ、此蚊屬はアノフェレスと異りて暗所の汚水等に發生し開放せる池水などに生ずること之れなきを以て、殊に家屋の周圍を清潔にする必要あるものとす。以上二種の惡疫の外此地方の流行性肺炎は死亡率頗る大なれども、主として黒人を犯し白人にして之に罹る者甚少し。

運河の衛生部が内務部より獨立したるは千九百六年十一月の事にして、之より衛生部は獨立の部局としてゴルガス大佐指揮の下に一層の活動を示し、或は水道を敷設し或は排水を完全にし、或は清潔法消毒法を施行する等あらゆる豫防方法を講じ、他方に於ては完全なる新式の病院を建設して治療に遺憾なきを期する等總ての設備に於て至らざる處なく、爲めに罹病者及死亡率は年々減少し、今日に於ては熱帯地方に無類なる健康地と稱せらるゝに至れり。是れ一は自然に對する現代科學の勝利を意味するものなれども、當局者の功績も亦大に稱譽せざるべからざるなり。殊に運河の要港なる巴奈馬コロン二港の衛生設備は規模頗る宏大なるものにして、上下水道工事、街路の敷石工事、排水工事、病院等悉く皆視察者の眼を驚かすに足るものあり。或米人は巴奈馬運河旅行記を著はして、旅行中病魔に犯さるゝ、如き何等の危險なく蚊帳をも用ひず最も安全に旅し得たることを感謝しつゝあり。但或人は「運河地帯が衛生設備に於て如何に間然する處なしとするも其地固より熱帯圈内に屬するを以て此處に居住する白人は一年一回其本國に歸還して静養するを以て健康を保全する最良策とす」と論じつゝあり。蓋公平なる觀察ならんか。

あり。仍て稍々重複に互るの虞あれども左に米國人自身の無防備論を紹介すべし。

一、防備は運河の中立を害す 巴奈馬運河は世界的の運河として局外中立の規則に従ふべきことは條約上屢々宣明せられたる所なり。而して此運河地帯に要塞を築造せんとするが如きは明かに此中立規則を無視するものにして、文明國として恥つべき行爲と謂はざるべからず。抑々局外中立は非交戦の觀念 (non-belligerent idea) を要素とするものにして、中立と防備とは絶対に相容るべきものにあらず。故に實例に於ても中立地に防備を施設することは常に之を禁止しつゝあり。是れ根本的に運河の防備を非とする所以なり。

二、條約上防備權なし クレイトン・バルワー條約には明かに防備を禁止し、現行のヘー・ポンスフオート條約には禁止の明文を缺きたれども、苟も運河の中立を縮約したる以上防備を許したるものと解することを得ず。且此條約中に運河内に於ける交戦權の行使其他の敵對行爲を禁止せる條文ありて、要塞の築造は此明文に抵觸すること論を俟たざる所なり。

三、防備は却て危険なり 米國自身に取りても要塞の築造は却て運河を危険の地位に陥れる、ものといはざるべからず。何となれば無防備港の砲撃は國際公法の禁止する所に於て、千九百九年の海牙條約に於ても此原則を維持したるを以て、巴奈馬運河にして蘇士運河の如く無防備なれば、各國は運河の與ふる實質上の利益を尊重して運河の安全は却て確保せらるべく、反對に防備を施せば寧ろ敵の攻撃を

招き、米國自ら運河の中立と安全とを害する結果となるべし。

四、防備は無用の負擔を増加す 巨額の要塞築造が當に無用なるのみならず、之に伴ふ兵營の建設及兵員の駐屯等に要する費用は永久に國家の負擔たるべきものなり。今日兵器の改良發達は駁々乎として止むことなく口径十吋を最巨砲としたるもの、十二吋となり又十三吋となり、今は十四吋となれる有様にして、要塞の備砲も此發達に伴ふて時變更するの必要あり。若夫れ兵員の駐屯費に至ては繼續的に巨萬の支出を要するものにして、假に砲兵及騎兵を併せて運河地帯に七千人の兵員を常備するものとするれば、之に要する費用年額八九百萬弗を要すべく、當初一ヶ年間の運河の収入は四五百萬弗に過ぎざる豫算なるを以て、駐屯費のみにて既に運河の収入の倍額を費やすこととなり、國民は無用の防備の爲め徒らに巨額の負擔を負はざるべからざることとなるものなり。天下豈斯の如き愚なる事あらんや。

防備を可とする議論

米國政府の當局者軍人及運河開鑿の衝にある人々を始めとして米國人の多くは防備論者なり。今其主張の要點を擧ぐれば左の如し。

一、防備は運河の中立に害なし 局外中立の規則は近世の發達にして其原則は確固不動のものと稱することを得ず。即ち中立地に防備を施し得るや否やと云ふが如きも未だ確定の決定すべきことなるが如く巴奈馬運河の防備は本來巴奈馬共和國の自由に屬することなり。然るに巴奈馬は千九百三年の條約に依て運河地帯幅員十哩の地を米國の永久管理に屬せしめ、加ふるに條約中に左の如き明文を設けて米國の防備權を承認したり。

運河船隻運道其他附屬物保護の爲め兵力を使用する必要ある時は米國は何時にても警察官を派し陸海軍を上陸せしめ又は此目的の爲め要塞を築造するを得

と。是れ米國が條約上防備權を有する何よりの確證ならんや。

終りに一言すべきはヘー・ポンスフオート條約及ヘー・ブノー・グアッヤ條約等に運河の中立なる文字ありて、此文字あるが爲に防備を非とする種々の議論を生ずつゝあり。然れども此中立なる文字は米國が交戦者たらざる場合に効力あるものにして、例へば日露戰爭中に露國の艦隊が蘇士運河を通過し得たるが如く、米國が當事者たらざる場合に交戦國軍艦の通過は固より自由なるべし。然れども米國が交戦者たる場合に於て敵國軍艦は要塞の砲火の下に曝さるゝものといはざるべからず。此意義に於て巴奈馬運河は蘇士運河に比し一層制限的の意味に於て中立の性質を有するものと解釋するの外なし。

三、防備は軍事上必要なり 米國軍人中の議論家たるマハン少將の主張に曰く「運河地帯は米國の領土にして軍事上最も重要な地點なり。例へば米國が非律賓群島を失ふことあるも人間の小指を失ひたるが如きものなれども、巴奈馬

したるものにあらず。詳言すれば中立地に於ける要塞の築造は中立地が交戦行爲の外にあるべき原則に違反するや否や問題なり。少くとも中立地の自衛の爲めには相當の防備を必要とする理由なかるべからず。例へば永世中立國たる白耳義、瑞西等に陸軍の常備あるは國家自衛の爲めにして中立國が自衛權の作用として可動的の陸軍をさへ常備し得る以上は、中立地の自衛の爲め不動的の要塞を築造するが如きは何等批難すべきことにあらず。要之中立と防備とは絶対に相容れざるや疑問にして、假に抵觸するものとするも自衛權の作用として防備を施すに何等の差支なし。

二、條約上防備權あり クレイトン・バルワー條約に要塞築造禁止明文ありてヘー・ポンスフオート條約に之を缺きたるは大に意味ある事なり。殊に後の條約に於て米國は「秩序維持の爲めに軍隊警察權を使用し得」との文句ありて暗に防備權を承認したるものと謂はざるべからず。尙一層明瞭なることは英相ランズダウン卿の米國大統領に送りし覺書中に「本條約に於ては要塞築造禁止の條項は之を削除し(中略)今後米國政府をして運河の中立を維持する全責任を負はしむるものとす」との語句ありて、當時の米國國務卿へも上院に於て之と同意旨の説明をなしたり。是れ即ち條約上米國に防備權あることを説明するものにして、何等疑を挾むの餘地なきものとす。

右は英米間の條約に關する見解なれども、元來或土地に防備を施すや否やは其地の主權者の自由に定め得ることに於て、例へば蘇士運河の防備は埃及又は其主國たる土耳其

第七章 巴奈馬運河の防備

運河を敵手に委することあらんか、是れ米國に致命傷を與ふるものと謂はざるべからず。論者或は無防備港の砲撃禁止の原則を引用して要築築造の愚を嘲笑する者あれども、斯くの如きは共に兵を談するに足らざる輩の事なり。即ち假令無防備地は之を砲撃し得ざるものとするも之を占領することは敵軍の自由なり。此運河にして一朝敵軍の占領に歸せんか、米國の海軍力は茲に東西に分離隔絶し、軍略上非常に不利益の地位に陥らざるべからず。或論者は又不動性の要築を築造するよりも可動性の軍艦を建造するの勝れるに如かざることを唱導すれども、軍艦は可動性なるだけに肝要の地點に集中して敵を待ち得るものにあらず、殊に要築の威力は日露戰爭中に於ける旅順の例に依て見るも明瞭にして、正面よりする海軍の要築攻撃は決して十分の効果あるものにあらざるなり云々

千九百十年十二月六日大統領タフトの發したる教書中の一節に曰く「運河の防備は絶対に必要なり、殊に最新式の有力なる砲門を此處に据ゑざるべからず、運河は實に吾人の財産なり。米國は運河の世界的平等の使用を條約したれども、一方に於て此運河は米國の軍事的勢力の活用を大ならしめんが爲めに開鑿せるものなり。今若し運河に何等の防備を施さざるものとすれば、運河の安全は各國の徳義心に訴ふるの外なく、狂暴にして無責任なる敵の襲撃に對して保護の責任を完うするに由なきなり云々」

統領タフトの所謂狂暴にして無責任なる亂暴者が、世界海運の利害を無視して何時之を攻撃することなしと云ふべからず。故に米國は此運河の管理者として其安全を保持する爲め自國の利害を外にして世界の爲め之が防備を必要とするものなり。殊に此運河は蘇士運河の海面式なると異りて閘門式を採用したるを以て、一旦閘門を破壊せらるゝことあらば到底短日月に之を修復するに由なく、其間世界の海運業は非常の打撃を蒙らざるべからず。是れ米國が公平なる見地に立て運河の防備を必要とする所以なり。以上吾人は運河防備の消極論と積極論との要旨を紹介したり。其可否曲直の如きは之を讀者の判斯に委せんのみ。

防備の内容

巨額の費用を投じて開鑿したる巴奈馬運河を防備するは米國の權利にして亦義務なりとは米國政府の當局者が絶叫する處にして、其防備の内容は運河兩端の沿岸に最新式の有力なる巨砲を備ふる要築を築造し、附屬工事として兵營等を建築するものとす。

當初タフト氏が陸軍卿たりし時代の計畫にては、主砲を十二吋砲とし副砲を三吋砲とする筈なりしが、現今の計畫は其後の兵器の進歩に隨伴する爲め大に改良せられたるものにして、備砲の種類及數は左の如し。

十四吋 榴旋砲	十 門
六吋 同	十二 門
十二吋 白砲	二十八 門

次に要築築造資金總豫算は左の如し。

地所買収及補償費	一、二五、〇〇〇 弗
砲臺建築費	六、〇二七、〇〇〇
大砲及砲車	二、三二四、〇〇〇
彈	一、三八二、二八八
動力室、探照燈、發射調整裝置、敷設水雷設備等	一、四一一、九一五
兵營建築費	一、八三四、〇〇〇
合計	一四、一〇四、二〇三

即ち合計千四百萬餘弗にして内最初に四百萬弗を支出し三年間に全部竣工せしむる豫定なり。

第八章 巴奈馬運河通航料問題

通航料に關する根本的觀念

巴奈馬運河は蘇士運河と俱に世界の各國に依りて利用せらるべき國際的運河なり。故に此運河を通過する船舶の負擔となるべき通航料問題は、各國に對して密接なる利害關係を有する重大なる問題なり。抑々國際的運河は世界の各海國に依りて最も自由に且つ平等に利用せらるべきものなること既に説明したる所にして、其建造者の私人たると國家たるとに區別なかるべきなり。隨て自由通過の一制限たる通航料の如きは絶対に之を賦課せざるを可とも亦多く論ずるの必要なかるべし。

然るに國際的大運河は之が開鑿に巨額の費用を要するものなるを以て、蘇士運河の如く建造者が私立の會社たる場合

の如きは、其投したる資本に對して相當の利益を上げ之を株主に配當する必要があるに依り、運河の公共的便益を害せざる程度に於て通航料を賦課して然るべき理由あり。是れ同運河が成るべく低率なることを旨として現に通航料を徴收しつゝある所以なり。然れども巴奈馬運河の如く國家が建造者たる場合に於ては、其國家は運河に依りて直接に金錢上の利益を得ることを主眼とするものにあらざるを以て、寧ろ世界海運事業の便益を慮りて一切通航料を徴收せざるを可とす。去れど一方より觀れば國家も亦一個の經濟團體なるを以て、縦合間接に運河に依りて受くる所の利益は多大なりとするも、世界海運業の爲めに全然巨額の費用を犠牲に供する能はざるものあり。又各國の船舶も運河に依りて享受する利益の代償として相當の通航料を支拂ふことは敢て辭する所にあらざるべし。故に相當なる通航料の賦課は國家の建造したる運河に就ても之を承認することを得べし。然れども自國が建造者なるの故を以て獨り自國の船舶のみに對して通航料を免除せんとするが如きは、國際的運河の重要な本質を破壊するものにして、世界一般の利益を侵害するものと謂はざるべからず。故に巴奈馬運河に就て通航料を設定するものとすれば、船舶の國籍種類の如何を問はず一様に之を賦課する主義を採用せざるべからざるなり。是れ即ち巴奈馬運河の通航料問題を研究するに當りて第一に理解し置くべき根本的の觀念なり。

條約上の制限



蘇士運河の規則が千八百八十八年の君士坦丁堡列國會議に於て決定せられたることは、國際的運河として最も適當なる手段に依りたるものなり。然るに巴奈馬運河に就ては未だ列國會議の決議なるものなく、千九百一年の英米兩國間の條約（ヘー、ポンスフオート條約）及千九百三年の米巴間の條約（ヘー、ブユノー、ザアリヤ條約）に於て、運河の平等使用を規定したるのみ。而してヘー、ポンスフオート條約第三條は其代表的規定にして、其明文即ち左の如し。

此運河は此等規則の定むる所に従ひ各國商船及軍艦に對し全然平等の條件を以て開放せらるべし依て一國又は其人民若くは臣民に對し通航の條件又は料金を關して何等の差別を設くることなかるべし右通航に關する條件及料金は正當にして且つ衡平なるべし。

知るべし米國が通航料を定むる場合に於ては此條約の明文に依て拘束せられ、自他の船舶間に差別を設くること能はざるものなるを。而して此條約は英米兩國間の訂約たるに過ぎざれども、他の各海國も亦英國と同様な利益に均霑すべきことは論を俟たざる所なり。

蘇士運河の先例

巴奈馬運河に對して唯一の前例たる蘇士運河の規則は前記の如く列國會議に依て最も公平に決定せられたるものにして、其通過料は各國船に對して平等に賦課せられ、賦課の標準に就ては二個の問題に逢着するを見る。一は通航料計算の基準たるべき噸數測定の方法にして、一は料金額に關する事なり。

(一)噸數測定法

通航料賦課の標準たるべき船舶の噸數測定の方法に就ては、現に二種の主義あり。一は即ち英米式の測定法にして登簿噸數を基本とし、一百立方呎を一噸として計算するものなり。

二はダニユープ式測定法(Danube measurement)にして六十五立方呎を一噸とするものなり。故に英米式とダニユープ式との間には毎噸の計算百分の三十五の差異あるものとす。而して蘇士運河に在てはダニユープ式測定法を採用したれども、巴奈馬運河に在ては固より英米式に依るべきこと明白なり。於是噸數計算の基準につき兩者の間に差異あることを記憶せざるべからず。

(二)通航料金額

蘇士運河と巴奈馬運河とは世界に二個の國際的運河として競争の姿を呈しつゝ、あるものなるを以て、巴奈馬運河の通航料を定むるにつき蘇士運河の例は是非共之を参照するの必要あり。而して蘇士運河の通航料は千八百五十六年に土耳其政府が発したる特許條件に於て一噸十法（一法は我的四十錢）と定め、最初は之に依て徵收しつゝありしが、會社の利益が増加するに従ひ漸次其額を低減し、最近に於ては一噸七法四分の一とし、空船に對しては一層低減しつゝありて、結局一噸五法までは低減し得べき豫定なり。言ふまでもなく五法は米貨約一弗に相當せり。

右説明したるが如に規則に依て課せらるゝ蘇士運河の通過料は、既に述べたる如く全く各國平等の原則に従て徵收せられつゝあるものにして、現今同運河は英國の勢力の下に在り

て英國自身運河會社の大株主たること前述の如くなれども、特に英國船に限りて通過料を低減し若くは免除するが如きことなし。因みに最近一ヶ年間に於ける蘇士運河の通航船總數は四千隻以上にして、此總噸數二千餘萬噸、總收入約二千五百萬弗に上る。尙通過時間は四十年前には二日間を要したりしが、今日平均十七時間餘を要するのみ（巴奈馬運河は十二時間間の豫定）。

通航料免除可否論

通航料に關し内外國船舶の間に差等を設くるの可否は第一に討究すべき問題にして、此點に關し去千九百十一年十月大統領タフト氏が巴奈馬太平洋萬國博覽會の起工式に臨みて一場の演説を試みたる際、其末段に於て論じたる所を最初に引用すべし。曰く「米國政府は巴奈馬運河を通過する米國船舶に對し手段方法の如何を問はず通航料を免除せんと欲す。然れども其事若し條約に違背すとの非難あらば通航料と同額の補助金を下附して米國船舶を保護すべし。否らざれば該運河の開鑿に依りて我海軍の實力を倍加し、又我國東南南洋に於ける沿岸貿易を發達せしめんとする當初の目的を達すること至難なるべし云々」と。是れ實に通航料に對する米國政府の意向を表示したるものにして、儼乎たる英米條約の制限あるにも拘らず、米國政府の代表者が斯の如き言明をなして憚らざる所以のものは、要するに巴奈馬運河は米國が主として自國の國防を鞏固にし貿易を隆昌ならしむる爲めに建造したるものなるを以て、米國船に對して特典を與ふるは當然なりと

の意向に外ならざるなり。然れども米國人中にも此差別的待遇論に反對する者なきにあらざるを以て、左に本問題に對する米人の見解を列挙すべし。

(一)全部免除論

米國船舶の全部に對し一切通航料を免除せんとする議論にして、其理由と認むべきもの大凡左の如し。(一)米國は何等の報償なしに四五億萬弗の巨費を投じて運河を開鑿せんとしつゝあるものなるを以て米國船に對する通航料の免除は蓋當然の事なり。(二)米國の海運業は他の列強に比して著しく不振の状態にあるを以て、運河開通の曉之を利用するものは自ら諸外國船舶ならざるべからず。故に米國船に對する免除の特典は米國の海運業を保護する爲め必要の事なり。(三)通航料の平等賦課を規定せるヘー、パウンスフオート條約は米國現時の運河政策上既に陳腐に屬したるものにして、米國は斯の如き事情に通せざる條約に拘束せらるゝ必要なし（此議論が國際法學者にして前公使たりしテロール氏等の主張する所なるは驚くの外なし）。

(二)一部免除論

米國の官船及沿岸貿易船に限り通航料を免除すべしとの議論にして、先づ軍艦を始め官船に對する免除は前記タフト氏の演説中にもあるが如く、米國の海軍力を倍加せんとする大目的を達するに必要なりとし、沿岸貿易船免除の理由は凡そ左の如し。(一)全部免除論は恐らく條約違反ならんも沿岸貿易は本國の獨占に歸して他國の競争を許さざるものなるを以て、此種の航路に従事する船舶に限りて免除の

特典を與ふるも外國船に對し何等不公平なることなし。  
(二)米國に於ける大陸橫斷鐵道の横暴を制する爲め沿岸貿易航獎勵の手段として必要なり。

(三)間接的免除論

米國船の特典につき表面の體裁を装はんとする議論にして、米國船にも他國船船と同じく通航料を課するも裏面に於て之と同額の金額を補助金として拂戻さんとするものなり。一二理由とする所左の如し。(一)免除論は總て條約違反の嫌あるを以て補助の形式に依りて料金額を拂戻すこととすれば最も穩當なり。(二)條約は何等の形式に依るに係らず特典を許さざるものなりとの議論あれども、現に英國は蘇士運河通過印度航路の自國郵船に對して料金に相當する補助を與へつゝあるにあらざるや。故に此方法に對して英國が抗議を提出することありとせばそは自家撞着の議論と謂はざるべからざるなり。

(四)平等賦課論(即ち無差別論)

差別的待遇を排し米國船にも他國船と同じく平等に通航料を賦課せんとする議論にして、最も公平なる代りに最も米人の多數に喜ばれざる主張なり。其論據に曰く、(一)通航料免除論は明かに條約違反なり。抑々英國は通航料の無差別と交換條件にてクレイトン、バルワー條約に規定されたる築案禁止の條項等につき米國に讓歩し現行のヘー、ポーンズフォート條約を締結したるものにして、此無差別待遇中に米國船も包含せらるゝことは議論の餘地なし。故に米國が自國船のみに對し通航料を免除せんとするは國際間の

信義を破るものにして不正の事と謂はざるべからず。又或論者の如く本問題を海牙の仲裁裁判所に提出するも到底勝算ありと信ずることを得ず。要之初めより米國船の特典を認めざるに如かざるなり。(本論は前國務卿ルット氏及有名なる上院議員バルトン氏等の主張なり)。(二)米國の沿岸貿易船のみに對して特典を與ふべしとの議論も亦甚不條理なり、即ち沿岸貿易は他國船の競争範圍外なるを以て特典を與ふるも可なりとの論あれども、無競争の航路なればこそ特典を與へて之を保護する必要を認めざるなり。況んや條約上沿岸貿易船に對して特例を開き得る根據更に之れなきに於てをや。

以上即ち米國に於ける輿論の概要を窺知するに足らん。

本問題の歸趨

最初米國政府が議會に提出したる通航料問題の原案即ち巴奈馬運河法案には左の如く規定されたり。  
巴奈馬運河通航の船舶中、巴奈馬共和國及合衆國に屬する官船並運河と事實上同一經濟の下にある巴奈馬鐵道會社の所屬船に限り通航料を免除し、其他の船舶は合衆國船たる外國船たるを別なく一切平等に登簿噸數每一噸一弗二十五仙宛の通航料を賦課す。  
即ち米國の官船及巴奈馬鐵道會社の所屬船に限りて通航料を免除する規定なり。然るに下院は之に對して、  
合衆國の沿岸貿易に従事する船舶にも通航料を免除すとの規定を加へ、外國貿易に従事する米國船に就ては何等の明文

を設けずして之が免除を特に大統領の權限に委ねたり。

如此して下院を通過したる運河法案は上院に移され、其法案調査委員は左の如き決議をなしたり。

米國の船籍にありて外國貿易に従事しつゝある船舶にして其所有者が戦時若しくは國家危急の場合に相當の賠償を受ける條件の下に大統領の命令に従ひ船舶を政府に提供使用せしむることを承諾したるときは該船舶に對し通航料を賦課せざるものとす。

此決議は下院の決議に一步を進めたるものにして、獨り沿岸貿易船のみならず外國貿易に従事する船舶をも免除の特典に浴せしむるものなり。委員會の此決議は上院の本會議に附せられ、十五に對する四十七の多數を以て該案を通過したり。於是兩院協議會を開催することとなり種々討議の末千九百十二年八月十四日を以て協議會に於て決定せられ同月二十四日成法となりたる運河法の要項は左の如し。

- 一、沿岸貿易に従事する米國船舶には通過料を免除して自由通航とすること。
- 二、外國貿易に従事する船舶にして外國に於て建造せられたるも米國人の所有に屬するものは之を米國船籍に在るものと解釋すること。
- 三、米國內に於て使用せらるゝ外國の造船材料は無税輸入とすること。
- 四、トラストの所有に屬する船舶が運河を通過することを禁止すること。
- 四、鐵道會社が別に運河其他の競争的航路を有することを禁止すること。
- 六、一人の長官の下にある官府を以て巴奈馬運河及運河地帯を管轄せしむ。

即ち沿岸貿易に従事する米國船舶の無料通過と鐵道會社所屬船舶の通航禁止とは其二要項にして、後者は米國內の問題たるに止まれども、前者は國際間殊に英國との間に外交關係を有する重要な問題なること既に屢々説明したるが如し。而して右の諸條項は大統領タフトの調印を経て米國の法

律として成立せり。以て米國に於ける輿論の趨向を察知することを得べし。

要之、米國は巴奈馬運河を以て完全なる國際的運河とせずして殆んど之を自國の運河となさんとしつゝあるものにして、獨力にて巨億の費用を投じて竣工せしめたる關係上、軍事的に之を支配すると同時に交通貿易上自國の船舶に對して通航料免除の特典を主張しつゝあるものなり。隨て前國務卿ルット氏等の主張する正論は到底行はれざるべく、少くとも沿岸貿易船に對して免除の特典を設けんとしつゝあり。此沿岸貿易船に屬する特典の可否は前にも米國人自身の見解として之を記述したるを以て茲に之を再論せざるべく。唯事實上の影響に就て一言すべし。即ち米國の沿岸貿易は太平洋西兩洋に跨り、之に當る船舶は名は沿岸貿易船と稱するも其噸數容積等に於て敢て外國貿易に従事する船舶に讓らざるべく、隨て多量の輸出入貨物を搭載しつゝ無料にて運河を通過し、然る後之を外國航路の船舶に積替へ輸送せしむることを得べきを以て、之が爲めに蒙る諸外國海運業者の打撃は頗る重大なるべし。是れ英國がヘー、ポーンズフォート條約を根據として米國の氣儘なる行動を抑制せんとしつゝある所以にして、諸外國も亦英國の主張に左袒すべく(獨逸のみは米國の意を迎ふる意思ありとの報あり)殊に此運河に屬して至大の利害關係を有し現に運河通過の航路を企劃しつゝある我日本の海運業者の如き、通航料問題の決定如何に依て永久的に重大なる影響を蒙るものと謂ふべく、對米貿易並海運の關係上最も注意すべき大問題なり。

通航料金額の問題

通過料賦課の標準たる船舶の噸數計算法に就て米國が蘇士運河のダニュープ式測定法を採用せざることは明白なり。而して其料金額に就ては、運河開鑿委員長たるゲーザルス大佐は曩に議會委員の質問に對して、毎噸五十仙以上一弗五十仙以下の範圍内にて決定するを相當なりとする意見を答申したり。次て大統領タフト氏はペンシルヴァニア大學の交通學教授たるジョンソン教授に本件の調査を委嘱したるに、同教授は蘇士巴奈馬兩運河の分岐線たる日本、支那、濠洲等の利害關係につき深く研究を遂げたる末、一噸一弗なれば巴奈馬運河の方優勝の地位にあることを報告したり。又千九百十年十二月の大統領教書中には左の如き意味の宣明あり。曰く「米國巴奈馬運河の建設に對して約四億萬弗の巨費を投せんとす。隨て之に依て相當の收利方法を講ずべきこと勿論なれども、吾人は此運河に依て直接に有形の利益を得得るよりも寧ろ無形の利益を得得んとするものにして、私立會社の事業の如く單に有形の利得をのみ目的とするべしと能はざるなり。故に高率の通航料を賦課して運河の利用を制限するよりは、軍用上貿易上間接に利益を收むる方針を採らざるべからず」と。以て料金額決定に對する米國の意向を窺知するに足らん。

蘇士運河の通過料は前述の如く一噸七法四分の一即ち米貨約一弗四十仙に相當せり。然れども同運河の通航料は利益の増加に伴ひて漸次低減せられつゝありて、巴奈馬運河開通の

曉には競争の必要上大に減額すべく、目下の形勢を以てすれば一噸五法(米貨一弗)位に減額し得る見込なるを以て、假りに五法となりたるものとして米國が巴奈馬運河の通航料を一噸一弗と決定すれば、噸數測定法に相異なる結果尙三割五分だけ巴奈馬の方低率なる計算なり。然れども米國は運河の收入豫算と開鑿諸費とを對照して十分に調査を遂げたる末、一噸一弗にては不充分なりとし一弗廿五仙の原案を作成し議會も一旦之に同意せり。而も尙蘇士運河の現在料金額に比して高率ならざるものと謂ふべし。

鐵道會社所有船除外問題

通航料免除問題の如く國際的大問題ならざれども米國自身に取ては之に譲らざる重大なる運河問題として議論の焦點となりつゝあるものあり。鐵道會社所有汽船の除外問題即ち是れなり。抑々米國の鐵道は世界無比の延長を有し無類の大組織にて經營せられつゝあるものにして、彼等鐵道業者は連合して當るべからざる獨占的勢力を樹立し、横暴なる貨率を定めて不當の利益を占め、東西幾千哩に亘る北米大陸の交通機關を獨占して宛然專制君主の威力を振ひつゝあり。隨て彼等は米國海運業の發達を以て自己の利益線を侵害するものとし、豊富なる資力を利用して或は議會を左右し、或は汽船會社を壓倒し以て米國に有力なる汽船會社なからしむることに努めつゝあり。

此の如き鐵道會社の專横なる態度は人民各個に莫大なる不利益を蒙らしめつゝあるは勿論、一國産業の發達にも一大打

撃を與へつゝあること衆目の認むる所なれども、奈何せん今日迄は殆んど無盡藏なる彼等の資力に壓倒せられて、何人も其弊害を認めつゝ之を抑制するに由なかりしなり。然るに時なる哉巴奈馬運河の開通は著しく米國の東西兩岸を接近せしめ、其沿岸貿易は急に長足の進歩をなすべきこと期して待つべきを以て、此際鐵道會社が此運河を利用することを禁止し、以て彼等の獨占的勢力を打破して運河開鑿の目的を達するに遺憾なからしめんとするもの、即ち鐵道會社所有船の運河利用除外を叫びしむるに至りし所以なり。

巴奈馬運河と米國の鐵道會社とは初めより對抗者の地位に立ち、兩者の間の戦争は既に三十年以前より開始せられたるものなり。近頃沿岸貿易船無料通航の問題起るや、鐵道會社は外國航路に當れる汽船會社と一致して直ちに之に反對し、運河の通航船に不平等なる待遇を與ふるは貿易の基礎を危うするものなりとて極力運動する所ありしが、時勢の變化は彼等の必死の運動も其効を奏せず、遂に議會に於て彼等の希望に反對せる決議を見るに至りしなり。

鐵道會社所有船除外の問題に就ては、最初は其運河通航を認むるも唯沿岸貿易船無料通過の特典に浴せしむべからずとの議論もありしが、今は絶對に運河通航を禁止することに決定せる勢なり。今參考の爲め本問題に對し從來行はれたる議論の一二を擧ぐれば、第一に千九百十年十二月の大統領教書中に州際商業會を改正して鐵道會社所有船舶の運河通過を禁止すべしと論じ、又州際商業委員長ブラウチャー氏は現今の高率なる鐵道運賃を低減せしむる爲め鐵道會社が海運業者と

競争することを禁止するは最も必要なりと主張し、次に千九百十二年七月バルチモアの大會に於て採用せられたる民主黨の政綱中にも「吾人は交通機關として運河と競争の地位にある鐵道會社の所有船舶に巴奈馬運河の使用を禁止する立法を可とす」とあり。而して本問題に屬して最も痛切なる利害關係を有する者は太平洋沿岸の諸州にして、此地方の人民は其産物を東部に輸送するに當りて絶えず鐵道會社の私腹を肥やしつゝあるものなり。故に加州の如き殊更ら此問題に熱中し、先頃桑港商業會議所は七ヶ條の理由を列擧して鐵道會社所有船の運河通過禁止を決議し頻りに中央部に向つて運動を試みたり。

米國の議會は前記の如く沿岸貿易船の無料通過を可決すると同時に、此鐵道會社所有船舶の通航禁止をも決定したり。而して此通航禁止は純然たる内國問題にして通過料問題の如く外國と交渉する所なきものなるを以て、最早動かすべからざる決定と認むることを得べし。是れ米國に取りて大なる幸福を齎らすものなること既に論述したる所なり。

第九章 巴奈馬運河と海運業

運河の最大利用者

一朝事ある場合に東亞西岸に在る海軍の連絡を敏活ならしめ、遠く南米のマゼラン海峡又はホーン岬沖を迂廻するの不便を避け、以て軍事的基礎を鞏固ならしむべしとの議論は、即ち米國をして巴奈馬運河開鑿てふ一大事業を企畫せしむる

に至りし一半の理由にして、他の理由は平時に於て東亞兩岸に於ける數多の市場の間に海上交通の便を開き、以て其商業上の關係を一層密接ならしめんと希望に外ならず。而して米國に取り運河が軍事上に貢獻する所の至大なること多言を要せざれども、平時に於ける東亞兩岸連絡の利益は尙一層之に優るものありと謂ふべし。米國は實に此運河を利用して從來餘り盛大ならざりし沿岸貿易に一大革新を興へ、東部諸州は勿論比較的開發されざる中部及西部地方を開きて、一時に繁盛なる状態を呈せしめんとしつゝあるものにして、諸外國の船舶が當然關與することを得ざる米國の沿岸貿易は、茲に一大飛躍を試むべきこと期して埃つべきものあり。此點に於て米國は運河に依て最大の利益を享受するものと謂はざるべからざるなり。

然らば國際間の海運事業に於ても米國が亦運河の最大利用者なりやと云ふに、此點は大に疑はしきものあり。蓋米國は世界の諸強國中最も海運業の不振なる國にして是れ大に理由あることなり。今其原因と認めらるゝものを列擧すれば大凡そ左の如し。

- 一、米國に於ては資金不廉なる爲め造船の材料たる鐵材及造船費用も亦隨て不廉にして結局造船費が他國よりも高價なること。
- 二、海員の給料及海員に支給する食料品の價格著しく不廉にして隨て船舶操縦の費用が他國船よりも多額に上ること。
- 三、船舶に關する法律の規定が宜しきを得ざること——即ち造船材料を米國産に乘組員を米國人に限り其他海員の待遇を厚くして自然に失業を多くすべき嚴重なる規定を設けたるが如き皆米國の海運業を不振ならしむる所以なり。

四、米國に於ては大陸横斷鐵道が餘りに大組織に發達したる爲め鐵道業者の勢力は常に海運業者を壓倒し其發達を阻礙しつゝあること。

如此米國に於ては造船費及船舶操縦費共に著しく不廉なるを以て、外國船の興かることを得ざる沿岸貿易の航路は之を別とし、苟も低廉なる運賃を以て互に競争せんとする外國航路に於て輸贏を争ふことは到底望むべからざることに屬せり。是れ米國人間に米國は巨億の費用を投じて外國の爲めに巴奈馬運河を開鑿しつゝあるものなりとの議論ある所以にして、一方に於ては米國人が條約の明文を無視しても自國船に對する通航料免除の特典を設け、以て辛うじて外國船と競争せんとしつゝある所以なり。要之巴奈馬運河の開通に依て米國は其沿岸貿易の發達を期すべきも、此運河を通じて諸外國との海運上に最大享利者たるべきことは稍々困難なるものありと謂はざるべからざるなり。

### 巴奈馬運河の吸引力

蘇士運河が世界の海運業に一大革命を興へたるが如く巴奈馬運河も亦海運史上に一大時期を劃せんとしつゝあるものなることは争ふべからず。然れども一旦定められたる航路が航海業者に依りて頑強に固守せられ、之を變更せしむるの其困難なることは少く海運の事に通ずる者の齊しく認識する所なり。於是巴奈馬運河が蘇士運河の競争者として世界の海運業に如何なる變動を及ぼすべきやは慎重なる研究を要する問題にして、單に距離に依て運河の吸引力を斷定するが如きは稍々盡さるるものありと謂はざるべからざるなり。

吾人は説明の便宜の爲め巴奈馬運河が世界の航路の上に與ふる影響の大小に依り左に分類叙述すべし。

#### 一、全然影響なかるべき航路。

運河通過料は海運業者の一大負擔なれども、此通過料の額如何に係らず全然巴奈馬運河に吸引し難き航路あり。左に其重要なものを擧ぐべし。

(一) 歐洲より蘇士を経て印度諸港、新嘉坡、香港、上海及橫濱等に至る航路、本航路は常に距離の點に於て巴奈馬經由よりも著しく短きのみならず、途中便利なる石炭積込所及重要な貿易上の寄港地多く、之を右等の便益少き巴奈馬線に吸収することは到底見込なきことと謂はざるべからず。

(二) 歐洲より濠洲大陸諸港に至る航路、濠洲大陸諸港とはシドニー、メルボルン等の諸港を指すものにして、歐洲より蘇士經由にて此等諸港に至る航路は巴奈馬經由よりも一千里以上約二千哩位近く、隨て大に航海費用を節約し得るのみならず、石炭積込の便宜も多く、又通航料の點に於ても蘇士運河會社は巴奈馬線と競争の必要あれば此航路だけの定率を減額する自由あるを以て、孰れの點より觀るも蘇士線を有利なるものと認定せざるべからず。

#### 二、影響あり得る航路

(一) 歐洲新西蘭間の航路 歐洲より新西蘭迄は巴奈馬經由の方蘇士線よりも千五百哩近く、距離に於ては確かに巴奈馬線の勢力圏内と謂はざるべからず。然れども蘇士線が途中石炭の積込又は船舶の修繕に便宜なる多くの場所

を有するに係らず、巴奈馬線に在ては歐洲よりコロン又は巴奈馬港迄の間に斯かる便宜を缺くことは第一の缺點にして、次に巴奈馬線には途中重要な貿易港なき爲め、載貨は多く目的地たる新西蘭行のものに限らるべきは第二の缺點にして殊に重大なるものなり。其他石炭の價格等に於ても巴奈馬線に不利なりと思惟せらるゝ事情あるを以て、通航料を免除するか若くは著しく低減して航海業者の便利を圖るにあらざれば、巴奈馬線の勝利或は疑はしきものありと思考せらる。

(二) 歐洲と南米西岸諸港との間の航路 南米西岸諸港中智利國南部の港灣より歐洲に至る距離は、巴奈馬運河を經由するよりもマゼラン海峡を經由したる方近距離なり。而して運河には通航料の賦課あるに反し海峡には何等の賦課なきを以てマゼラン經由の勢力範圍は同距離の地點よりも尙一層北進し得るものと謂ふべし。此距離が何れの邊なりやは通航料の定率如何に依るものにして、今茲に確然たることを豫斷し難し。

三、必然的勢力圏内の航路 米本國東西兩岸の間の航路は所謂米國沿岸貿易の航路にして一種特別のものなるを以て之を除外し、國際間の航路中必ず巴奈馬運河を經由すべく思考せらるゝものを擧ぐれば大要左の如し。

(一) 歐洲より中米及北米の西岸諸港に至る航路 歐洲より桑港及シアトル等に至る航路は其主要なるものにして、マゼラン經由に比し巴奈馬港に於て約六千哩の短縮となるを以て、運河が必然的に利用せらるべきは疑を容れず。

而して南米の北部西岸コロンビヤ秘露及エクワドル等の諸國港灣に至ては、前段に説明したるが如く、通航料の關係上或はマゼラン線に吸引せらるることなしと謂ふべからず。

(二) 東洋より米大陸大西洋に至る航路 東洋より米國東岸に至る航路は其最も重要なものにして、今試に東洋諸港より紐育迄の距離に就て觀察するに左の如し。

紐育横濱間	蘇士經由	巴奈馬經由	差
紐育上海間	一三、五六二	九、八三五	三、七二九
紐育香港間	一一、五一一	一〇、八八五	一、六二九
紐育マニラ間	一一、六五五	一一、七四四	(八九)
	一、六〇一	一、五八五	一六

即ち上海迄は巴奈馬線の方短距離なれども、香港に至ては蘇士經由の方八十九哩だけ近く、紐育マニラ間は横濱寄港にて僅々十六哩だけ巴奈馬線の方短距離なれども、布哇よりグリナム島を經由するものとすれば蘇士線の方却て短距離なり。

(三) 米大陸反対岸の間の航路 北米東岸より南米西岸に至る航路、及北米西岸より南米東岸に至る航路は即ち巴奈馬

運河の恩恵に浴すべき重要な航路の一にして、唯南米の南部諸港に於ては運河の影響を受けずして従来のマゼラン線を維持すべきも、其他の大部分は運河の影響を蒙るものと見て可なり。殊に近來米國と南米の拉丁亞米利加諸國との貿易は頗る長足の進歩をなし、米國の外國貿易中重要な地位を占むる形勢あるを以て、米國が此新航路に依りて利する所甚大なるべし。

運河と米國の運輸業

巴奈馬運河の開鑿は主として米國東西兩岸の連絡を圖るに在ることは前に之を説明したり。米國は實に此運河の開通に依りて其沿岸貿易を盛ならしむることを得べく、隨て亦國內産業の發達を助長するものと謂ふべし。從來米國海運業の振はざりし原因は既に之を説明したり、然れども右列擧の諸原因の外東西兩岸の海上交通が甚しく不便なりしことは、間接に海運業の發達を阻礙したるものと謂はざるべからず。此點に於て巴奈馬運河の開通は即ち發展の活路を與ふるものにして、米國が政府事業として運河開鑿に全力を盡したる所以のものも亦茲に存せり。依て今左に運河を經由する新航路が米國の運輸業に如何なる影響を與ふべきかを考察せんと欲す。前述べの如く從來米國內の運輸業は大陸横斷鐵道諸會社の獨占に歸せるものにして、彼等は沿岸航海の不便なりしを奇貨とし、巨資を擁して海運業の發達を阻礙しつゝ、非常に高率なる運賃を貪りつゝ、ありしものなり。即ち米國の海運業者がマゼラン海峡を迂廻して鐵道業者と競争するものとすれば、距

離に於て既に六倍の長途を壓倒し得たる所以にして、彼等が如何に横暴を極めつゝ、ありしかは次の事實に依て之を證明すべし。即ち千九百十年度に於て加州の農業者が其産出したるオレンヂ及レモンを東部に輸送する爲め鐵道會社に支拂ひたる運賃額は總計で四百萬弗にして、一噸の運賃正に二十五弗に當れり。然るに加州より南米のホーン岬沖を迂航して歐洲に送りし葡萄の運賃は一噸最高八弗に相當し、米國內の運賃の三分の一にも當らず。故に加州産のオレンヂ及レモンを東部に送るに全部海上ホーン岬廻りとすれば、鐵道便に比し約一千萬弗の運賃を節減し得べき計算なり。單にオレンヂ及レモンのみに就て論ずるも斯くの如くなるを以て、總體に於て米國の鐵道會社が占得しつゝ、ある不正の暴利は蓋計り知るべからざる巨額に達すべし。然らば巴奈馬地峽の鐵道を利用し輸送せば可なりしならんと疑あらんも、鐵道業者の勢力は斯かる輸送の途を開かしめざりしものにして、今日米國の上下が鐵道會社所有船をして運河を通航せしむべからずと絶叫しつゝあるは、當然の事と謂はざるべからざるなり。由是觀之、巴奈馬運河の開通は米國鐵道業者の專横を制して、米國の運輸業に一大革命を與ふるものにして、直接間接に米國の受くる利益の莫大なることは多言を要せざる所なり。一方鐵道業者は既に運河の開鑿に反對して失敗し、今や沿岸貿易船無料通過の特典に反對して再び其鋒芒を挫折したるものにして、大勢の趨く所終に奈何ともすべからざる有様

を通過して外國航路の船舶に其載貨を積替へ輸送せしむるものとすれば、此等の船舶は特典を利用しつゝ、沿岸貿易以上の輸送に従事するものにして、外國船に比して通航料金額だけ有利なる地位に立つものと謂ふべく、通航料は一噸一弗二十五仙とすれば五千噸の貨物を積載する船舶は、片道六千二百五十弗往復一萬二千五百弗を支拂ふ計算にして、之を免除せらるゝ船舶は非常の利益を享受するものと謂ふべし。故に此點も亦運河が米國の海運業に與ふる特殊の利益と見ることを得べし。

運河と日本の海運業

日米貿易の主要地點たる横濱と紐育とを連絡する通路は、從來横濱より桑港、シアトル等の米國西岸海に至り、更に大陸横斷鐵道に依りて紐育に達するものと、横濱より西航して蘇士運河を經由し、地中海より大西洋に出で、海上紐育に達するものとの二大通路あり。而して前者は到達時日迅速(十二三日間)なれども海路直接に到着し得ざるのみか、非常に高率なる鐵道運賃を支拂はざるべからざる不利益あり。後者は一萬三千五百餘哩の長航程にして片道に約六十日を要する不便あり。是れ通商貿易上日米兩國の共に遺憾としたる所なりき。然るに巴奈馬運河開通の後には、前記比較表に示したるが如く、横濱紐育間の巴奈馬經由航路は九千八百餘哩にして、蘇士經由よりも三千七百餘哩を節し得るを以て、航海日數に於て約十日間を減すべく、即ち約五十日にして到達し得る豫定なり。加之巴奈馬航路は蘇士航路よりも海上平

穩にして比較的安に到達し得る利益あるを以て、縦令石炭の價格及通航料額等に於て幾分蘇士線の方有利なりとするも巴奈馬線の優勝は之を否定すべからざるなり。況んや炭價通航料共巴奈馬線の方低廉なるべき見込あるに於てをや。

如此巴奈馬運河の開通は日米兩國間の海運貿易の上に至大の影響を及ぼすものなれども、從來の交通路は全然衰廢して此運河に吸収せらるゝものと豫斷すべからず。例へば日本より米國への重要輸出品なる生絲の如きは、其容積に比して高價なる品物なるを以て、金利の關係上運送を必要とし、從來の如く桑港若くはシアトル等より鐵道便に依て東部に輸送せらるべし。然れども此の如く速達を要せざる普通の商品殊に米國より輸出する鐵材機械類等の重量品の如きは、必ず巴奈馬線に依りて輸送せらるべく、大體に於て巴奈馬の新航路は日本間の海運貿易上に一大革命を與ふるものと謂ふべし。

茲に看過すべからざる事は、巴奈馬運河の開通が獨り米國の主要部たる紐育を中心とする東岸地方と日本との關係を密接ならしむるのみならず、米國の南部諸州即ち墨西哥灣に面する地方と日本との間に新關係を發生して、兩地の間に直通航路の開始せらるべき望あることなり。蓋日本より米國に輸出する重要品の一なる花菴は、主として米國南部地方に需要せらるゝものにして、又反對に米國より日本への重要輸出品たる棉花は此南部地方の所産なるを以て、横濱よりニュー・オーレアンズ、ギャルヴェストン、モビールの如き墨西哥灣諸港に、運河を経由して直通の航路が開始せらるべきことは自然の數と謂はざるべからざるなり。況んや此航路にして一旦

開始せられれば、互に新なる種々の取引を生すべきこと勿論なるに於てをや。

最後に吾人は巴奈馬運河の開通は日本に取りて米國に次げる大なる利害關係を有することを一言せんと欲す。吾人は米國が此運河を開鑿したるは軍事上の必要に迫られたること其一半の理由なることを信ずれども、日米戰爭の如き浮説が此開鑿事業に如何なる關係を有するや、之を論究するの必要を認めず。然れども平時の關係上日米貿易は日本の外國貿易中最も重要なものの一にして、米國の貿易中心は其太平洋岸にあらずして反對の大西洋岸地方なることを論を俟たざる所なるを以て、此米國の主要部と日本との間に從來より一層密接なる關係を生せしめんとする巴奈馬運河が、日本に取りて如何に重要な關係を有するかは之を考察するに難からず。恐くは世界の各國中日本は米國に次で此運河に重大なる利害關係を有するものとするも敢て過言にあらざるべし。隨て通航料問題の如きも其決定如何は日本の海運業に至大の關係を有するものと謂ふべし。

### 第十章 巴奈馬運河と移民問題

#### 太平洋岸の輿論

巴奈馬運河の開通と共に米國に於ては、移民問題漸く喧傳せらるゝに至りぬ。而して此問題は主として太平洋沿岸に於ける諸州を中心として唱導せらるゝものなる事は素より明か也。蓋し該運河の開通に依りて、外國移民の來襲を受くべき

は、太平洋岸を指て他に非ざれば也。即ち加州に於てはローサンヂェルスの人にして、移民に關する造詣深しとの稱あるパトレット氏、早くより既に巴奈馬運河の開通後に於ける移民問題を研究し置くの要あるを提唱し、次で諸家の之に和するあり、爲めに加州發展局は輿論の趨勢に鑑みて其局内に移民研究課なる一部門を設くるに至れり。併も斯の如きは獨り加州のみならず、北方華盛頓州に於ても亦移民問題の研究起り千九百十二年二月タコマ商業會議所及同市基督教青年會の主催にて、沿岸諸州の知事、市長、商業團體及労働團體等を招き、精しく移民問題の研究を爲さん爲め、二日に亙り移民問題研究大會を開催したり。越えて翌年四月桑港基督教青年會移民課の主催にて桑港に同様主旨を以て移民研究大會開催せられたり。外國移民の入國すべき關門なる桑港、シアトル、タコマ等の諸港を有する加、華兩州にして既に斯の如し。以て米國太平洋沿岸諸州に於ける、巴奈馬運河開通と移民問題研究の大勢を察知すべし。

#### 移民問題研究大會の決議

タコマ及桑港に於て開催せられたる移民問題研究大會は全く同様の趣旨に基きたるものにして、其解決の如きも亦主意及目的に於て異なる處無し、依つて參考の爲め左にタコマに於ける大會の解決を録せん。

- 一、移民研究大會を常設の會と爲す事。
- 二、三十萬以上の人口を有する沿岸の都市に本會の支部を設置する事。

三、太平洋沿岸に於ける各州政府内に移民課なる獨立の一課を設くる事に盡力する事。

四、今回の移民大會は右の移民課設置を各州政府に請願し、又一般市民に勸告し、且つ各州立法部議員に向つて次期の州議會に之が設置案を提出せんことを依頼する事。

五、此大會に於て選出せられたる立法委員は紐育州を初め米國東部各州に於ける移民に關する法律を蒐集し、之を參考として沿岸諸州に適應するものは之を採用し、又別に必要なるものは特に草案を作りて沿岸各州の法律と爲す事に奔走する事。

六、聯邦政府の移民局の事業は現在の狀態に於ては不充分なるを以て、一般に移民局の權限を擴張し且つ各移民局間に通信課なる獨立の一課を設け、移民局の誘導其他に關する事務報告を爲さしむるやう努力する事。

七、移民局に新設すべき通信課に關しては、沿岸諸州選出國會議員に運動する事。

八、當沿岸に於ける移民局及検査所の完成を期する事。

移民の教育に關する決議事項左の如し。

一、外國移民に英語を授け、合衆國の政體及國情を教訓する爲め、公私の移民學校を設立する事に盡力する事。

二、各地の商業團體は公私の學務委員と共同し、英語の素養無き外國移民の教育に務む可し。

三、各地の公立學校、公立圖書館及其他の公立建築物並に社交的機關は、適當に時間又は時期を限つて特に外國移民の爲め開放すべし。

四、農業及工業に關する學校は特に外國移民の爲め課目又は講堂を設け、沿岸土地の地質氣候及經濟狀態に關する知識を與ふ可し。

五、移民青年の教育を盛んに爲す可し。

六、各州、郡、市は市民の間に將來市民と成るべき「歸化權獲得希望者」なる一階級を設け、之等希望者が正當の手續を経て全く合衆國の市民と成りたる時は、獎勵の意味に於て新市民歡迎會を公開的に開催す可し。

七、此太平洋沿岸に於ける諸州の學務委員は特に移民を教育する爲め新來移

第十章 巴奈馬運河と移民問題

民の集地たるべきキャンプ旅宿又は木植場附近に教育機關を設置するの特權を享受す可し。

移民の農園誘導に關する決議事項左の如し。

- 一、合衆國政府がホーム、ステッドに關する法律を改正するやう合衆國元老院に請願す可し。
- 二、沿岸各州政廳は州費を以て森林を燒き、之を開墾し、且つ灌漑の便を圖りて移民の移住に便ならしむ可し。
- 三、各地の商業團體は土地を購入し、移民の移住に便利を謀るが如き團體を別に組織す可し。
- 四、基督教青年會は新來移民を都會よりも寧ろ努めて農園に向はしむやう誘導す可し。
- 五、移民を農園に向はしむる必要なる農園労働紹介所の設立を獎勵す可し。

加州政府移民調査委員

巴奈馬運河開通後に於ける移民問題に對する輿論は、叙上の如く次第に高まり來りたり。茲に於て加州の政府も亦豫め之に應ずる處無かるべからずとなし、千九百十二年八月二十一日を以て知事ジョンソン氏は左の諸氏を擧げて調査委員に任じ、運河開通後に於ける移民問題に關する諸般の調査及研究を囑托せり。

- ▲ロバート、ワゴン氏(前組員移民局長、ロサンゼルス市在住)
- ▲ダナ、ダブルユイ、バートレット氏(ロサンゼルス市の社會事業家、牧師)
- ▲テグイット、ルビン氏(サクラメント市の商業家、歐洲農政調査委員)
- ▲ロバート、ニユトン、リッチ氏(加州開發協會理事、桑港)
- ▲ミス、カゼリン、フェルトン(桑港社會事業家)

而して之等委員は別に州政府より何等の報酬を受くる事無くして調査に従ひたるが、其調査及研究の結果は翌年の州議



會に報告せられ、此報告に基づき加州政府は議會の協賛を以て一ヶ年二萬五千弗の支出を爲し、移民委員を置く事とし、重ねて前記の諸氏を任命したり。

第三編 資料

第一章 加州議會の排日案

加州議會は昨年新に外國人土地所有法を制定したり。本法律は事實に於て全く在留日本人の土地所有を禁せんが爲めに設けられたるものなり。而して加州議會に提出されたる排日案は獨り土地法案のみに止まらざる也。他に種類多く數亦多し。左に序を追うて之を叙説せむ。

第四十回加州議會

一九一三年の第四十回加州議會は從來の議會と大に其趣を異にせり。今之を説くに先ち少しく加州の政界に就きて記す處あるべし。由來加州は「レバプリカン・ステート」にして、共和黨の勢力盛んなる州也。民主黨は微力にして全く振はず、雖然、多年全盛を謳歌したる共和黨は内に漸く分裂の氣勢を示し來り。是れ實に加州政界六七年前の形勢にして、共和黨の南太平洋鐵道會社派に對し、リソルム・ムーズベルト協會組織せられ、互に勢力の消長を競ひ來り。而して此形勢は其後中央政界に於ける共和黨分裂の形勢と共に益々助長せられ、千九百十年の知事改選に際し、現知事ジョンソン氏の當選するに及び、南太派は一敗地に塗れ協會派愛に凱歌を奏するに至れり。是れ實に加州の政界に取りては近古空前の大政變なりしなり。斯る間に中央政界に於ける共和黨内

第一章 加州議會の排日案

の正統派と進歩派とは軋轢漸く甚しく、千九百十二年夏市俄古に於ける大統領豫選大會に於て衝突し、遂に岐れて二派と成るに至れり。爰に於て加州の協會派は主義及系統を同じくせる關係より、知事ジョンソン氏に率ゐられて全部ルーズベルト氏を首領とせる進歩派に投じたり。同派の大統領豫選大會(一九一二年)に於て知事ジョンソン氏が副大統領の候補者に推されたるは將に此功に據るものなり。斯て加州は「レバプリカン・ステート」たる名は變らざるも、其内容に於ては大に從來と異れり。州議會に於ける各派の勢力は最も能く之を表明せり。即ち上院に在りては全議員四十名の中、共和黨二十八名、民主黨十名、獨立及無所屬各一名にして、下院に在りては全議員八十名の中、共和黨五十五名、民主黨二十五名なり。而も上下兩院を通じて八十三名の之等共和黨議員中、眞に同派の正統派即ちタフト派と稱すべきは上院のレオリイ・ライト氏一名あるのみ。他は皆共和黨の進歩派に屬し知事ジョンソン氏の御用黨員なり。以て其大勢を察すべし。因に記す、ライト氏はサンデイゴの出身にして議會開會中總ての排日案に反對し、殊に土地案に對しては孤軍重圍の裡にありて能く奮戦したる我同胞の恩人なり。

提出されたる排日諸案

加州議會は一九一三年度より之を二期に分ち三十日間を隔てて開く様、前年度の一般投票に依て州憲法修正せられたり。即ち第一期は一月一日以後の最初の月曜日に開會せらるゝものにして、此間には主として議案の提出を爲して休會し、三

第一章 加州議會の排日案

十日間之等諸議案に對し州民に考慮の餘地を與へたる後第二期を開會し、第一期に於て提出されたる諸案の討議を爲す規定なり。而して第二期に入りたる後は全議員三分の二以上の賛成あるに非ざれば新に議案を提出する事能はざるを以て、多くの議案は先づ第一期開會中に提出せらる。従つて排日案も殆んど全部第一期中に提出されたり。一二の第二期に入りて提出されたるもの無きに非ざるも、之等は事實に於て新議案に非ずして多くは第一期提案の修正案の如きものなれば茲に特記するの煩を避け、左に昨年度州議會第一期開會中に提出されたる諸種排日案を列記すべし。

- 先づ提出されたる排日案を類別すれば左の如し。
  - 一、土地所有權に關する案
  - 二、漁業及之に關する案
  - 三、隔離學校に關する案
  - 四、酒類販賣に關する案
  - 五、機關師に關する案
  - 六、探偵に關する案
  - 七、人頭税に關する案

即ち合計七種にして今之を上下兩院に分ち提出されたる議案の數を分類すれば左の如し。

一、土地案	上院四	下院四
二、漁業案	上院三	下院四
三、隔離學校案	上院三	下院六
四、酒類販賣案	上院壹	下院一
五、機關師案	上院壹	下院二
六、探偵案	上院壹	下院二

又之等諸案提出議員を民主黨及共和黨の黨派別にすれば左の如し。(共和黨は重にルーズベルトを戴く進歩派也)

七、人頭税案	上院壹	下院壹
合計	上院壹四	下院壹九
共和黨	上院壹二	下院壹二
民主黨	上院壹二	下院壹七
共和黨	上院壹四	下院壹五
民主黨	上院壹六	下院壹七

即ち共和黨議員の方遙に多し尤も州會は共和黨議員大多數を占め居る事は考慮せざる可らず而して之等諸排日案を提出したる議員の數は上下兩院を併せて三十名なり排日案の數が合計三十三案ありて提出者三名なるは一人にて二案を提出したる者三名あればなり即ち之等三名は共に上院議員にてバール(オールド)郡選出、共和黨)アンダソン(オレンデ郡選出共和黨)サンフオード(ユカヤ選出民主黨)なり今左に各案に就き詳細を記さん。

- 一、土地所有に關する案
  - イ) 市民又は第一歸化證無き者は相續又は其他の方法に依り土地を所有する事を得ず又抵當、賣買其他法律上の手續に依り所有したる者は五ヶ年以上之を所有する事を得ず但し借地は此制限を受くるものに非ず。
    - 上院 法案番號一〇一 一月十三日提出 提出者 エル、ベイ、カリライ(リイ)
    - 下院 法案番號一九四 一月十三日提出 提出者 ヨウワ、ベイ、フネガン
  - ロ) 歸化權無き外國人が多數の株を所有し居る株式會社は土地

第一章 加州議會の排日案

を所有することを得ず但し現在所有し居る會社は現在株主が所有し居る間は差支無きも他人の手に移りたる時は五ヶ年以上其土地を所有する事を得ず

- 上院 法案番號二七 一月十三日提出 提出者 シエ、ベイ、サンフオード
- 下院 法案番號一三三 一月十四日提出 提出者 ウキリアム、ジイ、シイア
- ハ) 市民權無き外國人の相續に依る土地所有を禁ず
  - 上院 法案番號六〇 一月十三日提出 提出者 イ、エス、バートナル(ブラサ、共和黨)
  - ニ) 歸化權無き外國人及其會社の土地所有を禁ず但し現在所有し居るものは其妻及子女の之を所有する間は有効なる可し若し今後抵當其他の方法に依り取得したるものは一ヶ年以上之を所有するを得ず借地は市區は五ヶ年農園は三ヶ年以上繼續すべからず。
    - 上院 法案番號一八三 一月十四日提出 提出者 ハッフ、ベイ、ブラッドフォード
    - 下院 法案番號一四三 二月一日提出 提出者 シオン、エー、ギル(タイコ)
  - ホ) 市民に非ざる者又は第一歸化證無き外國人の土地所有を禁ず若し今後所有したる者は一ヶ年以上所有する事を得ず但し借地は此制限を受くるものに非ず。
    - 上院 法案番號四一六 一月二十日提出 提出者 イー、オー、フーキンス(ツ)
    - 下院 法案番號一四三九 二月三日提出 提出者 シヨウサ、ジエ、ハンス
  - ヘ) 市民と成り得ざる外國人の土地所有を禁ず若し今後相續賣買抵當其他の方法に依り所有したる者は五ヶ年以上之を所有することを得ず但し現在所有し居る土地は現在所有者が之を所有する期間は防げなし借地は市區は二年他は一年を限とす。
    - 上院 法案番號一三七 二月一日提出 提出者 同上
    - 下院 法案番號一七六九 二月三日提出 提出者 エチ、ダブリア、ブヤウン

即ち共和黨議員の方遙に多し尤も州會は共和黨議員大多數を占め居る事は考慮せざる可らず而して之等諸排日案を提出したる議員の數は上下兩院を併せて三十名なり排日案の數が合計三十三案ありて提出者三名なるは一人にて二案を提出したる者三名あればなり即ち之等三名は共に上院議員にてバール(オールド)郡選出、共和黨)アンダソン(オレンデ郡選出共和黨)サンフオード(ユカヤ選出民主黨)なり今左に各案に就き詳細を記さん。

- 一、漁業に關する案
  - イ) 漁業鑑札料現在一ヶ年市民二弗五十仙、外國人十弗なるを市民二弗五十仙、歸化權ある外國人十弗、歸化權無き外國人十弗に改むべし。
    - 上院 法案番號一〇一 一月十四日提出 提出者 エ、ベイ、ジョンストン
    - 下院 法案番號四九九 一月二十一日提出 提出者 ビイ、エフ、ロツシユ
  - ロ) 市民又は第一歸化證を有し而も一年以上加州に居住したる者の外の外國人には漁業鑑札を下附せず。
    - 上院 法案番號一四三九 二月三日提出 提出者 シヨウサ、ジエ、ハンス
    - 下院 法案番號一四三 二月一日提出 提出者 シオン、エー、ギル(タイコ)
  - ハ) 現在の漁業及野獸卸賣の鑑札料一ヶ年市民五弗、外國人二十弗とあるを改正し市民五弗、外國人及外國人の會社百弗とすべし。
    - 上院 法案番號一三七 二月一日提出 提出者 同上
    - 下院 法案番號一七六九 二月三日提出 提出者 エチ、ダブリア、ブヤウン



第一章 加州議會の排日案

三、隔離學校案

本問題に關しては上下兩院を併せ九ヶの議案提出されあり各案に就き多少内容の異なるも要するに加州ポリテクナル...

- 下院 法案番號四六七 一月二十日提出 提出者 エチ、ダブリウ、ムーアハ...

四、酒類販賣に關する案

外國人には酒類販賣の鑑札を下附せず。 法案番號八一四 一月二十七日提出 提出者 シエ、ビイ、サンフオー...

五、機關師に關する案

外國人は機關師の免狀を受くるを得ず但し機關車、自動車及四馬力以下の汽鐘のものは此限りに非ず。...

選出議員(上院に一名、下院に一名)なるは注目し値す。

六、探偵に關する案

市民に非ざる者は秘密探偵に關する業務を營む事を得ず又武器を携帯する探偵夜警たることを禁ず。...

七、人頭税に關する案

現在法律は人頭税を定むる事に關し制限を加へて二弗以上を科する事を得ずとあり故に之を改正して右は單に市民に對する場合にのみ適用せらるべきものにして市民に非ざる者に...

第二章 土地法案の通過

- 下院 法案番號一五六六 二月一日提出 提出者 エー、エフ、チャーチル...

下院 法案番號一三五六 一月三十一日提出 提出者 エチ、ブイ、ライセ...

本案提出の理由は極めて明瞭にして又説明を要せず即ち人頭税に關し市民に非ざる者との間に特に差別の待遇を設けんとするものなり。...

第二章 土地法案の通過

昨年加州議會に提出されたる排日諸案中、最も重大なるものは外人土地所有法なり。故に左に之が制定の次第を記す可し。...

下院の土地法案

第二期加州議會開會せらるゝや土地法案は先づ下院に於て問題と成れり。下院に於ては之より先第一期議會に於て、土地法に關する各種の提案を總て司法部委員に附托し置きたり。依つて司法部委員は更に之を三名の特別委員(クラーク、ブラッドフォード、サランド)に附托し、各種提案を參酌して合法的特別委員會案を作製せしめたり。特別委員會は四月五日原案として委員會案を下院に報告せり。其要旨左の如し。

▲加州に於ける外國人土地所有權に關する規定制限及び現在外國人土地所有權割奪に關する法律案

第一條 本法の規定に依る外國人は遺産、相続、遺贈又は購買に依り本州に於て土地を所有する事を得ず。

第二條 外國人は遺贈、相続又は購買に依り所得權獲得の時より一箇年間の所有する事を得、外國人若し一箇年以内に規定の法律に従ひ合衆國市民となるか若しくは市民となるの意思を發表せざる時は之を州に没收す未成年者成年に達したる後一箇年内に此手續を爲さざる時は亦同し現在の外國人土地所有者若しくは今後土地所有者となるべき外國人及び合衆國市民となる意思を發表する事に由り土地を所有し得べき外國人の死亡の場合に於ては其の外國人相続人若しくは遺贈を受ける者は歸化を許されたるか又は該土地所在地の郡登記所に登録し當局官憲に依り正當なりと證明せらるる事に依り其の權利を繼承する事を得此場合に於ける相続人若しくは遺贈を受ける者は前所有者死亡後一箇年以内に市民となるを要す未成年者は成年に達したる後一箇年以内に之が手續をなすを要す。

第三條 本州内に於ける土地が本法の規定に違反して所有せらるる事を告發されたる場合又は之を信するに足る理由ある場合に於ては該土地所在地の郡檢察官は所有不明の土地没收の場合に於けると同様の手續に依り加州のため訴訟を郡上等裁判所に提起すべし郡檢察官の意に於ては州檢察官の長に之を代り其の手續を執行すべし。(後半手續略)

第四條 没收訴訟に於る被告が法律上の不能者なる場合は後見人をして之を代表せしめ後見人なき場合は法定代理人を定む。

第五條 裁判の結果没收に決したる時は之を公賣處分に附し訴訟費用を扣除せる殘額を一箇年間郡書記之を保管し之に對する權利主張者なき場合は州内學校基金に充當する爲め州金庫に納附すべし該土地の外人所有主又は相続人が右の決定に不服を唱へ裁判所より其理由を認められたる場合に於ては州金庫納附後二箇年以内に限り該金額の返附を請求する事を得但し州は受取りたる金額以外には何等の責任を負はず。

第六條 本法は當該土地が現所有者又は其妻子之を所有する間之を適用せず又は今後正當に獲得せる土地に之に附隨せる權利利益は前所有者の外國人たりし理由により何等の影響を受ける事なし。

第七條 外國人は農業のためにする土地に就き五箇年以上の借地契約を爲すを得ず市街地借地契約も同様五箇年以上に及ぶを得ず而して此の規定に違反したる者は凡て無効とす。

第八條 合衆國歸化法の下に合衆國市民となる能はざる外國人に依り過半数の株を所有せらるる會社は本法に於ては之を外國人と見做すべし。

而して右は四月十五日午後二時間に亘る大討論の末反對十五、賛成六十の大多數にて第三議會を通過し、直ちに上院に廻附せられたり。

上院の土地法案

上院亦下院と同じく第一期議會開會中に提出されたる各種の土地法案を總て司法部委員に附托し置きたりしが、更に各案を折衷して新に委員會案として原案を作製せしむべく三名の特別委員(ライト、トムソン、カーチン)に附托したり。而して此委員會の報告せる原案は四月十二日第二議會を通過した

れども、十五日に至りて下院より廻附されたる議案と軒格する處もあり、且つ總ての外國人を平等に扱ひたる爲め歐洲資本家の反對運動大に起りたる結果、委員會は更に左の如く落着する排日案として二十一日の第三議會に附議せんとせり。

第一、外國人は州内居住と否とを問はず今後買賣其他により土地を所有し又土地に關する權利を享有するを得るも一箇年以上の期日を以てす可らず未成年者は成年に達したる後一箇年限り享有することを得べく何れも期限後は官沒せらる。

第二、資本の過半が歸化權なき外國人の出資に係る法人は何れの國の法律に依り成立するを問はず州内に於て一箇年に限りてのみ土地を所有することを得

右期限後は官沒せらる

第三、外國人及び前記の會社に對する借地及び土地に關する權利に關係ある諸契約は四箇年を限りとし更改契約することを得ず。

第四、本法は市民たる意思表示を爲したる外國人に適用せられず。

第五、本法の規定は條約に依り享有する外國人の權利を侵害せず。

第六、主として油田、礦業用地、伐木林並に此等土地産業物の加工荷造、貯藏其他取扱に要する倉庫荷揚場精練場工場に用ひらるる土地送油管敷等は本法の適用を受けず。

第七、本法は外國人又は外國法人に對する債務の擔保たる土地及之に關する權利を債務不履行の爲めの處分若しくは裁判上の手續を以ての處分に依り外國人又は外國法人が獲得する場合には適用せられず。

第八、本法の適用を避くる目的を以て作爲したる抵當、買入、貸貸等の契約は無効とし其土地は官沒せられ加州教育基金中に給附せらる。

第九、官沒したる土地は公賣處分に附し處分費用を控除したる代金を處分者に下附す。

第十、本法條項中憲法違背の爲め無効を宣告せらるることありとも其他の條項は依然効力を失はず。

右の外本法案には本法が既得權を侵害せざることを明文で設けたり。

附記す、さて兩院の司法部特別委員は、委員會の報告を爲す前に當り、公衆の意見を參照するの必要ありと爲し、パブリック・ヒヤリングの會合を開き、土地法制定賛成及反對の兩意見を聴取したり。此際巴奈馬太平洋萬國博覽會々社は委員數名を特に櫻府に送り、土地法の制定は日本の感情を害する事大なるべく、從つて大博に影響を及ぼし延ては加州の利益にも關係する事なれば、少くとも大博覽會開設迄は延期せられたい旨陳述したり。之に反し桑港排亞協會の幹部は、之亦櫻府に出張し委員會に出席して、土地法を制定し日本人をして農園に深き根據を築かしむるを阻止すべしと陳述せり。其他エルクグローブ農民の排日的陳述及び地方地主並にフロリン村のブラウン嬢等の熱心なる親日的陳述もありたり。

米國聯邦政府の干渉

加州下院既に通過し上院の形勢亦刻々切迫し來りたる爲め、米國聯邦政府は日本に對する關係上之を默視する能はず、初めて干渉を試みたり。即ち國務卿武雷安氏は四月十八日を以て大統領の意嚮なりとして、左の如き警告を加州知事に發したり。

大統領は小官に希望するに左の事を言明すべきを以てせられたり、大統領は加州の人民が自己の判斷に従ひ土地に關する法案を制定するは州民の有する權利として十分に之を認むると共に、此の如き法案の有する國際的性質に就て承認を要求するは又其義務なりと信す。

我國と東洋との間に永く存在する外交を維持し、且つ之れを鞏固にせんことを熱望するが爲めに大統領は加州々民に對し大に敬意を表し、同時に深甚なる熱心な以て「市民となる能はざるなるしてふ言語を使用せざらん」とを勸告す、大統領は閣下が右の意見を州會に紹介せんことを希望せり、而して國務省に電報されたるが如き上院案の擧る大に可なるものあるべきを信じ居り、即ち該法案は市民及市民ならんとする意思を發表したる者に限り所有權を許さんとするものなり。

民主黨は由來州權尊重を政綱の一とせり。又亞細亞人排斥も幾度か政綱の中に加へられたり。加ふるに加州議會に於る諸種の排日案は、從來主として民主黨議員の提出にかゝれり。然るに今や聯邦政府は之に干渉を加へ來る。茲に於て土地案は加州共和黨が米國民主黨政府に對する政争の具と化せり。

知事の態度宣明

之より先加州知事ジョンソン氏は土地案に關しては如何なる意見も發表せざりき。雖然州會の形勢切迫し來り、剩さへ聯邦政府の干渉ありたれば今や其態度を明かにし、意見を公表せざる可らざる地位に立てり。即ち知事は國務卿の警告を接手するや下院議長ヤング氏、上院副議長にして又進歩派(知事)の院內總理として知事ジョンソン氏が股肱の臣と頼む、インントン氏等を初めとし、同派の領袖を官邸に會して凝議し、或は黨首ルーズベルト氏と數次暗號電報を交換したる末、二十一日其態度を宣明せり。即ち同日知事ジョンソン氏は武雷安氏に對し

歸化權の有無を以て土地所有權の許否を決するは各州皆同一なるに拘らず今や加州が之を行はんとするに當り制止せ

見、偏頗、或は排外的なりとの讒を受くるが如きとなく合法的に慎重審議せる結果なりと認めらるべし。

而してルーズベルト氏と知事ジョンソン氏との間に往復されたる電報に就ては、或は「巴奈馬運河開通後迄土地案の制定を延期すべし」とル氏より知事に勸告したりとも云ひ、又或は「市民權無き外國人」なる文字を用ふるもの差支無しと助言したりとも傳へられ所説一定せず。

大統領の警告

加州知事が右の如き宣言を爲すや、議會に於て絶對多數を制し居る兩院知事派の領袖亦土地案の通過を聲明するに至れり。是れ實に知事官邸に於ける進歩派領袖の協議會に於て、同派の黨議一決せるが爲めなり。此時迄は進歩派の議員にして領袖なるゲーツ、ポイントン氏等皆曖昧なる態度を裝ひ、殊にゲーツ氏の如きは出身の南加なる爲めにや寧ろ土地案反對の意見を吐きつゝありたるに、知事の態度決すると共に俄然其態度を一變するに至れり。之に反し民主黨の議員の中には、政争の關係より從來排日を唱へ來りたりしに今や形勢一變俄かに土地案に反對して聯邦政府に忠順の意を表したるもの(キヤミネチ氏の如き)ありしが、素より其數少數なる上に而も黨員の步調整はず、サンフォード氏の如き武雷安氏の内訓ありたるにも拘らず、獵官運動に失敗したる意趣返しにとて強ひて彌次りたる爲め、右土地案の危嶮は刻々に迫り來れり。依つて大統領は二十二日左の警告を加州知事に發した

んことを欲せらるゝも同意し難し云々の意味の返電を發すると同時に、州民に對し左の意見書を發したり。

加州の人民は明かに加州の立法權内に屬する土地法案を通過せば何故に他に混雜迷惑となり、又批評の目的となるやを解するに苦む、又何故に正常なる權限によつて爲さるゝ地方的法律が國際問題を引起すやを解する能はず、勿論加州は條約に依拠し或は中央政府自身又は他州のなまじりし處のものを爲さんとするものにあらず、然れ共苛酷なる批評や、外交關係を阻害するなどいふ惡名の下に之を阻止せんとするは合衆國の他の州に與へられたる處の權利、而かも曾て一たびも問題とならざりし權利を加州だけに拒まんとするものなり。

今や昔州會は一般的にして排外的ならざる文字を使用せる、外國人土地所有權案を討論し居れるが、該法案中の字句にして排外的なりと稱せらるゝものあれども決して然らず、此の如きは從來屢々法律中に使用せられたるものにして合衆國法律中に求むるも其例少しとなさず、然るに今や加州が此許されたる權利を行使せんとするや、世論の囂々として内外に起るは誠に解すべからざる所なり。

予(大統領)は加州人民の代表者か如何なる場合に於ても米國中央政府をして其最切實に純真なる友好關係を支持存続せんとする一友邦との交渉上に迷惑を感じしむるが如き處置に出つることゝを冀ふが如きは加州人民の意にあらざり加州代表者も亦斯かる處置に出でんとするの意思を有するものにあらず特に其條約上の義務を毀損し或は國民及其政府の名譽信義に疑惑を挾しむるが如き處置に出るは決して加州人民又は其代表者の意志にあらざると断定するに於て過なきを信ず故に予は衷心以て加州の人民知事及び議會に訴ふるに其目下討論中の問題に對し他をして何等正當の批難を加へ又は疑義を生ぜしむるが如き事なき様行動せられんことを以てす若し加州にして市民となるの意思を表明せざる總ての外國人を排斥するの必要ありとせば既に他の諸州又は日本其他諸外國の法律に於て採用せられたる立法令に則り之を爲すべきことを得べきなり漫りに思はしき區別を設くるときは必然米國政府の條約義務如何の問題を惹起すべし予は此場合に於ける區別の待遇に對し最も熱心に且つ鄭重なる抗議を提出するものなり之れ當に米國の行政首長として爾するを余の義務なりと考ふるのみならず更に進んで加州人民及び立法部は本問題が米國の國是及名譽の問題たる所以を腹藏なく指摘せらるるに於ては必ずや之を諒得するに吝なきべきを信ずるが故なり若し加州當局にして此見地を闡却せりせば予は信ず之れ彼等に於て問題の如何なるものにして又如何に重大なるかを會得せざりしが爲ならんと

加州知事の返電

大統領の警告に對し知事ジョンソン氏は即日左の如き返電を發せり。

貴電正に領承直ちに之を州會兩院に廻附したり州會議員の多數が土地案に關し果か中央政府に及ぼすが如き事無なきは余の保證し得る處なり此等議員は如何なる法案に於ても條約上の權利を侵害すと思考するが如き者は法理上差支なしと認めらるる場合と雖も決して制定せざるべし如何なる法案にして通過するとも歸化權なき市民に關しては其性質は必ず一般的の者なるべし而して之に使用さるる文字は此の種の現行法規に於て使用されたる先例あり又一

第二章 土地法案の通過

般に承認されたる者なるべし余は此の場合加州兩院の多數議員並に加州州權の爲めに吾人は誠心誠意合衆國政府と協同一致して巧みなる差別的待遇を爲すが如き事なく我々の權限として認められたる事のみを爲すべし

國務卿の加州出張

爰に於てか聯邦政府は最早や如何共詮方無く、此上は兎も角も國務卿を加州に派遣して、親しく知事及議員等と懇談せしめ、併せて聯邦政府の國際關係をも説示せば、或は交譲の餘地あらんかと思考し、大統領は四月二十三日を以て左の電報を加州知事及加州議會の上下兩院議長に宛て發したり。

閣下よりの愛國的返電に接し感謝に堪へず吾人は目下加州議會懸案なる土地問題の背後に横ばる種種の事情並に真相に關し現狀を明かに了解するが爲めには兩地の距離餘りに相隔たり不便甚だ少からずと信するに至れり故に余は國務卿をサクラメントに特派し閣下並に州議會議員諸君と商議し協力一致加州人民の見解と一致し同時に合衆國の國際的義務に抵觸せざるべき法案の制定を爲さん事を希望す敢て閣下並に加州議會の意向を問ふ

此の照會に對し知事は即刻

國務卿と會商するは余の常に希望する處なり而して閣下の電報に於て指示されたる國務卿の來繼は全く余の同意を表する處也

と答電し州會兩院は左の如く決議せり

當院は加州州内に於る土地所有に關する加州議會の立法權を尊重するも大統領の電報中に示されたる目的の爲めに國務卿がサクラメントに來らるることは當院に於て全然異存なき旨を決議す

右決議案に就き民主黨は冒頭の州會立法權云々の句を削り以て中央政府の助言に恭順するの便を計らんとしたるも進歩黨側は肯んせすして茲に至りしなり併しなから兎も角も國務卿に對する敬意表呈のため親しく同卿の意嚮を聴く迄は土地法

案の議事を一切進行せざる事とせり。同時に又知事は夫妻の名を以て、國務卿をば其の加州滞在中我が家の賓客として歓迎せんことを希望する旨の電報を發し、國務卿亦承諾の旨返電し來れり。

加州知事の意見書

國務卿は二十三日午後華府を發せり。加州の首府サクラメントに着するは二十八日より速かなる能はず。州會は武氏の到着する迄土地案の議事を延期したれば、少時小康を得たるが如き類あるも、外界は却つて議論紛々たり。殊に日本に於ける國論の沸騰甚しきものあり。歐洲列國にありても言論界又右問題の評論を見ざる無きに至れり。依つて知事ジョンソンは二十四日他の意見書を公表す。

余は茲に今後の行動を豫言する者にあらず單に加州が法律上及道義上行使し得る權利を擁護せんと欲するのみ、余は日本人の面目を損傷するを欲せず然れど亦加州の體面をも保持せざるべからず、蓋し歸化を許す否と一に合衆國法律の定むる所にして加州が日本に對し特設したる區別にあらざるなり、加州憲法は歸化し得ざる外國人の危險なるを明言し且つ加州議會は右等外國人の來住を阻止することを認容す蓋しロンドン及アリゾナ州は同一の法律を制定したるに拘はらず何等の抗議をも受くることなかりき、加州は單に其例に倣ひたるに留り何等新らしき問題にあらざる、刻下議會に於ては單に討論中なるに既に斯の如き熱狂を見るに至りたるは吾人の解する能はざる所なり、加州は國內若くは國外より正當の異議を招くが如き何等の行爲をなさんと欲するものにあらず云云

國務卿と兩院協議會

起草に掛る上院委員會提出の土地法修正案を提出し、之を通過する事に内定し、同夜知事は國務卿との協議の結果に關し左の意見書を發表せり。(因にウエツプ氏の起草せる土地案は前桑港郡檢察補にして進歩派を幕僚なるヘーネー氏の發案に基づくものなりと云ふ)

武雷安氏との商議は終了せり吾等は國民に對し十分尊敬の意を表したり加州議會は中央政府を窘迫せんと欲するものに非ざるも從來の方針を變更すべき十分の理由に接せざるを如何せん該法案は施行するも條約を尊重するものにして決して日本人のみなを標的と爲すに非ず唯だ合衆國歸化法に倣へるのみ斯の如き法制を設くるは吾人の法律上及道義上の權利にして之を以て擁護的又は區別的なりとするは正當に非ず

ウエツプ案

四月二十九日夜知事官邸の進歩派領袖秘密會に於て通過すべしと決定せる上院土地法修正ウエツプ案の要項左の如し

- 第一條 合衆國市民たるを得る外國人が州法に他の規定無き限り市民と同一の方法範圍を以て不動産の取得讓渡相繼を爲すことを得
- 第二條 第一條の種類のに屬せざる外國人は合衆國と當該外國人の本國間に締結せられたる條約に依り方法範圍目的を以てのみ不動産を取得讓渡することを得
- 第三條 會員の過半が第一條の種類のに屬せざる外國人なる法人並に株式の過半が此の種外國人の所有に係る法人は合衆國と當該會員株主の本國間に締結せられたる條約に依り方法範圍目的を以てのみ不動産を取得、讓渡することを得
- 第四條 遺言執行の手續中裁判所に於て當該相繼人及受遺者は本法に依り不動産を取得するを得ざるものなりと認めたるときは裁判所は該不動産を相繼人受遺者に分配せしめ法定の手續に依り賣却を命ずべし而して其代價は相繼人受遺者に分配せらるべし

第二章 土地法案の通過

四月二十三日午後華府を發したる國務卿武雷安氏は、同月二十八日早朝秘書官ローツ一名を伴ひ加州の首府サクラメントに着したり。之より直ちに午前及午後の兩回に互り、國務卿と兩院の秘密協議會開會せられたり。而して其結果は未だ満足なる協定を見ずして、更に翌二十九日及び秘密協議會を開きたり。協議會の模様は素より秘密に屬すと雖、當時傳ふる處に依れば、國務卿は日本との國際關係上加州議會が土地案を通過せざらんことを熱望し、且つ大統領の意のある處をも説述し、最後に左の提案を爲したりと云ふ。

第一、國務卿が日本と協商を聞いて此問題を根本的に解決する條約を締結する迄此案の通過を延期せしめ若し斯かる長期の延期をなす能はずとせば少くも二年間延期せよ今は此案通過の時期にあらざるべし

第二、問題の内容を充分に研究調査せんがため委員を選定し更に大統領とも共同合議するの方針を取られたし

第三、若し止むを得ずんばイリノイ州に於ける外國人土地所有禁止法の例に倣ふべし同州にては一般外國人に六ヶ年以上の土地所有を禁止せり

第四、更に他の一例として聯邦政府の所爲に倣ひアストリクト、オプ、コロムビヤの如く一般外國人の土地所有を絕對に禁止するの方針に出づべし

尙右に對する説明として國務卿の述べたる處左の如し

大統領は加州議會が歐洲人に適用せず單に東洋人のみに適用せんとする土地法案の制定に反對す此故に大統領は加州議會に對し此際強めて土地法案を制定せんと欲せば何等の差別的條項を設けず一般外人に適用するべき法律を制定せんことを勧告するものなり又大統領は國務卿が友誼的方法に依つて本問題を解決すべく日本と新條約締結に關する協議を開始するが故に其の間際本問題の討議を延期せられんことを希望するものなりと

雖然、知事及其與黨議員は頑として之を聴かず、二十九日夜知事官邸に於て領袖秘密會を開き、檢事總長ウエツプ氏の

第二章 土地法案の通過

第五條 第二第三條の外國人法人にして本法の規定に反し今後不動産の所有權を取得したるときは其不動産は官沒せらるべし

第六條 第一條に屬せざる外國人の現存所有せる土地は何等影響する事なし但し相續せしむる事を得ず

第七條 本法の規定を以て不動産に關する本條の法律制定權を制限するものと爲すべからず

第八條 本法の規定に抵觸する法律は總て之を廢止す

大統領の再警告

態々國務卿を派遣して協議せしめたる甲斐も無く、頑迷なる加州議會は飽迄も合衆國聯邦政府の希望に反して土地案を通過せんとし、遂に彼等が、天才的妙案なりと誇稱せるウエツプ案通過の決心と形勢の不穩なるを武雷安氏よりの暗號電報に依りて承知したる大統領は、五月一日加州知事に宛て左の飛電を發し來れり。

ウエツプ修正案は條約上の權利に關して訴訟を提起するに至るべく恐らくは長日月に亘り複雑する係争を見ん

右に對し知事ジョンソン氏は直ちに左の如き返電を發したり。

御注意を謝す該案は現行條約を肯定的に保存し夫れと抵觸する事無きを努めたり本件に關して余は加州檢察總長に意見を求めたるも尙御來示の故障を避けん爲めに冀くは貴志の存する處を解示されんことを

尙右の往復電報は知事が添書を附して之を公示したるが其添書の要領は左の如し。

檢事總長と協議を遂げたるも當方に於ては大統領より何等の異議を齎らざる如き文字用語は之を右法文中に求め難し法案の何れか通過するも吾人は我が見地に從ひ嚴正に現行條約上の義務と國家の誠意とを尊重するを期す

斯てウエツプ案は一日午前上院第三議會の議に上る筈なりしも二三議員の請求に依り夜まで之を延期する事とせり。夜に至るや、黨路上出來得る限り此等の議事を延期せしめんとする民主黨議員カーチン氏より左の決議案の提出あり、翌日まで延期せられたり。決議案左の如し。

一、加州民は大統領の希望を尊重すべく本期の州會に於て土地案を通過せしめざる事

二、加州民を代表せる州會兩院は合衆國大統領に向つて此法案に對し抗議せる國との條約を修正して法案の目的を達するに努められんことを請願する事

三、此兩院合同決議案は之を大統領及國務卿に傳達すること

此日國務卿武雷安氏は知事及議員と共に自動車を驅つて首府附近の日本村フロンに到り、日本人の小學校及其他經營事業を視察して満足し、同日午後巴奈馬太平洋萬國博覽會々社の饗宴に招待せられて出桑したり。

借地權の許容

五月二日愈々ウエツプ案は上院第三議會の議に上る。國務卿は出桑して留守なり。進歩派は既に結束して待つ事久し。先づ本議に入るに先ち前日提出せられたるカーチン氏の兩院



Mr. Bryan at the Exposition ground.

景光る居れ入を第一等て於て式工起前業費れらせ待相に社會覽博大が氏安雷武國務卿るせ加來めたの止訪案地土の會州州加年昨

第二章 土地法案の通過

合同決議案を議場に諮りたるが直ちに否決せられたり。次にウエツプ案に借地期限の保障なきは白人地主側に大影響ありとの抗議四方より達したる爲め、進歩派の院内總理ポインソン氏は原案第二條及第三條の未決に  
又三ヶ年を越えざる期間農業用の目的を以て土地を賃借することを得との規定を追加する動議を提出し、十三對二十五にて採用せられたり。

土地案加州上院を通過す

議事は五月二日午前初まり、午後に亘り夫より夜に入り、更に深更に及びて通過したり。今其模様を記さんに當夜は傍聽席は殆んど満員の姿にて論議長時間に亘り激烈を極めたり。而して論議に加はりたるは主として民主黨員にして、知事及進歩派が前議會まで土地等に反対し來りながら、今や聯邦政府が民主黨の手に歸せるを見、政争の具と爲して土地案を通過せんとするは不法なりとの攻撃をなすものありたるが、進歩派は多くは沈黙を守り、唯、院内總理ポインソン及トムソン等が二三の辯論を爲したるに過ぎず、尙討論中左記三種の修正動議提出せられたるが何れも少数にて否決されたり。

- △修正動議第一 共和黨ライト氏提出イリノイス州立法の例に倣はんとするものにして五對二十九にて破れたり
- △第二 民主黨員サンフォルド氏提出借地期間三年を一年に改めんとするものにて十一對二十三を以て否決
- △第三 民主黨員カミネツチ氏提出外國人に對する借地契約は滿期後六箇年

を經過する迄は更に他の契約を得ずとする者にして右は十對二十五にて破れ

△第四 同上カミネツチ氏提出歸化權なき外國人は其本國に於て歸化權ある外國人に對し加州の許與せると同様の土地に關する權利を米國人に認むる場合を除き第二條第三條の規定に依ると改めんとする者なりしが一對三十六にて破れたり

△第五 民主黨員シャナン氏提出歸化權なき外國人に對する借地期間を三年以上に繼續延長すべからずとせんとするものにて九對二十三にて破らる

最後にウエツプ案は前記の如く農業借地權を三年と限り許與するの修正を経たる儀の形に於て三十五對二の大多數にて上院を通過せり時實に三日午前一時なりき。即ち民主黨は結局勝算なきを見てカートライト氏の外悉く同案に賛成するに至りしものにして、反對者は共和黨正統派のライトとカートライト氏と僅かに二名のみ。

二種の反對意見

上院に於て土地案に反對したるライト及カートライト氏は、各其反對の理由を異にせり、參考の爲め左に之を録せん。

ライト氏の反對理由左の如し。  
日本政府が千九百七年の協約を尊重し爾來渡米移民を制限しつゝある事實を擧げ、日本政府が此制限を實行し居る間は今俄かに日本人のみを排斥する土地案を制定するの要を見ず

カートライト氏の反對理由は之と頗る其趣を異にするものなり。即ち左の如し。

一、此際州會が日本人のみを排斥する形式を用ひて土地案を通過せば日本政府は必ずや合衆國大審院に歸化權獲得のテストケースを提起すべし  
二、州會に致せる大統領の教書に背きて排日的土地案を通過せしめしなげ合

衆國中央議會は大統領に後援して日本人に歸化權を賦與すべき新法律を制定するに至らん其時日本は當然土地所有の權利を擁護し許を爲して加州に渡來するに至るべし斯の如きは加州現下の状態よりも更に甚しき險惡の境遇に陥らしむるものなり。

土地案下院を通過す

上院を通過したる土地案は三日朝下院に廻附されたり下院にては第一及第二議會を省略し、直ちに第三議會に入りたり。午前中は依り民主黨より決議案又は修正案を續出し議事の進行を妨げんとし、進歩派は只管之が否決に努めて休會したり。午後は桑港より歸り將に匙を抛げて華府に歸らんとする國務卿の要求に依り、兩院の協議會を開き席上武雷安氏の沈痛なる告別の辭(次項)ありたり。午後六時休憩、同八時より討論に入り、十一時三十分遂に反對三名に對する賛成七十二の大多數を以て之を通過せり。反對の三名はガバリン(キングス郡選出、民主黨)、ゲート及ウードレー(二氏共に羅府選出、共和黨)の三氏なりとす。

國務卿告別の辭

三日午後兩院最後の合同協議會に於て、土地案に關し國務卿の爲したる告別の辭は左の如し、

「市民となり得ざるもの」の文字に代ふるに、「市民となり得るもの」の文字を以てせられたるも依然として差別的たるを免れず之に對し日本は異議なき能はざるべし法案に規定せらるる財產權に對しては條約に明文ある爲めに不愉快なる争訟を惹起し紛糾を極め人心を激せん事を虞る  
偶々大統領不在の爲め其回答を得る能はざるも本官は不利なる結果を最少

第三章 土地法の裁可及實施

ならしめん爲め本法施行に期限を附せん事を提議したり例へば施行二年間に限る或は更に長めて四年となさん可なるべく其間外交手段の效果として事態改善せられ爲めに此種法律の再制定を不必要と爲すの機會あるべきを期待すればなり

本官は「市民となり得る」又は「爲り得ざる」の文字に代ふるに「條約により明定せらるる土地所有權あるもの」と然らざるものとの二種に區別するの提議を爲すの權限を與へられ居り前者即ち條約に明定せらるる土地所有權あるものは條約により土地を所有するを得後者即ち條約に確定なきものは市民と同一の條件を以て土地を所有し得る事となすなり

尤も大統領は外交手段の盡さるるまで暫く何等の所決を見合せれん事を寧ろ希望せり而して州の責任を認むるに苦ならざるは勿論なるも國際關係より生ずる責務は殊に尊重せざるべからずとなすなり故に若し諸君にして本期州會に土地案を制定せんとせば加州人民は或は一般投票により諸君の行動に付き批判を下さざるを俟し雖し本官は爰に大統領を代表するの任務を完了したれば之れより華府に辭去せんとす云々

第三章 土地法の裁可及實施

加州議會を通過したる土地法は、五月五日知事ジョンソンの手許に廻附されたり。知事は聯邦政府の要求に依り直ちに之を大統領に傳達したり。大統領は又直ちに之を珍田大使を通じて日本政府に移牒したるが日本政府は八日頃正式に米國政府に對し抗議したり(日米兩國外交上の交渉に就ては後段章を改めて詳記する處あるべし)依つて十一日國務卿は加州知事に對し左の如き訓電を發したり。

國務卿の訓電

貴下が土地法に對する行動を延期し政府をして之を日本政府に提議し十分に

第三章 土地法の裁可及實施

考慮を費さしむるの機会を興へられたるは大統領の感謝する所なり...

越えて五月十三日午後十一時半に至り第四十四回加州議会は閉會せり。

加州議会の閉會

右國務卿の訓電に對し、十四日加州知事は左の返電を發して加州が土地法案を制定するの已むを得ざる理由を述べ、併せて該法案を裁可せんとする決心を表明せり。

國務卿ブライアン閣下

土地案に關する鄭重なる貴電去る日曜日夜正に接手したり小官は吾人の間に交換されたる會談に中央政府の希望を提供する機会を得しむるまで暫し我行政的行動を保留せられたしとの貴電に鑑み今回の貴電は該法案に對する最後の行動を爲す以前に於て貴下並に大統領の言はんを欲する所を述べられたる者なりと信ず依つて之に對して小官は吾人の立脚點より見たる時局の顛末を問ひし該法案を通過したる州會の見解に及び最後に小官をして之を承認するの餘蘊なきに至しむる事情を明かにせんと欲す。

該法案に使用せる文字、之が影響を受くる者、其の範圍に其の目的に就て吾人は吾人の有する法律上及び道徳上の權限内に行動せるものなるを信ずると共に吾人は我が加州の存續に防衛の必要上止むを得ざるが爲めに行動せる者なる事を信じて疑はざる者なり而して吾人は該法案の制定に當り常に現行條約上國民として守る可き誠意を念とし且つ他州の範に倣ひ以て國民全體の承認を得べき事を願ふ所なり。

第三章 土地法の裁可及實施

ては第一條規定以外の國民は合衆國と其等國民の本國との間に存在する條約に掲げたる目的方法範圍内に於て不動産を取得する事並に農業地を三年間賃借する事を得と規定せり。

此くして吾人は現行條約を我が法律の一部となし外國が我國との國際的契約に於て請求したる凡ての權利は之を充分保留する事となせり之を千九百十一年締結したる日米通商條約に見るに各締約國の臣民又は人民に關し彼等が家屋、製造所、倉庫、店舗を所有、賃借又は賃借して之を使用し自ら撰擇せる人等を雇使し住居及び商業の爲め土地を賃借し其他一般に商業に附帶し又は必要なる一切の行為を爲す事に付其國の法令に遵由するに於ては内國臣民又は人民と同一の條件に依り之が自由を享有すべき事を規定せり此故に吾人は上述の目的のため日本人が不動産を所有するの權利は加州に於て絶對のものなるを承認したり而して唯農業用土地に對してのみ立法の目的を求めたり吾人は此の如く條約上の權利を法文の上に確認すると同時に更に三箇年間農業用土地の賃借を爲すの權利を附加したり。

吾人の採用したる法律に依り吾人は決して何等の侮辱を爲さず又何等の差別的待遇をも爲さず然るに之に反對する者は市民となり得るに於て之を認むと稱すれ共吾人は日本人又は何人種と殊更に明記したる事なし千八百七十九年の加州憲法は此の區別を爲したれ共曾て何等の反對又は抗議をも受けざり又合衆國歸化法は可成り永く實施され居れ共何れの國よりも故障を受けず而して其内には何人が市民権ありて何人が之を缺くやを決定し居れり若し差別的待遇にして不可なりとすれば此れあるは合衆國が市民権ある者と無き者とを宣言したる時ならずんば吾人が合衆國法に遵由し之に由つて差別を爲

したりとするも決して之が責に任すべき理由なし小官は茲に謹んで前同聯邦議會兩院を通過し目下懸案となり居れる移民法案が明かに現行法規の下に合衆國市民となるを得ざる人てふ一句を有する事に就き敢て閣下の注意を喚起せんとする者也。

當時米國中央議會は加州の法律に於て不可なりとせらるる文字を使用したるに曾て他より何等の抗議を受けず加州に於ても之が發表を默許されたり加之少くとも合衆國內の三州は加州と同様の法律を過去に於て制定したるも亦決して抗議反對に接せずして今日に及べり然るに今や我が加州の之を制定せんとするや固らずも激烈なる抗議に接したり若し世に差別的待遇なる者ありとすれば之に接受したる我が加州こそ之に對して抗議すべきなり吾人は如何なる國と雖も吾人の法律に對し不禮呼はりをするが如き事なかるべきを主張せんと欲し殊に日本人の如く外國人に土地所有を禁じ居る國の如き場合に於て此點は明瞭なりと思惟す。

畢竟するに問題に果して反對す可き者ありや否やに非ずして何れの點を不可なりとするや否やに在り小官をして恐懼なく加州議會多數の意向に就き信ずる處を述べしむれば小官は左の如く斷言すべし。

如何なる國にても該法律に對して正當に抗議を申込み得べしと信ずる事を得たるならば該法は決して制定されざりしならん。

閣下は小官に求むるに該法案の成立を延期せしめん事を以てせり去りながら本問題に既に閣下に由りて甚だ熱心に且つ充分に加州議會に演説せられたるものに關し同議會は敢て之を進行せしむる事に決定せり然り問題既に眼前に提供せらる我州は該法案を受理すべきや將た否決すべき二者其一を選ぶべきのみ而して州會に由りて代表せらるる加州人民が如何許り該法案の成立に熱心なるやば上院に於て二對三十五、下院に於て三對七十二の大多數を以て之を受理したるに徴して明かなり大勢既に此の如くれば假令小官は衷心之に反對なりとするも尙且つ之に認可の調印を與ふべきは當然なり況んや個人としての私見も全く之に一致するに於てをや但し此の間に若し或種の絕對的必要起り來りて之れと反對の行動を取るを要すれば格別なれども當今去る必要の存在するものなし仍りて小官は誠意誠心を以て州に對する必然の裁

第四章 土地案に對する抗議

務として愛に加州議會の行動を是認するの餘儀なきものなるを閣下及び大統領に上申す。  
一九一三年五月十四日

サクラメントに於て  
加州知事ヒラム、ジョンソン

知事の土地法裁可

五月十九日午前十一時半、加州知事ジョンソン氏は遂に土地法に署名し之を裁可したり。此時政友會の慰問使江原素六氏及國民黨の慰問使服部綾雄氏は恰も金門灣に入らんとする時なりき。尙知事の署名するに當りて語れる處左の如し。  
余の意見は既に幾度か之を明かにせり要するに再び之を繰返すに過ぎざれば敢て贅せず唯だ加州は今開始して外人土地所有權法を有するに至れるなり若し之に據らずして別種の法案を要する者あらば宜しくイニシエチアに依り之を州民に訴ふべし又此の如き法律の必要なしとする者あらば宜しくレフレンダムを以て州民の輿論に問ふべしイニシエチアにて單に他の法律を要求するのみならず明年十一月迄は新法律有効なるべくレフレンダムに依り之が實施を差止めんとするならば明年十一月の選挙まで加州は何等外人土地所有權に關する法律を有せざることならん云々

加州土地法の實施

五月十九日知事土地法を裁可してより、日米兩國の間には各二回正式外交文書の往復ありたるも何等の解決を見ず、又加州内には或はイニシエチアに依り一層苛酷なる法律を設け借地權をも剝奪すべしと云ふ亞細亞排斥會派の意見もあれば、レフレンダムに依り土地案を廢棄すべしと云ふ反對説もあり、在留同胞も亦種々解決の方策を講じたが、結局何れも實行されずして八月十日に至り、土地法は遂に實施せらる

第四章 土地案に對する抗議

るが故に吾人は加州議會が須らく熱慮調査を遂げんことを希望す  
一、加州々會土地案の通過は日本人に對する虐待にして又米國貿易の損害なるのみならず常に日本政府及び國民より保護及禮遇を受けつゝある日本在留米國人を苦ましむるものなり

横濱に本部事務所を有し、在留米人並に日本人に依りて組織せられ居る米亞協會は、四月十七日米國に於ける同協會に宛て左の如く打電し來れり。

加州議會の行動に關し日本全國を通じて右は甚しく日本に對する外交を害したるが如き言論盛んなり故に日本人に對する加州議會の行動に關し合衆國の人心は確固たる方針に出でられんことを望む然らずんば米國の利益は著しく阻害せらるべし

同日又紐育日本協會の會頭ラッセル氏は、東京に於ける同會の顧問濫澤男爵より左の如き電報を接手したり。

加州々會の排日案若し通過せば甚しく日米の歴史的交友を傷害せられんことを恐る日本協會は時局の緩和に對し十分に盡力せられんことを望む  
右に對しラッセル氏は直ちに左の返電を發したり。

全力を盡すべし併し加州は自治權を有し刺下の問題を以て地方問題なりとし他の干渉を厭ふに似たり日米兩國の交友を確保する爲め貴國に於ける手摺を擁護する機運力せられたし

四月十八日日本在留米國美以派宣教師より、監督ハリス氏の名を以て左の如き電報加州議會に達したり。

美以派宣教師等は排日案の通過せざらんことを希望す

同日又東京ニコルス監督よりも、加州議會に宛て土地案を通過せざらんことを希望すとの旨、電報を以て通告し來れり。

更に同日加州内の各市商業會議所を初めとし、ポートランド、シヤトル等の隣州商業會議所も土地案反對の決議を加州議會に通告し來れり。

るに至りぬ。尙此間の日米兩國の交渉及在留同胞の土地會社設立等に就ては後段別に章を改めて詳記する處あるべし。實施されたる土地法の原文及記文は第五篇條約及法規の中にあ

第四章 土地案に對する抗議

土地案の漸く大問題と成るや、日米の國交を傷害するものなりとして、内外各種の方面に反對の聲起り、或は決議を爲して、之を聯絡團體に通告し以て防止運動に移め、又或は加州知事及び加州議會に送りて其反省を促すもの續出せり。左に其一を掲げむ。

一九一三年三月二十日東京商業會議所は長文の電報を桑港商業會議所に寄せ、加州議會の排日案防遏に盡力せられんことを依頼せり。電文の要領左の如し。

大正二年帝國の豫算案は既に帝國議會衆議院を通過し目下貴院に附中なるが該豫算案中には巴奈馬大博參同數も計上せられあるを以て該案が衆議院豫算委員會に討議せられたる場合の如きは委員長は特に此消息を反覆説明し日米國交の爲め是非通過せしめたと説明し多數の賛同を得るに至りたる譯なり今日日本官民は斯の如く桑港大博參同に熱心なる場合に加州議會に排日法律案の議せらるゝ事は甚だ遺憾なる所なるを以て斯る議案が通過する事なき機運の盡力あらん事を希望す云々

尙東京商業會議所は之を初めとし、其後幾度びも桑港商業會議所に電報を發し、排日案の防止を懇囑せり。

東京及横濱在留の米國人及米國に關係ある日本人を以て組織され居る平和協會は四月十六日左の如き決議を爲せり。

一、加州々會の土地案は自由平等主義を標榜せる米國の名譽を傷ぐる事大なるが故に吾人は加州議會が須らく熱慮調査を遂げんことを希望す

十九日京都同志社大學總長原田助氏より、須氏大學總長シヨルダン博士及加州大學總長ホキラー博士に對し、左の如き電文到着せり。

日本國民は米國民と友情を厚うせん事を希望す故に我同志社大學は茲に閣下に請うて閣下の勢力を加州議會に及ぼされん事を切望す

二十日大阪在留の米國人、及神戸在留の基督教徒は何れも會議を開き加州々會が土地案の通過を爲さざるやう希望を開陳し來れり。

二十一日桑港及附近美以派牧師會は左の意味の決議をなし即日電報を以て加州々會に之を通告せり。

桑港周圍の美以派牧師會は加州議會に現はれたる泰西的文明の公平なる觀念に於て特に在留東洋人への影響を及ぼすべき議案を以て米國の東洋に於ける親交、傳道及び通商を阻害するものと爲し同議會が之を通過せざらんことを望む

同日又桑港米人長老教會牧師會は日本人間の傳道に多年深き關係を有するストーチ博士の勸諭に依り滿場一致にて左の意味の決議案を通過し、即日之を上院議長なる副知事ワレーズ氏に宛て電送せり。

謹て敬意を表す桑港周圍の長老教會牧師及び長老を以て組織する牧師會は目下閣府に開會中の加州議會が日本人に對し之を除外する土地法案又は漁業法案の如きは一も之を通過せざらんことを熱心に請願す  
我等は正義の名をもつて之を要求し且つ日本内地に於けると共に太平洋沿岸に於ける基督教の傳道に障害を來さざらん爲に之を要求す

二十二日東京に於ける對米記者大會は加州議會の土地案に關し日米の交友を保持する主意を以つて米國大統領ウキルン氏に電文を送致し來れり。

二十三日仙臺に於ける米國宣教師は大統領ウキルン氏に



第四章 土地案に對する抗議

打電し來り、日米の交友を維持せんか爲め排日的土地案の通過を防止せん事を希望せり。

日本全國商業會議所は同日又大統領ウキルソン氏に打電し熱心に加州排日案の防止を希望せり。

同日又布哇縣會には加州議會が日本人排斥の目的を以てせる土地案を通過したる時は桑港大博參同を取消すべしとの決議案を提出するものありたり。但し、本案は後に委員會にて消滅するに至りたり。

二十五日、日本に居る米國各派宣教師は東京大隈伯爵に會合し(出席者七十餘名)日米の國交を害するが如き加州議會の議案を防止せん爲め大に運動せられんことを米國の宗教團體に加州の宗教團體に向つて促す事を決議し即日之を通告し來れり。

日本聯合商業會議所會頭中野武營氏の名を以て同日加州知事ジョンソン氏、太平洋沿岸聯合商業會議所會頭ギブソン氏(王府商業會議所會頭)及在米日本人會並に南加日本人會に宛て打電し來れり。其中太平洋沿岸聯合商業會議所會頭に宛てたるもの左の如し。

加州今日の狀態に就て協議せんとし特に召集したる我が日本全國商業會議所聯合大會は州會が排日的土地案を通過せんとするを見て今日益々發展せんとしつゝある日米商業關係の爲めに甚だ以て遺憾とす故に茲に此問題に關して貴團體が十分助力して該案防止の爲に共同運動せられん事を懇願するの電報を送る事を決議せり何卒團體内の各商業會議所に向つて此旨御通知あらん事を希ふ。

二十四日太平洋沿岸教會團體の平和委員は會頭ロバート、ダラー及書記アーレン二氏の名を以て左の電報を大統領ウキ

我本國は今や米國に慣つて共和制體を學びつゝあり我等は此地にありて生活費を得つゝある者也我等支那人は勞働其他の事業に依つて米國に貢獻しつゝあり我等支那人は是より益米國に慣つて萬事を改良し且現善を圖らんとしつゝあり然るに加州議會の土地案は凡て此希望に反す故に在留支那人として茲に抗議を提出す

二十五日太平洋沿岸に於ける東洋傳道團の常置委員會は左に掲ぐるが如き決議案を通過し團長エー・ウエルゼー・ウエル氏、副團長ジョウジ、ダブリユウ・ヒンマン氏幹事ミルトン・ペール氏等署名し之を國務卿武雷安氏、知事ジョンソン氏、副知事ワレリス氏、州會下院議長ヤング氏等に宛て送附したり。

我等東洋人に對する傳道團の常置委員は

- 一、極東に於ける一般形勢の變化を認め
- 一、國際の平和と交友を促進せんことを希望し
- 一、且つ太平洋兩岸に於る商業の繁榮を謀る第一の要素として東洋人の間に於る基督傳道の高なる價值を信するが故に
- 一、敵對的精神を助長するが如き偏頗なる法律を通過せざらんを希望し併せて同様な州會の行動に對しては茲に最も強硬なる抗議を爲す

同日又紐育日本協會にては左の意味の決議を爲し、即日大統領ウキルソン氏に之を電送せり。

合衆國の威嚴を保つ爲に大統領を援助し同時に友交國との條約に反せざる様凡ての方面に盡力すべし。

尙當日カーネギー氏、シツプ氏、エリオット博士、ジョルダン博士、前紐育市長セス、ロー氏、前駐日公使グリスコム氏等の電報或は書面を以て同協會に寄せたる意見は何れも加州議會の行動を非難せり。

第五章 土地案に對する意見

ルソン氏國務卿ブライアン氏、加州知事ジョンソン氏、副知事ウォレリス氏、加州議會上院に向つて發送したり。

各教會を代表する太平洋沿岸教會團體の萬國平和委員は加州議會の外人土地所有案が人種的迫害を加へんとするに向つて反對す最近の米國政府關稅報告を見るも千九百十二年の一年間に桑港より日本に輸出したる貨物價額は貿易の全額三十三パーセントに當り日本より桑港に輸入する額は是亦全貿易額の四十一パーセントに當る

余等は又宗教家の立ち場よりして斯る法案の通過は兩國に於ける布教の上に大害を興ふる者なるを信す

余等は宣戰布告を恐るゝ者に非ずといへど兩國の繁榮と利益とに向つて損害を興ふる所の惡感情をば切に之を解除し去らん事を祈る者なり

同日巴奈馬太平洋萬國博覽會々社にては左の意味の決議を爲し、之を知事及州議會に電送せり。

一、加州は自らの要求に依り聯邦政府に請ふて巴奈馬運河の開通を世界の各國民と共に觀すべく大博覽會を開設する事を決したるものなる事

一、合衆國の大統領は此大博覽會に人種と信仰政體と社會狀態の差別を問はず世界各國民を招待したる事

一、右の理由に依り州議會が如何なる國家及國民に對しても國家の名譽又は國民の自尊を傷くるが如き事を爲すに則ち加州の名譽及信用に關するものなる事

右に就き社長ムーア氏は語りて曰く今日迄百方力を盡したるも遂に効なし州の行政長官に對し大博覽會が斯くも相反對するに至りたるは全く已むを得ざるに出づ云々

同日又在桑港支那人六大會社は土地案に對し左の決議を爲し之を州會に通告せり。

我等支那人は加州憲法の保護の下に生活し居る者なり

米國と支那との貿易は近時著しく發展せり尙將來も一層發展せしめざる可らず

又同日以後に至り、或は在米日本人會、東京諸新聞社等及其他各方面より加州議會に抗議する處ありたるが、一々之を掲載するの煩を避け、一斑を録して以て其全約を窺ふの便宜とするに止む。

第五章 土地案に對する意見

當時加州々會の排日案に對する内外の抗議實に上記の如きものあり。從つて之に對する内外新聞雜誌及名士の意見も亦盛んに發表せられたり、乍併、之等は到底其一部だも爰に摘記するは難中の難事なれば、左に特種の意義を有し、當時世人の注目を牽きたる二三名士の意見を掲げんとす。

桑港市の選舉局長にして憲法學に造詣深しと唱へらるゝトーマス・ケートル氏は、四月中旬桑港「コール」新聞紙上に、排日土地案は加州憲法に違反なりとの意見を發表せり、所論の要旨左の如し

加州憲法第一條第一節に「凡ての人は天賦の自由と獨立とを有す而して他に奪ふ可からざる或る權利を有す即ち生命及自由を享樂し擁護するの權財產を獲得し所有し保護するの權及安寧幸福を欲求し之を確保する等の權是也」とあり爰に言ふ「總ての人」は決して内外人を區別せず州内在住の總ての人を指すものなり是れ實に自由獨立の主義に依り國を建てる合衆國の精神にして又加州憲法の精神なり然らば日本人なるの故を以て又市民たらざるの故を以て決して土地の所有を拒絶せらるべきに非ず從つて此法文の解釋よりする時は州會に於て目下問題と成り居る土地案を通過

第六章 他州の新土地法

せらるゝも日本人は決して土地の所有を妨げられざるべし又須氏大學名譽總長(當時總長)ジョルダン博士は、ケイトル氏と相前後して左の如き意見を發表したり。

第一、此種類の法律は間接にも直接にも苟も特定の國民に對し制定せらるれば憲法違反なり

第二、若し條約に背戻せば無効なり

第三、若し現在所得の權利を侵害せば常に違憲なるのみならず無効なり(本項に關し日本家屋税の仲裁々判を引用せり)

第四、若し外國人一般に適用するものならば測るべからざる損害を加州に與ふるものなり

前大統領セオドル・ルーズベルト氏が、加州知事に勸告したる意見なりとして、桑港「コール」新聞は左の如く傳へたり。

加州議會は外國人土地所有に關する合衆國法律の制定を要求する合衆國議會に對する建議を爲す迄須らく本問題を延期すべし又現今加州議會に繫屬中の土地案は違憲なるべく他所に於ける同様の推定法律もテストせらるゝに於ては違憲の判決を受けるならむ云々

第六章 他州の新土地法

一九一三年加州が新に外人土地所有法律を制定したる如く、他州に於ても既定の外人土地所有法を改正したるものあり。而して其結果は或は、改めて外人の土地所有を禁ずるに至りたるもあり、又反對に許容するに至りたるもあり、左に之を記せむ。

107

華盛頓州の土地法改正

華盛頓州議會下院に於ては二月六日日本人及支那人を除外したる外國人土地所有權附與案を通過したり。從來華盛頓州は外人の土地所有を禁じたりしが、商業會議所、土地賣買業者の運動の結果、一般外人に土地所有を許すは華州の開發上必要なりとの説漸く勢力を占め、遂に法律案として提出せられたるものなり。然るに議員ヒュース等、斯くなさば日本人及支那人にも土地を所有せしむべきを以て不可なりとし遂に之を除外することに修正したるもの也。此案一度下院を通過するや、國務卿ノックスは同州知事リスターに宛て、條約上負ふ所の義務其他に就き調査する迄議事の進行を中止すべく打電したり。其後知事及商業會議所等の奔走の結果、法案中より日支人の除外條項を削除し、住宅區域に限り一般外人に土地所有を許すことに修正し、三月十一日上院を通過したり。但し之れが法律としての實施に就ては、更に州民一般の投票によりて決することとなりたり。

アリゾナ州の土地法改正

アリゾナ州に於ては千九百十二年外國人の土地所有禁止法を制定したるが、昨年更に外國人の過半数により組織せらるる會社の土地所有權をも禁止せんとすの修正案提出せられ五月初旬上下兩院を通過し同月十五日を以て知事の署名する所となりたり。初め該案下院を通過したる際には市民權を有する外國人は鑛山を除きたる他の土地を所有する事を得ずとし市

民權なき外國人は其に之を有せずとなしたるものなるが上院は市民權に關する差別を爲さず一般外國人は鑛山以外の土地を所有する事を得ずと爲したるを以て兩院協議會開かれ、下院讓歩して上院の修正通りに決定したるなり。

アイダホ州の土地法改正

アイダホ州は從來州法第二百六十九條によりて外國人の土地所有を禁止したり。然るに昨年の州會に於ては一般外人に土地所有を許容すべしとの修正案提出せられ、兩院之を通過し知事亦署名し、五月一日より實施せらるゝに至りたり、即ち日本人も新に土地所有權を有することとなりたり。

第七章 土地法と日米外交

加州の新土地法に關する日米兩國の折衝は、本稿を草する時に於ては未だ擊争中にして何等の決定を見ず、又其交渉の内容も相互の間に秘密を約し居るを以て發表せられず。されば審かに其真相を記するは到底不可能の事に屬すと雖、左に内外に傳へられたる處を参照し、經過を叙せんと欲す。

日本政府の第一抗議

日本政府は五月八日を以て加州土地法に對する第一回抗議案を提出したり。其内容に就き新聞紙の傳ふる處左の如し。

汎論に於ては根本問題として土地案の内容は從來裁判に於て歸化權なしとせらるゝ邦人に對して明かに差別的待遇を加へんとするもの也何れの文明國間の條約に於ても斯の如く他の條約締結國と差別を設け特に劣等なる待遇を與

第七章 土地法と日米外交

ふるは絶対に之無く日米條約に於ても亦然るは言を俟たざるを以て該土地法は明かに日米の條約の意義に精神に違反するものなりとのことを論じ各論に於ては相續權、當地權等の制限のため日本人及び日本人會社の土地家屋の所有も處分も共に大に拘束せられ爲めに在米日本人は列國人に比して甚だ不利なる地位に置かるゝ事の條約明文違反なるを指摘したるなり。

尙抗議の内容に就き五月七日國民黨の關和知、高木正年二氏が外務省を訪問したる際、松井次官の語れる處左の如し。

抗議の内容は今回の法案中財産の相續權を禁止するは明かに現行日本條約に違反せるものなれば帝國政府は極力此點に關し攻勢を以て進むと同時に從來國に於ける排日的思想の根源を斷絶せしめんと欲し目下講究中なり假令本案の成立を見ることも尙裁判に附するの餘地ありて其間裁判所は法律の執行停止命令(インジャンクション)を發し得るを以て法の適用を受くるに至らざる可し歸化權の獲得は中央政府及議會の同意を要することに現行法律の改正は到底望むべからざれば困難の問題なり

又同月十四日、松井外務次官が政友等の政務調査第二部會(外務)に臨み説述したる處左の如し。

對米問題に就ては前回に於ては國務卿アライアン氏が華盛頓より加州に出張せし所迄報告し置きたればとてア氏が加州に於て種々盡方せし願末を説明し進んで懸排日案の通過するやア氏が華盛頓に歸着するを得て珍田大使をして我が見解即ち抗議とも云ふべき意見を申込せしめたり當時我政府に於ては米國の中央政府並に加州以外の各州に於て表しつゝある同情を失はず親善なる國交を維持することに考慮を致したりア氏が華盛頓に歸着して又直に親善に旅行せざる可らざる用向ありし爲め珍田大使は親しく意見を交換するの餘暇なかりしもア氏は頻りに我 府の見解を知らんことを欲し草案にても苦しからざるを以て是非出發前之を示されたしと大使に迫りたるにつき大使は正式の抗議前該草案を指示せしにア氏は大に満足して依然たる同情を傾注して居る由此事は兩國政府に於て秘密に附すべきに決し居れば茲に公言する能はざるも要は目下の場合に於て採るべき唯一手段即ち知事の否認權行使を要求して該問題を外交手段にて解決せんとするに外ならず米國の中央政府に於て

第七章 土地法と日米外交

も法廷に於て解決し得るとの見解を有し居るが我政府に於ても亦此裁判の手段を以てすれば充分の見込ありと信じ居れり又歸化權獲得の問題に就ては種々微妙の關係あるを以て充分の考慮を要すべく未だ俄に之を提議するの利益なるを知らず加ふるに未だ純然たる法律問題となり居らざる折柄なれば能く其場合と事情とを講究し居れり

米國政府の第一回答

日本政府第一回抗議に對し、米國政府は加州知事が土地法を裁可したる五月十九日午前十一時半、珍田大使に回答を交付したり。其内容に就き當時紐育「トリビュン」紙の報ずる處左の如し。

回答書の執筆者は國際法の精通者たる國務省顧問ジョン・バセット、ミア氏にして國務省の署名したるものなるが要は加州の行動を辯護するにあり元來五月九日珍田大使の提出したる覺書は頗る婉曲文飾に過ぎて主張の要點動もすれば茫漠に流るゝ虞あり爲めに米國政府も聊か答辭に苦みたる觀あるも要するに回答の要領は

- 一、米國政府は日本の自尊心を毀損する事を防止せんが爲め全力を傾注したる事
- 二、土地法に關する加州此種の立法に關しては中央政府より干渉し兼ねる事
- 三、加州今次の土地法は一九一一年改訂の日本通商條約に由り米國が在米日本人に保障し置ける何等の權利をも強ち侵害せざる事否右土地法は一步を進めて條約に保障しあるより以上の自由を許し居る事即ち之を例せば日本人が農業の目的のため米國內に土地を賃借し得るの權利は必ずしも條約に明文あるに非ざるも右土地法に於て或制限の下に之を許し居る事等を説述したるものなり云々

尙右に關し同月二十一日立憲同志會幹事安達、富田の兩氏が外務大臣を訪問したる際、外相の語れる處左の如し。

ざるものにして今後更に協議の餘地を存し置けるものなりと又武雷安及珍田大使は此際一般輿論の沸騰を避けんが爲め此事件に關し往復する外交文書は一切公表せざる事を約束せり。

大統領及大使の會見

六月五日、大統領の希望に依り、珍田大使は白聖館に於てウキルソン氏に會見せり。是本問題發生以來初めての會見也。此會見に就き大統領の語れる處左の如し。

政府は土地問題を裁判に訴へんとするが如き目的を有せず日本の再抗議なるものは要するに將來兩者の間に交渉を重ねるべき途を開きたるものなし但し日本の通牒は未だ以て問題解決の端緒を開くに至らずと

山本首相の言明

六月十三日、山本總理大臣は帝都の新聞記者を官邸に招き、對米問題に就き左の如く言明せり。

先般來米國加州に於て邦人の土地所有禁止問題が起りまして今尙ほ解決の場合に立ち至りませぬのは諸君と共に遺憾のことでありませぬが政府は常に其間に處して平和と友誼とを重むじ適當と信する所の措置を取りつゝあるものであります米國は申すまでもなく正義と人道とを以て立國の基礎となし居る國柄でありますから私は諸君と共に圓滿なる解決を得べきことを望んで居るのであります

東部親日輿論の冷却

第二抗議に對する米國政府の回答は甚しく遅延せり。此間に於て記すべき事は少からざりしも、茲に特記し置くの要あり

米國政府は非常の同情を以て排日事件の解決に盡力し且配慮中なり然るに中央政府と州政府との關係は其極限上層分複雑なるものあり此點は我政府に於ても充分に考慮せざるべからず

土地法に對する抗議は既に吾政府より過日之を提出し米國政府より昨二十日其回答に接したり  
高等法院への訴訟も餘程専門家の考究を要し又結局の利害も考慮せざる可からざるを以て兩國政府に於て目下熟考中なり  
歸化權獲得問題の如きも何れ條約の上にて爲さるゝ可からざるが是とて米國議會の決定を経ざる可からざるを以て多數の意向に重きを置く米國政府としては多數の意向に就きても然慮しつゝあるべしと惟ふ  
越えて六月三日、政友會米田、宮崎兩幹事の訪問せる際牧野外相は左の如く語れり。

日本政府第二回抗議

六月四日、日本政府は第二回抗議書を米國政府に提出せり。此時珍田大使は國務卿ブライアン氏を訪問し、口頭を以て説明する處ありたり。其内容に就き當時傳ふる處左の如し。

第二回抗議の内容は大體に於て第一回抗議の主意を敷設したるものにして唯今次の土地法が何故に條約の精神に悖り併せて特に日本人に對して偏頗的なるや且つ土地法の一部が何故に條約の或項目に抵触するやの點に就き一層確明に就述して結局公正なる解決即ち在米日本人の公平均等なる待遇を要求したるものなり  
尙該抗議書は普通の性質に屬し毫も最後通牒的性質を帯び

るは米國東部諸州の日本に對する同情ある輿論の俄かに冷却せる事也。此の時迄は東部の輿論は一齊に加州の不法を鳴らし、米國民の名譽を傷くるものなりと爲せるに、一朝土地問題が國際問題に移るや彼等の態度は一變せり。是れ加州對聯邦政府の問題が、日本對合衆國の問題と成れるが爲めなるべし。

歸化權に關する論議

土地問題の解決に關聯して當時又日本人の歸化權に關する論議ありたり。之に對し當時發表されたる米國官邊の意見とも觀察せらるゝものを記すれば、歸化は權利に非ず、故に日本政府より要求せらるゝものに非ず、又合衆國々移省の記録は嘗て外國より歸化權の要求を受けたる事無く同時に又歸化に關する協約を締結したる事も示さず、要するに日本人に歸化權を賦與するの可否は別問題なれども、之が權利の賦與は全く合衆國の自由意志に存するものなり云々

英國の日本人歸化論

土地問題に關し英國の新聞雜誌に現はれたる評論頗る多し。就中最も注目すべきは倫敦「タイムズ」前外報部長テロル氏の意見也。氏は米國海軍マハン少將の「日本人不同化歸化不可許論」に對し數次反駁せるが其中の一節に曰く、  
今日の危險は他なし、米國が歸化權賦與に依りて行ひ得べき解決政治を絕對に拒絶する事にあり、賢明に處分せば緩相し得らるゝ當の難局も之が爲めに忽ち切迫するに至る可きと是也顧みるに米國は多數の黑人にも同等なる市民權を附與せる國にあらずや此國にして人種的障壁を以て歸化禁止の理由を就

くが如きは決して論理に合するものにあらずなりと  
 尙倫敦「タイムズ」は之より以前其社説に於て「米國と同一境遇にある加奈陀が同一の問題を何等の紛争なく解決し居るを見れば、米國も亦之を平和に解決し得ざる理由なし」云々とて米國加奈陀の例に倣ひて日本人に歸化權を賦與せんことを勧告したるも亦忘る可らざる事實也。

### 日本政府の追加抗議

七月に入り米國政府の回答未だ交付せられざるに當り日本政府は同月三日を以て第二抗議に附帶して追加抗議を提出したり。而して其内容に就ては種々の説傳へられたるが、要するに(一)從來の所論を更に一屬詳密に説明したるものなり(二)改締仲裁條約に依り仲裁々判に附すべしと云ふ(三)抗議に非ずして實は問題解決法に關する意見の交換也(四)試訴提起の準備也、等は其重なるものにして、之等風説は何れも多少信すべき根據あるが如し。

### 米國政府の第二回答

之より以前米國政府の回答脱稿せりとの報度傳へられたるが、七月十日國務卿武雷安氏は珍田大使を招て一時間餘會見し、米國政府の回答を内示して協議を重ねたり。其結果國務卿は回答の一部を改訂したる上日本政府に交付する事と成りたりと華府外交界は當時此異例に眼を待てたるが、右に就き國務卿は曰く、珍田大使と協議したる點に就き、米國政府の回答交付以前、大使より本國政府に打電して訓令を仰ぐ

を必要とするが如き事は無かりき」と。斯て十六日に至り、米國政府は愈々第二回答を交付したり。此内容に就き當時聯合通信社華府常置員の報する處左の如し。

當地官界に於ては米國政府より發したる回答に依り本問題に關する兩國政府間の交渉は少くも當分の一段落を告ぐべきを信ず傳ふる所に依れば日本抗議の主要なる諸點に就き米國政府の回答は極めて詳密に渡り殆んど議論の餘地なきに至らしめたる上に日本政府が未だ明瞭に且つ完全に否定せざりし點に關しても國務省當局者は専門的智識を傾倒して各點争問題の論點を明かにし此れ以上の事は法廷の判決に待つて決するの外途なしと述べたりと

### 試訴提起説

米國政府第二回答の中には、法廷の問題として解決せんことを日本政府に慫慂したる形跡あるは事實なるが如し。茲に於て試訴提起に關する諸説傳へられたるが、當時國務省側の意見なりとて聯合通信は左の如く報せり。  
 國務省にては加州土地法が現行條約に抵触し居るや否や又は一般國際法の原則の下に日本人の享有する特權を侵害するや否やの問題を法廷に持ち出すに就ては日本政府に對し之れもインシエチアを取らん事を希望し居れり此の點に關し日本の外交代表者は往年學堂問題に際し時のルーズヴェルト政府が設定したる先例に従ひ此の義務は當に米國政府の負ふ可き處なりとの意向を非公式に洩し居るも國務省は此の見解に従はざりき又某々當局者は之に就き語りて曰く該訴訟が事實に於て日本政府より費用を支出するに於ても兎に角加州に在る日本人をして個人の資格に於て先づ訴訟を提起せしむるならば不幸にして敗訴に終るが如き事あるも日本政府は更に外交上の手段に依り其の失敗を取戻すべく何れにしても有利なる地位に在りて暗に日本の決意を慫慂したり併し日本側にては之を訴訟に訴ふるにしても裁判永引きが判決を得るは容易の事に非ざるべしと述べるに對し國務省は誠心誠意凡て適當の手段を盡し場合に依りては檢事總長をして此かる事件に於ける最高法院の手續

を改め事件の進行を進めしむるも辭せざるべしとの意向を洩したり云々

### 「アウトロツク」誌の解決策

「アウトロツク」誌は、土地問題發生以來其言論動もすれば公平を失し、或は強て日本を非難せんとするが如き風ありしが、八月一日發行の社説にては從來の態度一變し、日米國交の爲め圓滿なる解決策を提唱せり。即ち「日本人問題の解決は要するに吾人が日本人を以て政治上軍事上産業上並に其智的活動に於て近世國民の最上級に位する者として尊敬を拂ふに足る者と認むるや否や又彼等を我國内に迎ふるも米國のソリダリティーを維持するに充分なりと認め且つ善隣として待遇するも差支なきや否やに對する態度の決定に依りて解決さる可し」と左の三提案を爲せり

▲第一 日本が現に行ひつゝあると同様なる新しきアングスタンテングの下に移民の取締りを日本の自由任すべし但し日本は社會的に經濟的に又政治的に太平洋岸諸州を迷惑せしむるが如き多數の移民を送る事は敢てなざる可し

▲第二 現に合衆國に永住的根據を定めたる者にして正當なる人格を有する日本人には歸化權を與ふ可し又今後前記アングスタンテングの下に來る日本人に對しても日本國政府の國籍脱出保護の旅券を有する者には之を許す可し  
 ▲第三 日本政府と協商し若し日本人にして日本政府より下附されたる正當の旅券を持ちて入國せる者に非ず又之を所持せざる事なる事を見られたる時は控訴上告を許さず直ちに送還せしむるの權を米國政府に與ふ可し而して現に當國に在る日本人は當然權利を有する事を證據立つる事に依り必要なる旅券を受くる事を得可し

### 米國政府の解決提案

既にして八月十日に至り加州の新土地法は實施せらるゝに至れり。華府電報は日本政府の第三抗議近日到着すべき旨、珍田大使より國務卿武雷安氏に報告ありたりと傳へたり。又之と前後して東京電報は試訴提起に關し原告訟案中なりと報せり。斯て十五日に至り東京電報は突然米國政府の提唱せる解決提案なりとして左の如く傳へたり。

本日當地に於て發表されたる事實によれば加州土地問題當面の解決のため米國政府にては日本の主張を酌量せる結果今回土地法實施のため加州に在る日本人の被りたる損害を賠償し且つ國際上の對等を保つがため日本政府が日本在留米國人に對して加州土地法同様の法律により土地所有を禁止する事を承諾すとの意味にて新たに通告を發し來れりとの事なり  
 尙之に對する日本政府當局者の意嚮なりとして同じ電報は左の如く報じたり。

此通告に對する日本政府當局の意向を何ふに前記二條項に對しては何れも不満の意見を懐けるものゝ如く即ち日米兩國の親交を永久に維持せんがために此際問題の眞因に對し根本的解決をなすの外なしとの希望を有し若し米國政府にて此解決を欲せずとならば兩國々交は依然今日の危險怪苦澁の難問題として横ばるの外なかるべしと云ふに在り

### 日本政府の第三抗議

日本政府は八月二十六日を以て第三抗議を米國政府に提出したり。右に就き當時傳ふる處左の如し。

抗議の内容は米國政府の所説に對し逐條駁撃を加へ帝國政府の主張を明白にしたるものにして政府は該抗議に對し必ずしも米國政府の回答を要求せざるも唯米國政府の從來の回答に満足すること能はざる事實を表明し飽まで帝國政府の主張を維持せんとするものゝ如し試驗訴訟は事件の發生を待ち具體的事實を捕へて裁判所に提起するの必要あり目下米國法律家に依頼し訴訟に關

第七章 土地法と日米外交

する諸般の問題を研究せしめつゝあり而して帝國政府は抗議並に訴訟以外に更に根本問題の解決法に就ても從來米國當局者と意見の交換を行ひたることあれば無論今後に於て此方面の展開をも計るべしと

日米新協約説

九月に入り日米新協約説傳へられ華府及東京電報共に之を報じたのが、其要略左の如し。

日本政府は加州排日問題解決の根本手段として日米新協約を締結せんと欲し珍田大使をして之が立案に任せしめ外務省にては詮衡の結果珍田案を是認し茲に日米兩當局者間の交渉を開始するに至り駐日大使ガズリー氏の如き熱心同協約の遂行に盡力しつゝあり而して協約の内容は極めて秘密に附し居れども聞く處によれば同協約の範圍は廣く米國各州における土地所有に關し在米日本人永遠の利益を保護せんとするものなりと、

第八章 在留同胞と土地問題

土地問題は元來在留同胞を基礎として起れる問題也。されば此問題に關し在留同胞の爲したる運動及採りたる方針又は善後策は茲に特記し置かざら可らず。

土地案喰留に對する運動

第四十加州議會に土地案の提出さるべき事は之を從來の議會に徴し既に前年度に於て豫期せられたる處也。依つて在米日本人會にては桑港總領事官とも協議の上當時より徐々之に防止運動に着手し、愈々提出せらるゝや臨時代表者を召集し、時局特別委員を撰定し百方盡力する處ありたり。不幸其効全からずして通過したりと雖、今其運動の一端を記せば

り選出せる十五名の委員より成るに於て左の決議を爲せり。

- 第一 時局問題に付き陳情の爲め牛嶋安孫子の兩氏を華盛頓に派遣する事
- 第二 歸化權獲得に就ては陳情委員は我大使と謀合の上適當の方法を講ずる事
- 第三 本會は珍田大使と協議の爲め添田博士に華盛頓出張を依頼する事
- 第四 「エジュケーショナルキャンペーン」に依り米國人の誤解を解除し同胞社會の改善進歩を圖る事
- 第五 日米の親交を圖り時局解決の爲め全米在留民を組織する中央團體を組織する事
- 第六 右の中央團體主催者は本國より招聘する事
- 第七 時局費は一年十五萬弗と見積り三萬弗は在米日本人會連絡團體に於て負擔し十萬弗は母國より援助を仰ぎ二萬弗は他の方法により募集する事
- 第八 五名の專任委員を置き實行の任に當らしむる事

陳情委員の派遣

別項第一回時局特別委員會の決議に基き在米日本人會は華府に陳情委員を派遣したるが、第二回時局特別委員會に於て爲せる報告の要旨左の如し。

- 一、市俄古華盛頓、紐育の各市に於て大使館、領事館員諸氏並びに在留の同胞有志諸氏より厚き款待と時局に關して熱誠なる同情を受けたる事
- 一、特別委員會の決議に基き在留民の今後採らんとする方針等を詳しく具陳したるに珍田大使幣原參事官も大體に於て賛同の意を表せられ就中啓發運動(キヤンペーン)「エジュケーション」開始並に新土地法實施によりて在留同胞の蒙る影響に對し富面並に永久の救済方法等に就ては全然賛同の意を表せられん事
- 尙富面救済策として珍田大使も添田博士も共々横濱正金銀行より特別の便宜を仰ぎ得る機盡力を約せられし事
- 一、土地法に關する日米兩國間の外交折衝の内容は兩國共に秘密を守り居る

第八章 在留同胞と土地問題

(一) 巴奈馬太平洋萬國博覽會と常に密接なる關係を保ち排日案の提出及之が通過の防止運動を爲したる事(二) 桑港商業會議所及東京商業會議所等とも常に聯絡を保ち同權防止運動を爲したる事(三) 親日派米人に訴へて排日案反對輿論の喚起に努めたる事(四) 日本に於る諸團體と相提携して臨機適應の運動を爲したる事(五) 土地案の不法を加州民に訴へて其反省を求めたる事等は其主なるものなれども詳細に亘りては到底之を枚擧するに遑あらず。又特に秘密を要するものもあれば本件に關する記事は之にて満足せざる可らず。

臨時代表者會

在米日本人會にては四月二十九日臨時代表者會を召集し、土地問題解決に關し協議する處ありたり。其決議中主要なるものは左の如し。

- 一、時局問題解決の爲め在米日本人會及び之が聯絡團體は按分比例に依り金三萬弗を融集支出すること
- 一、時局問題に關する一切の方法及並に經費支出の任に當らしめん爲特別委員會を設くる事但委員の數は十五名とし在米日本人會より五名地方より十名を出す事

第一回時局特別委員會

之より先き在米日本人會にては土地問題解決策に就き母國日米同志會及全國商業會議所を代表して派遣されたる法學博士添田壽一氏、及神谷忠雄氏、並に政友會の慰問使江原素六氏、國民黨の慰問使服部綾雄氏等と協議を重ねたるが、五月二十九日第一回時局特別委員會(在米日本人會及聯絡團體より

今日吾大使より口外し得ざれども兩國の當局は最善の努力を以て之が解決に盡瘁しつゝあれば在留同胞は外交方面に關して無暗に苦慮する事なく各自の方針に向つて愈々勇往邁進し互ひに協力一致して我に對する米國人の有する誤解を解くと共に在留民の實狀品位を向上せしめ以て眞正の根本解決の爲めに努力する機與も大使より傳言ありし事

- 一、歸化權獲得の問題は健全なる米國の大輿論を後援として後ら能く圓滿に其目的を達し得べき性質のものにて斯くしてこそ眞に根本の解決と云ふ可きものなれば性念輕卒に歸化權獲得の聲を高くするは却つて素志貫徹の妨げとなる虞れあり由つて斯權獲得の方法時期等に就ては熱慮研究ありたしとは大使並びに家永博士等の意見なる事
- 一、全米在留同胞聯絡團體の組織並に啓發運動の開始に對し紐育在留の有志者は同市日本俱樂部に於ける陳情員の歡迎の晩餐會に於て滿場異議なく陳情委員の述べし趣意に賛成せられし事、就中家永博士は啓發運動大牛の努力を在留民教化の上に注ぐべしとの希望を述べられし事
- 一、加州の土地法が州會に懸案中は米國東部に於る大體の輿論は日本人に同情せしめ同法通過して日米兩國の國際問題となれる今日に形勢全然一變して米國の大部分は排日的傾向を有するに至れる事

第二回時局特別委員會

八月二日より五日迄第二回時局特別委員會を開き左の決議を發表せり。

- (一) 各聯絡團體の負擔すべき時局費は八月中に其半額を時局委員會に納め残り半額は十月中に之を納むる事(在米日本人等及之が聯絡各團體の負擔すべき時局費は臨時代表者會の決議に基き合計三萬弗也)
- (二) キヤンペーン、オプ、エジュケーションの目的の爲に河上清氏を招聘する事
- (三) 時局問題根本解決の實行方法としては先づ啓發運動を起し日米人間に存する誤解を解除し兩國の親交を高め尙歸化權獲得に關しては十分の準備を整へ以て其目的を達せん事を期す

第八章 在留同胞と土地問題

- (四) 基督教傳導團及米國佛教會に依頼して日本人間に於ける啓蒙運動をなすしむる事
- 但し對する費用として月三百弗を支出し其交渉は事務委員に一任する事
- (五) 在留民中に中央農會設立の曉には之に對し毎月應分の補助をなす事
- (六) 商務部設立に關しては一切の件を事務委員に一任する事
- (七) 中央團體設立案を三名の委員に附托する事

中央團體設立案

別項第二回時局特別委員會の決議に基き中央團體設立案として三名の委員は左の案を起草し、全委員會之を承認し六日在米日本人會に通告し、同會より印刷に附して聯絡各團體に通知し調査研究せしむる事とせり。

中央團體規約草案

- 第一條 本會の名稱を在米日本人會と稱す
- 第二條 本會は在米日本人の品位を高め日米兩國國民の交誼を厚ふし實業の發達並に同胞の福利を増進するを以て目的とす
- 第三條 本會は事務所を桑港に置く
- 第四條 本會は本會と聯絡する地方團體を以て之を組織す
- 第五條 本會に常置員十三名を置き左の割合に依り代表者會に於て之を選挙す
- 第六條 常置員會は二月、七月の二期に開會す

但し必要に依り臨時會を召集する事あるべし

- 第七條 常置員會は代表者會の決議に基き經營實行の方針を決す
- 第八條 本會に左の役員を置く 會長一名、副會長一名、幹事一名、會計一名、會計監査一名
- 第九條 正副會長は常置員會に於て之を互選し會計監査は常置員會の推薦に依り會長之を囑託す會計、幹事は會長之を推薦し常置員會の承認を得るものとす
- 第十條 會長は常置員會の決議を執行し會務を總攬し且つ常置員會の議長となる副會長は會長を補佐し會長事故ある時之に代る會計は本會の出納一切を掌る
- 第十一條 役員は會長の指揮に従ひ職務を處理す
- 第十二條 本會の集會を分ちて代表者會常置員會の二種とす
- 第十三條 代表者會は毎年一月之を開き常年度の收支豫算其他重要事項を議定し會計及事務報告の調査並に常置員會の選舉を行ふ
- 第十四條 常置員會の決議又は十箇以上の地方聯合團體の請求ありたる時は臨時代表者會を召集す
- 第十五條 代表者會は議員三分の一、常置員會は過半数を以て成立し議事は出席者の過半数を以て決定す

規約改正

第十六條 本會の規約は代表會出席議員總數三分の二以上の同意あるにあらざれば之を改正する事を得ず

細則

第十七條 常置員會は本規約の範圍内に於いて細則制定の權を有す

桑港日本人會設立

中央團體設立の爲め從來の在米日本人會の組織を變更せるに依り、桑港には別に桑港日本人會設立の必要を感じ、桑港實業會の幹部諸氏主と成り、八月十七日愈々實業會を解散し新に桑港日本人會を設立する事としたり。又在米日本人會は八月二十六日之が設立委員を選定して、助成せしむる事とせり。

土地會社の組織

土地案加州議會を通過し次で知事の署名終り、日米外交の交渉亦渉々しからざるを見るや、在留同胞は結局此問題の解決の如何に決するにも拘らず、同胞の事は同胞自ら之を處決せざる可からずとて、爰に同胞所有土地の保護策講究せらる。此保護策は月賦又は年賦の契約賣買にて土地を購入し居たるものをして土地法の實施前に全部を支拂ひ完全に地券を獲得せしむるを主眼としたるもの也。之より先正金銀行桑港支店にては、右の目的に對する資金融通に就き本店に照會中なりし處、本店は之を許可し約三十萬圓の融通を爲す事と成せり。是れ實に七月中旬の事なり。依つて各地の土地所有者は相謀りて土地會社を設立し、其所有權を此會社に移し、自ら其株

主と成り此會社に正金銀行より應分の融通を乞ひ、以て完全に地券を獲得したり。斯くて八月十日の土地法實施迄に設立せられたる加州日本人中の新土地會社の數及資本金等に關し桑港總領事館の調査せる處左の如し。

會社所在地	會社數	會社資本金
サンフランシスコ	三	四五、〇〇〇弗
アラメダ市	一	一〇、〇〇〇
アルバード	一	一〇、〇〇〇
サンレアンドロ	一	二〇、〇〇〇
サンロレンゾ	二	二〇、〇〇〇
オークランド	二	一二五、〇〇〇
リッチモンド	二	五〇、〇〇〇
ステツヂ	二	三〇、〇〇〇
レドウッド・シテイ	二	二〇、〇〇〇
サンノゼ	一	二〇、〇〇〇
サクラメント	一	一〇、〇〇〇
フロリン	一	一〇、〇〇〇
タイラー島	一	二五、〇〇〇
バカビル	四	四三、〇〇〇
メリスビル	四	七〇、〇〇〇
オーバーン	一	一〇、〇〇〇
ルーミス	四	五五、〇〇〇
ニューキャッスル	三	三〇、〇〇〇
オフアイアー	二	二〇、〇〇〇
ペンリン	三	三〇、〇〇〇

第九章 日米關係雜事

リビングストン	一六四、〇〇〇
フレズノ市	二二〇、〇〇〇
ポールズ	三七〇、〇〇〇
クロービス	二二〇、〇〇〇
デルレー	二五、〇〇〇
フアーラー	七〇、〇〇〇
キングスリバー	一四〇、〇〇〇
オリアンダー	一六〇、〇〇〇
バリアー	七五、〇〇〇
ライドレー	一一〇、〇〇〇
サンガー	八五、〇〇〇
アモナ	一〇、〇〇〇
ハンフオード	四〇、〇〇〇
ダイニエーバー	二〇、〇〇〇
エキスター	一一、〇〇〇
リンゼー	二五、〇〇〇
オレンデハースト	二〇、〇〇〇
チユラレ	三〇、〇〇〇
バイセリア	一五、〇〇〇
エツテム	五〇、〇〇〇
ロサンヂェルス	四〇、〇〇〇
ホモナ	一〇、〇〇〇
サンフアルナンド	一〇、〇〇〇
イムベリアル・バレー	五〇、〇〇〇
ヨルバリンダ	二〇、〇〇〇

一八

エチリンダ	一一〇、〇〇〇
ガダルーブ	一〇、〇〇〇
オクスナード	五五、〇〇〇
總計	一一五、二、八一八、〇〇〇弗

備考 右表の中最後のオクスナードに於ける五會社の資本金中一會社の不明に就き之を脱せり

第九章 日米關係雜事

日本兩國に直接間接に關係を有する過去一ケ年の重なる事件を左に摘録すべし。

桑港總領事交渉

桑港總領事永井松三氏は嚴父病氣の爲め一九二三年一月十七日歸朝を命せられ、其後嚴父の死去と共に桑港駐在を免せられたり。後任には紐育總領事館の總領事代理沼野安太郎氏三月十六日を以て桑港總領事館の總領事代理として轉任を命せられ旬日の後赴任したり。尙紐育領事館には其後總領事飯島龜太郎氏來任せり。

デリンハム移民法案

合衆國上院議員デリンハム氏の移民法案は昨年一月下旬より二月上旬にかけ米國上院及下院を通過し大統領の裁可を求めしに時の大統領タフト氏は二月十四日遂に之を拒絶せり。依つて上院は同月十八日再び規定の票數三分の二以上の多數を以て之を通過したるが、下院は遂に通過する事無くして國

會の閉會を見たり。而してデリンハム案の内容は歸化し得ざる外國人の入國を制限する點日本人に影響する處大なるものありき。

日本内閣の交渉

一昨年秋所謂増師問題の爲めに西園寺内閣倒れ、國民憲政擁護運動の裡に幾度か行惱みたる内閣の組織は、遂に桂公に依りて組織せらるゝに至れり。斯の如くにして明けたる諒闇の新年は頗る騒然たるものありき。既にして議會將に開かんとするや、政府は豫算の印刷に合はざるの故を以て議會の停會を命じたり。憲政擁護の聲は則ち大に擧れり。斯て停會期終り議會を開會するも到底勝算無しと見たる桂公は、一方立憲同志會創立を發表すると共に、他方に於ては三度停會を斷行し此間に極力反對黨議員の懐柔に努めたり。雖然、事遂に成らず、二月十一日遂に内閣總辭職を爲し、同月二十日山本内閣成立したり。

米國大統領交渉

三月六日米國大統領は交渉せり。是れ近時米國政界に取りては特記すべき事件也。多年政權を握り來りし共和黨は、タフト大統領を最後として一先づ爰に政權を抛たざる可らざるに至れり。之に反してクリブランド第二執政以來、十有餘年全く政權に遠去かりたる民主黨は、爰に初めて政權を回復するを得たり。而して新大統領ウエルソンの政策は關稅改正を初めとし、對外政策及内政に關し共和黨と大に其主義方針

を異にせり。斯の如くにして昨年三月三日の大統領交渉は之を米國民より觀るも亦世界より觀るも、極めて重要な事件なりき。大統領の交渉と共に内閣員亦交渉せり。其顔振れ左の如し。

國務	ウヰリアム・ジョー・ブライアン(チブラスカ)
大藏	ウヰリアム・マカドゥ・ニウヨーク
司法	ジョー・エム・ス・マクレーノルド(アトシ)
陸軍	チャレス・エム・ガリソン(ニユウシエ)
海軍	ジョセフ・ダニエル(北カロリナ)
逓信	アルバート・エス・バーレソン(テキサス)
商務	ウヰリアム・シー・レドフェルド(ニユウグ)
内務	フランクリン・ローレン(加州)
労働	ウヰリアム・ビー・ウヰルソン(ペンシルバニア)
農務	クリフト・ヒューストン(ミソリ)

太平洋岸移民研究大會

四月十四日より三日間桑港基督教會主催と成り太平洋岸移民研究大會開催せられたり。來會せるもの隣州知事、商業團體代表者、宗教家、政治家等頗る多く非常なる盛會なりき。而して此大會の目的は如何なる移民を入國せしむべきか又は拒絶すべきかといふが如き行政的事項の研究を爲すに非ずして、入國したる移民を如何に誘導して合衆國の富源開發に資し、又彼等を善良なる合衆國市民とならしむるかにありき。決議して實行を期せる事項少からず。

米國の支那民國承認

四月九日秘露政府は率先中華民國を承認したるが米國は五月二日北京駐劄の公使代理をして左の國書を民國大總統に捧呈せしめたり。

北米合衆國大統領、支那國大統領袁世凱閣下に申す  
北米合衆國政府及國民は、支那國民が自治の資格權能を獲得したるを認め既に多大の同情を以て之を迎へたり今や國會議員召集され支那國民の希望を貫徹するが爲其職責を果さんと努めつつあるを以て予は我が政府及國民に代り新支那國を列國の一員として歓迎するの時機到達せるを信じ茲に予は此態度に出るに於て支那國民が共和政體を完備するに依り最好の發達及善美を致すと同時に新政府の下に臨時政府時代に生じたる總ての義務は國會に依りて確立せらるべき政府に依りて負擔せらるるを確信し且つ希望する者なり  
同時に墨西哥も其の類に倣ひたり。

### 慰問使及學者の渡米

加州議會の土地案大問題と成るや、日本より幾多の慰問使派遣せられたり。即ち國民黨の服部綾雄氏、政友會の江原素六氏、米友協會及和歌山縣の山口能野氏、日米同志會並全國商業會議所代表の添田博士、神谷忠雄二氏等は是也。之等諸氏は五月下旬相前後して來米し、加州及沿岸各地に於ける同胞の状態を視察し、又華府に赴きて國務卿及珍田大使にも會見し、八月月上旬再び相前後して歸朝せられたるが、沿岸同胞社會及一般米國に與へたる印象は概して良好なりき。尙慰問の爲めに非ざるも京都帝國大學法科大學教授末廣博士は、詳しく日本人問題を研究せんとて七月下旬來桑し約半歲滞在して諸般の調査を爲したり。

のとして之を裁可し茲に之を宣言す(イ)該條約又は本法は來住法の何れの條項をも廢棄し又は之に影響するものと認められざる(ロ)該條約第八條は之を加奈院に適用せざるものと認めらるへし  
第三條 本法は總督の布告を以て加奈院官報に公布の上期日を定めて之を施行す

之れと同時に英領加奈院行労働者の制限及び取締に關し帝國政府はオツタワ在勤中村總領事をして加奈院政府に對し左の宣言を爲さしめたり

### 宣 言

オツタワ在勤日本國總領事たる下名は日本國政府の委任を受け左の通り宣言するの光榮を有す  
日本帝國政府は労働者の加奈院移住に關し千九百八年以來實行し來りたる制限及取締を從來と均しく有効に維持するの覺悟なり  
即ち米國に對するものと同様の宣言を爲したるは此際注目すべき事なり。

### 日米仲裁條約改訂

昨年八月二十四日を以て満期となりし日米特種仲裁條約は原條約の儘、原條約と同一期間の間之を更に之を訂結する事とし、六月十四日珍田大使と國務卿武雷氏は之が調印を了したり。而して、合衆國元老院は大正三年二月を以て之に批准を與へたり。

### 新駐日、米國大使の赴任

ラース・アンダソン氏の後任として昨年五月日本駐劄米國大使に任命せられたるデョウヂ・ガヌイ氏は、七月十六日桑

### 加奈院移民制限の宣言

英領加奈院の日英通商航海條約加入に關しオツタワ在勤帝國總領事と加奈院政府との間に往復されたる公文同總理大臣よりの來翰は左の通りにして右公文に記載の法律案は四月十日加奈院總督の裁可を経たる旨同總理事より報告ありたり。

#### △加奈院總理大臣來翰

- 以書翰致啓上候陳者
- 一、本大臣は我政府が千九百十一年四月三日倫敦に於て調印されたる日英通商航海條約に加奈院の加入するに關する法律案を加奈院會議に提出するの意圖なる旨を貴下に通知するの光榮を有し候
  - 二、加奈院の加入は茲に日本帝國政府の考量に供せんが爲め提示する別紙法律草案等に記載の條件及び但書に依るものに有之候
  - 三、該條約は來住法の何れの條項をも廢棄し又は之に影響するものと認められざるへしとの但書は亞米利加合衆國との間に締結せられたる最近の條約に關聯して日本帝國政府の承認せられたる字句に倣ひたるものに候
  - 四、日本帝國政府は來住法が實際に於て英帝國をも包含したる一切の諸國より加奈院に渡來せる外人の移住に適用せられ且或る一國の爲に區別をなさざることを知照せらるること疑なき所に有之候故に貴國政府が並に合衆國に對し同意を表せられたる但書を別紙法律草案に規定せんとするに對し異議を有せらるること無之へくと存候
- 本大臣は茲に重て貴下に向て敬意を表し候敬具
- (別 紙)
- 皇帝陛下は加奈院上下兩院の協賛を経て左の法律を制定せらる
- 第一條 本法は千九百十三年日本條約法として引用せらるへし
  - 第二條 本法附屬書に記載せらるる千九百十一年四月三日皇帝陛下と日本皇帝陛下との間に締結せられたる條約は加奈院に於て法律の效力を有するも

港出帆の汽船モンゴリア號にて赴任せり。八月二日日本に着し、數日の後宮中に伺候して信任狀を捧呈し、且つ 天皇 皇后兩陛下に親しく拜謁仰付られたり。

### 墨國の排米運動

米國政府が墨國ウエルタ大統領の政府を承認せず、加ふるに動もすれば反軍に援助を與ふるが如き形勢ありとて、ウエルタ政府を初め、首都の墨國人民非常に激昂し、七月中旬より八月中旬にかけて排米運動盛んに行はれ、迫害到る處に起り爲めに墨國を引揚げて歸國せる米人非常に多かりき。

### 墨國米大使交迭

大統領ウキルソン氏は墨國に於ける排米運動の將に關する時 公使ウキルソン氏を召還したり、ウ公使は政府と對黒政策に關する意見を異にするの理由にて辭表を提出し聽許せられ、十月十四日を以て其職を辭せり。後任にはミゾリ州前知事リンド氏一時大統領個人の代表者として派遣せられ、墨國民の投票に依り正式に大統領選舉せられ、米國亦正式に墨國政府を承認するを待ち、リンド氏亦正式に就任する筈也。

### 安達駐墨公使の赴任

墨國駐在の日本公使安達峯一郎氏は昨年七月下旬着任したが、恰も排米運動激烈にして、其反對に親日論盛んに唱へられ、新聞紙の如き公然日墨同盟を主張せる際なりしを以て熱狂せる墨國首都の市民より空前の大歡迎を受けたり。



墨國答禮使問題

昨年七月中旬墨國政府はフエリクス・デアツ將軍を、先年同國獨立百年祭に日本政府より内田大使を送りし答禮使として派遣する事を決定發表せり、デアツ將軍は前の大統領ポルト・フオリオ・デアツ將軍の甥にして大統領ウエルタ氏と共にマデロ政府轉覆の際、總司令官たりし人也。斯て八月下旬將軍はマンザニロ港より加州サンディエゴに來り、夫より羅府を経て桑港に來り、更にポートルランド、沙都を経て晚香坡に至り、八月十三日同地發の「エムベレス・オブ・ルシヤ」號にて日本に向ふ筈なりし也、乍併、右に關し墨國は外交上の慣例に倣ひ、豫め日本の都合を問ひ合せ置かざりしを以て、日本政府より恰も、聖上陛下避暑中に當るべけれど延期を申込み來りしを以て、遂に已むなく旅程を變更し歐洲に迂廻して歸國せり。越えて數旬墨國假大統領ウエルタ氏は駐佛公使デ、ラ、バラ氏を遣日答禮使に任命し同氏は巴里より西比利亞線にて舊臘末日本に入り皇室を初朝野官民より絶大の厚遇を受け特に米國人の耳目を聳動して後ち歸任せり。

移民總監の交代

昨年五月二十日加州議會上院、排日議員たる民主黨のキヤ・ミネチ氏聯邦政府の移民總監に任せられたり。八月沙都港の移民局長に華州上院の排日議員ホワイト氏任命せられたり。

ヘメット事件及び其他

土地問題の日米兩國の係争事件と成り居る際、即ち昨年六月南カリフォルニアに近きヘメットと稱する小部落に於て朝鮮人労働者排斥事件起れり。事實は十一名の朝鮮人労働者が白人地主に雇はれ赴きたるも、白人労働者が迫害して停車場より追ひ返したるものなり。結局地主より九十餘弗の損害を出して事済みとなりたるも、一時は日本兩國の國際關係を一層紛糾せしめんとするが如き形勢見えたりき。其後コロラド州デンバー市に於て公園内に於ける日本人の遊泳禁止事件、ワシントン州ポートタウンセントに於ける日本人農業労働者排斥、ニュウジエルシイ州イーストオレンヂに於ける同胞の高等學校入學拒絶事件等傳へられたるが何れも大事に至らずして解決せり。

米國の對墨政策宣明

米國政府は駐墨公使ウエルソン氏の代りに特使リンド氏を送り、墨國政府に左の提案を爲せり。

- 一、速かに國內の騷擾を中止する事
  - 二、速かに合法する大統領選挙を行ふ事
  - 三、現大統領ウエルタ氏は其候補に立たざる事
  - 四、合衆國政府は以上の條件が満足せられたる後に於て墨國政府を承認する事
- 右に對し墨國外務大臣は米國の提案は之を認容し難しとして其代りに左の提案を爲せり。
- 一、合衆國政府は墨國公使を受取るべし

支那の内亂と日本

昨年八月孫逸仙、黃興、胡漢民等舊南方革命派の領袖袁世凱の横暴を怒つて兵を擧げしも、不幸利あらず、連戦連敗して日本に亡命したり。九月に入り此内亂の餘波として、南京を陥れたる張勳の兵士日本人商店に侵入し掠奪を恣にし且つ兩三名を殺戮せり。依つて日本國論沸騰し、國民大會又は演說會等盛んに開かれ政府の對米及對支外交を攻撃せり。當時外務省政務局長阿部守太郎氏が岡田滿外一名の青年の爲めに殺害せられたるは、全く對支及對米外交に對する不滿の結果なりと解せられたり。日本政府は後に支那政府に對し、前記の暴行に對し損害と謝罪と責任者の懲戒等を要求したるが九月二十九日支那政府全く之を容れたり。

民國大總統選舉及承認

中華民國々會にては十月五日大總統選舉を行ひ三回投票の結果袁世凱當選し次で副總統に黎元洪當選したり。列國は共同して之を承認したり。

出雲艦の墨國派遣

在墨三千の我居留民保護のため日本政府は昨年十一月出雲艦を墨國に派遣せり艦長大佐森山慶三郎氏以下並に便乗の外務書記官地原正直氏大に墨國上下の歡迎を受けたり。

ポートル祭と桑港在留民

一、合衆國は速かに墨國に公使を派遣すべし  
 一、合衆國は中立の態度を格守し合衆國の軍需品又は資金を墨國反軍に供給するを妨止すべし  
 一、合衆國政府はウエルタ政府を無條件にて承認すべし  
 茲に於て大統領ウエルソン氏は八月二十七日國會に自ら出席して教書を朗讀し政府の對墨政策を評説したり。其要項左の如し。

- 一、合衆國は墨國に對し武力の干渉に出づる如き事なし
  - 一、墨國動亂に對しては嚴に傍觀中立の態度を保持し同國官反兩軍孰れに對しても合衆國より武器彈藥其の他軍需品を供給するを禁ず
  - 一、合衆國は如何の事情あるも墨國に於ける何等かの黨派に加擔し又は其の是非の判定者たる如き事なし
  - 一、總ての米國人に速かに墨國內を退去せん事を勧告す
  - 一、墨國當路者總體をして合衆國が此の時に際し墨國を退去し能はざる合衆國市民の將來を監視し之等の苦痛、損失等其眞程度に對する責に任する者なる事を知らしむべし
  - 一、合衆國の友情的調停交渉は合衆國政府又は墨國政府孰れの希望に出づるを問はず何時にても之を開始す
- 因に大統領が外交關係に關し自ら國會に於て教書を朗讀せるは國祖華盛頓以來初めてなり。

關稅改正案通過

民主黨多年の主張にかゝる關稅改正案は昨年四月下院を通過し、夫より上院に於て約四ヶ月審議を遂げた結果、九月九日通過したり。新關稅法は共和黨の舊法に比すれば全體に於て二割八分の減稅なりと云ふ。

桑港市は十月二十二日より二十五日迄ボートラ祝祭を催したるが在留民亦之に参加し祝祭委員の希望に依りてユニオン公園を裝飾したり而して祝祭日第一の擧式は實に此公園内に於ける而も純日本趣味を凝らしたる屋形船の上にて行はれたり、米人に非常なる好感情を興へたるが如し。

第十章 運河開通と各國海運業

巴奈馬運河の開通を期して新に航路を開始せん爲め、各國海運業者は新に汽船を建造して準備しつゝあるが、右に關し桑港商業會議所外國貿易部が千九百十三年八月調査せる處に依れば、運河利用の目的を以て建造中の各國船舶は五十隻に上り、遠洋航路に従事しつゝある會社にして該航路に就き畫策中のもの三十以上ありと。左に主要する海運會社の計畫を摘録せむ。

東亞汽船會社 桑港を終點とし既に早くより航運に従事し居る東亞汽船會社にては巴奈馬經由航路開始の爲め準備を開始し先頃新船七隻噸數合計七萬噸許りの者を注文したるが何れも冷蔵庫を有し主として加州產果物類を歐洲に輸送する等なり。

蘭米汽船會社 同社に於ては紐育航路を延長し太平洋岸に新航路を開始せんが爲め、此程一萬噸の汽船二隻を注文したる。

ローヤル汽船會社 世界最大汽船會社の稱ある英國のローヤル・メーブル・スチーム・パケット會社にては目下新船九隻の建造中なるが右は同運河經由歐洲及び太平洋岸の南米各國

べし。

東洋汽船會社 南米航路に新造船三隻を配し更に運河開通と同時に紐育航路を開始の意あるに似たり。

日本郵船會社 所有船八十三隻總噸數三十二萬六千七百七十噸を有する日本郵船會社は運河經由航路を開始する由なるが多分ニューオレアンズに寄港すべしといふ、尙同會社は同航路に充つる目的にて目下一萬二千噸級汽船三隻及び一萬噸級汽船二隻の建造中なり。

日本政府と巴奈馬航路

日本政府は本年度より神戸より沙都及び巴奈馬を經由して紐育に至る新命令航路を開き之れが受命者に年額百六十萬圓に達する保護金を與ふる筈にて本文起草中(三月上旬)には其事未だ公表せられざるも右受命者は多分日本郵船會社ならんと云ふ右に就き同會社はシャトル線をコロソ、ニウオレアンズ經由紐育迄延長せん但し貨物本位なり。

桑港大博覽會贊同費

日本政府の參同費總計百二十萬圓の中大正二年度の三十萬圓大正三年度の五十萬圓は既に議會の協賛を経たり外に筑波艦型の軍艦二隻派遣費七十五萬圓も大正三年度追加豫算に計上せり。

並に歐洲及加州間の新航船に充用する等なりと傳ふ。

北歐汽船會社 スカンデネビアン・パシフィック汽船會社にては運河經由北歐及び米國太平洋岸の新航路に使用の目的を以て目下一萬噸級の汽船二隻七千五百噸級の汽船二隻合計四隻の建造中なるがモーター式快速力の客船一隻も近々起工さるべく追て同型汽船更に二隻建造さるべしといふ。

ブルウファンネル會社 六十一隻の大船隊を有する同汽船會社は歐洲より運河を経て太平洋岸に直航路を開始する筈なるが右にて同社の世界一週航路は完成すべしと。

米布汽船會社 同社にても新船の建造中なるが運河開通の曉は墨西哥のアンタベック鐵道との聯絡を廢止し太平洋岸との聯絡を爲すに至るべし、目下同社所有の船舶は廿六隻あり。

智利汽船會社 同會社は運河開通と共に紐育航路開始の爲め他の汽船會社と合同すべしとの事なり。

フアブル汽船會社 佛國マルセーユの同汽船會社は運河開通と共に紐育より運河經由東洋に至り更に蘇士を経て佛國に歸着する世界一週航路を開始すべし。

ハリソン汽船會社 同社にては運河經由の航路開始の爲め新式汽船八隻の建造中なり。

漢堡亞米利加會社 運河經由の世界一週航路開始の計畫中なり。

米國航海會社 デュボント火藥製造會社の製造品運輸の爲め運河經由航路の開始を爲すべし

西海岸線 運河經由南米西海岸と紐育間に新航路を開始す

本書寄贈と謝狀

本書第一巻を寄贈したるに對し各所より鄭重な。謝狀を寄せられたるが其中二三を左に掲ぐ

○海軍省より

拜啓貴新聞社御發行の巴奈馬太平洋萬國大博覽會第壹、參册海軍大臣、次官及び副官部へ御寄贈被下御芳情之程感謝致候右不取敢御禮申上度如此に候 敬具

大正二年七月三日 海軍省副官 森山慶三郎

○陸軍省より

拜啓陸軍省御發行の巴奈馬太平洋萬國大博覽會紀念出版計畫中の所令投函々御完成に付き當省官房へ一部御寄贈被下正に受領致候右不取敢御禮申上候 敬具

大正二年七月五日 陸軍省副官 加納少佐

○衆議院圖書館より

拜啓今般別紙之圖書當館に御寄贈相成り受領致候永久保存致し議員其他の閣覽に供し長く御芳志を紀念可致候右御挨拶迄如斯に御座候也

大正三年二月二十五日 衆議院圖書館長 辛島知巳

○早稻田大學圖書館より

一、巴奈馬太平洋萬國大博覽會 第壹 壹册

一、巴奈馬太平洋萬國大博覽會 第壹 壹册

右の圖書御寄贈相成正に領收御厚意奉謝候永く本館に保存し閱覽爲致可申候 敬具

大正二年七月十日 早稻田大學圖書館

### 第四編 内外名士の意見

#### 第一章 日米問題と時論

##### 加州及墨國問題

外務大臣 男爵 牧野 紳 顯

##### 加州土地法及び抗議

過去十數年間加州議會に於ては毎期必ず排日的議案の提出を見ざるなく米國政府の熱心なる調停と帝國官民の機宜の施措と相須て從來幸に事なきを得たりしも昨年加州第四十議會に於て日本人の不動産所有禁止を目的とする「ウエツプ」案なるもの終に大多數を以て通過し五月十九日知事の署名を了し八月十日より實施せらるゝに至れり然るに該法は日本人に對し他の外國人に比して區別的待遇を與ふるものにして日米兩國交渉の主題となりたるも専ら此點にありとす。

帝國政府は加州の形勢に顧み本件に關して米國新政府の切實なる注意を喚起するの必要を認めウキルソン氏大統領就職後劈頭の機會三月五日に於て珍田大使をして同大統領に謁見せしめ兩國の親交に顧み適當の手段を盡し外國人土地所有法案の成立を防止するに努力せられん事を切望する旨陳述せしめたるに大統領は大使の所言を謝し政府は各州固有の權利に干渉するを得ざるも及ぶ限りの力を竭し帝國政府の期待に副ふ爲めに斡旋するを辭せずと明言し續て三月十三日大使は更

に國務長官ブライアン氏に面會し同様の言明を得たり。

又加州方面に於ては我領事も訓令に従ひ力の及ぶ限り盡瘁し桑港博覽會商業會議所其他の有力なる團體及新聞紙中にも排日的立法に反對したるもの少からず此間に於て日本人は固より米國人の正義を尊び國交を重んずるものにして満足なる解決を見んが爲め盡力したるもの少からざりしも形勢急轉し排日案は益勢力を得るに至れり。

茲に於て珍田大使は帝國政府の訓令により四月十二日國務長官と會見し更に四月十五日大統領に謁見し帝國政府は國家としての面目上極めて本件を重視するものなる旨を反覆説述し本法案防止の爲め一層の努力を要望する所ありしが大統領及國務長官は何れも深く我意を諒とし只土地所有權の許否が州に專屬するの事實は中央政府と加州當局者と政派を異にする事情と相俟て當面の解決を困難ならしむるものあるも我主張に對しては之が解決の爲め全力を盡すべき決心なるを以て此態度は宜しく日本政府に徹底する様取計らはれたき旨明言する所ありたり。

四月十八日に至り大統領は國務長官をして加州知事に電報せしめ友邦との親交に鑑み法案を變更し歸化權の有無を以て本件權利の標準となさざらんことを勸告し其後同月二十二日五月一日の兩度大統領より直接知事に電報し同月十一日更に國務長官をして電照せしむる所あり珍田大使も亦爾來屢次國務長官に會見し本法案は條約の主義精神に悖るものなる旨を繰返して我主張の徹底に努め日本人に區別的待遇を與ふるが如き立法を見るなからん事を要望したるに大統領は遂に國務

長官を加州に特派するに決し同長官は四月二十八日加州首都に着し兩院協議會に臨み親く中央政府の希望を陳べ種々調停的提議をなし極力立法の緩和に斡旋する所ありしも知事及其一派の議員は固く州權不干渉説を持し終に「ウエツプ」案を通

過確定するに至れり。  
土地法が加州兩院を通過するや帝國政府は五月十日を以て珍田大使をして第一回抗議書を國務長官に手交せしめたり國務長官は我抗議に接したる後五月十一日に至り大統領の命により加州知事に電報を發し日本政府より抗議の提出ありたるを告げ大統領は外交的折衝により外國人土地所有問題を處理する爲め進んで斡旋するを辭せずとの意を致し以て知事を反省せしめ同法案の裁可を中止せしめんと試みたるが右に對し知事は本法制定の必要と條約違反にあらざる旨を返電し十九日遂に署名せり此報に接するや國務長官は直に我抗議書に對する回答書を珍田大使に手交したり右回答書の要領は該法防止の爲め全力を傾注せるの事實を擧げ同法の成立を遺憾とするの意を表し該立法たる全然經濟的の必用に出でたるものなるを切言し尙ほ我提起せる他の諸點に對し夫々辯明を加へたるものなり。

然れども右米國政府の回答書は帝國政府の満足する能はざるものなるを以て六月四日珍田大使をして右に對する辯駁として第二回抗議書を國務長官に提出せしめ更に條約違反の點を指摘論して米國政府の注意を喚起せしめたるに七月十六日國務長官は帝國政府の第二抗議書に指摘したる諸點に對し精細に論辯を加へ本件救済策として二三の項目を掲げたる第

二回答書を正式に珍田大使に手交したるにより帝國政府は更に辯駁として第三回抗議書を草し珍田大使をして八月二十六日國務長官に手交せしめたり而して右我政府の辯駁に對しては米國政府より未だ何等回答なし。  
加州土地法に對する帝國政府の抗議及之に對する米國政府の辯明は前章に概説せる如くにして不幸にして未だ之を發表すること能はざるも要するに帝國政府は米國政府の辯明の到底満足なるものに非ざるを知り結局政府は本件の解決に關しては別に方策を講ずるの必要を認めたるも右に關しては未だ公表の時機に達せざるを遺憾とす。

##### 墨國に軍艦派遣

墨國に於て客年二月其首府に革命騒亂起り同月十九日「ウエルタ」將軍假大統領と爲りたるも全國容易に靜穩に歸せず十月の交「トレオン」陥落以來は形勢一層重大となり現に同國に在留する帝國臣民の數は約三千に垂んとし其生命財產に對する萬一の危險に付ては豫め適當の保護手段を講ずるの必要を認め帝國政府は客年十一月二十日帝國軍艦出雲を同國に派遣し在墨帝國公使と氣脈を通じ事に當り萬遺漏なからんことを努めつゝあり尙墨墨西哥に於ては帝國臣民は各國人と共同して義勇兵を組織し又帝國公使は各國代表者と協議して自衛の方法を講じ居れり而して帝國臣民の中難澁の状態にあるものあり公使は出雲艦長と共に極力其救済方法を取りつゝあり同胞の身命に拘はる事故の發生したるを聞かざるは欣幸とする所にして帝國政府は墨國に於ける現時の事態が一日も速かに平靜に復し内外人共に其堵に安するに至らんことを切望



第一章 日米問題と時論

濟的見地より二は人種的感情より頗る危険なりとする憂慮あり、日本は須らく此の事實を認めて右の憂慮を公平無私に考量し日本人の米國渡航制限を依然持續し以て社交上にも將た商業上にも共に粉擾を醸すべき日本人の該地方に増殖することを防止すべし。

二、米國は既に米國に在留し及び今後來航すべき日本人に對しては歐洲移民に許與しある有ゆる特權及び權利を許與すべし其の中に歸化權をも含むべきは勿論なり。

●米國の對日感情

教育ある米人の感情は概して日本に對して友誼的なり然れども一般の普通人に至りては日本國及び日本人に關する無智と誤聞の爲に多少とも偏見を懷くを見る、而して日本勞動者に對する偏見なるものは、一部分其の前來者なる支那若力に對する惡感の遺物なりとす、米國に於ける日本の友は皆現下の局面を遺憾とするものなり、吾人は將來に於て日本よりの無制限の移民の行はるべきを信ぜざると同時に熟く日本人を知るものは彼等の適合性、敏慧、英語力の故を以て終に歸化權を與すべきを疑はざるなり、吾今日と雖ども我米國に生れたるの故を以て米國の市民となり得べき日本人は多々あるなり。

解決法如何

此の日米間に於ける現下の争議を永久に解決するの道は果して如何、究極する所歸化權は日本に與へらるべきなり然れども今日には是は問題とならざるを奈何、日本が劣等國民として取扱はるゝは其の權利を傷つけられたるものなり日本は只自己の正當に受くべきものを要求するのみ即ち他の大國に與へらるゝと同等の取扱はれり。

又本月十日東京日日新聞に掲ぐる布哇特電は左の如し。  
●歸化權附與の請願出づ  
日本人に歸化を許す請願をスカッター博士等親日論者百數十名署名し大統領

1110

に送附する密なり反對論者は市民大會を開く計畫をなせり。  
凡そ主張すべきことを主張せざるときは往々にして他の冷笑を招くと同時に、主張し得べからざることを主張するとき他の爲めに制せらるべし、日本が「不能歸化人」たる境遇の脱却に全力を盡さず、土地取得の枝葉問題に力を致し、之を條約精神並に條約改訂論によりて成功せんと欲するは木に縁りて魚を求むるが如く實に不可能のことなり、日本は米國にもムーア、スコット等の學者あることを忘れたるなり、此の如き主張は斷じて不成功に終るべきは余の絶叫せる所なり、然るに政府も國民も之を顧みず、一片の學說、而かも實地に米國を研究せざる日本島國向の説に聞きて條約精神論を提出せしは實に千古の憾事なり、米國が此の主張に對し「條約を改正することは可なり、然れども其の新條約は土地を不能歸化人に與へざるべき條約なりと知るべし」との答を爲すは必然の論理として豫知すべきことなりしなり、又而かも日本が「不能歸化人」たることを脱却せざる以上は、米國の壓日(余は是より排日に替ゆるに壓日)は永久免るべからざるべく、終に昨冬又々新壓日のデーリンガム案を見るに至れること、又是れ必然の勢なりと知るべし、要するに日米問題は昨年於て日本の失敗を以て終始せるものと云ふべし、是れ豈に千秋の憾事にあらずや。(正月十二日起筆)

本月二十一日帝國議會に於ける牧野外相の演説は明に帝國政府が加州土地法案に關して盡力せる經過を説明せらる、吾人は其の盡力に對して感謝す、然れども其の説明丈にては日本は土地法の通過を防止することに盡力せり、又知事

加州日本人問題

法學博士 添田壽一

神谷忠雄

概論

の反省を促して其の裁可を中止せしめんと勉めたりと云ふ迄にて唯々條約精神論を楯に取り彼の歸化權取得なる根本問題を擯へて其の所得に盡力せる事實を見出す能はず、故に前掲の余の意見は正確にして之を變更するの必要なしと信ず。(二月廿三日附誌)

千八百五十二年提督ペルリが始めて日本の門戸を叩き、實際團體に加入せん事を忠告してより以來、日本は諸般の施設悉く範を米國にとり、忠實に其の指導誘掖に遵ひたるを以て、太平洋の彼岸にある隣邦よりは、常に好意ある援助を以て酬ひられたりき。日本が開國以來銳意改革に努めたる、教育、銀行、貨幣其他幾多の制度は、概ね米國の夫れに範りたる者なるが、日本は又同時に多數の青年學生を米國の各大學に送り、其の教育を受けしめたり。下の關事件の償金の返還、條約改正當時の好意、ホーツマウス媾和談判中に於ける盡力等は、今尙ほ日本國民の米國に對し感謝措く能はざる處にして、米國の名は常に正義、人道、親切等の觀念と同一不二の者として信せられたり。是故に表面に現はれたる口實の如何に關せず、其の精神に於て明かに日本人に對し、差別的待遇を與

第一章 日米問題と時論

1111

へんとする加州の外國人土地所有權禁止法案が、遂に州議會を通過せりとの報傳へられたる時に於て、日本國民は、如何にして米國民の態度此の如く激變するに至れるやを知るに苦しみたり、之を以て太平洋沿岸に於ける日本在留民の吃驚恐怖は云ふまでもなく、日本の内地に於ける國民は、國を擧げて在留日本人の蒙りたる苦痛を悲しみ、深厚なる同情を傾倒するを禁ずる能はず、政黨、商業會議所の團體は、直ちに代表者を派遣して在留日本人を慰問せしむると共に、彼等をして親しく米國民の間に周旋せしめ、兩國政府の間に進行中なる交渉を容易に纏めしむべく努力せしめたり。

今少しく溯りて過去の歴史を一瞥するに、米國太平洋沿岸に於ても支那人排斥以後、日本人を大に歡迎したる時代ありき。然るに千九百年以降、特に不幸なる學童隔離問題の發生以來、對日本人感情の潮流は、一大變化を來し、布哇諸島よりの轉航は終に全く禁止せられ、日本より直接渡來せんとする勞働移民も、假令日本政府が自動的に提議し且つ採用したる者なりとは云へ、所謂千九百七年の紳士の約束の結果として、是又全く禁止せらるゝに至れり、これ對日感情の變化より來れる結果の最も著しき者なりとす。日本國民は右の紳士の約束に對し、少からざる不滿の感を抱き居るも、暫らくの間は又止むを得ざる處のものなりと信じ、敢て多く不平を云はず、遠からずして此の如き拘束を撤廢し、其體面を回復するのみならず、他の外國人と同様なる條件の下に、自由に其人民をして此の大共和國內に入らしむるを許さるべき時期の、必ずや到來するに到るべきを期待し居たり。而して一方

米國側に於ても、労働者の一部を除きたる他の方面、即ち公平にして且つ着實なる考を有せる地主及資本家等は、一は之を以て正義公正の米國建國の精神に違反すとの論據より、一はより大なる經濟上の關係より、右の結果に就き非常に之れを遺憾なりとなせり。此間に於て在米日本人の社會的事情は漸次變化し、或者は其貯金を投じて土地を購入し、或者は鐵道の労働を止めて一廉の農業者となり、或者は家内の労働に依りて得たる資金を以て各種の店舗を開くに至りたり。此の如きは過去の狀態に比し非常なる進歩たるは云ふまでもなく、從來有色人種に對して白哲人種の思惟したるものとは全然反對なる狀態なりき。然るに時勢は米國人の間にも徐々として推移したり。即ち第一は政治的變化にして民主主義の弊害漸く甚だしきを加へ來りたる事之れなり、第二は經濟的變化にして、労働者の勢力大に増進し來れる事之れなり、第三は社會的變化にして、米國民を組織せる分子の大に從來と異り來れる事、從つて所謂米國の精神の徐々として其形式を改め來れる事之なり。此くして米國の輿論と國家的政策とは、事ある毎に從來の夫れと全く相反する方向に向つて進むに至れり。千九百七年より千九百十年に亘り、日本人に對してのみ特に差別的待遇を與へんとする各種の法案は、相次いで加州議會に現はれたり、然れ共當時に於ては公平且つ温和なる意見尙一般の輿論を制し居たるを以て、中央政府の公平なる態度は、州政府の敏活なる措置と相待つて大に効を奏し、幸にして之が通過を見るに至らざりしも、千九百十三年の初めに至り、中央政府交迭の事あり、加州に於ける労働同盟の活動と、

他の有力なる政治的勢力との結合とに依り、外國人土地所有權禁止法案を始めとし、幾多の排日的性質を有する法案は、頻々として加州議會に提出されたり、國務卿ブライアン氏が親ら遠くサクラメントに出張し、全力を傾倒して局面の打破に努めたるに依つて察するも、當時の形勢の如何に險惡なりしやを察するに難からず、不幸にして國務卿の努力は吾人の期待に反し、終に何等の効を奏するに至らず、他の諸法案は兎に角通過するに至らざりしも、最も重大なる關係を有する外國人土地所有權法案は、遂に大多數を以て州會の上下兩院を通過し、加州知事ジョンソン氏は五月十九日を以て承認の署名を之に與ふるに至れり。

茲に於て日本政府は五月より六月七月に亘り、該法律の條約並に國際の公道に違反せるを理由とし、米國政府に對して抗議を提出したるが、米國政府は慎重なる考量を費したる結果、七月の終りに至り漸く之に對する回答を日本大使に交附したり、其の内容に至りては固く秘密に附せられ居るを以て容易に之を知る能はずと雖も、傳ふる所に依れば、極めて委曲を盡し周匝を極めたるものにして、其の辭令亦甚だ婉曲なるものなりといふ。

在米の日本人並に内地の日本國民は、米國政府の正義と公正とに信頼し、且つ之れに多大の希望を屬するが爲め濫りに騷擾せず、極めて平靜なる態度を持し、時局の解決を期待し居れり、されば日本政府にして本問題を満足に解決する能はずんば、一般輿論の激發を鎮靜することは非常に困難なるべきが故に、日本政府は最近米國政府の回答に對し、更に抗議を

提出せんとなしつゝあるが如し。

### 排日問題實相

日本人排斥の理由とせらるゝ所のもの種々ありと雖も、要するに左の四種に大別するを得べし。

- 第一 政治的理由
- 第二 經濟的理由
- 第三 社會的理由
- 第四 人種的理由

第一 政治的理由  
 一、政權民主黨に移りてより、排日問題に對する從來の政治的關係全く一變したり、これ民主黨は州權尊重を主義とせるが爲めなり。加州議會に外人土地所有權法案討議さるゝや、進歩黨員は大統領の言に耳を傾けず、又國務卿ブライアン氏の勸告にも従はず、唯僅かに外國人土地法中の文句を修正改竄して一層外交的辭令の修飾を施したると、加州農業者の要求を諒とし三ヶ年の借地條項を之に挿入したるに過ぎざりき。既に該法案は知事の署名了したるを以て、之が解決の責任は自然中央政府の上に歸し、問題は一層困難なるに至りたるが、形勢は轉々推移して最後の解決は法廷の決定に待つの外なきが如く見ゆるに至れり。此の如き國際的重要問題が政争の具に供せられ、其の解決の今日の如く困難とならざる以前に落着するに至らざりしは遺憾に堪へざる次第なり。

二、日本人排斥問題の爲め常に活動しつゝありしは桑港の

労働同盟なるが、サンデーゴ選出の上院議員の如く、正義の爲め飽く迄勇敢に奮闘したる一二の人を除くの外、加州政治家の多くは彼等労働同盟の後援を失はん事を恐れ大抵排日案の賛成に傾けり、若し日本人にして選舉權を有せるならば形勢は恐らく大に異なるものありしならん、彼等が自ら如何とも爲す能はざる地位にありしは大に憐むに堪へたりといふ可し。

ハ、民主主義は同種同質の人民より成るを以て必要とす、故に日本人の如き外國分子は排斥せざる可からずと信する者あり、然れ共米國の態度は既に黑人、羅旬、スラヴ、猶太人、等有ゆる人種の雜居混合せるものとなり居る以上、斯かる議論は根據なきものと云ふべきなり、米國は異人種を同化せしむるの力を有す、而して自由平等が民主主義の根本義なる以上、排斥又は不公平等は其精神に違反せるものといはざるを得ず。

ニ、日本が國運を賭して戦ひたる日露戦争の前、及び其交戦中多大の同情を寄せたる米國は、戦争終局の後に至り、殊に甚だしく根據なき恐怖心を日本に對して抱くに至れり。彼の日本を以て好戰國民なりとなす説の如きは、全く取るに足らざる愚論なり、日本の如く多年の間平和を維持し得たる國家果して他にありや否や、日本にして戦ふの止むなきに至りたりとすれば、此れ正に國家自衛の必要上止むを得ざる者ありしと極東平和の維持との爲めならずんばあらず、若し日本にして嚴然立つて争はず、日露戦争に勝を制せざりしならば、日本夫れ自身並に支那の運命は果して如何、世界の歴史は大

に變化したりしならん。論者或は曰く日本人は餘りに忠君愛國の念熾なりと、然し乍ら日本人は決して盲目的に忠君愛國の念なるに非ず、其の根柢に於ては國法を重んじ國權を遊び、以て國家に忠なる大精神在つて存するなり、是故に若し日本人にして米國の政治に關係するを許さるゝならば、合衆國は必ずや彼等に於て最善なる市民を見出すならん。然り而して日本人が他移民に比し如何に法治的國民なるやは、政府の統計上明かに示されたる事實なり、然るにも拘はらず、非難攻撃起り、根據なき恐怖の起るは、戦争の準備をなさしむる事に依りて、直接間接大に利する處あらんとする利己主義者の惡戯に依るものなり。

第二 經濟的理由

イ、合衆國の人口は既に多數に達し、且つ世界の各方面より來る移民中好ましからざる者亦甚だ少しとせざるを以て、移民制限の時期到來したりとなすは至當なり、吾人が一たび極端なる社會主義の思想を懷き或は無政府主義の傾向を有する人民が、共和國の將來に取り甚だしき危険を醸するに至る可きに想到すれば、此の議論の有力なるは大に認めざるを得ず、然し乍ら若し好ましからざる移民に對し制限を爲すの必要ありとするならば、人種又は國籍の如何に依り差別をなすが如き事なく、凡てに對し平等且つ公平ならざる可からず、日本國民の最も憤慨するは實に不公平なる差別的制限なり。

ロ、天與の富源は之を子孫に貽さるべからず、故に良田園を日本人に買占めらるゝは非常なる危険なりと論ずる者あり、天與の富源をして徒らに費消せしむ可からざるは尤もな

る議論なり、然し乍ら日本人は米國の有する幾億英町の中より僅かに一萬數千英町の土地を購入したるに過ぎず、然かも彼等は銳意努力して資源の開發増進に従事し居れるなり、何ぞ之を防遏するの理由あらんや。米國の如く龐大なる國土を有し、未だ耕されざる多數の良野を放棄し居る國に於て殊に然りといはざるを得ず。

ハ、日本人は白人に比し能く困難なる勞働に堪へ、果實、野菜等の生産に於て特殊の技術を有し、且つ急を要する場合に於て非常なる働きを敢てするが故に、彼等の競争者に恐怖の念を興ふるに至れるが如しとする議論の如きは、直ちに打破せらるべし、何となれば以上の議論は甚だしく誇大に過ぎ、事實に於て日本人の従事して成功しつゝある方面は、全く米國人の活動する方面と異ればなり、彼等は決して競争し居らず、寧ろ兩者互に相寄り相待つて利益を擧げつゝあるなり。

ニ、若し土地にして日本人の手に委ねらるゝならば、地主は紐育若しくは歐羅巴等に悠遊するに至るべく従つて自己の懸念を抱く者あるも、これ亦事實を誇大したる議論なりとす、何となれば若し日本人にして排斥し盡さるゝとするも、他の人民にして土地を借り入るゝ者のあらん限りは、同様な事情は終に絶滅するが如き事なかるべければなり。

ホ、日本人は低廉なる賃銀に満足すとか、又は日本人の入り込む地方は彼等の來住せるが爲めの故に衰微すといふが如き攻撃は、全く事實の真相に反する曲論なり、日本人は米國人以上の賃銀はとらざるも、少くとも同等の額を得つゝあり、

而して彼等は高き地代を仕拂ひたる上、着々として土地の改良に努め、以て各地に於ける地價の昂騰を促しつゝあり、又日本人は日本固有の品物を使用し且つ米國に於て得たる處の金は悉く之を日本に送金す、故に彼等は好ましからざるといふ攻撃あり、日本人が其貯蓄の一部を故國に送金するは事實なるも、之を多くの歐洲移民に比すれば、其の額の僅少ななる到底彼等の比較に非ざるなり、又之を經濟上の大原則の上より見るに、移民の勞働せる結果の大部分は、永人に米國に資源として保存さるゝは明かなり、故に彼等移民が歐洲又は日本に對して多少の送金を爲すも、此意味よりすれば其れ自身極めて取るに足らざる少額なり。

第三 社會的理由

イ、日本人生活の標準は甚だ低きが故に米國の生活程度をも低からしむる恐れありとの説あり、元來日本人は社會的階級の最低部に於ける日傭取りとして出發したるを以て、萬事儉素に單純なる生活を爲すの必要ありしは事實なる可し、然し乍ら彼等と雖も亦之に堪へ得るの財力を得さへするならば、愉快に而も贅澤なる生活をなすの途は決して知らざるに非ず、現に他の移民に比し甚だしく贅澤を極めたる生活を爲し居る者少なからざるなり。

ロ、又日本婦人の地位は甚だ低く、彼等は多く過激の勞働に使用せらるゝといふ議論あり、然れども日本婦人の活動範圍は原則として其の家庭に在る事を記憶せざるべからず、彼等は社交上に與かる事甚だ多からざるも、彼等の家庭に於ける地位は、非常に重要にして米國婦人の其れと毫も異なる處な

きなり、加之時勢の變化は此の點にも及ぼし來り、西洋思想は漸次有力なる地步を占めつゝあり。

ハ、日本人は道德觀念に乏しく、賭博其他の惡徳を敢てする者多しといふ非難あり、少數の場合に於ては事實なるべきも、此等の惡徳は決して日本人にのみ見る所にあらず、而かも日本人自身は此等惡徳の矯正に極めて熱心にして、至る處多大の効果を收め居れり、人誰れか過ちなからん、若し日本人に對して率直に其過を指摘する者あらば、彼等は大に之を徳とし、喜んで之を矯正せんとしつゝあり。

ニ、次に來る非難は、日本人は宗教を有せず、故に信義を守る事能はずといふにあり、之に對しては前項同様の方法に於て答ふるを以て足れりとせん、尙ほ在米日本人中に多數の基督教徒あるを紹介するは、之等の誤解を解くに與つて大に力あるべきか。

第四 人種的理由

イ、人種の排斥論中最も普遍的なるは日本人を以て同化せざる人種なりとする説にして、此の説に賛する者は眞の同化は雜婚に依るの外なしと稱し居れり、吾人を以て之を觀るに必ずしも然らず、若し思想感情にして相一致するならば異人種の同化は決して不可能にあらざるなり、今假りに一步を譲り雜婚を以て同化の絶対必要條件として之を觀るに、日米兩國人の雜婚せる者既に其數甚だ少からず、若し人爲的なる而して不正當なる法律や習慣の之を妨害するなくんば、更に多數の雜婚を見るに至るべし、又事實に於て日本人種程同化し易き國民は少し、彼等の全歴史は悉く異りたる思想及異りた

る文明の同化史なり、日本が東西文明の同化の先驅者たるは一般に認められたる事實にして、他の東洋諸國民は日本の例に従つて進みつゝあるなり、若し此點に於て敢て或は疑を挟む者あらば、米國に於て生れたる日本兒童に一瞥を與へよ、蓋し思ひ半ばに過ぐるものあらん、彼等は皮膚の色を除くの外は凡ての點に於て全く米國人也、人種の同化如何に對して批判を下さんとせば、吾人は少なくとも一代位のタイムを彼等に許さざる可からず。

ハ、合衆國は餘りに多くの人種問題を有せり、黒人問題の解決の如きこれなり、而かも黒人は彼等の背後に於て、日本人の有するが如き強力なる政府と國民との後援を有せざるなりと稱する者あり、之に對しては吾人をして再び米國の同化力の偉大にして如何なる人種問題をも解決するに充分なるものあるを繰返さしめよ、米國は黒人問題の爲めには戦を執つて迄戦ひたる國民なり、何ぞ單純なる人種の相違の故を以て日本人の入國を拒絶する事を得んや。

ハ、或る論者は曰く、合衆國は己に歐洲より多數の人民を移入したり、千九百十五年に於て巴奈馬運河の開通するに至らば、更に多數の歐洲移民の來航を見るに至らんと、事實誠に説くが如きものあらん、然れ共此の理由を以て現在既に加州に在る日本人に對して制限を加へ、或は之を排斥せんとする理由となすに足らず、日本人が事實に依り立證されざる他の移民に比して一層好ましからずといふ事の證據立てられざる限りは、到底認容する能はざる議論なり、伶俐にして秩序を重んじ且つ愛國的なる分子を排斥し、無智にして懶惰而か

も無政府主義的傾向を有する者を歓迎する事は、果して賢明なる方法にして國家の爲めに計つて忠なる所以なる可きや否や、又同時に合衆國の有する殆んど無盡蔵ともいふ可き天與の富源と、廣茫として極りなき沃野とが、尙多數の人民を容れて餘りある事は充分記憶せざる可からざる處なり、而して此等の富源の開発する事は、豈啻に米國の爲めのみといはんや、又正に人類共同の大なる利益たる可き也。

ニ、日本人は劣等人種に非ずといふ事は一般に承認され居れり、然れ共全く人種を異にし居るは事實なり故に彼等との雜居は成る可く避く可しとせられ居るが如し、若し彼等にして雜居するならば彼等は全く米國化するに至らん。今日交通の頻繁にして迅速且つ容易なる時代に於て、異人種を永く引き離し置く事は到底不可能事に屬す、勿論入國に對する取締を嚴重にするは可なり、唯其の待遇の差別的なるを以て大に厭ふ可しとなす。

### 日本人問題の解決

第一、日本人問題の解決にとりて最も肝要なるは、合衆國が全體として更に善く本問題を了解するにあり。本問題の真相は其發源地たる加州の人民にすら充分徹底し居らざる有様なるを以て、距離遠く隔たりたるのみならず利害の交渉少き中西部又は東部の人民が、假令一般に日本人に對し好感情を以て之に對するありとするも、本問題に關して多く與り知る處なきは又怪しむに足らざるなり。然り而して一般米國人の輿論が外國人よりも自國民の言に多く耳を傾くるは自然

の數なるを以て、従つて誤報や牽強附會の臆測が一般人民の心理に影響する危険は甚だ少しとせざるなり。是故に加州以外の諸州に誤解の撒布されん事を妨ぐるが爲めに、事實の真相を正直に西部の新聞雜誌に供給し、誤らざる輿論の材料たらしむるは非常に必要なり。元來米國に於ては一般人民に最上の權力あり、且つ各州共に憲法上自治の權利を認められ居るが故に、米國全體の輿論殊に加州の輿論は東部諸州の人民をして誤解に陥らざらしむるが爲めに、且つは國際問題に關して中央政府の行動を容易ならしむるが爲めに、是非共之を正しき方向に導かざる可からず。而して本問題の解決中最も有効なるは、日本人に歸化權を與ふるにあるも、右は相當なる條件を附したる上、米國側より提唱するを以て寧ろ大に望ましとなす憲法上中央政府の權限内に屬する其他の問題、即ち條約改正變更等に關しては合衆國政府に於て日米兩國の名譽に累を及ぼさず、又双方共に満足し得るが如き方法に於て、之が解決の爲め最善の努力を爲すべきは決して疑を挾むの餘地なしと信す。

第二、本問題の解決に就き日本政府の爲すべき事亦甚だ少なしとせず、現に日本政府は其臣民を保護し其體面を維持せんが爲め、出來得る限りの方法を盡し居れり。若し幸にして正義と公正との上に立脚せる日本再三の抗議が、兩國間の權利均等待遇に關する凡ての疑問を除去するが爲め、兩國間に現存する條約乃至合衆國々法又は州法の修正變更を促すに至らば、日本政府及び人民の満足と歡喜とは、恐らく筆紙の能く盡す所に非ざるべし。今回の加州問題に對する日本の輿論は

非常に強烈なるものあるを以て、此際何れにしても本問題の解決を爲すに非ずんば、日本政府は爲めに甚だしく困難の地位に立つの餘儀なきに至るべし。或者は日本政府が彼の紳士的約束の履行に就き餘りに峻嚴に過ぐると非難し居れり。曰く多少手加減を加ふるも決して合衆國に對して不信の行爲とならざるにも拘はらず、日本政府は必要以上に該約束を嚴重に履行し居れりと、以上非難の當否は暫く措き、在米日本人の家族を渡航せしむるは、善良なる家庭を形成せしむるに於て最も必要なり、又在米日本人の日常生活の状態を改善するに與つて大に力あるべきは言を待たず。次に日本の法律は決して國に依り差別的待遇を與ふるが如き事なしと雖も、外國人土地所有權法、國籍法等は一層寛大ならしむる様之を改正するの必要あり。然り而して之と同時に海外渡航者に對し、一層の注意を拂ひ其監督を忽せに爲ざるを要するのみならず、更に根本に溯りて國民教育其者に大改善を加へ、彼等が海外渡航の後には決して困難苦痛を見るが如き事なき様爲ざるべからず。合衆國以外に赴く移民に對しても亦大に調査の必要あり。而して彼の獨逸が成功したるが如く、商工業の發達に依り多數の人民を國內に包容し而かも猶ほ緯々として餘裕あるに至らば、初めて理想的の境地に達し得たりとせん也。

第三、日米兩國政府の關係が、非常に良好なる状態にあるは勿論吾人の熟知する所なり。然れ共本問題を永く未解決の状態に置き、時に或は黃色新聞の材料となり、或は兩國の低級政治家をして之を弄ぶに任せんか、之が爲め終に非常なる



危険を生ずに至るなきを保せず。此の如きは兩國永遠の利益の爲めあらゆる方法を盡して避けざるべからざる處のものなり。若し兩國政府の間に於ける交渉にして不幸終に一致の點を見出す事能はずんば、之を仲裁々判の判決に待つも亦可ならん、何れにしても出来得る限り速かに根本的解決を爲すは絶對的に必要なりとす。

第四、米國に在ると故國に在るとを論せず日本人自身の爲すべき事亦甚だ多し、第一に既に米國に在住する者は宜しく米國の法律習慣に従ひ、米國の人民と同化する様努めざる可からず。自ら過てりと信する處は速かに之を矯正し、決して米國人に迷惑を及ぼし又其の感情を激せしむるが如き事あるべからず。又決して敵に攻撃の材料を與ふるが如き事をなすべからず。而かも世間の非難攻撃にして若し相當の根據を有するものならば、喜んで之を聴く丈の雅量あるを要す。若し夫れ彼の土地所有權、小作權又は歸化權等に關し、彼等の權利が終に認められざるが如き事あらば、官しく憲法の認むる所に従つて正々堂々之を法廷に争ふべし。又明かに認容さるべき明白なる理由なしに、公平なる社會的待遇を拒まる、如き場合あらば、何時にても之が改善の爲め其主張を遂ぐるを得べし。然し乍ら彼の言ふ所正しく其の曲我れにあらば潔く從來の行動を改むるに吝なるべからず。要するに自ら助くる事はやがて最上の後援者たらんは非ざる也。次に如何なる事あるも細心の注意を怠る可からざるは、米國に於て出生したる兒童の將來なりとす、彼等は當然の權利として此大共和國に自由の市民たるべき保證を有すればなり、吾人は眼界

を大にして廣く凡ての方面を觀察する必要があるは言ふ迄もなき事ながら、一方には遠き將來の事にも思を致さざる可からざるなり。更に翻つて少しく手近の問題に論及せんに、日本人の動もすれば陥らんとする衣食の贅費を節し、之を家屋の改良、衛生の設備等に投するは非常に急務なりとす。又日本人自ら米國人より隔離し若しくは支那人街附近に生活するを止め、支那賭博場に近づくが如き事なく、相成る可くは教會に出入し、日曜日には業を休む様にする事等は大に獎勵すべき事に屬す、彼の騒々しき佛敎の儀式や、三味線を掻き鳴らす事や、動もすれば排斥の口實を供給するの恐れある料理屋の營業等は出来得る限り之を避くるを宜しとす。米國人の國語風俗習慣を學び、日常の交際殊に婦人小兒間の交際を親密にするは、兩國民間に一層良好なる了解を齎らすに與つて力あるべし。又信用組合を起し各自の貯蓄を有効に使用する事、公共の爲め公會堂を建て圖書館を開く事等は、精神上及道徳上の修養に多大の効を奏すべし、兎に角一般道義の觀念に顧み好ましからざる舊慣を捨て、新らしき境遇に適應する様努力するは、正に在米日本人の爲さるべき可からざる所なりとす。

第五、日本人問題は畢竟するにタイムの問題にして決して深き根柢を有する者に非ず。他の移民の如きも曾つて同様な方法に於て厭忌され、今日に於ても或る人種の如きは全く社會的に排斥され居れり。故に時日の経過するに従つて萬事は都合よく落着すべきを以て、濫りに焦慮せず暫らく忍んで徐ろに時の至るを待つべしとは、吾人の數々耳にする所なり、若し論者の語る處事實にして今後何事も起らず経過すとせば、凡ては圓滿に解決するの時ある可し、然し乍ら吾人は一刻も早く此の如き時期の到来を促進せんが爲めに、常に日米兩國のみならず全世界の輿論を喚起し之を善導せんが爲めに、範圍極めて廣く且つ永久的なる啓發運動に全力を傾倒するの必要あるを認めざるを得ず。

日米兩國の使命

無責任なる戰爭論を爲す者は日米兩國共之れありと雖も、此種の問題は決して戰爭に依りて解決さるべきに非ず、何となれば不快なる感情を少しにても残すが如きは、眞の根本的解決に非ざればなり。日米兩國の貿易は既に非常なる多額に上り、今後益々發達増加する事疑あらざるを以て、言ふ迄もなく看過すべきに非ずと雖も兩國の間には更に高尚に更に重大な使命あり。太平洋の平和、東西の融合、異人種間の調和等は其最も重大なるものなるが、合衆國は其の歴史より見るも其の憲法より見るも又其の地理的關係より見るも、當然世界平和の擁護の爲め先頭に立つて進むべき地位に在り、又人類社會の一大災厄なるべき異人種間の衝突を避け之を巧み

に調和融合せしむる事も亦合衆國の有する高尚なる天職なりとす。日本は合衆國にして平和と正義と人道との大方針に依り進む間は喜んで之と行動を共にすべし。日米兩國にして此の高尚なる目的の爲め永く相提携するならば、他の東洋諸國は必らずや正に日本の例に倣ふべく、斯くして東西の結合融和は充分其の目的を達するに至らん、之に反して若し合衆國が歐洲諸國の擧に倣ふて主戰的態度をとり之が準備をなすが如き事あらば、外部よりの侵略を不可能ならしめたる米國の從來享有したる自然的優勝なる地位は終に失はるゝに至るべし。而して主戰的準備は自然の傾向として、他日侵略的の爲めに使用せらるゝ時あるべきを以て、他の諸國は不得止合衆國の行動を注視するに至るべく、世界の平和は爲めに非常なる危険に陥り、各國の人民は單に殺人器製造業者の手帖を膨脹せしむるが爲めに、重税の負擔に益々困憊するに至らん。然らば今の時は兩國が互に其の心事を了解し一切の誤解を除き、區々たる總ての紛争を解決し、相提携して一層高尚なる目的に向て進むの時に非ざるなきか。又平和を確保し文明を増進するが爲めに兩國は一層廣き意味に於ける提携を爲し、之に依りて凡ての一時の地方的紛争を解決し去るべきに非ざるなきか。

日米問題に依り得たる教訓

第一、曾つて小兒を愛するが如き態度を以て日本に臨みたる米國、日本の成長發達を見るに及んで漸次其の態度を變じ、一種恐怖の眼を以て之を視るに至りたるが、甚だしきに至つ

ては之を嫌惡する者あるに至る。然し乍ら加州問題の發生は必要上、日本に對する眞面目なる研究を促し、其真相を了解する者漸く多きを致したるが爲め、一般米國人の日本に關する知識も從來に比し稍々豊富となるに至り、世界の各國民中何れか果して米國の良友なるを判斷し得るの地位に立つに至れり。然り而して高尚なる公平の觀念に依り速かに満足なる解決を下すに非ずんば、紛争の極まる所終に意外の大事を惹起するに至る可きは、須らく米國人の知るを要する所なりとす。日本の商業的活動殊に支那方面に於ける其れは極めて盛なるを以て、勢米國と競争するに至らんとて大に之を憂ふる者あり、然れ共此の如きは思ふに一種の杞憂に過ぎず、何となれば東洋の市場は極めて大にして凡てに對して十分なる活動の餘地を存すればなり、日本は寧ろ多くの場合に米國の協力者なり、決して其の競争者に非ず、加之商業は必ずしも吾人の注意を傾注すべき唯一の目的に非ず、自ら稱して文明の國民なりとする吾人は更に廣く更に高尚なる或者に依り導かれざる可からざる也。

第二、從來移民問題に關して日本が餘りに之を等閑に看過し居りたる事は、思ふに今回の問題に依りて十分自覺したる處なるべく、今後は須らく一層根本の國民教育に多大の注意を拂ひ、盛んに國民に對し訓練を施し、一旦外國に移住するが如き場合に於ては、十分成功し幸福なる生活を送り得るだけの素養を與ふる必要ありとす。日本人に對し廣く外國の門戸を開放せしめんとせば、日本人自身に精神的物質的の教養あらしむるを大に必要とす。

第三、在米の日本人が十分覺醒し、凡ての方面に於て改善の急務なるを叫び居れるは、大に祝さる可らず。殊に時局問題の喧囂を極めたる際に處し、兩國政府に十分の信認を表し、少しも秩序を亂さざりしは吾人の特に推獎を禁する能はざる所なりとす。彼のヘメットに於ける朝鮮人放逐事件の如き、若し日本人にして自制する處なくんば、容易に報復的行動を惹起せしめ得たりし處のものなり。然し乍ら忍耐にも自ら程度を存するあり。此故に太平洋岸に於ける日本人の地位は誠に同情と賞識に値するものなくんば非ず。之を要するに今回の不幸なる出來事に依り、大共和國の人民の間に日本人なるもの、真相十分解せられ、又之に依つて日米兩國民が生活の向上に、將た精神的修養に一層努力奮闘するに至らば、禍轉じて福となり兩國並に兩國民相互の幸福利益の爲め誤れる者も遂に正うさるゝに至るべし。

將來に對する希望

若し北米合衆國にして、正義人道に對する傳來の誠實、光榮ある祖先の樹立せる高尚なる主義、殊に基督教の説く處の教義に反して侵略的帝國主義に趁り、其の政治家にして俗世間的野望を満足せんが爲め、領土的擴張を夢み、或は世界的恐怖の原因となり易き人種的反感に火を點する者あらば、太平洋の彼岸に於て終始渝らず、米國に信賴し來れる隣邦の失望や如何なるべき、抑も亦東洋幾億の人民の失望や如何ならん。米國の國家的政策にして此の如く變更するあらば、鵝蚌の争を利用して漁夫の利を收めんとする二三の強國は、或は

心密かに満足の微笑を洩す者あらん、而かも世界の平和、異人種の調和、人類の幸福等に對しては果して何等の意義ありや、不幸にして萬一此の如きが北米合衆國の目的にして、又其の理想とする所なりとせば日本並に世界の各國は米國に對する從來の態度を根本的に變更するなるべし、然し乍ら吾人をして願くば此の如き恐れを抱くの機會なからしめよ、而して世界の國民をして眞の米國的精神の勝利に依り、又正義人道の世界的弘布に依りて、永く平和と文明との大道に依り進むを待せしめよ。

米國排日問題の真相

法學博士 末廣 重雄

○加州在留日本人

米大陸の排日熱は必ずしも一地方に限局せず加州は固より言を俟たず北隣オレゴン州にもワシントン州にも否な國境を越えて加奈陀ブリチッシュコロムビア州にも推し及ぶことなるが排日熱の最も旺盛にして根據あるは加州地方に外ならざるを以て爰に代表の意味に於て加州排日運動の真相を討究せんと欲す。

加州に日本人の初めて移民として渡航したるは約五十年前の事なるが當初の勢力微々として見るに足らざりしも日清戦役後稍や其の状態を改め殊に明治三十七年後日本人の本邦より直航する者並に布哇より轉航する者共に非常に増加して米

國太平洋沿岸就中加州に於る日本人の顯著なる勢力は内外人の注目を惹くことゝなれり。

目下米國(布哇を除く)在留の日本人は其數約九萬五千に達し内約六萬は加州に在在す而して加州在留日本人の重要な事業は農業にして其の發展驚くべきものあり是等日本人の加州に於て所有する土地面積は約二萬七千英町にして現金借地歩合及請負耕作の農園約二十六萬英町に及ぶ加ふるに是等日本人の向上心の極めて強烈にして進歩亦急速なるは大に隣保白人の驚嘆する所となれり。

○加州の新土地法

爰に於て米國人が加州在留日本人の勢力を根本より排撃艾除せんと欲し先づ其の利刀を之れが中堅たる農業者に加へたるものを所謂加州の新土地法と爲す同法は加州在留の外國人を先づ市民となり得る者となり得ざる者との二種に分ち後者即ち日本人其他東洋人より加州に於る土地所有權及農業地賃借權を褫奪せん事を期したるものにして其の起草者は加州檢事總長ウエツプなり。

昨年夏余の加州桑港に在るとき適々同地コンモンウエルズ俱樂部の晝餐會に於て起草者ウエツプは該土地法制定の必ずしも加州の新發明に非らざる事を辯明し此の種先例は他州の法律にも合衆國の法律にも共に之ある旨を説述せり。

右に對し余は其の後シャトル市コンマーシャル俱樂部に於て聊か駁撃を加へたる事ありき他なし加州以外の州の現行法を見るに外國人に土地の所有を許すに際して歸化の意志表示を爲したる事又は其の州に在在する事を必要條件と爲したる

ものは之れあれども加州の如く市民となり得る外國人たる否とを以て直に在留外國人に土地所有を許否するの標準と爲したるものなし其の之れあるは實に加州を以て鼻祖と爲す。

更に土地法に關しては法律上より幾多論議すべきものあらんも今や姑く之を措き單に之を米國人の誇りとする正義人道博愛の上より見るも人種的僻見に基きて或人種を排斥せんと期したる立法は其の發足點に於て正當なりと謂ふ可らず加ふるに右土地法中市民となり得ざる外國人に對する相續の禁止は實に米國文明の根本義を破壊するものなり何となれば米國文明の根本義は家庭即ちホームの享樂を圓滿ならしむるにあり現に或米國人は東洋人は家庭の享樂を推重するを知らずと爲して排斥の理由たらしむるに非ずや然るに今や日本人加州に土着し米國富源の開發を助くると共に他方土地家屋を所有して米國の文明を謠歌し剩さへ妻女及び兒孫をして永く米國の國風に同化せしめんとするに方り本人死没忽ち其の庭園も父祖齋園の記念とすべき農場も其の妻女兒孫が米國生れに非ずして歸化權なき者なる限り悉く之を褫奪して公賣に附せしむるもの新土地法の主眼なりと謂ふに於ては何人か米國文明の爲めに痛惜せざるを得んや。

去りながら右の加州土地法は既に加州知事ジョンソンの署名を経て法律となり昨年八月十一日より實施せられ之に依りて加州在留日本人は米國に生れて市民權を有する者に非らざる限り新に土地を取得する事も相續する事も共に絶対に禁止せらるゝ事となり昨年既に第一回の適用ありたり即ち加州フ

スノ市附近在住の熊本縣人松尾某なるもの若干の土地を遺して死亡せり遺族は日本より伴ひ行きたる妻女と米國にて生れ従て市民權ある小兒となるが妻女は市民となり得ざる外國人なりとの廉を以て右土地法に據り小兒と共に均分して相續する能はず(夫の特有財産ならば)夫が粒々辛苦の結果漸く得たる所を一朝にして手離さるを得ざるの悲惨事ありたり。

○農業地賃借權褫奪の運動

斯くて年一年盛となりつゝありたる加州日本人の農業は右土地法に依つて大打撃を負はしめられし事なれば排日派は之に満足して其の運動を休止すべきやと云ふに然らず加州人は夙に支那人排斥運動に望外の成功を爲して心竊に恃む所あるのみならず今又該土地法の制定に成功して轉た望蜀の感に堪へず醇良健全以て一意加州の發展を計る一部人士を除くの外何れも排日運動に更に一步を進めんとしつゝあり況んや本年冬期に加州知事の改選あり明年州會兩院議員の改選も亦行はるべきを以て排日問題は例に由りて大に加州政争に利用せらるべく而して明春開かるゝ州會に幾多排日案の右餘波として出現すべきは察するに難からず想ふに明年春期の加州議會は新排日案の討議を以て大に内外の注目を惹かむ。

排日派の一部はウエップ土地法に於て日本人の土地の取得を禁止したるも尙且つ三ヶ年の農業地賃借權を許與しあるに對して憤懣措かず此の上更に該借地權をも日本人より褫奪して一舉其の地盤を崩壊せしめんと敦固きつゝあるに由り次期の加州議會を賑はすもの、一つは必ずや不能歸化外國人より農業地賃借權を奪はんとする法案なるべし。

人或は云はむ加州農業に於て日本人の顯著なる成功を爲したるは他者の模し難き日本人獨得の長所あるに由るものなれば今後と雖も加州の農業は日本人無くして立往く可らずと然り是れ一應尤もの實際的觀察たるも而かも時勢の轉變急なるものあり従て今日迄の加州農事情と今日以後の事情とは大に其の趣を異にするものあるを奈何せん。

即ち近く巴奈馬運河の開通するを待ち之を經由して南歐及東歐移民を直接に太平洋沿岸に輸送せんとする計畫は大規模なる歐洲諸大汽船會社の夙に着手したる所にして剩さへ歐洲出發港より太平洋沿岸諸港に至る直航乗船料約五十弗をば月賦拂にて既に拂込ませ居るものもありと云ふ斯くて明年運河開通と共に加州其の他の太平洋沿岸に來航する歐洲移民は非常の數に上るべしと傳へらる。

想ふに右は必ずしも架空の説に非らざるべし而して加州に來航すべき歐洲移民は是れ實に本國に於て葡萄、野菜、林檎等の栽培に長ずる農民にして其の長所を先住日本人と争ふものなるべきは考慮の中に置かざる可らず從來加州に於て勞働者及政治家の熱心排日運動を爲すに方り之に反抗して日本人の爲に最も努力したるは加州各地の大地主等なるが其の動機は若し日本人を喪はば其の廣大なる野菜園も柑橘園も忽ちにして荒蕪の地に化せんことを憂慮したるにあり然るに今や歐洲より來る白哲移民を以てして兎も角農園就働の日本人に代らしむるを得べくんば彼等大地主は何を苦んでか何時までも世論の囂々たる日本人の保留に汲々たらん。

して市民となり得る歐洲移民の來航のため加州在留日本人は僅に有する借地權をも奪はるゝに至らんか中堅既に崩壊するのみならず約七割迄農業家を顧客とする加州の日本商業家も到底其の營業を支持し難きに至り在米日本人中最も數多く且地盤固き加州の日本人の事業は爰に破滅の域に瀕すべし。

人或は云はん日本人は農業上の長所を有す加州若し之を排斥せんか去つて米國中我を歓迎して排斥せざる地方に移るも亦可ならずやと然れども日本人に對する排斥熱の現在存せざる地方と雖も一朝日本人の殺到するに至らば排斥熱の勃興する危險あることは近く僅々二十五名の日本人のフロリダ州に移住したるため俄然同州に排斥論の起りたるに徴しても知るべし他州移住容易に行はれ難し。

夫れ然り加州在留日本人に致命傷を負はしむべき農業地賃借權褫奪法案は將に明年を期して加州議會に提出せられんとす明年通過せざれば更に明々後年の問題となるべし危機今や脚下に迫る吾人は明日張膽之を未然に防止するの方策を講ぜずんばある可らず。

排日問題の解決策

法學博士 末廣重雄

○三救濟策

歷史上、地理上、通商上其他に於て過去現在並に將來共に特殊の關係を有する日米兩國の間今や不幸にして移民問題の蟠るものあり而して之れが根柢に人種的難問題の横はるあり

て其の解決は一朝夕の能くし得べき所に非ず去りながら解決如何に至難なるにせよ兩國の關係は特殊なるものあるのみならず移民問題は單純なる經濟問題に非らずして我が帝國の威信と我が民族將來の盛衰に重大の關係を有するものなるが故に是非之を我の利益となる様解決せざる可らず爰に於て土地所有權及農業地賃借權に關し條約改訂の議あり然れども余は根本解決策として歸化權獲得を可なりとす。

然るに右は米國に於て孰れも其の議會の同意を経ざる可らざる事なるを以て成否猝かに斷すべからざるのみならず假令成るにせよ尙且つ十年の歳月を要す而して一方加州に於ては在留日本人は更に借地權をも奪はれんとする危機の明年に逼迫し居るあり若し不幸にして借地權被奪せられて在住同胞の地盤全く土崩瓦解し去りたらんには其の後折角の根本的解決を得たりとするも六萬十菊夫れ將た何の用にか充てむ爰に於て一方に根本的解決を計るの必要なると同時に他方眼前の危機を救済すべき採消運動を講ずるを要す二つの目的の爲執るべき手段に三あり一は啓發運動なり二は桑港大博覽會の賛同出品なり三は墨西哥問題の利用なり。

○啓發運動

啓發運動に二種あり一は米國殊に加州在留の日本人を教育するを目的とす此く云へばとて事情不通の内地人の往々にして想像する如く加州在留日本人は甚しく劣等なる者にして排斥を受けるも自業自得なりと云ふに非ず否な彼等は決して本邦内地の日本人に劣らざるのみか寧ろ内地に於る同級同種の者に比して理想に於ても行動に於ても場所柄だけに優秀なる

は幾多の實例に照らして之を立證するに難からず此の點特に内地人の誤解せざらんことを希望するなり。去りながら彼等にも亦た幾多の短所あり日夜異民族と激烈なる競争を爲し殊に排斥の中心地に居るに於ては言論行動共に幾多の改善を加へ以て米國人をして乘して批難すべき欠點を見出すこと能はざらざるは喫緊事なり。

次に必要なるは米國人を教育啓發して日本人を充分に理解せしむる事あり但し余は啓發運動を萬能力ありとは信せず否事る啓發運動のみにては本問題を解決するの難きを知る然ればとて啓發運動を無効なりと云ふにはあらず精々之を實行するの得策なるを認む。

米國に於ける日本人排斥の理由は多岐に渉るも其の根本に人種的偏見即ち皮膚容貌の相違に基く偏見及彼我文明の同じからざるに基く偏見の存するは疑ふべからず余は渡米親しく實狀を研究し益々此の感を深うせり而して此の偏見は啓蒙的教育を加へて或程度迄之を動かすを得べし米國人中加州土地法の制定を始め其の他排日は専ら經濟的原因にありとするもの少なからず余は經濟的原因が排日の一因たるを否む者にならず然れども是が根本の原因たるを信する能はざるなり。

米國人の人種的偏見に富むは今更らるの事に非らざるも爰に顯著なる二三の實例を挙げんに(一)前年竹越代議士の加州視察中金門公園に自動車を驅るや適々風のため帽子を吹き飛ばさる途上の米國人之を拾ふて返へさんとしたるに折しも其の自動車より下りて之を受取らんとしたる竹越氏隨員が日本人なるを見て該米國人は案に相違の顔色を爲し折角に拾ひ來

れる帽子をば街頭に擲ちて去りたる事あり(二)在米日本人中の成功者にして米國人の間にも馬鈴薯王として周知せらるる牛島謹爾氏が去年家宅をパークレー市に購はんとしたるに單に日本人なる廉を以て大に妨害を加へられし事あり(三)桑港に於て一日本人の借家するや隣保の米國人は如何にもして之を立退かしめんと欲し種々卑劣なる迫害を加へたりしが右日本人の容易に引退かざるを見て其の窓前の花卉に熱湯を灌ぎて枯死せしめし事あり(四)シヤトル市にて日本人の營む一洋食店あり其の經營者の語る所に由れば米國人にして何心なく店内に入り來り卓に就かんとし偶々同店經營者の日本人なるを觀て卒然辭し去る者あり此の種の類例蓋し枚擧に遑あらず。

夫れ然り米國太平洋沿岸殊に加州に於ては排日感情の旺盛なるものあり従つて之を利用する政事家及新聞紙あり爲めに排日熱は隨處隨時に爆發するを免れず去りながら其の爆發も投石又は罵詈に留らば尙ほ忍むべきも今や然らず正々堂々法律を制定し之れに依りて公然日本人を排斥せんとするに至ては民族發展の上より云ふも一等國の體面よりするも忍ぶべき事に非ず然ればとて吾人は敢て不當の要求を爲し過激の行動に出づるものに非ず吾人の要求するは唯單に米國在留の日本人をして法律上米國在留歐洲人と全然均等の位置に立たしめ同等の權利を享有せしむることを要求するに外ならず此の要求の貫徹せらるる迄は撓まず屈せず啓發運動を米國人に對して行ふべきなり但し其の效果如何の懸念せらるるのみ。

翻つて歴代大統領の排日問題に對する態度を顧るに頗る心

細きもの無くばあらず前々大統領ロオツペルトの學童問題に幹旋甚だ努めたりしは對日好意の表現として隨喜すべきに非ず彼は陽に加州を抑へて日本を揚げ其の實却て日本を壓服して加州の爲めに移民制限の協約を成立せしめたるのみ果せるか其の後公表したる意見に於て明瞭に排日主義を宣言し剩さへ加州土地法にまでも裏書を爲したるなり現大統領ウキルソンも現國務卿武雷安も共に米國人たる立場より東洋人の排斥せざる可らざるを夙に聲明したる者なれば排日問題の解決に就きて過分の好意を此等有力者に期待するは誤謬なり。

○桑博參同は取消すべき乎

巴奈馬運河開通記念のため明年桑港に開設すべき巴奈馬太平洋萬國大博覽會に對しては日本政府は率先之に參同を申込み剩さへ委員を派して既に敷地の選定を了したるものなれども其の未だ工事に着手せざるを幸ひ日本政府は右參同を取消して英佛諸國と同位置に居り日本商工業者は一切の出品を拒絶すべしとの議論は昨年加州議會に幾多排日議案の現はるゝと共に廣く本邦人の間に唱導せられし所にして余も感情の命するまゝにすれば火を加州に放ちて燒き拂ひ桑港大博覽會を脚下に蹂躪して加州人に目に物見せ度き位なり。

然し是れは一片の感情論のみ之を離れて理性に還へり前後左右の事情をば考慮せざる可らず而して先づ第一に研究すべきは啓發運動の必要を認めざれば已む苟も其の必要を認むる